

博士論文（要約）

日本定住ビルマ人の変容：
少数民族と多数派バマーのエスニシティを超えた連帯

Transformations in minority-majority ties of
people from Burma residing in Japan

2014年3月

東京大学大学院総合文化研究科

梶村 美紀

目次

序章	日本定住ビルマ人への視座	
0-1	背景と研究目的	1
0-2	先行研究の検討と問題設定	16
第1章	日本の法制度と定住ビルマ人	
1-1	在留資格統計とビルマ出身者	28
1-2	日本の難民制度の推移	36
1-3	定住ビルマ人の日常生活	44
1-4	まとめ	48
第2章	多民族社会ビルマと少数民族	
2-1	1947年パンロン協定と少数民族	50
2-2	独立ビルマと少数民族	56
2-3	越境する少数民族	65
2-4	国民和解への取り組み	69
2-5	まとめ	72
第3章	来日前の経歴から考察するエスニシティ	
3-1	来日前の経歴	74
3-2	再認識するエスニシティ：民族州生まれヤンゴン居住の少数民族	78
3-3	獲得したエスニシティ：ヤンゴン出身の少数民族	86
3-4	活性化したエスニシティ：民族州出身の少数民族	90
3-5	まとめ	96
第4章	日本定住ビルマ人の組織活動	
4-1	定住ビルマ人の組織	98
4-2	定住ビルマ人の組織活動の変遷（第1期～第5期）	102
4-3	まとめ	126

第5章	日本定住ビルマ人の選択	
5-1	ビルマの「民政移管」	130
5-2	統計からみる定住ビルマ人の選択	134
5-3	アンケート結果からみる定住ビルマ人の選択	140
5-4	定住ビルマ人の将来に関する考察	147
5-5	まとめ	150
第6章	結論	
6-1	3つの問いへの答え	152
6-2	エスニシティを超えた連帯の意義	156
	参考文献	162
	添付資料	176

図表一覧表

図 1	ビルマ出身者の総数と在留資格別の推移	29
図 2	日本の難民認定の流れ	38
図 3	日本の難民認定状況（1982 年 1 月～2005 年 12 月）	39
図 4	ビルマ出身者の「永住者」等の取得数の推移	137
表 1	ビルマ出身者の国籍の有無と政治的目標	16
表 2	ビルマ出身者の在留資格（「別表第 2」）	30
表 3	ビルマ出身者の在留資格（「別表第 1」）	31-32
表 4	ビルマ出身者の年齢・男女別の在留数	35
表 5	難民申請者・認定者・「人道配慮」の推移	40
表 6	日本の難民認定者総数・最多認定国の人数と占有率	41
表 7	ビルマ出身の少数民族調査対象者の属性	76-77
表 8	定住ビルマ人調査対象組織一覧	100-102
表 9	定住ビルマ人の組織変遷と少数民族の意識	128
表 10	ビルマ・インドシナ出身者の日本国籍取得者数	139
表 11	FWUBC 第 1 回目アンケート対象者の属性	141
表 12	FWUBC 第 2 回目アンケート対象者の属性	143
表 13	FWUBC 第 2 回目アンケートの結果	143

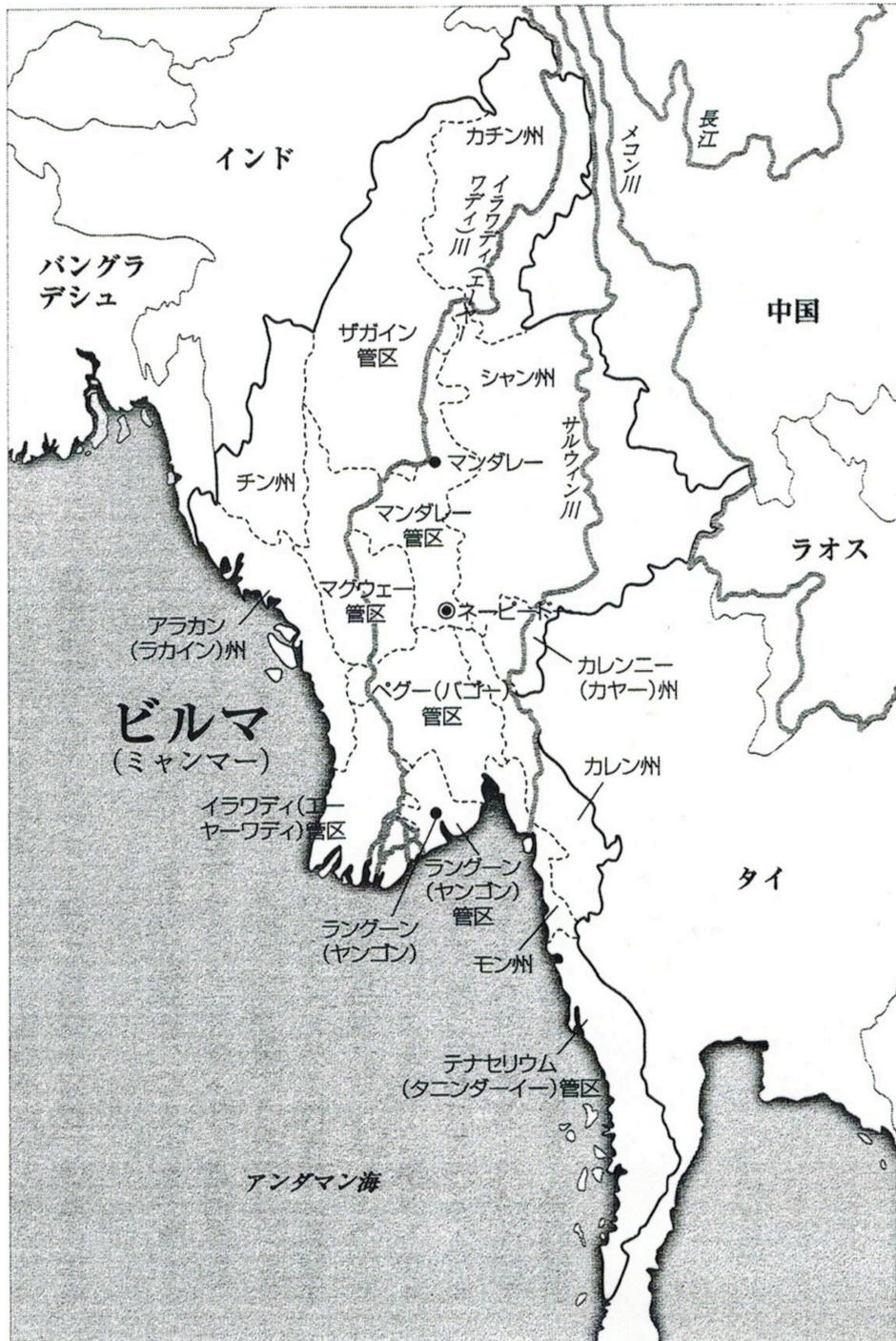
略語一覧

AAPP	Assistance Association for Political Prisoners (Burma)	政治囚支援協会（ビルマ）日本協会
ABFSU (FAC)	All Burma Federation of Student Unions (Foreign Affairs Committee)	全ビルマ学生連盟（外交委員会）
ABSDF	All Burma Student's Democratic Front	全ビルマ学生民主戦線
ALD (Ex) Japan	Arakan League for Democracy (Exile) Japan	アラカン民主連盟（亡命）日本
ASAJ	Arakan Social Association Japan	在日アラカン人協会
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
ASI	Anti-Slavery International	国際奴隷制反対組織
AUN	Association of United Nationalities in Japan	在日ビルマ連邦少数民族協議会
BAIJ	Burmese Association in Japan	在日ビルマ人協会
BDA	Burma Defense Army	ビルマ防衛軍
BDA Group	Burma Democratic Action Group	ビルマ民主化行動グループ
BIA	Burma Independence Army	ビルマ独立義勇軍
BNA	Burma National Army	ビルマ国民軍
BOJ	Burma Office Japan	日本ビルマ事務所
BSPP	Burma Socialist Programme Party	ビルマ社会主義計画党
BWU-JB	Burmese Women's Union Japan Branch	ビルマ女性連盟-日本支部
BYVA	Burma Youth Volunteer Association	ビルマ青年ボランティア協会
CNC-JP	Chin National Community, Japan	在日チン民族協会
CPB	Communist Party of Burma	ビルマ共産党
CWO-JP	Chin Women's Organization, Japan	在日チン女性機構
DBSO	Democratic Burmese Student's Organization	民主ビルマ学生同盟
DFB-JP	Democratic Federation of Burma (Japan)	ビルマ民主連合（日本）
DKBA	Democratic Karen Buddhist Army	民主カレン仏教徒軍
DKN-JP	Democracy for Kachin National, Japan	在日カチン民主化運動
DPNS-JPB	Democratic Party for a New Society-Japan Branch	新社会建設民主党-日本支部
DVA	Democratic Voice of Burma	ビルマ民主の声
EBC	Election Boycott Committee	2010年選挙ボイコット委員会（日本）
ERI	Earth Rights International	地球の権利インターナショナル

FWUBC	Federation Workers Union of Burmese Citizen, Japan	在日ビルマ市民労働組合
HRWUB	Hotel and Restaurant Workers' Union of Burma	ホテル&レストラン労働組合
ICS	Indian Civil Service	インド高等文官
JAC	Joint Action Committee of Burmese Community in Japan	在日ビルマ人共同行動実行委員会
JLH-JP	Kachin Literature and Culture Organization	カチン文学&文化機構
KIA	Kachin Independence Army	カチン独立軍
KIO	Kachin Independence Organization	カチン独立機構
KLCO	Karen Literature and Cultural Organization	カレン文学&文化機構
KNCD	Karen National Congress for Democracy	カレン民族民主議会
KNO-JP	Kachin National Organization, Japan	在日カチン民族機構
KNL-JP	Karen National League, Japan	在日カレン民族連盟
KNU-JP	Karen National Union, Japan	在日カレン民族同盟
LDB	League for Democracy in Burma	ビルマ民主化同盟
NDB	Network for Democracy in Burma	ビルマ民主化ネットワーク
NDF-Rep-JP	National Democratic Front (Burma), Representative for Japan	民族民主戦線 (ビルマ) 日本代表
NLD	National League for Democracy	国民民主連盟
NLD(LA) JB	National League for Democracy (Liberated Area) Japan Branch	国民民主連盟(解放地域) 日本支部
ODA	Office Developmet Assistance	政府開発機構
ODP	Orderly Departure Program	合法出国計画
OKOJ	Overseas Karen Organization, Japan	海外カレン機構 (日本)
PBF	Patriotic Burmese Forces	ビルマ愛国軍
PKDS	Pan Kachin Organization, Tokyo Japan	汎カチン協会-日本東京支部
PMNS	Punnyakari Mon National Society (Japan)	ポンニャガリモン民族社会 (日本)
PNS-JP	Palaung National Society, Japan	在日パラウン民族社会
SLORC	State Law and Order Restoration Council	国家法秩序回復評議会
SND	Shan National for Democracy Japan	シャン民族民主連盟日本支部
SPDC	State Peace and Development Council	国家平和発展評議会
SSA North	Shan State Army North	シャン州軍 (北部)
SSA South	Shan State Army South	シャン州軍 (南部)
SSCA	Shan Social Cultural Association	シャン社会文化協会

SSND	Shan State Nationalities for Democracy Japan	シャン州民族民主連盟日本支部
UNFC	United Nationalities Federation Council	統一民族連邦評議会
USDP	Union Solidarity and Development Association	連邦団結発展協会

ビルマの地図



括弧内は 1989 年以降の国名および地名。

出典：『ビルマの独裁者タンシュエ 知られざる軍事政権の全貌』 p. 9

序章 日本定住ビルマ人への視座

0-1 背景と研究目的

国境を超える人の移動が大きな意味をもつようになってきている。現代の国際移民の特徴として、国家による移民への統制、そしてそれに対する移民側からの対応をまず挙げることができる。それと同時に、新自由主義経済の伸張による経済格差が移民に与える影響もまた大きな特徴である。カースルズとミラーは現代の移民の特徴を、「移民のグローバル化」、「移民の加速化」、「移民の多様化」、「移民の女性化」、「移民の政治化」、「移民過程変遷の普及」である指摘する¹。そのなかでも国際移民が「多様化 (differentiation of migration)」し、「ほとんどの国家は労働移民、難民、定住者のどれかといった単一のタイプの移民を取り扱うのではなく、同時にそれらすべてのタイプの移住者に対処することになる。典型的には連鎖移民が、あるタイプの移民から始まってしまうと、政府が移動を止めたり制御したりしても（あるいは往々にしてそのために）、しばしば他のタイプの移住者をももたれていくことが多い」と説明する²。つまり、転入する移民のタイプを選別しようと国家が試みても、あらゆるタイプの移民がその潮流によって越境し、それらの人びとが受け入れ国の法制度にあわせて可能な在留方法を選択しているのが現代の移民を取り巻く現状である。たとえば、日本は労働移民を積極的に受け入れることをせず、いわゆる高度人材のみを受け入れるという方針を打ち出しているが、その結果、実態は労働移民であっても、法制度上は留学生、短期滞在者、結婚移住者などの形で滞在していたり、在留期間が過ぎても滞在しているケースなどがある。

このような国際移民の流れを後押ししているのは、そのときの社会情勢である。たとえば、日本にベトナム難民が漂着するようになった1970年代後半～1980年代は、人道的な観点から「難民」を保護すべきとの考えが国際社会に広まっていた時期であったが、それと同時に国境を越えた労働力移動が活発化した時期でもあった。その結果、日本では移住労働者は受け入れないが「ベトナム難民」であれば受け入れられ、仕事にも就けるという状況がうまれていた。中国福建省のある村に中越戦争を逃れていたベトナム人がその噂を聞きつけ、地元住民と協力し、「ベトナム難民」として日本に殺到するよう

¹ S. カースルズ+M. J. ミラー著 関根政美+関根薫監訳 2011 『国際移民の時代 [第4版]』名古屋大学出版会、pp. 9-14

² 同上、pp. 12-13

になったという「事件」も起きている³。南北格差が是正されるどころかますます拡大している現在社会においては、鎖国をしない限り、少しでも賃金の高い仕事を求めて人々は移動する。そして、一旦その流れができてしまえば、経済面以外の理由であってもその潮流を利用し人は移動する。

日本に暮らす外国人は、戦前から暮らしていたオールドカマーと、戦後來日したニューカマーとに大別される。ニューカマーのなかには既に世代を超えて日本に定住している人もいることからこの名称が実態を表していないとの考えもあるが、まずは両者の違いを説明する。オールドカマーとは、世界大戦の戦間期を前後して日本統制下の近隣地域から強制的または自発的に来日し、その後、日本で生活を継続している人びとである。19世紀後半以降の日本では、北米や南米に移民を送り出すようになっていた⁴。それと同時に、帝国主義政策の下で国土を拡大し、朝鮮半島と台湾に出自をもつ人びとを一時は日本臣民として扱い、戦後には、歴史上最後の勅令である1947年の「外国人登録令」によってこれらの人びとを「外国人」扱いしたのである⁵。その結果として生まれたのが戦後日本最大の「外国人」グループとされている在日コリアンである。この動きとは違ってニューカマーは1980年代に急増したが、それ以前の1960年代半ば以降から沖縄でサトウキビ収穫労働やパイナップル缶詰製造業に合法的に従事する台湾および韓国出身の労働者や、非合法に非熟練労働やホステスとして働かされる外国人がいた⁶。1970～80年代には、近隣のアジア諸国出身のホステス業の女性「じゃぱゆき」⁷さんが増加し、1980年代後半以降にはアジア諸国や日系南米人など、日本を生活拠点とする外国人が大幅に増加した。その後、2000年代後半の世界的な金融危機などにより2010

³ 古田元夫 1994「アクチュアリティー：「難民」報道の落とし穴」小林康夫・船曳建夫編『知の技法』東京大学出版会、pp. 184-195

⁴ 日本人の海外移住の始まりは、1868年（明治元年）に、横浜からハワイに渡った約150名が「元年者」とする考え方、1866年に幕府がだした「御免の印章」を開国の象徴とし、1853～1884年を海外渡航のはじまりの時期と捉える考え方などがある。移民船による海外移住は、1973年に横浜港を出航した「にっぽん丸」が最後となった（中牧弘允「日本人の海外移住 開国からデカセギの逆流まで」庄司博史編著 国立民族学博物館編集 2004『多みんぞくニホン—在日外国人のくらし—』財団法人千里文化財団、pp. 25-29）。

⁵ 田中宏 2013『在日外国人第三版—法の壁、心の溝—』岩波書店、pp. 64-66

⁶ 外村大 2013「安定成長期日本の外国人労働者—グローバル化下の移動の胎動」『アジア太平洋討究』No. 20、pp. 277-291

⁷ 19～20世紀に東南アジア諸国で性産業に従事するために渡った日本人女性「からゆき」さんを真似て作られた言葉である。用語として出てきたのは1985年になってからであるが、入管職員は1979年を「じゃぱゆきさん元年」と表現していた（外村大 2013、pp. 285-286）。

年には減少したが、それまでは日本に暮らす外国人数は増加していた。2012 年末の統計では 2,249,720 名が在留外国人として登録されている⁸。

オールドカマーに対する日本政府および社会の態度は、同化の強要や排除傾向が強かった。それが、「黒船」となったインドシナ難民の受け入れをきっかけとして、1982 年の難民条約⁹加盟をはじめ、オールドカマーを含む定住外国人に対する法制度上の差別が一部ではあるが軽減されていった¹⁰。とはいえ、1980 年代以降になり急増した「外国人労働者」の概念は明確に定義されておらず、その受け入れのあり方は「バック・ドア」または「サイド・ドア」からであった¹¹。1990 年の出入国管理および難民認定法（以下では入管難民法または単に難民法と表記する）改正により日系人の滞在および就労の自由化が図られたが、そのなかでもっとも数の多い日系ブラジル人の存在についても「顔の見えない定住化」¹²と表現されるように日本社会全体が外国人の定住を認識しているわけではない。

こうしたニューカマーの中にビルマ¹³出身の人びとがいる。1988 年の民主化運動の封じ込めと軍事政権成立などが直接・間接的なきっかけとなり、国境を越え世界各国へ脱出するビルマ出身者が急増し、そのなかで日本に来る人も増大した。そして来日したビ

⁸ 法務省入国管理局「平成 24 年末現在における在留外国人数について（速報値）」『法務省ホームページ』

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00030.html、2013 年 10 月 16 日閲覧

⁹ 本国の庇護を欠く難民の権利保護を規定した条約。1945 年発効。迫害のおそれのある地域への追放・送還も禁止する。難民の地位に関する条約（新村出編 2006『広辞苑第五版』岩波書店、p. 2015）。

¹⁰ 田中宏 2013、pp. 161-186

¹¹ 梶田孝道 1994『外国人労働者と日本』日本放送出版協会、pp. 32-53

¹² 梶田孝道ほか 2005『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会

¹³ 1948 年の独立時における国名は、ビルマ語ではミャンマー連邦「ピーダウンズ・ミャンマーナインガンドー：ပြည်ထောင်စုမြန်မာနိုင်ငံ」、英語ではビルマ連邦「The Union of Burma」であった。その後、1988 年の民主化要求デモ後に権力を握った軍事政権が、1989 年 6 月に英語表記を「The Union of Burma」から「The Union of Myanmar」に突然変更した。その理由として、英語表記の Burma の元となったビルマ語のバマー（ビルマ）には狭義のビルマ民族の意味しかないが、Myanmar には連邦諸民族すべてを含むため変更したと説明される。ただし実際のところは、バマーもミャンマーも歴史的には狭義のビルマ民族を指しており、ミャンマーは文語体、バマー（ビルマ）は口語体という違いが存在するのみである。この突然の変更に対して、国民への説明や同意を得ずに強制的に変更されたという経緯に賛同できず、現在でもビルマ（バマー、Burma）を好んで使用する在外のビルマ出身者は多い。少数民族のなかにはこだわりのない人やミャンマーを使用する人もいるが、1988 年 8 月以降の日本におけるビルマ出身者を研究対象とした本稿では、起点であるその当時に日本で使用されていたビルマ連邦を省略したビルマを国名として使用する。

ルマ出身者は、近年では日本における難民認定および庇護の大半を占めているという点で目立つ存在になっている。難民認定と庇護の供与は、日本に暮らすビルマ出身者に大きな変化をもたらしているが、一方で2011年3月以降のビルマ情勢の「変化」を受け、帰国することが現実味を帯びつつも、実際のところはそう簡単に帰国を選択できないという新しい問題も生まれている。1982年に難民条約に加入した日本の難民認定制度は、インドシナ難民以外の申請者には「狭き門」であったため、当初は認定されたビルマ出身者は年間数人しかいなかった。この動きに対し支援弁護士を中心とした働きかけが1992年から本格化し、ビルマ出身者の受け入れの門戸が少しずつ開かれていった¹⁴。その後も「狭き門」が続く日本の難民制度であるが、やがて難民認定者およびそれに準ずる庇護を得る総数の約9割がビルマ出身者という偏りがみられるようになった。その結果、難民として日本に滞在するビルマ出身者が飛躍的に増加している。本稿では定住傾向にあるビルマ出身者を対象に研究を遂行する。

ビルマ出身者とは、滞在期間に関係なく、たとえば短期訪問や在留期間が決まっている留学生や研修生なども含む、日本に在留しているすべてのビルマ出身の人を指す。それに対して、日本定住ビルマ人とは就労を主とした生活基盤が日本にあるビルマ出身の人を指す。つまり、ビルマ出身者の中に日本定住ビルマ人が含まれるという構図になる。日本定住ビルマ人に含まれるビルマ人とは、狭義のビルマ民族（以下、バマールーミョウ：ဗမာလူမျိုးを省略してバマーと表記する）ではなく、ビルマ出身の人を指す。本稿ではこの日本定住ビルマ人を研究の対象とする。日本に定住していることが前後の文脈から明らかな場合には単に定住ビルマ人と表記する。なお本稿で用いる日本定住ビルマ人の語は、主として難民制度を介して在留資格を得たビルマ出身者を指すが、それ以外の手段を経て日本定住しているビルマ出身者を除くというものではない。例をとれば、専門職での就労、エスニックレストランや食材店などの経営、日本に生活拠点がある人との結婚、元留学生が日本で就職した場合など、難民制度に拠らずに在留資格を得て日本に定住している人びとも含めて定住ビルマ人と呼称する。

近年、その存在が一部で知られるようになってきた日本定住ビルマ人であるが、関連する研究は数えるほどしかなく、系統的にまとめられた研究はない。本稿が主に言及する定住ビルマ人の連帯については、極端に少ない難民認定数の付与が要因となり相互の

¹⁴ 1992年に在日ビルマ人難民申請弁護団が設立された。2010年6月までに約600名のビルマ出身者の難民申請を扱い、うち180名が難民認定、約260名が難民とは認められなかったものの人道配慮等による在留特別許可を得ている（在日ビルマ人難民申請弁護団ホームページ <http://www.jlnr.jp/burmalawyers/index.html>、2013年11月21日閲覧）。

連帯がうまくいっていないとされている¹⁵。日本のビルマ出身者に関する調査研究は極めて少ないため、この指摘は重要であるが、この論文の調査対象時期は2005年であり、日本定住ビルマ人を取り巻く環境はこの時期を前後して劇的に変化している。本稿では、この変化を含む、1988年から2013年にかけての四半世紀にわたる日本定住ビルマ人の意識の変容を考察する。その際、特にビルマが抱える複雑な民族問題を重視する。これまで、在外ビルマ出身者を扱った研究では、その多くが1988年の民主化デモによる弾圧を逃れるために越境したバマーが主な対象となっている。しかし、実際には民主化デモ以前やデモ収束から20年以降が経過した現在でもビルマ国民の流出は継続している。また、越境するのはバマーやカレン¹⁶ばかりでなく、ほかの少数民族もいる。本研究ではこれらの点に注目し、多民族から構成される国家として、複雑な課題を抱えるビルマの実態を重視した調査研究を心がける。

日本では、国境を越えて移動してきた人びとを移民とは呼ばず、定住外国人、外国人労働者、外国人花嫁など、外国人と呼称するのが一般的である¹⁷。また、近年では地域社会の一員として受け入れる意味合いを込めて、外国人住民または外国籍住民と表す地方自治体もある¹⁸。ただし、これらの呼称が日本人以外のすべての人びとを指しているわけではない。この点について、そもそも日本人とは誰を指すのかという疑問がわく。最も線引きが容易な国籍法によれば「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」に日本人となり、また日本国籍を取得した人が日本人とされている。そして、それ以外の人を外国人とするのが、日本における日本人と外国人との一般的な線引きの定義である。ところが、この定義は国民国家を基軸とした分け方であり、人びとは何れかの国に属していることが前提となっている。しかし、なかには何れの国にも属していない人、当該国家から排除されている人、国家の崩壊や諸手続きの不具合の結果として生まれつき出

¹⁵ Banki, Susan. 2006. "The Triad of Transnationalism, Legal Recognition, and Local Community: Shaping Political Space for the Burmese Refugees in Japan". *Refuge*. 23:2 (Winter), pp. 36-46.

¹⁶ 一般には、カレン民族、カレン族、またはカレン人と表記されるが、本稿ではカレンという人びとを指していることが明らかな場合は、単にカレンと表記する。不明な場合にはカレン民族とする。そのほかの民族についても同様に、シャン(またはシャン民族)、カチン(またはカチン民族)、モン(またはモン民族)などと表記する。

¹⁷ 政治経済界では移民が使われる場合もある。たとえば自民党の外国人材交流推進議員連盟では2008年6月12日に「移民1000万人受け入れ」を提言、日本経済団体連合会は2008年10月14日に発表された「人口減少に対応した経済社会のあり方」で「日本型移民政策」を検討している。

¹⁸ 例えば、2003年8月末現在、東京都渋谷区や東京都八王子市では「外国人住民」、神奈川県や大阪府大阪市では「外国籍住民」を使用している。

生国を持たない人など、実態として無国籍の人びとがいる¹⁹。本稿の研究対象である定住ビルマ人の中にも、本国ビルマの庇護を受けることができない事実上の無国籍の人がおり、その無国籍の人から生まれた定住ビルマ人2世もまた無国籍である。この無国籍の人は外国籍ではないが、日本籍か外国籍かという法制度主体で分けてしまうと何れにも属さず、そこからこぼれ落ちる人がいることになる。それよりは、無国籍者も含みつつ日本以外の国や地域に出自をもつ人という観点から、外国人という呼称の方がより多くの人を指すことが可能である。本稿では以上の意味をもつ外国人という呼称を使用する。誰が日本人で、誰が外国人なのかという視点は、本稿を通して考察する定住ビルマ人の意識の変容から見出される意義ともかかわるものである。

昨今の世界的な潮流として、当該国にある期間居住した事実に基づいて国籍を取得する居住主義の要素が新しく加わってきている²⁰。外国人の長期定住化など、複数の国とつながりがある人の増加にともない、一つの国籍では実態にあわなくなったことから、国民と外国人との線引きが見直されるようになってきているのである。その対応の一つとして、これまで二重国籍を認めていなかった血統主義を原則としている国で生地主義を組み合わせた対応がみられるようになってきている。血統主義を重視していたドイツは、国民の約1割が外国人である実態を受けて、生地主義を部分的に取り入れるようになった²¹。また、スウェーデンに代表されるように、従来の国民と外国人の間に位置する長期定住外国人を「永住市民 (Denizen)」と捉える考えもある²²。さらに、イギリス、フランス、オランダでは、旧植民地出身者にはより多くの権利を認めるという動きがみられる²³。

このように、諸外国では社会の構成員の変化にともない国籍の扱いが変わる傾向がみられる。日本でも同様に社会の構成員は変化しているが、国籍の扱いに目立った変更は

¹⁹ 2010年の外国人登録統計では1,234名が「無国籍」として登録されているが、実際にはこの数字より多いと考えられている (NPO法人無国籍ネットワーク「無国籍者Q&A」『NPO法人無国籍ネットワークホームページ』

<http://www.stateless-network.com/known/qanda.html>, 2013年11月17日閲覧)。また、世界には約1,000万の無国籍者がいると推計されるが、各国政府提出の情報の集計によれば330万人にとどまる (国連難民高等弁務官事務所「数字で見る難民情勢(2012年)」『国連難民高等弁務官事務所ホームページ』

http://www.unhcr.or.jp/ref_unhcr/statistics/index.html, 2013年11月17日閲覧)。

²⁰ 近藤敦 2001『[新版]外国人参政権と国籍』明石書店、p.15

²¹ 福田佳彦 2001「ドイツの国籍法改正と二重国籍問題」神奈川大学経営学部『国際経営論集』pp.175-201

²² トーマス・ハンマー著 近藤敦訳 1999『永住市民 (デニズン) と国民国家一定住外国人の政治参加』明石書店

²³ S. カースルズ+M. J. ミラー 2011、pp.131-133

なく、重国籍は認めず、長期定住者への諸権利は限定的なままである²⁴。国籍取得の根拠は、生地主義と血統主義に大別される。ある国の領土内で子どもが生まれたという事実に対して、その国の国籍を付与するという考えを生地主義、両親または父親と同じ国籍を付与するという考えを血統主義という。日本では血統主義を採用している。「日本という国ほど、「国籍」についての関心のもち方が、両極分解しているところも珍しいのではなかろうか。圧倒的多数を占める日本国民にとっては、それは“水”にも“空気”にもたとえられるほど全く無頓着でいられるものである。一方、同じ日本にいても、外国籍の場合²⁵だと、日常生活のなかでほとんど毎日のように、「国籍とは何か」と自問しているかもしれない²⁶」と指摘される。日本では国籍の取得は戸籍制度が基本となり、日本国籍保持者か否かかで、社会的な立場が大きく異なるという点が特徴的である。以下で検討するように、血統主義を根拠として1990年に改訂された入管難民法の運用面を通して、「揺らぎ」がでてきているが、基本的な方針は変更されていない。

1990年の改訂で、「日本人の子として出生した者の実子に係るもの」、「日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるものの実子に係るもの」を「日系人」とみなし、活動制限のない「定住者」として日本に在留できるようになった²⁷。ここでは「日本国民として本邦に本籍を有したことがあるもの」が日本人と捉えられている。「本邦に本籍を有したことを証明するのは戸籍謄本で、この写しを提出すれば、「日系人」と認められ、日本に合法的に滞在できるようになったのである。しかし、この法改定後、戸籍謄本の写しが売買され、その「偽物」の写しを入手した人が来日し、「定住者」資格を得るという「事件」が起こるようになった。その要因として、送り出し国と日本における公式文書に対する扱いの違いが指摘されている²⁸。たとえば、ペルーでは、鉛筆で書かれた文字を消しゴムで消した婚姻証明書や名前のスペルが違うパスポートなどが公式文書として発給されるが、日本では、これらの「本物」の証明書では受理してもらえないというケースがでてきた。そのために、このようなケースを教訓として、日本の基準にあう「偽物」を「本物の日系人」が購入するよう

²⁴ ただし、それまで認められていなかった未婚カップルの子について、日本人の父または母が一定期間内に届け出れば日本国籍を取得できるという改正（国籍法第3条の国籍取得届）が2008年になされた。

²⁵ 無国籍の状態にある定住ビルマ人も扱う本稿の観点からは、「外国籍の場合」は、「外国籍または無国籍の場合」が実情を表す。ただし、「外国籍」と「無国籍」とでは直面する問題が異なる。

²⁶ 田中宏「おわりに」土井たか子編1984『「国籍」を考える』時事通信社、p.219

²⁷ 「平成2年法務省告示第132号」で定住者の地位が定められた。

²⁸ 渚上英二1995「偽日系人を生み出す社会」『日系人証明：南米移民、日本への出稼ぎの構図』新評論、pp.49～54

になっていったのである。この事例から、「偽物」を生み出したのは「本物」の日系人であったと指摘される。そして、「偽物」の写しが「本物の日系人」によって必要とされ、それが売買されるようになり、やがては商売として成り立つようになると、ついには日本に行くつもりのない「本物の日系人」までもが戸籍謄本を取り寄せて、売らるようになり、コセキ売買ルートが形成されていった。移民を受け入れない方針の日本であったが、日本人との血のつながりを証明できれば「日系人」とみなされ、日本で自由に就労できるようになり、その手続き過程で、「本物の日系人」が、「偽物」の書類を入手せざるを得ないという奇妙な状況が生まれたのである。

さらに、その売買された戸籍謄本で「定住者」資格を得て働いている日系人労働者の噂の真相を探るため、日系人が多く働く工場に潜入した日本人ルポライター高橋の経験が興味深い²⁹。それは、高橋の目的を見抜いていた一人の「日系人」ドクトルの発した言葉である。「ニセ者をさがしているのか」とドクトルに聞かれ、返す言葉が出てこなかった高橋に向かって、ドクトルはまず「民族って何だ？血って何だ？」と、沈黙を破った。そして「たとえば、お前におじさんがいたとしよう。そんなおじさんがいるなんて知らなかったんだけど、ある日突然現れたんだ。そのおじさんは大金持ちだった。さあ、その人はお前の親戚か？お前は言うだろう、そうです。この人は私の血のつながった大切なおじさんです、とな。そう言うだろ？じゃあ、もし、それが借金取りに追われたおじさんだったらその人はお前の親戚か？」、黙り込んだ高橋に対してドクトルは「見ず知らずの他人だろ」といい、「血や民族なんてのはそんなもんだよ。血なんてのは、都合（コンベニエンテ）ってことなんだよ」「・・・、ペルー人でいた方が都合がよけりゃペルー人。ニッポン人でいた方がよけりゃニッポン人。それだけのことなんだよ・・・」と続けた。さらに、日系人労働者と「ニッポン人」はどこかに共通点があるはずだと反論する高橋に対し、「・・・ニセ者をつくってるのは、お前なんだよ」、「お前がニッポン文化がどうしたただの、ホンモノどこだニセ者どこだって聞いて回ってるから、みんなその期待に応えようとしているんじゃないか」と凶星を指され、高橋は何も言い返せなくなる。さらにドクトルは「いいか、あいつらは他に何もいないんだよ、ニッポン人ってことしかないんだよ。ニッポン人にしがみついでんだよ。だから一生懸命、お前にあわせようとしているんじゃないか」と説明し、最後に「お前はね、鏡に映ったお前自身を見てるんだよ」と突き放し、高橋は何も言い返せなくなった。

民族とは「文化の伝統を共有することによって歴史的に形成され、同族意識をもつ

²⁹ 早尾貴紀 2008『ユダヤとイスラエルのあいだ 民族／国民のアポリア』青土社、pp. 28-34。同じ段落の「」内も同文献から引用。

人々の集団。文化のなかでも特に言語を共有することが重要視され、また宗教や生業形態が民族的な伝統となることも多い。社会生活の基本的な構成単位であるが、一定の地域内に住むとは限らず、複数の民族が共存する社会も多い。また、人種・国民の範囲とも必ずしも一致しない³⁰」などと説明される。だが、民族の決定要因は、誰が、どの時点で、何を目的としているのかによって左右される。すなわち「相互関係の場で可変的なもの³¹」であることを上記の事例が示している。さらに、この事例では、日本という国家が1990年の法改定を通して、「日系人」という「名づけ」の契機となったことを示唆している³²。「名づけ」とは、国家に代表される制度化された社会において、少なくとも3つ以上の小集団がある場合に、中間集団に「名」が付けられることを指す³³。また、この「名づけ」に対する当該集団側からの応答として、その「名づけ」られた名を使うか、それ以外の名を使うかは別として、「名乗り」という行為が民族を生み出すメカニズムの初源となり、特に「国家」による「名づけ」に対する「名乗り」のあり方が、その民族のあり方に影響を与える³⁴。先の例では、日本と何らかのつながりを持ちつつペルーに暮らしていた人びと、そして、それらの人びととつながりがあった人びとが、日本国家という場に持ち上げられた結果、「日系人」と名づけられた³⁵。このように、国境を超えた人の移動は、日本国籍の「揺らぎ」、そして民族の「名づけ」や「名乗り」を生み出しているが、日本では現在のところ、これらの事例を受けて、国籍や外国人受け入れのあり方を変更するという動きにはいたっていない。

日本の国籍を取り巻く制度は変わっていないが、それに対する人びとの捉え方には変化がみられる。これまで在日コリアン社会では、日本国籍取得は「民族の裏切り」と捉えられ、国籍問題を議論すること自体がタブー視され、実際に日本国籍を取得した同胞への非難の目は厳しいものであった。日本国籍を取得していることを理由に同胞から裏切り者とされ、その後も居場所をみつけることができずに25歳の若さで自殺した1970年の「山村政明」事件が象徴的である。それが、2000年代に入り、3世や4世の在日コ

³⁰ 新村出編 2006、p. 2585

³¹ 古田元夫 1991『ベトナム人共産主義者の民族政策史 —革命の中のエスニシティー』大月書店、p. 13

³² 石田智恵 2009「1990年入管法改正を経た〈日系人〉カテゴリーの動態—名づけと名乗りの交錯を通して—」立命館大学大学院先端総合学術研究科『Core Ethics』Vol. 5、pp. 1-10

³³ 内堀基光 1998「民族論メモランダム」田辺繁治編『人類学的認識の冒険—イデオロギーとプラクティス』同文館、pp. 28-33

³⁴ 同上、pp. 33-38

³⁵ 石田智恵 2009、pp. 1-10

リアンの間には、タブー視されていた国籍問題を積極的に議論していこうとする動きがでてきた。2003年11月16日に開催された「第一回在日コリアンフォーラム〈参政権・国籍・教育〉³⁶」では、在日コリアンが日本国籍取得を主題に公開議論を展開した。当日の登壇者のほとんどが反対意見を表明したが、後日フォーラム参加者が返送したアンケートでは大部分が賛成意見を表明しており、この問題を話しあうきっかけとなったという点だけに注目しても画期的な場であったのは間違いない³⁷。フォーラム参加者などを対象に実施したインタビューでは、多様な意見がみいだせる。その一部を紹介すると、感情的な反発を乗り越えて選択肢を広げるような働きかけが必要だという考え、日本国籍を取得することにより在日コリアンというマイノリティの存在を明らかにし、権利を得ていこうという考え、永遠に朝鮮民族であるが生きる権利として日本国籍を取得したという考え、朝鮮民族としての意識はほんわりともっていればよいという考え、韓国籍のまま幸せになりたいという考え、議論すべきは国籍取得ではなく、いかに永住権を保障するかであるという考えなど、千差万別である。法制度や社会的な差別など、在日コリアンを取り巻く日本社会には多くの問題が残り、高校無償化における朝鮮学校の排除などの新たな問題があるが、その一方で、日本国籍を取る在日コリアンが増加し、また日本国籍取得後に民族名を名乗る人が増えるなど、当事者のなかにも変化が見出せる点で、状況は明らかに変わってきていると捉えてよいだろう。

このように当事者側には変化がみられるが、先に述べたように、現在の日本では制度の見直しにはいたっていない。それよりも、管理が徹底している近年の日本の外国人政策で引き続き重視されているのは、その滞在が合法か非合法かという点である。その外国人が日本に入国する際に必要な書類が査証であり、その後、日本に滞在するために必要な書類が在留資格である。入管難民法では23種類の活動目的と4つの身分を保障する資格が規定されている。詳細は次章で述べるが、後者の身分を保障する資格には、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」があり、日系移民の子孫やその配偶者など、その身分に対して付与される在留資格で、就労や修学などの活動に制限がない。対応年数は最短の場合は1年間だが、最長の「永住者」資格では期限は設けられておらず長期滞在を可能にする資格である³⁸。本稿で扱う定住ビルマ人の多くがこ

³⁶ 在日コリアン弁護士協会 (Lawyers' Association of ZAINICHI Korean: LAZAK) の主催で開催された。LAZAK ホームページ <http://www.lazak.jp/report.html> (2013年9月24日閲覧) によれば約150名が参加した。

³⁷ 白井美由紀 2007『日本国籍をとりますか? 国家・国籍・民族と在日コリアン』新幹社、pp. 8-9

³⁸ 日系南米人のように、「定住者」の資格を持ちつつ本国と日本とを行き来しながら生活しているケースや、子どもの教育を出身国や第三国で受けさせるために片親と子が一

のなかでも「定住者」の資格を保有しており、また近年では「永住者」の資格を取得する人も増加している。ところで、ニューカマーの定住者に関連して使用される定住という語句には二つの意味がある。一つは長期に日本で暮らしている外国人の生活実態を表す用語としての定住であり、もう一つは入管難民法の別表第二に規定されている在留資格の一つである。後者についても単に定住者と表される場合が多く、ときに前者との混乱をきたす。本稿ではふたつを区別するため、前者を意味する場合には定住または定住者とし、後者には「定住者」資格と、定住者を括弧付けする。永住者の場合も同様に、在留資格を表す場合には「永住者」とし、社会的な実態を表す場合にはそのまま永住者と表記する。

定住ビルマ人の多くは短期滞在資格、いわゆる観光ビザで入国し、その後に難民認定制度を利用して「定住者」資格または「特定活動」資格を取得している³⁹。定住の長期化にともない、諸条件が整えば「永住者」資格へ切り替える人もいる。本稿で研究対象とする日本定住ビルマ人について、あえて難民である点を強調することはしないが、当事者の意識の変容を考察する作業を通し、日本で暮らす難民の姿を明らかにすることにもなる。1982年に難民条約を批准した日本では、それに沿って入管難民法が制定され、そこで規定されている条件を証明できる人が難民とされる。難民条約、正式には「難民の地位に関する条約」で、難民とは「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」と定義されている。この定義に沿って、日本では2012年末までに616名が難民として認定されている⁴⁰。つまり、この616名が日本の制度のうえでは難民と規定されている人の総数である⁴¹。

この数字だけをみるとかなり少ないという印象を受ける。しかし、第1章で検討するように、近年ではその多くがビルマ出身者であるのも事実である。来日したビルマ出身

定期間、日本にいないケースなどもある。

³⁹ この間に有効な資格の期限が終わってしまい、資格がない状態になったり、資格がない状態であっても難民申請の手続きの途中であれば仮放免の処置が取られている人もいる。

⁴⁰ 法務省入国管理局「我が国における難民庇護の状況等」『法務省ホームページ』<http://www.moj.go.jp/content/000109006.pdf>、2013年9月30日閲覧。この認定難民とは別に、11,364名を定住難民として受け入れている。

⁴¹ ちなみに1982～2012年には14,299名が申請しており、この30年間で全体の4.3%が認定された計算である。

者の多くが、この難民条約にそった日本の難民認定制度を利用しており、難民認定を求める過程で本稿が取り上げるビルマ出身の少数民族の意識の変容もおきている。したがって、本稿では、①人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すること、②国籍国の外にいる者であること、③その国籍国の保護を受けることができない、又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者であること、という難民条約に基づく難民の定義が重要な意味をもっている。

本稿では、基本的には難民という概念は、この難民条約による定義で使用する。ただし、この「条約難民」ないし「認定難民」と呼ばれる難民の定義は、ビルマ出身の少数民族を検討の中心においている本稿では、狭すぎる面があることも事実である。それは、それらの人びとが、ビルマ国内にいる時期に、すでに少数民族として迫害され、故地を離れざるをえないなどの状況におかれており、ビルマからの出国、日本への渡航も、こうした国内でおかれた状況の延長として把握されるべき出来事だからである。こうした点では、難民を「何らかの理由（戦禍、天災、迫害等）によって、生活上の大きな困難に遭遇している人びと」ないし「生活上の困難ゆえに、あるいはそれを回避するために、越境や移動を余儀なくされた人びと」と、国境をまたぐことを要件とせずに広くとらえようとする見解の方が適合する面をもっている⁴²。本稿では、ビルマ国内で移動を余儀なくされた少数民族を「国内避難民」とし、国境を越えた際に「難民」と呼ぶ用法を用いるが、「国内避難民」と「難民」は、きわめて連続性をもった存在であることは明白である。

これまでの定住ビルマ人研究の多くは移民/難民研究の範疇で扱われており、通常、ビルマ研究では重視されることの多い多民族性が十分に考慮されておらず、定住ビルマ人の実態は十分に解明されていなかった。在外のビルマ出身者の研究ではバマーしか視野に入っていないか、せいぜいタイ国境のキャンプに避難しているカレンへの注目が存在する程度であった。また、多様性を考慮していても、その相互の対立を強調する文脈や、特定の少数民族に特化した研究がめだつのがこれまでの現状であった。そのため、ビルマが多民族から構成される社会であると述べていても、考察の段階ではその点について詳細な説明は省略されていた。これは、移民/難民研究の主な関心が当事者の移動経緯および受け入れ社会における現象におかれているからであり、さらに、分析対象が受け入れ国中心となっているからである。しかし、定住ビルマ人の研究はこの旧来のア

⁴² 市野川容孝 2007 「難民とは何か」 市野川容孝・小森陽一『思考のフロンティア 難民』岩波書店、pp. 73-91

アプローチでは不十分であり、不適當である。なぜなら、独立以降つねに少数民族を含む国民の統合が重要課題とされてきたビルマでは、民族問題が政治における中心課題であり続けたので、この点を考慮しなければ定住ビルマ人の行動を決定する主要な要因はみえてこないのである。よって本稿では、ビルマの多民族性を十分に考慮しながら日本定住ビルマ人の意識の変容を解明することを目的とし、同国出身者が日本で直面している状況を考慮しつつ、彼らのなかで生み出される新しい動きをその要因とともに探っていくことにする。

第二次世界大戦後の世界各地で植民地解放をきっかけに、民族やエスニシティの問題が注目を浴び、特に 1960 年代以降、急激に増えた新興国内の民族問題に関心が高まっている⁴³。多民族から構成される独立国家における国民統合はさまざまな問題をはらんでいるが、ビルマはそのなかでも特に問題が深刻で、独立前から現在にいたるまで多民族からなる国民をいかに統合するかが常に政治のあり方を大きく左右してきた。なぜなら、ビルマでは宗主国イギリスからの独立に向けて、共産党勢力および少数民族勢力からの異議申し立てという内部事情に加え、独立という目的を果たすために植民地期に異なる統治体制下にあった地域を急ごしらえに併合させる課題に直面せざるをえなかったという経緯があるからである⁴⁴。詳細は第 1 章で述べるが、そのため、バマーが主導する国家の側は少数民族を国家の枠組み内へ統合することに躍起になっているのが現状である⁴⁵。少数民族側は連邦制のあり方について個々の実情に即した要望を訴えているが、中央政府側はそれを拒否し、継続的な弾圧という形で応酬しているが、逆にそれがそれぞれの民族意識を高める作用をはたしている。それは、武力衝突や地下活動という形の抵抗につながり、「民政移管」後の 2013 年時点においても、和平交渉がまとまる展望が見えない。いうまでもなく、多民族を抱えるビルマにおいて、それらを問題なく一国家内にまとめ統治していく方策を見出すのは容易なことではない。特に、独立を主導した仏教徒バマーを中心とした国家形成の方針の下では、宗教面ではもちろんのこと、言語や習俗が異なる民族がうみだす独自の豊かな文化的多様性がかき消されているのが現状である。

このような独立ビルマのおかれた状況に対して、本稿で特に注目するのは、ビルマ国

⁴³ 青柳まちこ編・監訳 2003 『「エスニック」とは何か エスニシティ基本論文選』新泉社、pp. 8-9

⁴⁴ 伊東利勝「官製民族世界の形成」伊東利勝編 2011 『ミャンマー概説』めこん、pp. 683-687

⁴⁵ 1988 年 10 月に出現した国家法秩序回復評議会は、国民の大義・責務として、「連邦崩壊の阻止」「諸民族の分裂阻止」「国家主権の確保」を掲げた（伊東利勝ほか 2011 「ミャンマー的国民国家の枠組（政治）」伊東利勝編 2011、pp. 41-43）。

内では対立構造におかれてきた少数民族とバマーとが、意外なことに来日後には歩み寄り連帯するという動きをみせ、当事者の新しい認識が現れたことである。言い換えれば、ビルマ国内では異なるエスニシティを育てている少数民族とバマーが、来日後にその違いを超えて連帯していくという、誰もが予想しなかった経緯を考察することは意義ある作業である。その際、本稿では「人々の民族的集団性は、独自の国民国家の形成に収斂するわけではない」という考えにそって、「民族という言葉は基本的にはエスニシティの意味で使用し、ネーションには国民という言葉を使用」する⁴⁶。日本定住ビルマ人の意識の変容を研究する本稿において、この視点は重要である。なぜなら、来日前の少数民族がビルマ国内でどのようにそれぞれのエスニシティを獲得してきたのかという観点から考察を進める本稿では、少数民族をビルマという国家内にすでに収斂されてしまっている存在という視点で捉えると、それぞれの民族の存在をかき消してしまうことになるからである。

エスニシティに関する議論は「原初主義」と「道具主義」とに大別される。「原初主義」では、言語や宗教、血縁関係などを介する結びつきを生得的なものとしてエスニシティを捉えるのに対し、「道具主義」では、エスニシティは状況に応じて構築、再構築される流動的な存在として捉えられる。社会変動にともなってエスニシティ概念も常に問い直され、1980年代後半あたりから「原初主義」より「道具主義」が注目されている。そして、国民国家内で捉えられる傾向にあったエスニシティが、移民の増加や地域統合などの動きに応じて、国家の枠組みを超える現象として捉えられるようになってきている⁴⁷。日本定住ビルマ人を研究課題とする本稿では、国境を越えて移動する人びとは国民国家の枠組みには収まりきれないものと捉える視点から「道具主義」の立場を重視する。具体的には、本稿で使用するエスニシティを、「人びとの行動を制約する文化的属性ではなく、歴史的状況の変化に対応して常に更新されていく、人々のよりよい生き方の追求の過程⁴⁸」と定義する。

ビルマの民族構成はバマーとその他の少数民族とに大別される。ビルマ政府の公式見解によれば135の少数民族⁴⁹が国内に暮らしており、1983年の統計では全体の69%がバマーとされている。ただし、この数字は民族および宗教的な少数派を少なく見積もろう

⁴⁶ 古田元夫 1995 『ベトナムの世界史 中華世界から東南アジア世界へ』 東京大学出版会、pp. 4-5

⁴⁷ 南川文里 2012 「エスニシティ概念の現代的位相」 マイグレーション研究会 『エスニシティを問いなおす 理論と変容』 関西学院大学出版会、pp. 18-22

⁴⁸ 古田元夫 1995、p. 5

⁴⁹ ビルマ語では原住諸民族の意味がある「**တိုင်းရင်းသား**」が使用される。

とする当局側の意図が介在しており、実態としては総人口の半数近くは少数派が占めるとの指摘もある⁵⁰。バマーと少数民族は同じビルマ国民であるが、ビルマ国内でおかれた環境が異なっている。さらに、少数民族はビルマ国内における法的立場の違いから二つのグループに分類されている。その違いとは国籍の有無である。少数民族は国内で差別的な扱いを受けるがビルマ国民であることには間違いない。ところがロヒンギャだけは国民とみなされず国籍を付与されていないため、より難解で複雑な状況におかれている。

1982年に制定された市民権法では国民の条件が規定されている。それによると、ビルマで市民権を有する国民は、ビルマ国民（ナインガンダー：နိုင်ငံသား）、準ビルマ国民（エナインガンダー：ညွှန်နိုင်ငံသား）、帰化国民（ナインガンダーピュクインヤドゥ：နိုင်ငံသားပြုခွင့်ရသူ）の3つに分類され、イギリス植民地期以前の1823年時点から両親双方の先祖が継続してビルマに住んでいる人をビルマ国民と規定している⁵¹。この条件にあてはまる、カチン、カヤー、カレン、チン、バマー、モン、ラカイン、シャンなどの各民族はビルマ国民に該当すると規定されている⁵²。1948年の独立時に一時的に制定された連邦国籍法により国籍を得た人を準ビルマ国民、そして、この連邦国籍法の施行停止後にビルマに帰化した人を帰化国民と規定している。ロヒンギャについてはこのいずれにも該当せず、バングラデシュから川を渡ってきた不法移民という扱いをされ、さらにその認識は、ビルマ当局だけでなく、ビルマの人びとの間でも広く共有されている⁵³。つまり、ビルマ政府から法制度的に差別されているロヒンギャは、反政府の立場にあるビルマ出身者からも不法移民という扱いを受けているのである。したがって、ロヒンギャが声を挙げて、反政府の立場を共有するビルマ出身者との間に協力関係を構築できない。

このように、ともにビルマ政府による国家運営の結果として生み出されたという共通

⁵⁰ 池田一人 2008「カレンの20年、民族の1世紀」アジア経済研究所『アジア研ワールド・トレンド』第155号、pp.18-21

⁵¹ 高谷紀夫 2008『ビルマの民族表象』法蔵館、pp.214-249

⁵² “Nationals such as the Kachin, Kayah, Karen, Chin, Burman, Mon, Rakhine or Shan and ethnic groups as have settled in any of the territories included within the State as their permanent home from a period prior to 1185 B.E., 1823 A.d. are Burma Citizens.” Working People’s Daily (Saturday, 16 Oct., 1982), “Burma Citizenship Law”, *The Public’s Library and Digital Archive-Homepage*, <http://www.ibiblio.org/obl/docs/Citizenship%20Law.htm>, 2013年11月10日閲覧.

⁵³ 根本敬 2004「ビルマ・アラカン州におけるロヒンギャー問題に関する予備的考察」荒井悦代編『東南アジア地域の地域関係研究会中間成果報告』アジア経済研究所、pp.191-208

点はあるが、バマーと少数民族、そして、少数民族のなかでも国籍の有無が要因となり、それぞれが抱える問題の内容が異なっている。これらをまとめると、①のバマー、②の少数民族-1（国籍を付与される民族）、③の少数民族-2（国籍を付与されない民族、すなわちロヒンギャ）となる（表 1）。なお本研究には、準国民および帰化国民は含まない。

表 1 ビルマ出身者の国籍の有無と政治的目標

	国籍の有無	政治的目標
① バマー	あり	民主化運動
② 少数民族-1	あり	少数民族への平等な権利
③ 少数民族-2	無し	ロヒンギャの国籍の回復

この分類を元に本稿では、②の少数民族-1 を主な分析対象として、来日後に構築された①のバマーとのエスニシティを超えた連帯に注目する。より具体的には、1988～2013 年にかけて、東京都内を拠点に組織活動をしている定住ビルマ人を対象とし、調査研究をすすめる。2010 年から日本が受け入れるようになった第三国定住プログラムの対象者は含まない。また③のロヒンギャの研究は今後の課題とする。

多くの先行研究では、これらすべてが「ビルマ人/ビルマ系」としてひとくくりにされている。確かに、さまざまなエスニシティをもつビルマ出身者を表すには「ビルマ人/ビルマ系」とまとめざるを得ないが、問題はその言葉にはどのような人びとが含まれているのかが明確でないという点である。本稿においても、ビルマ出身の人びとを一括してビルマ出身者または定住ビルマ人と呼称することになるが、そのなかでも特にビルマがもつ多様性を可能な限り押しつぶさないよう細心の注意を払う。この点が本稿の最大の特徴であり、この視点から以後のすべての議論を展開する。

0-2 先行研究の検討と問題設定

本稿の目的は、既述したように、日本定住ビルマ人の来日後に考察される行動および意識の変容を分析することである。具体的には、少数民族とバマーとのエスニシティを超えた連帯を実証的に検証し、ビルマと日本の文脈におけるその連帯の重要性と意義を明らかにする。その際に、先行研究では重視されていないビルマの多民族性を特に留意し、なかでも、定住ビルマ人を生み出す背景、その後のエスニシティを超えた連帯、そして、日本社会とのかかわりの3点について明らかにする。

既に述べたとおり、日本定住ビルマ人を系統的にまとめた研究書はないが、在外ビルマ出身者のもっとも多い在タイの定住ビルマ人については国境キャンプやタイ国内に居住するビルマ出身者の労働者に関する論文がいくつかある⁵⁴。これらの論文では、難民となった要因、難民としておかれた厳しい生活環境、同じく厳しい労働条件およびその弊害など、タイにおける在外ビルマ出身者が直面する問題を指摘しており、他国に暮らすビルマ出身者の生活実態を把握するために役立つ。

日本のビルマ出身者にかんする研究の特徴としてまず目につくのは、当事者による研究がない点である。そして、全般的な傾向として、移動局面よりも政治活動や日常生活における諸問題を含む居住局面に注目した研究が多い。ただし、これらの先行研究ではビルマ出身者のもつ複雑な民族間関係やエスニシティの多様性は十分に浮かんでこない。先行研究で描かれる定住ビルマ人は、1988年の民主化要求デモに参加し、当局の目を逃れるために越境し、来日後も祖国の民主化のための運動を継続しているというステレオタイプのもものが主である⁵⁵。確かにこのような経緯に当てはまる人もいる。しかし、それは多様なビルマ出身者が有する経験の一例にすぎない。ここで想定されているビルマ出身者とは、都市部出身のエリート層であり、一部には少数民族を含むものの、その多くはバマーを対象としている。民主化運動への弾圧に加えて経済的な要因による越境を挙げる研究もあるが、ここでも対象者はバマーとなっている⁵⁶。ビルマが多民族国家である点はほとんどの先行研究に指摘されているが、それ以上の言及は見受けられず、少数民族ゆえの経験はほとんど明らかにされていない。本稿では多様な定住ビルマ人の存在が可視化されていなかった要因も含め、先行研究の指摘と異なった観点から、以下の3つの問いをたてる。

【日本定住ビルマ人を生み出す背景】

⁵⁴ 例えば、Than Than Aung, 2007 “Myanmar Migrant Society in Bangkok Metropolis and Neighboring Region” 佐々木衛編著 2007『越境する移動とコミュニティの再構築』東方書店、pp. 157-172。北原淳・タンタン・アウン 2010「ミャンマー（ビルマ）のディアスポラ—国境地帯のカレン族の事例」神戸大学社会学研究会『社会学雑誌 (27/28)』pp. 66-82、久保忠行 2010『難民キャンプの人類学—タイ・ビルマ国境のカレン—難民の難民性—』神戸大学大学院総合人間科学研究科提出博士論文、など。

⁵⁵ 例えば、市川政雄 1998「難民トラウマと精神的ストレス—在日ビルマ人難民申請者の場合」『法と民主主義』No333、pp. 52-57。人見泰弘 2008「滞日ビルマ系移民の移住過程をめぐって」『アジア遊学』No. 117、勉強出版、pp. 107-113。三竹直哉 2010a「民主化支援策としての難民政策—在日ビルマ人難民の政治キャピタル形成(1)」『駒澤法学』10-1 (37)、pp. 55-60、など。

⁵⁶ 倉真一 1998「国際移民の多様性とエスニックな連帯—日本におけるビルマ出身者を事例に—」『年報筑波社会学』第10号、pp. 58-94

すでに述べたとおり、これまで少数民族の来日前の経験を考察した日本定住ビルマ人研究は少ない。本稿の第1の論点は、この少数民族の来日前後の経験を明らかにするために、まずは、定住ビルマ人をうみだし、その定住が長期化している要因が何であるのかを分析することである。国際移民は、定住先においても、出身地やほかの地域に定住する同胞とのトランスナショナルな生活空間を維持する傾向にある。定住ビルマ人にとっても同様で、移動経緯や来日後の生活だけを考察してはその姿を正確に把握することができない。とくに、来日後の生活でも、来日前の経験から何らかの影響を受けているはずであるが、この点に注目した先行研究はない。既に述べたように、先行研究では1988年の民主化要求デモだけが定住ビルマ人の越境要因のように捉えられる傾向にあるが、少数民族はそれ以前から、またその後も、安全な生活空間を求め移動したり、近隣国などへ出稼ぎをして生活を維持している⁵⁷。越境することがすでに生活の一部となっていた少数民族にとって、1988年のデモが後押しした側面があるとしても、それだけが越境の要因というわけではない。この点について、独立ビルマの国家形成をめぐる駆け引きなども考察する必要がある。

来日後の少数民族の行動についても同様の視点が不可欠である。日本における定住ビルマ人の政治活動に目を向けると、1988年に始まった民主化運動については既に複数の研究で考察されている。それに対し、少数民族による政治活動についてはほとんど明らかにされておらず、そもそも少数民族はなぜ政治活動に消極的であったのかについての分析もなされていない。そのような中であって、支援者からは、離合集散を繰り返す少数民族組織の存在が当事者たちの活力となっているという指摘がある⁵⁸。第3章で詳しく述べるが、定住ビルマ人のなかでも少数民族が政治活動への参加に消極的なのは、ビルマ当局による国内の家族への弾圧を危惧していたからである。これは少数民族が1988年の民主化要求デモへの参加を躊躇していたのと同様に、「いかに少数民族が抑圧されてきたかを間接的に物語っている⁵⁹」との指摘どおりである。

たとえば、難民認定審査の際に、政治活動には参加せずに金儲けばかりしているのではないかと、審査官からいわれた経験をもつ定住ビルマ人がいる。これも、少数民族のおかれた立場への理解がなければ、なぜそうなるのかが理解できない。ビルマ当局を恐

⁵⁷ 移住労働者と連帯する全国ネットワーク 2012『M ネット 特集 在日ビルマ難民の現在・過去・未来』No. 150、pp. 3-5

⁵⁸ 田辺寿夫 2010「ビルマ出身者ディアスポラはいま 在日ビルマ人の思想と行動」駒井洋監修『南・東南アジアのディアスポラ』明石書店、pp. 112-135

⁵⁹ 伊野憲治 1995「ミャンマー民主化運動と少数民族問題」『思想』850、pp. 114-138

れて政治活動への参加を躊躇していたのとは別の要因で、ビルマの少数民族は国内の家族や国境で避難生活を送る同胞に生活費などを継続的に送っている⁶⁰。これは、在外同胞からの送金や物品なしには生活が困難であり、また公的な教育や医療の恩恵にあずかることができないなどの、少数民族がおかれている状況を照らし出すものである。そのため少数民族のなかには政治活動に時間を費やすよりも、長時間の勤務を選択せざるを得ない人もいる。少数民族の日本における行為のみに注目すれば、金儲けばかりしている移住労働者という側面が目につくかもしれない。だが、そこにはビルマで少数民族が置かれている政治経済的な環境、そして社会的な環境が要因となっている側面がある。それを重視しなければ当事者の行動を生み出す要因は見えてこない。このように、ビルマ国内における少数民族を取り巻く問題の理解がなければ誤った認識をもつことになりかねず、この課題を克服するために、本稿ではビルマの政情を重視した分析を心がける。

具体的には、第1章と第2章で、来日を生み出す要因を日本とビルマ双方から考察し、その後定住を長期化する要因を検討する。特に、これまで十分に研究されていない、ビルマの少数民族を取り巻く歴史的で潜在的な背景が要因となって、越境をうみだしている点を明らかにするのが本稿の特徴である。この点を明らかにすることにより、ビルマ社会で少数民族が置かれている環境を把握することが可能となり、それが来日後の当事者の組織活動にどのような影響を与えるのかを同時に解明できる。多民族から構成されるビルマ社会では、1948年の独立以来、少数民族の権利やその居住地の豊富な資源の配分などをめぐる政治経済的な課題が、独立以前からの民族問題と重なり、連邦国家のあり方を左右してきた。バマーを中心とした国家が形成され、そのコインの裏側では少数民族が国内移動だけでなく、国外にも流出するようになっていたのである。その後、1988年の民主化要求運動を軍事政権が弾圧したため、さらに多くのビルマ出身者が越境するようになり、その流れで一部の人びとが来日するようになった。したがって、定住ビルマ人の政治的な活動でも概ねこの二つの課題が絡み合っており、少数民族は主に連邦国家の実現に向けた活動に取り組んでおり、バマーは主に民主化活動に携わっているといえる。そして、これらの活動への関与のあり方をより正確に把握するために、第2の論点としてエスニシティのあり方に注目する必要がある。

日本に定住する要因としては、定住ビルマ人が密接にかかわる日本の難民認定制度に

⁶⁰ 在外同胞からの仕送りに関する統計はないが、たとえば1980年の在外ベトナム人から同国の家族に宛てた仕送りは、当時のベトナムの対外貿易総額と同じであったとの指摘があり(川上郁雄2005『越境する家族 在日ベトナム系住民の生活世界』明石書店、pp.185-190)、ビルマにおいても同様の傾向があると考えられる。

注目する。すでに述べたとおり、日本の難民受け入れは消極的であるが、ビルマ出身者だけは積極的に受け入れているという特殊性をもつ。この傾向がより多くのビルマ出身者を難民認定申請に向かわせ、その後の定住の長期化を可能にしたのである。この問いについて、日本側の要因を第1章でさまざまな公的機関および支援弁護士⁶¹が発表した統計資料、2005～2013年に筆者が実施した参与観察および聞き取り調査から得られたデータを用いて考察し、ビルマ側の要因を第2章では二次資料および筆者が2005～2013年に実施した参与観察および聞き取り調査から得られたデータを用いて考察する。

【エスニシティを超えた連帯】

次の論点として押さえておきたいのは、本稿で特に重視しているビルマのエスニシティの多様性、そして定住ビルマ人の新たなエスニシティを超えた連帯である。受け入れ国において、外国人であることが要因となり、限定的な資源しか活用できない移民にとって、インフォーマルなネットワーク、たとえば、宗教施設、同胞で構成される協会、エスニックレストランやエスニック食材店、自営サービス業などを介して形成されるさまざまな連帯は、コミュニティ形成や定住過程を促進する要因として重視される⁶²。本稿でもこの指摘を重視し、同胞を中心とした互助組織や政治活動を目的とした組織活動に注目し、分析する。その際に、ビルマ特有の多様なエスニシティのあり方を念頭に置き、来日前の経歴から見いださうる共通点を分類する。来日後の経歴については、定住ビルマ人が結成した組織活動に注目し、その変遷を明らかにし、その間の定住ビルマ人のエスニシティがどのように変容したのかを明らかにする。

在外ビルマ出身者の活動を通じた連帯について、それがビルマ国内への経済、政治、そして社会に肯定的な影響を与え、彼らの連帯がビルマ国内の平和構築に貢献する可能性がすでに指摘されている⁶³。この指摘はもっともである。しかしながら、活動家と労働者との棲み分けが明確なタイでは、一部の活動家の間にはさまざまな連帯がみられるが、それが大多数の労働者の間で共有されているわけではない⁶⁴。日本定住ビルマ人に関しては、すでに指摘したように先行研究では少数民族の来日前の経験への関心が低い
ため、来日後にはどのような連帯が形成されているのかという考察はなされていない。

⁶¹ 在日ビルマ人難民申請弁護団ホームページ

(<http://www.jlnr.jp/burmalawyers/index.html>) を参照した。

⁶² S. カースルズ+M. J. ミラー2011、pp. 34-38

⁶³ Brees, Inge. 2009. ‘Burmese Refugee Transnationalism: What Is the Effect?’. *Journal of Current Southeast Asian Affairs*, 2009 : 28-2. pp. 23-46.

⁶⁴ 2012年2月27日、在タイのビルマ人労働者支援団体MAP事務所においてタイ人スタッフへの聞き取り調査。

あるとすれば、難民認定の結果の違いがバマーと諸民族を分裂させてしまった⁶⁵、また、民主化勢力は一枚岩ではなかったが連携し始めている⁶⁶、さらに、少数民族の方がバマーより堅実で熱心な政治活動を展開している⁶⁷との指摘がある。これらの指摘からは、来日前にはどうであったのか、またそれが来日後にどのように変容したのかについては明らかにされていない。

日本では、定住ビルマ人を取り巻く環境については、2000年代、特に2000年代中ごろ以降に組織活動のあり方が大きく変容した点に注目したい。特に、それが、従前から存在していた宗教施設や同胞で構成される集まりなどではみられなかった新たな動き、すなわちエスニシティを超えた連帯を生み出し、その行動を通して、定住ビルマ人の意識の変容が把握できるからである。たとえば、筆者が2005～2007年に実施したカチンコミュニティの調査研究⁶⁸では、宗教施設が宗教行事の実践はもちろんのこと、生活上の困難を緩和させる役割を果たしていた。滞在年数の長い人が新しくきた同胞に、日本の習慣や法制度の説明など基本的な情報を提供し、仕事や住居の紹介など基本的な生活を支援していた。また在留資格の延長や結婚、出産といったさまざまな出来事を、宗教施設に集う同胞間で相互に扶助していた。そこでは、カチン同胞との強いつながりが見出せた反面、バマーとの付き合いはほとんど見出せなかった。その他につながりをもっていたのは、主に宗教施設で知りあう日本人や、ごく一部のほかのビルマ出身の少数民族、子どもの学校をつうじて知りあう日本人、そして職場で知りあう諸外国出身の労働者であった。つまり同じ国の出身であってもバマーとのつながりはほとんどなかった。ところが、この時期を前後して、東京のビルマ大使館前で繰り広げられた抗議活動などに、カチンはほかの少数民族やバマーとともに継続的に参加するようになったのである⁶⁹。この対外的な行動にだけ注目しては、参加者が増えたという表面的な変化しか読み取れない。しかしこの変化は、それまで同じビルマ出身であってもまったく別の世界で暮らしていた少数民族とバマーが、エスニシティを越えて一緒に活動するようになったという過去とは異なる大きな意味をもつ変化を伴っているのである。詳細は次章以

⁶⁵ Banki, Susan. 2006

⁶⁶ 人見泰弘 2007 「ビルマ系難民の政治組織の形成と展開」 北海道社会学会『現代社会学研究』20、pp. 1-18

⁶⁷ 三竹直哉 2010b 「民主化支援策としての難民政策～在日ビルマ人難民の政治キャピタル形成(2・完)」 『駒澤法学』10-2、pp. 56-58

⁶⁸ 梶村美紀 2007 『在日カチン人コミュニティ ―日本における難民支援の実証的研究―』早稲田大学大学院提出修士論文

⁶⁹ 梶村美紀 2010 「ビルマ難民の滞日経験―カチン難民申請者の視点を中心として」 東南アジア学会事務局『東南アジア学会会報』第93号、pp.16-17

降に述べていくが、この新たな動きは、同胞だけが集っていた宗教組織を結節点としたネットワークとは明らかに異なるものであり、注目に値する。

移住先におけるエスニシティの変容については、19世紀以降にアメリカ西海岸の日系人社会で形成された当事者の意識の変容が示唆的である。なぜなら、定住ビルマ人のなかでも少数民族と初期の日系移民とは、国家ではなく出身地域が自己認識を形成する基本構造となっていた点が似ているからである。「移住開始直後の初期移民社会では、「日本人」という属性は決して自明なものではな⁷⁰く、出身地域にもとづいた「在米〇〇県人会」が機能していた。しかし、ホスト社会の「日系人以外の人々の目には、県人集団別の識別は難しく「日本人（ジャップ）」や「東洋人（オリエンタル）」というカテゴリーに一括されていた⁷¹」のである。その後、排日運動の副作用として日本人であるという当事者の認識が強化され、また、日本出身者の異業種間の連帯が進み、〇〇県人は滞在の長期化とともに自らを日本人と認識するようになった⁷²。県人会組織に帰属していた〇〇県人は、受け入れ国アメリカで社会情勢に呼応して連帯し、その連帯を通して日系人になっていったという経緯がある。これを、日本定住ビルマ人の文脈に当てはめると、来日後に〇〇民族を単位とした組織を結成し、その後日本の社会情勢の変化に呼応して連帯し、やがて自らを「ビルマ人」⁷³と認識するようになっていくというシナリオが想定できる。

来日前のビルマの少数民族は自分が「ビルマ人」であるという自覚が希薄である。先行研究では、「ビルマ人」としてのナショナル・アイデンティティとモン民族としてのエスニック・アイデンティティとを併存させている在タイのモンに注目し、タイ滞在を通してエスニック・アイデンティティを強調していく可能性が示唆されている⁷⁴。しかし、ビルマ出身であること、そして教育現場ではビルマ語を習ったという記述以外に、ビルマ出身者としてのナショナル・アイデンティティをあわせもっていることを証明する記述はない。それよりも本稿とのかかわりでは、在タイのビルマ出身者の傾向として、明確な帰国への意思をもつバマーとタイへの定着を望む少数民族との対比、そして家庭を持っている場合には明確な帰国意志を示すビルマ出身者のなかで、モン民族は例え家

⁷⁰ 南川文里 2007『日系アメリカ人の歴史社会学：エスニシティ、人種、ナショナルリズム』彩流社、p. 235

⁷¹ 同上、p. 63

⁷² 同上、pp. 232-233

⁷³ 「ビルマ人」と「」を付けた場合は、ビルマという国家の成員としての意識をそなえた人を指す。

⁷⁴ 橋本（関）泰子 2007「タイにおけるミャンマー人労働者のエスニシティとナショナルリティーモン族の事例を中心に」佐々木衛編著 2007、pp. 139-155

庭を持っていてもタイへの定着志向が強いとの指摘に注目したい⁷⁵。もし、「ビルマ人」としてのナショナル・アイデンティティが少数民族の中に強く備わっているのであれば、タイ滞在はあくまでも一時的なものと捉えるか、せめて状況次第でどうなるかわからないという考えを持つのが一般的であろう。それにもかかわらずタイへの定着を希望するという志向は、「ビルマ人」という意識が希薄なためであると判断できる。

実際、筆者もビルマ出身の少数民族には「ビルマ人」としての自覚はないと判断せざるをえない状況に遭遇したことが複数回あった。ビルマの少数民族は2000年代中ごろ以降に多くの日本人と接触するようになっていくが、その日本人からの呼び掛けに対し戸惑いを見せる少数民族の姿を何度か目にした。決定的であったのは「私たちはビルマ人じゃない」とのぼやきを耳にしたことである。日本人にとってはビルマという国から来た人という意味、すなわち「ビルマ出身者＝ビルマ人」と捉えたに過ぎないが、来日後しばらくの間の少数民族には「ビルマ人」という意識は希薄であった。本稿で明らかにしていくように、来日前に育てていた〇〇民族という意識を維持していたのである。そして、それがやがて「ビルマ人」へと変容していったのである。つまり、本稿で重視するエスニシティを超えた連帯には、日本における活動の活発化だけでなく、ビルマの中心的な政治課題である民族問題で国民の連帯を体現しているという意図せざる結果がみえてくるのである。デモに参加するビルマ出身者が増加し、反政府運動が活発化したという表面的な変化のみをみていたのではその決定的に重要な意義は見えない。本稿でエスニシティを超えた連帯を重視するのは、この動きが人数増加以上の重要な変化として捉えられるべき出来事だと判断できるからである。

ところで、品川のビルマ大使館前のデモに象徴される政治活動の活発化について、難民認定を得るための政治パフォーマンスではないかと、難民認定審査の際などに指摘された経験をもつ定住ビルマ人がいる。人によっては、この指摘が当てはまる場合もありうるかもしれないが、当事者をそのパフォーマンスに駆り立てた要因は明らかにされていない。これは、「日本人の「常識」のありかた⁷⁶」を見抜いた少数民族の生き残りのための戦略だったという側面がある。つまり、日本人の「常識」として、「ビルマ」「アウンサンスーチー」「民主化デモ」というつながりは容易に結びつくが、少数民族にとってより関心の強い「連邦制」「パンロン協定（後述）」「平等な権利」は理解されないことを見越して、バマーとともに共通の政治課題である民主化の要求を掲げたのである。もちろん、当事者がビルマの民主化を望み、そのための運動の必要性を認識するように

⁷⁵ 同上、pp.150-151

⁷⁶ 古田元夫1994、p.187

なったという側面もある。この点を含みつつ、民主化運動への理解はあるが、少数民族がビルマ国内でおかれた差別的な環境を認識していない日本の難民認定審査機関の状況を見越して少数民族は行動した。本稿では、この観点を重視し、日本定住ビルマ人のエスニシティを超えた連帯の実態を考察する。

以上のエスニシティを超えた連帯の議論を、第3章、第4章で取り上げる。第3章では来日前の少数民族のエスニシティをその居住パターンから三つに分類し、それぞれのエスニシティの特徴を提示する。そして、第4章ではこの議論を参考に、これまで詳細には触れられていなかった少数民族組織にも注目し、その組織の活動経緯を考察することで、特に少数民族の意識の変容を捉える。1988年から2013年にかけての四半世紀にわたる定住ビルマ人の組織活動を、その特徴から5つの時期に分け、そこから定住ビルマ人の何が変わったのかをみいだす。エスニシティの変容で例に挙げた日系アメリカ人研究の対象期間は、20世紀初頭から1960年代にかけての半世紀以上で、本稿の対象期間である四半世紀の倍以上である。この点を考慮すれば、本稿で明らかにしていくエスニシティを超えた連帯は、たとえば、将来的に「ビルマ系日本人」というカテゴリーがでてくる契機となるかもしれない。

【日本社会とのかかわり】

3点目は、定住ビルマ人と日本社会のかかわりについて、特に滞在が長期化している定住ビルマ人の将来的な展望を含む選択が何であるのかを分析する。先行研究では、定住ビルマ人を難民認定制度の枠内で捉え、その関連法制度の不備やそれが定住ビルマ人に与える影響などが考察されている。定住ビルマ人の多くは、難民認定制度を通して在留資格を得ており、関連の法制度のあり方で当事者が受ける影響が大きいことからこの考察は重要である。たとえば、日本の難民認定制度については、その手続き過程における申請者の権利保障が不十分との指摘がある⁷⁷。筆者も別稿において韓国との比較を通し、日本の難民制度が臨機応変に対応できない点や、そもそも人権擁護の考えが乏しい面を指摘している⁷⁸。ただし、これらの指摘では、当事者の苦悩は明らかになるが、その経験が生み出す社会的な意義は明らかにならない。そこで、本稿では定住ビルマ人を制度内で翻弄される人びとと捉えるのではなく、主体的な存在として捉え、当事者にとって日本における経験がもつ意味を考察する。つまり、定住ビルマ人は日本社会を構成している一員であるという観点から日本社会との関係を明らかにする。本稿で特に注目

⁷⁷ 山本理絵 2012 「難民認定における申請者の手続的権利保障—行政手続段階を中心に—」『立命館法政論集』第10号、pp. 1-38

⁷⁸ 梶村美紀 2007

するのは、1988年の民主化要求デモから四半世紀を経て、定住ビルマ人が日本社会で見出してきた居場所であり、日本社会の構成員としての位置を確認することである。

先行研究では定住ビルマ人と日本社会とのかかわりについて「vintages: ヴィンテージ」が生じているとの指摘がある⁷⁹。ヴィンテージとは、難民の移住先での特徴として、出国の時期や背景、社会的な属性などによって、同じ国の出身者であっても移住先では異なる社会的なグループを形成する傾向を指し、それがしばしば移住先での政治の分裂や衝突をきたす要因であると指摘されている⁸⁰。複雑な政治背景をもつ難民にとっては必然的な帰結であるともいえるが、日本社会における長期にわたる滞在の結果という形で現れる基本的な傾向としておさえておく必要がある。ただし、先行研究ではそのヴィンテージの結果について詳細な検討はなされていない。そのうえ、本稿で重点をおいているエスニシティの違いがこのヴィンテージの違いにどのような影響を与えているのかについても不明である。本稿では定住ビルマ人のコミュニティにおける分裂の詳細を分析するよりも、そのような異なる背景をもっている、来日後に形成された組織の活動を通してエスニシティを超えた連帯が育まれていった経緯を重点的に考察する。

一般的に、移住者の組織化の主な目的は、受け入れ社会における市民権獲得であり、諸外国では当事者主導でなされるケースが多い。しかし、外国人に対して閉鎖的だといわれている日本では、逆に日本人が超過滞在者への支援を主導するケースが圧倒的に多い点が指摘されている⁸¹。ところが、定住ビルマ人の組織活動はこれらの指摘とは異なり、当事者が主導しているケースがほとんどで、さらに、その活動は本国ビルマの政情改善に重点をおいた組織が多い。このような定住ビルマ人の組織活動の傾向の中にありながら、定住国である日本の問題に取り組む労働組合が新たに結成されたとの指摘がある⁸²。政治活動が中心の定住ビルマ人の組織のなかで、定住過程における問題に取り組む数少ない組織を紹介したもので、定住ビルマ人の将来的な生活の展望を見据えた意義ある動きであると捉えられている。しかし、これまでに定住過程の問題に取り組むビルマ出身者の組織がなかったわけではない。1990年代から定住ビルマ人の組織活動では本国ビルマの政治的課題への取り組みを目的としたものが多く存在していたが、その政治活動と並行して、定住ビルマ人の生活を支えていた組織が存在していたのも事実であ

⁷⁹ 三竹直哉 2010a、pp. 56-57

⁸⁰ Kuntz, Egon F. 1981. “Exile and Resettlement: Refugee Theory”. *International Migration Review* 15 (1), pp. 42-51.

⁸¹ Apichai, W. Shipper. 2001. *Associative Activism: Organizing Support for Foreign Workers in Contemporary Japan*, Ph.d Dissertation, Massachusetts Institute of Technology.

⁸² 人見泰弘 2007、pp. 13-14

る。たとえばそれは、バマーの場合は女性組織であり、少数民族の場合は「非政治」活動組織であった。これらの組織が、雇用問題、住居、医療、2世の教育などにかかわる問題に取り組んでいたのである。つまり、政治活動を目的とした組織だけでなく、定住ビルマ人は相互扶助的な組織も来日当初から形成していたが、日本社会からは不可視であったのだ。本稿では、定住ビルマ人の組織活動の経緯およびビルマの政情が動き始めてから実施されたアンケート調査を分析し、この四半世紀の間に彼/彼女らが日本社会でどのように居場所を確保してきたのかを明らかにする。具体的には、第3章および第4章で考察する来日前後の当事者の意識の変容を重視しながら、第5章で四半世紀を経た定住ビルマ人の将来の生活基盤に関する選択を明らかにする。

2000年代中ごろの超過滞在者半減キャンペーンや2012年7月に導入された新たな在留資格制度により、日本では外国人を在留資格の有無で選別し、資格を持たない超過滞在者を排除していく傾向が強化されている。現在のこの動きの中に定住ビルマ人を位置づけると、すでに有効な在留資格を得ている人が多いことから、直近の排除の対象ではないと捉えて間違いない。しかし、在留資格の種類に目を向けると、「永住者」よりも不安定な「定住者」資格や「特別活動」資格で暮らしている定住ビルマ人が多い。「永住者」資格には滞在期間の制限はないが、「定住者」資格や「特別活動」資格は1年または3年ごとに法務省入国管理局の担当部署に出向き、資格延長の手続きを取らなければならないという制約がある。多くの定住ビルマ人が延長手続きの度に申請が拒否されるのではないかと不安を抱えているように、必ず申請が受理されるという保障はない。つまり、多くの定住ビルマ人の在留資格は不安定な状態となっている。

在留資格に加えて、将来的な定住を望む定住ビルマ人にとっては、より安定した地位を得るために日本国籍の取得という手段の選択も想定できる。インドシナ難民のなかには、在留資格に課せられる制限に縛られるよりも自由に海外に出られる利便性を重視し日本国籍を取得している人がいるが、そこには在日コリアンにみられる「自己の民族性を捨てて『日本人』になる」という構えはないという⁸³。ただし、既に確認したように、在日コリアンの中にも多様な考え方が存在し、その多様性自体が在日コリアンの特徴の一つとなりつつあるのも事実である。とはいえ、定住ビルマ人にとって日本国籍の取得にいたる経緯が、インドシナ難民のそれと類似するのは間違いない。現在のところ定住ビルマ人の日本国籍取得のブームは到来していないが、定住ビルマ人の多くは、事実上または法律上の無国籍者である。1世の多くは本国ビルマの住民登録上では記録が残されているとはいえ、日本で難民認定制度を利用したことによりパスポートの発行や国政

⁸³ 川上郁夫 2005、pp. 191-193

選挙の投票用紙が配達されないなど、ビルマ国民としての権利を享受できないのである。また、日本生まれの2世はどこかの国からも国民と認められていない法律上の無国籍者である。このような定住ビルマ人が将来を見据え、例え方便であっても日本国籍を取得した方がよいと当事者が判断する可能性は高い。定住ビルマ人が日本に長期滞在するためには不可欠な在留資格および国籍の取得傾向について、統計およびアンケート調査を利用し、当事者の将来的な選択を分析する。定住ビルマ人の将来を考察することはまた、日本に定住する外国人のあり方、さらに日本国籍の取得という観点からは日本人のあり方に示唆を与えることにもなる。

本稿は、日本定住ビルマ人の意識の変容を考察することを目的に、以上の3つの問いに答えていく。その際、主にビルマの少数民族の視点から考察を進めるが、日本定住ビルマ人についてバマーより少数民族を重視すべきとの立場をとっているわけではない。これまで明らかにされていなかった少数民族に注目することによって、バマーとの間に育まれているエスニシティを超えた連帯を実証的に証明し、そこに見出せる意義を明確にするためである。本稿の結論は、日本定住ビルマ人研究への貢献とともに、将来の日本およびビルマの両国にとって定住ビルマ人がいかに重要な存在になりうるかを提示し、さらに日本社会における必然的な変容を通して、外国人/日本人とは誰かを考える契機となるであろう。

第1章：日本の法制度と定住ビルマ人

本章では、定住ビルマ人が日本で暮らすにあたって、どのような法制度や政策とかがわりをもち、影響を受けるのかを検討する。さらに、生活者としての姿をイメージできるよう定住ビルマ人の日常生活を概観する。具体的には、まず在留外国人の統計から本稿が考察対象とする日本定住ビルマ人の特徴をつかむ。そして難民認定制度の推移から、なぜ多くのビルマ出身者が定住するようになったのかを考察し、2005～2013年に筆者が実施した参与観察および聞き取り調査から定住ビルマ人の日常生活を考察する。

ビルマ出身者が外国人統計にはじめて計上されたのは1964年で、男性66名、女性8名の計77名が滞在していた⁸⁴。それから半世紀近くが経過した2012年末には8,354名が登録されている⁸⁵。ビルマ出身者は定住傾向が強く、将来的には日本社会を構成する人びとになる可能性が高い。その意味で定住ビルマ人に関連する統計および制度の考察は、今後の定住ビルマ人研究に役立つと思われる。

1-1 在留資格統計とビルマ出身者

日本に滞在する外国人は、入管難民法によって規定されている在留資格を得る必要がある。その在留資格は、就労、教育、観光などを目的とした23種の資格を規定した「別表第1」と、永住者や日本人の配偶者など身分を保障する4種の資格を規定した「別表第2」とに大別される。1人につき1種類の在留資格しか認められないため、複数の在留資格に当てはまる場合は、在留期間が比較的長く、活動制限がそれほど厳しくない「別表第2」の在留資格が優先される。通常、有効期限が設けられているが、「永住者」の在留資格にはその制限がないため、長期に滞在する外国人はその取得を望む。各資格の取得者数は、各市町村の自治体に届けられた登録者を法務省入国管理局が管理し、国籍（出身地）や登録をした都道府県別に、在留資格、性別、年齢などを集計している。その統計は、2011年末まで「登録外国人統計」という名称であったが、2012年末分から「在留外国人統計」に変更された。この変更は、2012年7月に入管難民法が改正されたことによる。その結果、日本に在留する外国人は滞在期間によって分類されるように

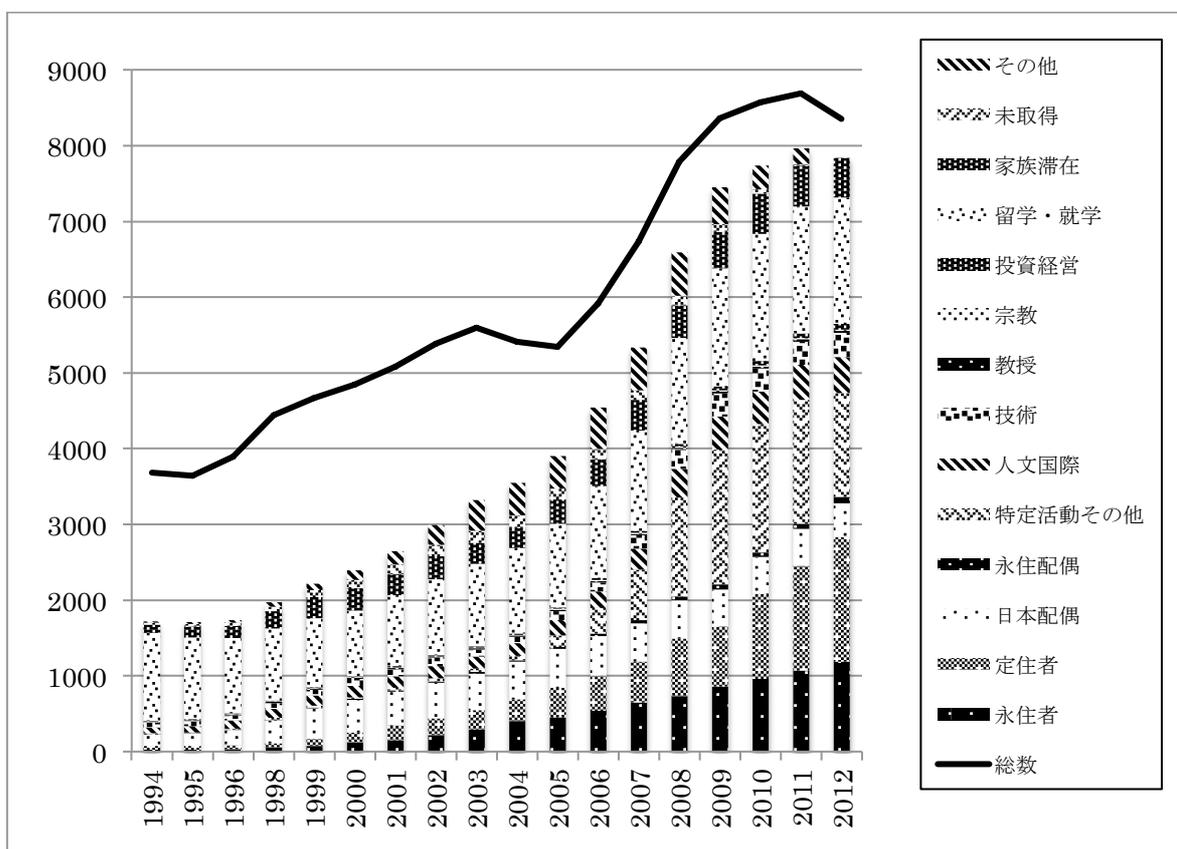
⁸⁴ 法務省入国管理局編1964『在留外国人統計』東京：大蔵省印刷局、pp. 2-5

⁸⁵ 在留外国人総数2,249,720名の0.371%を占めている。(法務省入国管理局「2012年末在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」より「国籍・地域別 在留資格(在留目的)別 在留外国人」および「国籍・地域別 在留資格(在留目的)別 総在留外国人」『法務省ホームページ』を参照

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001111233>、2013年8月19日閲覧)。

なり、中長期在留者⁸⁶には「在留カード」が、特別永住者には「特別永住者証明書」が交付されるようになった。短期滞在者、外交、公務の該当者にはこれらの書類は交付されない。また、有効な在留資格を得ていない「未取得」「庇護」「その他」の該当者は、在留外国人とはみなされないため統計に含まれない。図1では、1994～2012年のビルマ出身者の在留外国人統計から総数と定住傾向の強い在留資格（詳細は後述する）の推移を表したが、全体の傾向として、総数は増加傾向にあり、また全体に占める定住傾向の割合も増加している。なお、2004～2005年の減少は、当時強化された超過滞在者の取り締まりが影響している。2012年の減少は、2011年末までは計上されていた「未取得」「庇護」「その他」が、2012年末には計上されなくなったことが主な要因と考えられる。

図1 ビルマ出身者の総数と在留資格別の推移



出典：各年の法務省『登録外国人統計』（2012年分は「在留外国人統計」⁸⁷）。

⁸⁶ 法務省によれば、中長期滞在者とは以下に当てはまらない人をいう。(1)「3月」以下の在留期間が決定された人、(2)「短期滞在」の在留資格が決定された人、(3)「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人、(4) (1)から(3)の外国人に準ずるものとして法務省令で定める人、(5)特別永住者、(6)在留資格を有しない人。

⁸⁷ 法務省入国管理局「2012年12月 在留外国人統計 国籍・地域別 在留資格（在留

以下では、この図 1 および、2012 年末現在の実数から、ビルマ出身者の在留資格別の在留数を確認する。まずは入管法の「別表第 2」についてみる（表 2）。

表 2 ビルマ出身者の在留資格（「別表第 2」）

2012 年末現在、単位：人

「永住者」	1,185
日本人の配偶者	451
「永住者」の配偶者等	83
「定住者」	1,647
合計	3,366

出典：図 1 の 2012 年分と同じ

2012 年末現在、「別表第 2」の在留資格を得て日本に滞在するビルマ出身者は、合計 3,366 名で、在留資格取得者全体の 40.3%に相当する。「別表第 2」に該当する在留資格を取得している定住ビルマ人はいずれも増加傾向にあり、特に「永住者」と「定住者」が近年増加している⁸⁸。すでに述べたように、「別表第 2」は就労の制限がなく、日本での定住が前提の外国人を対象に付与される在留資格である。なかでも、これまで日系南米人やインドシナ難民などに付与されていた「定住者」資格は、難民に認定されると付与され、以下で述べる特定活動の在留資格とともに定住ビルマ人とかかわりがある。ただし「定住者」資格は 1 年または 3 年ごとに更新をしなければならず、更新の度に却下されないかと心配する定住ビルマ人は少なくない。そのため、条件が整えば在留期間が無期限、すなわち在留資格の更新手続きが不要な「永住者」資格を取得する定住ビルマ人もいる。「永住者」資格があれば銀行融資などが可能になるため、不動産購入の際などに有利になり、生活上の利便性も高まる⁸⁹。「永住者」資格を取得するには、10 年間以上日本に暮らし、自活が可能なこと、また犯罪歴がないことなどを証明しなければならない。滞在の長期化にともない、難民制度を通して得た資格から「永住者」資格に切

目的) 別 総在留外国人」『法務省ホームページ』(2013 年 10 月 29 日閲覧)

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001111233>

⁸⁸ 「永住者」は「法務大臣が永住を認める者」、「定住者」は「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」であり、何れもが法務大臣の裁量で決定される。

⁸⁹ 法律上定められているわけではないが、日本では社会通例的に「定住者」資格を保持する外国人は融資を受けられない。

り替えた定住ビルマ人は少なくないと考えられるが、切り替え前にどの在留資格を有していたのかを示す統計がないため、その実数は不明である。

次に「別表第1」の内訳を概観する(表3)。移住労働者の受け入れを認めたとはいわれる日本であるが、専門職に限っては多様な職種の労働者を受け入れており、就労や教育目的で滞在するビルマ出身者の数を確認できる。ただし、芸術、報道、法律・会計業務、教育、興行の在留資格を有するビルマ出身者はいない。

表3 ビルマ出身者の在留資格(「別表第1」)

2012年末現在、単位：人

外交	69
公用	72
教授	25
芸術	0
宗教	23
報道	0
投資・経営	69
法律・会計業務	0
医療	1
研究	5
教育	0
技術	315
人文知識・国際業務	474
企業内転勤	34
興行	0
技能	24
技能実習	87
文化活動	8
短期滞在	160
留学	1,674
研修	23

家族滞在	522
特定活動	1,403
-家事使用人(16)	
-医療滞在・同伴者(12)	
-高度人材(1)	
-同家族 (1)	
-その他 (1,373)	
合計	4,988

出典：出典：図1の2012年分と同じ

図1で示した定住傾向の強い在留資格を中心に確認すると、特に特定活動の増加が顕著である。特定活動は、特定研究等及び情報処理（本人・家族）、家事使用人、ワーキングホリデー⁹⁰、アマスポーツ選手（本人・家族）、インターンシップ、EPA（Economic Partnership Agreement）対象者（本人・家族）、医療滞在・同伴者、高度人材（本人・家族・家事使用人）、「その他」に分かれている。表3にはビルマ出身者が取得している在留資格のみを掲載したが、「その他」の該当者が大半を占める。次節で詳細を述べるが、この特定活動「その他」は、在留特別許可を受けた外国人に付与される資格で、難民認定制度の審査結果として「人道配慮による在留特別許可」が認められた人にも付与されることから、該当する定住ビルマ人も多い。この特定活動の在留資格を得た場合は就労に制限はないが、先の述べた「定住者」資格と異なり家族の呼び寄せはできない。家族を呼び寄せたければ最短でも3年間は特定活動資格のままで安定した生活を築き、その後に「定住者」など家族呼び寄せの可能な在留資格に切り替え、所定の手続きをふむという手順が必要である。定住ビルマ人の家族呼び寄せにかなりの年数を要するのは、この手続きをとる人が多いためである。先の「別表第2」の在留資格保持者と同様に、この在留資格を得ているビルマ出身者は定住傾向が強い。

その他で定住傾向にあると考えられるのは、日本の法人に正規雇用されている人文知識・国際業務および技術の在留資格の取得者である。前者は、語学や文系の知識を活かした貿易や通訳事務の職業に、後者は理系の知識を活かしたIT産業などに就労してい

⁹⁰ワーキングホリデーとは18～30歳の若者が提携している国または地域で働きながら休暇を過ごすことを目的とした在留資格である。2013年7月現在、日本は、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国、フランス、ドイツ、英国、アイルランド、デンマーク、台湾、香港、ノルウェーと提携している。

ると想定できる。専門性が高い教授、宗教、投資・経営は、生活が安定するため定住傾向にあるといえなくもないが、よりよい条件が提示されれば日本以外の国への流出もありうる。留学は在留期間が限定されるが、一定期間日本に滞在した後にそのまま日本の企業で就職し、定住していく可能性がある。家族滞在⁹¹は、呼び寄せた家族が取得している在留資格の内訳が不明なので、何割程度が定住傾向にあるビルマ出身者なのかは不明であるが、該当者の多い技術や人文知識・国際業務などの在留資格を有する人の家族として滞在していれば、定住傾向にあると考えられる。短期滞在のビルマ出身者の場合、基本的には定住の可能性は低いと考えられる。ただし、観光の在留資格で来日し、そのまま超過滞在となった定住ビルマ人が過去にたくさんいたのも事実である。現在は、有効期限内に難民申請の手続きをとるビルマ出身者が多いが、統計からはその実数は不明である。

以上の在留資格と難民認定制度の統計から、本稿で研究対象とする定住ビルマ人の人数を概算したい。まず、在留資格統計では2012年末に8,354名のビルマ出身者が登録されている。そのうち「別表第2」の累計(3,366名)と「別表第1」の特定活動「その他」取得者(1,373名)を合計すると4,739名となる⁹²。またこれ以外に、家族滞在、2011年末の統計に計上されていたが、2012年末には計上されていない未取得者(2011年末現在で18名)、その他(同215名)も定住傾向にあると想定できる。これらの人を合算すれば、定住傾向にあるビルマ出身者は5,000名前後であると判断してよいだろう。

難民認定制度に目をやると、1990年代には難民として認定されるビルマ出身者は年間数名程度であったが⁹³、2000年代後半には日本における難民庇護の約9割を占めるといって目立つ存在になっている。次節で詳細を述べるが、1982～2012年のビルマ出身の難民認定申請件数は4,583件⁹⁴である。このうち322名が難民として認定され、1,646名がそれに準ずる形で在留を許可⁹⁵され、70名は第三国に転出した⁹⁶。前述したように

⁹¹ 教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、文化活動、留学のいずれかの在留資格をもって在留する人の扶養を受ける場合に、配偶者または子どもに限り付与される。

⁹² この人数はビルマ出身者登録者数全体の56.7%を占める。

⁹³ 1992年にはじめてビルマ出身者が難民として認定された(根津清1994『難民認定 ミヤミヤウインが語った一五〇〇日』ダイヤモンド社、p.173)。1992年に結成された在日ビルマ人難民申請弁護団によれば、その後には、1998年7名、1999年3名が認定された。

⁹⁴ 法務省入国管理局2006『難民条約加入25周年記念企画 難民認定行政—25年間の軌跡—』法務省入国管理局。在日ビルマ人難民申請弁護団および法務省のホームページを参照した。

⁹⁵ 難民として認定するにはいたらないが、人道的な配慮により在留を特別に許可する手

日本では5,000名前後のビルマ出身者が定住傾向にあるが、双方の数字から定住ビルマ人の約9割が難民認定制度を利用して、在留資格を取得しているか、またはその手続き中であるといえる。本稿では難民認定制度利用者およびその家族を中心とした5,000名前後のビルマ出身者を日本定住ビルマ人とみなす。

都道府県別の統計⁹⁷は、中長期在留者のみを対象とするものしか発表されていないが、全体の傾向を把握することには役立つためそのまま利用する。とくに東京都における外国人の比率は高く、登録者総数の19.4%を占める⁹⁸。東京都に登録しているビルマ出身者は4,755名で、全体の59.1%にあたる。就労機会が多く、ビルマ大使館や日本政府の関係機関が集中する東京が生活の拠点となっている様子うかがえる。ただし、都道府県別の在留資格数は公表されていないため、詳細な特徴をつかむことはできない⁹⁹。家賃が東京よりも安く、東京都内へのアクセスもよいことから東京都近郊に居住するビルマ出身者も多い。登録者数は、神奈川(400名)、埼玉(424名)、千葉(347名)、群馬(203名)で、東京在住ビルマ出身者とあわせると6,129名となり、全体の76.2%に上る。その他で多いのは、中部と関西で、それぞれ中部では、静岡(391名)、愛知(463名)、三重(95名)の計949人(11.8%)、関西では、京都(47名)、大阪(111名)、兵庫(72名)、奈良(37名)の267名(3.32%)となっている。中部地方および関西地方も、就労や就学の環境が比較的整っており、中部地方では技能実習制度を利用して滞在しているビルマ出身者もいる。

次に年齢および男女別の在留数を確認したい(表4)。

続き。対象者には「特定活動」資格が付与される。ただし支援者からは、在留期間の短縮、生活保護からの排除、家族呼び寄せが困難などの問題点が指摘されている。

⁹⁶ 法務省入国管理局2006、p.13

⁹⁷ 法務省入国管理局「2012年12月 在留外国人統計 都道府県別 国籍・地域別 在留外国人」『法務省ホームページ』(2013年10月29日閲覧)

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001111233>

⁹⁸ 総数2,033,656名のうち、東京には393,585名が登録している。

⁹⁹ 法務省および東京都に問い合わせたが、東京都内のビルマ出身者の在留資格別統計を入手することはできなかった。

表4 ビルマ出身者の年齢・男女別の在留数

2012 年末現在、単位：人(%)

年齢	男性	女性	合計
0～4 歳	190 (55.1%)	155 (44.9%)	345
5～9 歳	104 (56.8%)	79 (43.2%)	183
10～14 歳	73 (51.0%)	70 (49.0%)	143
15～19 歳	74 (49.7%)	75 (50.3%)	149
20～24 歳	368 (44.1%)	466 (55.9%)	834
25～29 歳	759 (45.3%)	915 (54.7%)	1,674
30～34 歳	669 (48.4%)	714 (51.6%)	1,383
35～39 歳	559 (50.9%)	540 (49.1%)	1,099
40～44 歳	532 (55.9%)	420 (44.1%)	952
45～49 歳	416 (55.0%)	341 (45.0%)	757
50～54 歳	228 (53.3%)	200 (46.7%)	428
55～59 歳	105 (49.8%)	106 (50.2%)	211
60～64 歳	36 (39.1%)	56 (60.9%)	92
65～69 歳	25 (54.3%)	21 (45.7%)	46
70～74 歳	15 (62.5%)	9 (37.5%)	24
75～79 歳	9 (64.3%)	5 (35.7%)	14
80 歳以上	16 (84.2%)	3 (15.8%)	19
計	4,178 (50.0%)	4,175 (50.0%)	8,353 (100%)

出典：法務省¹⁰⁰

この表によれば、ビルマ出身者の登録者総数 8,354 名のうち、男性（4,178 名）と女性（4,176 名）¹⁰¹はほぼ同数で、小数点第一位で四捨五入すると、ちょうど 50%ずつになる。5 歳ごとのグループに分けた統計でも極端な偏りはない。わずかに、「40～45 歳」「45～50 歳」「51～55 歳」の連続する 3 グループの男性比が、53.3～55.9%と高くなっている程度である。これらのビルマ出身者の在留資格の詳細は明らかにされていない

¹⁰⁰ 法務省入国管理局「2012 年 12 月 在留外国人統計 国籍・地域別 年齢・男女別 総在留外国人」『法務省ホームページ』を参照（2013 年 10 月 29 日閲覧）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001111233>

¹⁰¹ 1 名は年齢不詳のため、以下の表には含まない。

め、何人が定住ビルマ人なのかは不明であるが、1988年のビルマ民主化デモ当時に10代後半～30歳代であれば現在40歳代～50歳代中ごろになっている。当時の政治経済的な状況のなかでより多くの男性が来日し、そのまま日本で定住している可能性が考えられる。

日本で暮らしているビルマ出身者を在留資格統計から概観すると、特徴を3点指摘できる。1点目は、半数以上が定住傾向にあるという点である。在留資格別には、「永住者」、「永住者」の配偶者、「定住者」資格、さらに近年増加している特定活動の在留資格を保有しているビルマ出身者が多い。2点目は、東京の登録者数が多いという点である。これは日本に暮らす外国人の一般的な傾向ではあるが、ビルマ出身者の場合にはその傾向が特に強い。3点目は、ジェンダーバランスがとれている点である。フィリピンやタイ出身者は日本人男性の配偶者などが多く、女性過多であるのに対し、ビルマ出身者は、家族単位で暮らす日系南米人など、定住傾向が強い外国人グループに見られる傾向と同様である。これはすなわち1点目の特徴を補強する形で、ビルマ出身者の滞在パターンには定住者が多いとみなす根拠となる。

1-2 日本の難民制度の推移

前節で述べたように定住ビルマ人の多くは日本の難民認定の制度を利用し、在留資格を得ている。この難民認定制度は、日本が批准している国際条約「難民の地位に関する条約」と「難民の地位に関する議定書」を基準として国内法で規定されている。本節では、日本の難民受け入れ制度の推移からなぜ多くのビルマ出身者が定住するようになったのかを考察する。

現在、日本が公式に受け入れている難民は、インドシナ難民、条約難民、第三国定住難民に区別できる。インドシナ難民とは、ベトナム戦争終結時に脱出した、ベトナム、ラオス、カンボジア出身の難民を指す。条約難民とは、難民条約の規定に沿って保護されている難民を指す。そして第三国定住難民とは、ビルマ・タイ国境の難民キャンプから日本に受け入れられた難民を指す。なお、日本政府が主導して受け入れたという観点から、インドシナ難民の受け入れも第三国定住制度の一環と捉える考え方もあるが、緊急措置的に受け入れたインドシナ難民は、2010年に新設された制度とは分けて議論すべきとの指摘があり、本稿でも別個に議論する¹⁰²。以下ではこれらの難民の受け入れ制度の推移を確認し、結果的に、なぜ多くのビルマ出身者がこの制度を利用して定住する

¹⁰² 久保忠之・岩佐光広 2011「制度批判で見えなくなること—日本の難民の第三国定住をめぐる—」高知大学人文学部国際社会コミュニケーション学科『国際社会文化研究 Vol. 12』 pp. 53-82

ようになったのかをみていく。

まずは、インドシナ難民の受け入れについて振り返る。はじめて来日したインドシナ難民は、1975年サイゴン陥落後にベトナムを脱出し、ボートピープルとして千葉港に上陸したベトナム人であった。当時の日本は、難民条約を批准していなかったために、一時滞在許可という形で対応した。その後、アメリカからの受け入れ要請の圧力や、当時、国際社会から「悪者」として捉えられていたベトナム国家から排除された難民の受け入れに反対するものがいなかったという社会情勢などにより、1978年に特別受け入れ枠を閣議決定した。翌1979年には、インドシナ三国出身の留学生や他国の難民キャンプで避難生活を送っている人を対象に、500人の定住枠を閣議了解により設けた。インドシナ難民定住受け入れの決定を受け、日本政府は財団法人アジア福祉教育財団に受け入れ事業を委託し、難民事業本部を新設するほか、兵庫県姫路市および神奈川県大和市には定住センターを開設して、日本語教育や就職斡旋などを実施した。1982年には長崎県大村市に一時的な滞在のための施設を、1983年には東京都品川区に定住施設を開所した。インドシナ難民の受け入れは合計11,319名になったが、この過程で個別審査は行われていない¹⁰³。最終的にインドシナ難民の受け入れは1994年で終了し、1996～98年にかけて定住センターを閉鎖した。また1996年からは、合法出国計画(Orderly Departure Program:ODP)¹⁰⁴により、ベトナムからの呼び寄せ家族を受け入れ、日本語教育や就職斡旋などを実施した。最終的に、11,319人を受け入れたインドシナ難民受け入れ事業は、2006年3月に終了した。条約難民を受け入れる制度は、国際条約の批准にともなう国内法整備のため、1982年に制定された入管難民法で規定されている。入管難民法は、インドシナ難民の受け入れを開始してから3年後の1981年に加入した難民条約、および翌1982年に加入した難民の地位に関する議定書に基づいている。そして、定住ビルマ人の多くが難民認定制度を利用しているのが現状である。

難民認定制度は、先に述べた難民条約で定義された事由により、自国で安全な生活を営めない人びとが、本国送還によって遭遇しうる危険性を日本政府に説明し、強制的な送還を回避してもらうための制度である。その難民受け入れ制度の大きな変化として、2005年の入管難民法の改正が挙げられる。改正は3点あり、日本上陸後60日以内とされていた申請期間が6ヶ月に延長されたこと、難民審査参与員制度¹⁰⁵が新たに導入された

¹⁰³ 外務省「難民問題と日本—国内における難民の受け入れ—」『外務省ホームページ』<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/nanmin/main3.html>、2013年11月17日閲覧。

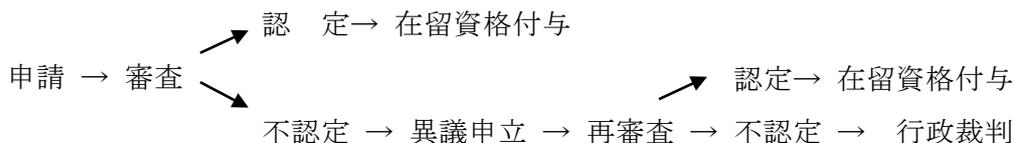
¹⁰⁴ 1979年、UNHCRとベトナム政府は合法出国計画に関する覚書を取り交わし、海外にいる家族と再会するための合法的出国が認められるようになった。

¹⁰⁵ 不認定処分に対する異議申し立て手続きにおいて第三者の意見を取り入れる制度。

こと、一定の条件を満たすという制限付きで仮滞在を許可する制度が導入されたことである。これらは、難民を担当する弁護士などの積極的な働きかけによって緩和された¹⁰⁶。

具体的な手続きとしては、日本入国後に審査機関である法務省入国管理局（以下、入管）に必要書類を提出する。その後の審査で、認定または不認定の判定を受ける。審査の結果、難民として認定されるか、または人道的な配慮により日本での在留が許可（以下、「人道配慮」）されると、前節で説明した在留資格が与えられる¹⁰⁷。審査の結果、不認定処分となった場合、その結果に不服があれば異議申し立てをすることができる。その場合、2005年に新設された難民審査参与員制度の下で、参与員が再審査過程に加わり、認定か否かの判断が再度下される。そこで、不認定処分や強制退去処分となった難民は、処分の取り消しを求め行政裁判を起すこともできる。申請から在留資格の付与または行政裁判までの流れは図2のとおりである。

図2 日本の難民認定の流れ



以下では、1982年の難民の受け入れ開始から2006年までの25年間の難民認定行政をまとめた報告書『難民条約加入25周年記念企画 難民認定行政—25年間の軌跡—』¹⁰⁸を参考に、日本における難民受け入れの全体像を把握してみる。定住ビルマ人のなかには、2000年代中ごろ以降に、難民認定制度を利用し在留資格を得た人が多いが、同報告書によると、1982年1月から2005年12月末までの申請件数は3,928件であった。

¹⁰⁶ ただし、改正後の課題として、すでに来日後6ヶ月以上経過している難民がたくさん残っている点、審査参与員の偏った人選や専門性の低さ、不透明な審査内容や厳格な仮滞在許可取得要件などの問題が現在も残っている。また、外国人の入国管理業務を担っている法務省が、同時に難民認定を行うという矛盾から、とくに法務省から独立した異議申し立て機関設置の必要性が繰り返し指摘されているが、実現されていない。

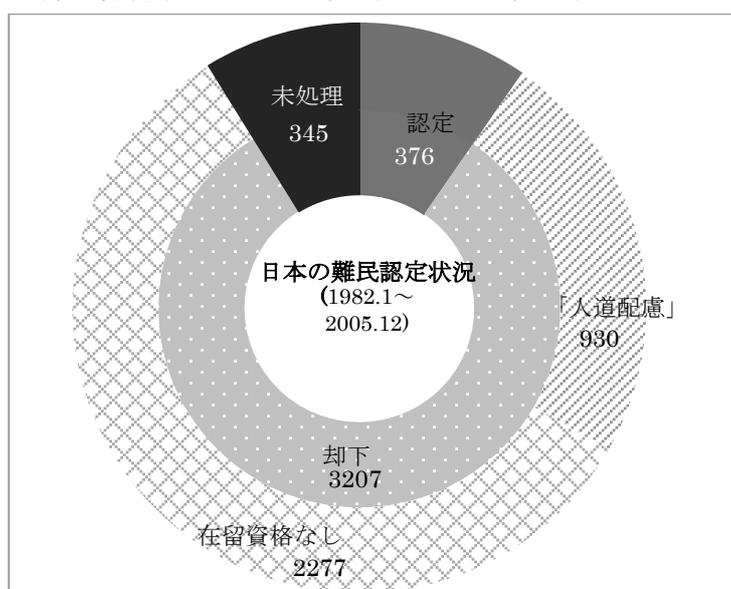
¹⁰⁷ しかし、近年特に増加している人道配慮では、出身国に残っている家族の呼び寄せはできない。また、海外渡航を希望する際には事前に渡航内容を届け出る義務があり、その結果、渡航が許可されない場合もあるなど、海外とのつながりが強い難民の生活実態からは乖離している。

¹⁰⁸ 法務省入国管理局2006

申請者の出身国は、ビルマ（709）、トルコ（654）、パキスタン（417）、イラン（396）、アフガニスタン（258）、ベトナム（198）、中国（176）、ラオス（115）など 76 カ国を数え、なかでもビルマとトルコだけで全体の約 3 分の 1 を占めていた。

図 3 難民認定の具体的な件数をまとめたものである。難民申請 3,928 件のうち、認定されたのは申請総件数 1 割弱の 376 件、却下は 3,207 件、345 件には結果が出されていない¹⁰⁹。却下のうち 930 名は人道配慮により在留許可を得ており、これは申請件数全体の 23.7%にあたる。認定却下のうち 2,277 件は裁判中や再申請準備中など、いまだに保護が得られていない人びとである。未処理の約 6 割にあたる 209 件がビルマ出身者であるが、2003 年頃からビルマ出身の申請者が増加したため、審査に時間がかかった結果と考えられる。

図 3 日本の難民認定状況（1982 年 1 月～2005 年 12 月） 単位：件数



出典：法務省入国管理局『難民条約加入 25 周年記念企画
難民認定行政—25 年間の軌跡—』

同報告書によると、難民として認定された割合が高い順に、カンボジア、ラオス、ベトナム、そしてビルマなどとなっており、これらの国籍者上位 10 位までで全体の約 8

¹⁰⁹ この結果は、2005 年の 1 年間だけで、約 2 万 1 千人（認定率 47%）を認定しているアメリカ、約 1 万 6 千人（同 62%）を認定したカナダ、約 1 万 2 千人（同 17%）を認定した英国などと比較すると桁違いに少なく、日本の難民受け入れが消極的であるといわれる根拠となっている（国連高等弁務官事務所「2008 年底護申請者と難民」『国連高等弁務官事務所ホームページ』http://unhcr.or.jp/ref_unhcr/higo/index.html、2013 年 11 月 10 日閲覧）。

割を占めている。逆に低いのは、トルコ、中国（台湾）で1人も認定されていない。人道配慮も認定の傾向と同様に、ビルマ、ベトナム、ラオス、カンボジアが多く、トルコ、パキスタン、イランは少なく、特にトルコが少ない。難民認定数と人道配慮数とをあわせた数字から庇護率を算出した結果、カンボジアは100%の庇護率を示し、以下は、ラオス 97.4%、ベトナム 82.3%、中国（台湾）77.3%、ビルマ 53.8%と続き、「東南アジア出身者の認定率や庇護率が高い¹¹⁰⁾」結果となっている。このうちビルマ出身者の処理件数は500で、その結果として認定は117名、「人道配慮」は152名で合計269名が保護の対象となっている。以上をまとめれば、この間の日本の難民認定は、申請者全体の1割弱と極めて低く、出身国によって庇護を受ける割合が大きく異なる。なかでもインドシナおよびビルマという東南アジア地域を重要視した庇護政策が採られている点が、日本の難民認定行政の特徴といえる。

この特徴をふまえたうえで、最新の統計を含む申請者、認定者、「人道配慮」数の推移（表5）を確認すると、いずれの数字も増加しているのがわかる。

表5 難民申請者・認定者・「人道配慮」の推移 単位：人

	申請者		認定者		「人道配慮」	
	総数	うちビルマ(%)	総数	うちビルマ(%)	総数	うちビルマ(%)
2006	954	626(65.6)	34	28(82.3)	53	33(62.2)
2007	816	500(61.3)	41	35(85.3)	88	69(78.4)
2008	1599	979(61.2)	57	54(94.7)	360	328(91.1)
2009	1388	568(41.0)	30	18(60.0)	501	460(91.8)
2010	1202	342(28.5)	39	37(94.9)	363	319(87.9)
2011	1867	491(26.3)	21	18(85.7)	248	196(79.0)
2012	2545	368(14.5)	18	15(83.3)	112	89(79.5)
合計	10,371	3,874(42.6)	240	205(83.7)	1,725	1,494(81.4)

出典：全国難民弁護団連絡会議ホームページ¹¹¹⁾、および法務省入国管理局ホームページ掲載の各年の難民認定者・認定者・人道配慮の人数¹¹²⁾

¹¹⁰⁾ 法務省入国管理局 2006、p. 6

¹¹¹⁾ 在日ビルマ人難民申請弁護団「難民認定数等比較-ビルマ出身者」『JLNR 全国難民弁護団連絡会 (Japan Lawyers Network for Refugees) http://www.jlnr.jp/statements/2013/JLNR_statement_201304_jp_annex2.pdf、2013年8月28日閲覧

¹¹²⁾ http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri03_00094.html、2013年8月28日閲覧

1982～2005年の四半世紀で3,928名であった難民申請者が、2006～2012年の7年間で10,371名に上り、376名であった認定者が、2006～2012年のわずか7年間で240名になっている。日本の難民受け入れは消極的であるが、利用者は年々増加しており、特に法改正後はこれまでにない人数の申請者および認定者が確認できる。なかでもその増加を促しているのがビルマ出身者である。法改正後の翌年（2006年）の難民申請者は、その前年までの25年間の申請件数よりも多くなっており、認定者および「人道配慮」も2～3年で25年間の件数を追い越している。2006～2012年の間に3,583名のビルマ出身者が申請し、2012年までのビルマ出身者の申請者総数は4,500名を超えたことになる。同時期のビルマ出身の認定者は205名、人道配慮は1,494名となっており、全体の認定率は極めて低いが、東南アジア出身者、とくにビルマ出身者は優遇されている。2001～2011年の難民認定者総数と最大認定国をみれば2002年を除くすべての年で、ビルマが最大となっている（表6）。しかもその割合が高く、特に2006～2011年にはビルマ出身者が82.3%占めていてる。

表6 日本の難民認定者総数・最多認定国の人数と占有率

単位：人

年	認定者 総数	最多認定国の 人数（占有率）
2001	26	ビルマ 12（46%）
2002	14	アフガニスタン
2003	10	ビルマ 5（50%）
2004	15	ビルマ 9（60%）
2005	46	ビルマ 29（63%）
2006	34	ビルマ 28（82%）
2007	47	ビルマ 35（74%）
2008	57	ビルマ 54（95%）
2009	30	ビルマ 18（60%）
2010	39	ビルマ 37（95%）
2011	21	ビルマ 18（86%）
2012	18	ビルマ 15（83%）

出典：表5と同じ

このように全体としては消極的な日本の難民認定行政であるが、東南アジア出身者への庇護率が高い傾向にあり、なかでも 2000 年代以降はビルマ出身者へ庇護率が高くなっている。そして、この結果に応じるように、ビルマ出身者が積極的に難民認定制度を利用するようになり、2000 年代後半には申請者が急増している。

難民認定制度の運用面における問題として、認定審査に時間がかかるうえに認定基準が不明瞭である点、不認定となった時点で滞在の法的根拠がなくなるために退去強制の対象となり、入管施設に収容される恐れがある点、申請者の就労が禁止されているにもかかわらず、生活保障が不十分な点などが指摘されている。さらに結婚や出産などに伴う公的手続きを自国の機関に提出することは現実的に不可能で、特に出生地主義を採らない日本で難民の両親から生まれた子どもは無国籍となるため、基本的な権利を享受することができないという問題がある。申請者、不認定者、およびその子どもを対象とした教育支援もない。これらの難民認定制度やその運用面の不備については弁護士をはじめ関係者から批判があるが、現状では改善されていない。

最も新しい制度は 2010 年に始まった第三国定住事業である。これは、ビルマと隣接するタイの難民キャンプに避難している難民を日本に定住させることを目的としている。日本では 2007 年末に同事業の準備が始められ、ビルマ・タイ国境で避難生活を送るカレン難民を対象とすることで 2008 年に閣議了解を得た。日本はアジアではじめて第三国定住の受け入れに着手したことから、当初は注目を浴びていたが、その受入数は上限が年間 30 名で、かつ 3 年間という、かなり小規模な受け入れ制度として始まった。さらに制度 1 年目、2 年目ともに希望者は上限には満たず、3 年目の 2012 年度には直前になり来日を予定していた希望者が急遽申請を取り下げ、誰も来日しないという結果に終わってしまった。しかし、日本政府としては今後もこの制度を継続していく方向で調整中である。

以上のことから、日本の難民受け入れは消極的であるが、それでも東南アジア、特に近年ではビルマ出身者を積極的に受け入れるといった選別的な認定が行われていることがわかる。それには日本の外交姿勢が反映されている。日本のビルマに対する政策は曖昧だと、欧米諸国を中心とした国際社会から非難を浴びていた¹¹³。1988 年のビルマ民主化運動直後に起きたクーデターにより軍部が政権を奪取したが、そのわずか 5 カ月

¹¹³ たとえば、Seekins, Donald M. 2007. *Burma and Japan Since 1940 from 'Co-prosperity' to 'Quiet Dialogue'*. NIAS Press. ベネディクト・ロジャース「1988 年から 20 年～ビルマ国民を裏切る日本の政策」『日刊ベリタ』
<http://www.nikkanberita.com/read.cgi?id=200808111453041> (2013 年 11 月 10 日閲覧) など。

後、日本は国際社会のなかでいち早く軍政を承認し ODA を再開したことがそれを象徴する¹¹⁴。また 2007 年夏の僧侶を中心としたデモの 2 か月後には、一旦凍結していた ODA として、当時の軍事政権の主な資金源となっている天然ガス田への開発協力を再開するなど、「甘い」といわれても仕方ない対応をしてきている。さらに時期をほぼ同じくして、ビルマから隣国へ逃れている難民の受け入れに向け準備を始めるという矛盾した対応もみられる。

そのような対応は、アジア、なかでも東南アジア重視の日本の外交姿勢に基因している。特に 1967 年に創設された Association of South-east Asian Nations: ASEAN (東南アジア諸国連合) との関係強化を通し日本は「包括的安全保障」の一環として東南アジアと向き合ってきた¹¹⁵。その後、同地域における中国の台頭を受け、日本は経済面だけでなく人的交流や知的財産分野の促進などを提唱し¹¹⁶、また 1997 年以降には ASEAN +3 として、中国、韓国とともに ASEAN とより緊密な関係を構築している。この ASEAN における最大の関心事が、1997 年に加盟したビルマの政情である。内政不干渉を原則としている ASEAN であるが、遅々として進まないビルマの政情改善に業を煮やし、2001 年にはマレーシアの首相がビルマを訪問、独自の対話路線を模索するなど、ASEAN が積極的にビルマ問題に関与するようになった¹¹⁷。その後も ASEAN は、2005 年にはビルマの人権問題への懸念を表明、2006 年には国連事務総長特使を通してビルマの民主化プロセスの後押しをはかり、2007～2008 年にかけてのビルマ国内の動きへの協力的な対応がみられる。

このような ASEAN の態度を受け、日本もビルマ情勢に対し無関心ではいられなくなった。ビルマ情勢への懸念および改善への協力姿勢を国際社会に見せるには、ビルマ国内への支援と同時に日本国内にいるビルマ出身者を庇護する必要があった。既に述べたとおり、1990 年代の日本にはビルマ難民は数えるほどであり、認定者は 2000 年代になっ

¹¹⁴ ただし、日本は国家承認と政府承認とを厳格に分けて扱うため、日本の国家承認が目立ったが、欧米諸国の多くは軍事政権とは距離をおくようになったが、政府「非承認」を公的に宣言したわけではない。この点について、上智大学の根本敬教授にご教示いただいた。

¹¹⁵ 庄司智孝 2009 「多元的關係の追求」恒川潤編『中国の台頭：東南アジアと日本の対応（国際共同研究シリーズ）』防衛省防衛研究所、pp. 155-182

¹¹⁶ 2002 年 1 月、当時の首相、小泉純一郎が「日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的経済連携の枠組み」を提唱した（小泉総理大臣「日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的経済連携の枠組み（仮訳）」『外務省ホームページ』

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/asean+3_03/eco_renkei.html、2013 年 11 月 21 日閲覧）

¹¹⁷ アジア経済研究所 2006 『アジア動向年鑑 2006 年版』アジア経済出版会

てから急増してきた。軍事政権寄りの「甘い」対ビルマ政策を維持する一方で、ASEANの方針を重視した外交姿勢が、ビルマ出身者への突出した庇護の厚さにつながった。このように、日本は全体としては難民受け入れに消極的ではあるが、ビルマ出身者については積極的に受け入れるようになった。その結果、難民制度を利用して定住するビルマ出身者が急増したのである。

1-3 定住ビルマ人の日常生活

本節では定住ビルマ人の日常生活、特に、就労、コミュニティ、宗教、2世の将来を考察する。すでに述べたとおり、2000年代後半以降には定住ビルマ人の多くが難民認定の手続きをとり在留資格を得るようになった。その結果、長年にわたり超過滞在していたビルマ出身者が入管施設に收容される可能性は減少したが、生活環境が以前と比較して抜本的に改善されたわけではない。

定住ビルマ人の生活実態を端的に表すと、移住労働者として働き、自分や家族、そして本国や国境に暮らす同胞の生活を支えながら、同時に政治活動家として行動するという二重生活を送っているといえる¹¹⁸。移住労働者の受け入れを公式には認めていない日本では、一部の専門職への正規雇用を除き、ほとんどの外国人は時間給または日給制の非正規雇用で働いているため、長時間労働をしなければ仕送りはおろか生活も成り立たない。多くの定住ビルマ人は飲食業をはじめとするサービス業に就き、長時間勤務により生活費、同胞への仕送り、日本での政治活動費などを捻出している。

来日当初は同胞の紹介などにより、飲食店の皿洗いや調理の下準備など、日本語能力の必要がない食事付きの職場が好まれ、その後日本語を覚えていくに連れ、調理や接客も担当するようになり、引き続き飲食業で働く人が多い。なかにはアルバイトから正規雇用へとステップアップするビルマ出身者もいるが、多くは非正規雇用のままである。飲食業以外に、製造業、建築業、ビル管理業、IT産業、介護職、一般事務職などで働く人もいる。正規雇用であれば社会保険の心配はないが、非正規雇用では各自で契約しなければならず、健康保険だけ加入し、年金制度には加入していない定住ビルマ人が多い。そのほかの就労状況としては、数は少ないが就労経験を活かした飲食店や中古車販売店の自営、IT産業、福祉産業、事務職など、専門職およびホワイトカラーでの就労もある。

定住ビルマ人の組織活動については、第4章で詳細に述べるので、ここではふれないが、組織のリーダー格の多くは、1988年の民主化デモに積極的に参加したいわゆる88

¹¹⁸ 梶村美紀 2007

世代である。彼らに共通するのは、日本滞在が長く、生活基盤が比較的安定していることである。日本の定住外国人のなかでは少数派である正規雇用者か、非正規雇用であっても雇用主に理解があり、突然の休暇を願いでも快く聞き入れてもらえる人間関係を職場で構築しているか、または自営業者である。リーダーは長期滞在の男性が多く、彼らの妻の多くは夫の活動への理解が深い。たとえば、夫が政治活動のために家を留守にしても子育てを一手に引き受け、育児やパート勤務の合間に事務的な作業を手伝ったり、内職による収入を獲得し、活動費の足しにするなど夫の政治活動を積極的にサポートしている人もいる。

1990年代までは東京の西武新宿線中井駅界隈がコミュニティの中心であったが、現在の定住ビルマ人の中心地は前節で述べたとおり新宿区の高田馬場である。人口増加にともない、政治活動だけでなく、雇用創出や情報交換などの場となるなど、高田馬場は定住ビルマ人コミュニティの中心となっている。ただし詳細に考察すると、地理的な住み分けがある。高田馬場に集うのは、民主化運動を主体としたバマー組織、民主化および少数民族の連合体関係者が多い。高田馬場以外にも都内数カ所に定住ビルマ人の集住地がある。例えば、国民民主連盟解放地域日本支部（National League for Democracy Liberated Area Japan Branch : NLD-LA-JB）の事務所がある JR 大塚駅周辺には同支部の関係者が集まっている。少数民族の人びとは、通勤に便利な高田馬場以外の JR 山手線沿線や宗教施設へアクセスのよい地域に民族別に集住している場合が多い。ただし、外国人居住者の多い新宿区は比較的充実した施策があるため、学齢期の子どもがいる家庭が新宿区内へ引っ越すケースもある。ほかにも千葉、埼玉、群馬などの関東圏や名古屋などに小規模ながらビルマ出身者が集住している。集住する要因は、宗教施設の存在や、リーダー格の人の居住地があったことから、当初はその個人宅を会議やお祝いの集まりなどに使用していたなどの事情があり、これらはほかの移民と同様の傾向をもつ。

なお、少数民族の集住地は小規模であるために、エスニックビジネスが発達するまでにはいたっていない。高田馬場には、ビルマ料理だけでなくシャンやカチンといった少数民族の料理店や現地の食材などを売る店もある。しかし、経営が安定している店舗は一部に限られ、数年で商売に見切りをつける店舗もあり、現在進行形で変動しているのが定住ビルマ人コミュニティの特徴といえる。エスニックメディアとしては、政治活動の一環として日本定住ビルマ人が発行する同胞対象の雑誌が複数ある（アリンエイン：အလင်းအိမ် မဂဇင်း、エラワン：ဧရာဝတီဂျာနယ်、モータウチエ：မိုးသောက်ကြယ်မဂဇင်း、アハラ：အာဟာရ စာစောင်など）。内容的にはビルマ国内の政治動向に関連した記事に集中しており、そのほか、日本のニュースや国際社会におけるビルマ問題などを取り上げている。本稿が注目しているエスニシティを超えた連帯の意義を積極的に評価している

ような記事は見受けられない。雑誌類は、上記のレストランや食材店など定住ビルマ人が入手しやすい場所で、1部300円程度で販売されている。

宗教面では、ビルマは仏教国のイメージが強いが、本国ビルマでは、仏教、キリスト教、イスラム教など多様な宗教が信仰されており、定住ビルマ人の宗教活動にもそれが反映されている。程度の差はあるが、定住ビルマ人の生活において宗教は精神面での支えであり、宗教施設を介して形成されているネットワークは、日本における生活全般に対するセイフティネットとして重視されている。たとえば、仏教徒のビルマ出身者は、寄付金を募って、不動産を購入し、自分たちの僧院を東京都内に建設した。さらに、本国から呼び寄せた僧侶に常駐してもらい、さまざまな仏教行事に対応している。また、クリスチャンは少数民族に多く、不動産こそ購入していないが、既存の教会施設の一角を利用して、本国から呼び寄せた牧師が自民族の言語で行事を執り行えるようにしている。日本人信者の協力を得て生活上の問題を解決したり、母語や伝統文化を2世に継承する場を設けているケースもある。

言語面の特徴としてバイリンガルの2世が少ない点が挙げられる。両親の話すビルマ語や各少数民族の言語を2世は理解できるが、家庭内での会話は日本語という家族が多い。そのため2世とビルマ国内の祖父母をはじめとする親戚との会話が成り立たないという悩みを抱える家庭は少なくない。家庭で言語教育をする時間の取れない場合、ネイティブスピーカーが運営するビルマ語教室に2世を通わせる親もいる。ただしこれは共通語であるビルマ語のみで、少数民族の場合は自宅で教えるか、または教会などの公的な施設で教室を開いている。さらに言語に関連する状況として指摘しておきたいのは、日本生まれの2世以外にも少数民族言語を話せない人びとがいることである。ビルマ文化への同化政策が展開されてきたビルマでは、少数民族でありながら、ビルマ語しか話せない若者がたくさん育っている。ビルマ政府により弾圧されてきた少数民族の被害が、若者たちに表れているのである。彼/彼女らが来日後に自民族の言語を本格的に学ぶ場合もある。

言語だけでなく少数民族の伝統文化が継承されていないという共通の傾向がある。ビルマ国内では、多数派のバマーの文化が重視される反面、それ以外の文化については軽視されており、場合によっては弾圧されている。そのため、自民族の歴史や文化に触れることなく成長する少数民族の若者が増えている。特にヤンゴンなど都市部出身の少数民族にその傾向が顕著である。そのような事態を受け、来日後には2世とともに言語や伝統舞踊、自民族が展開してきた闘争史などを学ぶ機会が持たれる。各民族の州制定の記念式典などでは、闘争史を紹介し、舞踏を披露し、郷土料理を振る舞うこともある。これらの催しには、諸外国に定住している同胞以外に、日本人やビルマ出身の他民族の

人も参加する。日本人は当然のことながら、バマーやほかの少数民族にとっても、国内においては知る由もなかったビルマの多民族性の実態を改めて学ぶ機会となっている。本国における政情以外に、政治活動や生活向上のために不可欠な日本語や、教育機関の閉鎖などにより志半ばで諦めざるを得なかった専門知識を体系的に学びたいと希望する定住ビルマ人もいる。近年ではいくつかの大学が難民を受け入れる制度を整えたことから、それを利用するビルマ出身者もいる。

最後に定住ビルマ人の将来に目を向けたい。2011 年秋のビルマ国内の「民政移管」移行も、日本定住ビルマ人には大きな変化はまだおこっていない。国際社会の注目とは裏腹に、ビルマ出身者は自国の「変化」を肯定的に受け止めつつもかなり冷静である。軍事政権期と本質が変わっていないことを理由に、民主化の前進と捉えるには時期尚早だと考え、少なくとも 2015 年の総選挙の行方とその後の制度改革、そしてその運用の信憑性を確認するまでは待つべきだとの意見が多い。とはいえ「明日にでも帰れるのではないか」と期待する声がある一方で、「早くても数十年はかかるだろう」という慎重な意見までかなりばらつきもある。ただし仮にビルマ情勢が劇的に改善されても、諸事情により簡単に帰れない人が多い。特に在外ビルマ出身者に課せられていた毎月 1 万円の「税金」を滞納している定住ビルマ人には、それが現実的な問題として立ちほだかる¹¹⁹。ビルマ大使館に問い合わせたところ百数十万円を要求された人もいる¹²⁰。多くがギリギリの生活をしているビルマ出身者にそのような預貯金はなく、帰国したい気持ちはあっても状況が許さないというのが現在の定住ビルマ人を取り巻く環境である。さらにカチン州のように戦闘が継続し、少数民族を取り巻く政情がさらに厳しくなっている地域もあり、現状では安全が確保できないために帰国できない定住ビルマ人も少なくない。

また、日本生まれで日本語しか話せない子どもを持つ家族も、簡単に帰国を選択できないという現実がある。常に帰国を望みつつも子どもに母語教育を徹底できなかった定住ビルマ人は少なくない。すでに学齢期に達している子どもが日本で暮らしていくこと

¹¹⁹ 日本のビルマ大使館では、定住ビルマ人に収入の 10%または月額 1 万円を「税金」として徴収している。支払わなければパスポートを更新してもらえず、本国への送金ができないなどの不利益を蒙り、さらにビルマ国内に残された家族が危険な目にあうという記事（光文社『週刊宝石』1996 年 1 月 25 日号「主権の侵害だ！ミャンマー政府が日本国内で税金 20 億円を集めている」pp. 48-51）が紹介されている（ビルマ情報ネットワーク「ミャンマー政府が日本国内で 20 億円徴税活動（1996 年 1 月 25 日）」ビルマ情報ネットワークホームページ、<http://www.burmainfo.org/article/article.php?mode=1&articleid=435>、2013 年 11 月 12 日閲覧）。

¹²⁰ 「揺れる思い：在日ミャンマー人／中 祖国に未納税 129 万円」『毎日新聞』2013 年 5 月 21 日夕刊

を希望するのは当然である。その結果、帰るなら家族一緒にと考える親と、子どもが残るならば自分も残ると考える親との間に温度差もみうけられる。そのうえ、無国籍という新たな問題が浮上している。血統主義を取る日本では、難民認定者に子どもが生まれた場合、ビルマ大使館への届け出がなされていなければ無国籍の状態になる。また難民認定を受けた本人であっても、ビルマ国籍の有無を確認できない、またはビルマ国民としての権利を享受できないという意味で、事実上の無国籍状態になる。日本国籍取得の手段がないわけではないが、不法入国やオーバーステイで収容された場合には長期間申請ができない。そのうえビルマへ帰りたいと考えるビルマ出身者にとってはビルマの国籍を返上してまで日本国籍を取得する理由が見つからないとの意見もある。

とはいえ、1988年の民主化要求デモを主導した当時の学生たちも今や40～50歳代になり、離れて暮らす両親の高齢化だけでなく、当事者が体力的な衰えを自覚し、老後への備えなど現実的な問題に向きあわざるをえなくなっている。第5章で詳細に述べるが、現実的な意見として、定住ビルマ人では将来も日本に残りたいと考える人が多数を占めている。これには、2世がすでに日本社会にとけ込み、親の出身国であるビルマ社会への適応が困難であるとの判断がある。さらに、日本語を話せるが、読み書きはできない40～50歳代の自分たちがビルマに戻っても適正を活かした仕事を得られる可能性は低いとの判断もある。それよりも日本にしながら、本国とのつながりをもてるような環境を整えたいと考えるビルマ出身者が多く、それが永住者の増加という形で表れている。

日本に定住するほかの外国人との相違点としては、生活の基本である就労が非正規雇用である場合が多く、宗教施設が生活の相互扶助や2世への教育の場となっている点がある¹²¹。逆に、定住ビルマ人の特徴としては、本国の状況改善のための政治活動が生活の中心となり、住居地を決定する際の要因にもなっている点、帰国を望む気持ちはあっても、政治経済的な事情により未だに本国に戻れないケースが多く、より安定した日本滞在のための在留資格を得るなどの準備を始めている点があげられる。

1-4 まとめ

本章では、まず在留資格の統計から日本に暮らすビルマ出身者を概観し、次に多くの定住ビルマ人が利用した難民認定制度の推移を考察し、最後に筆者の参与観察および聞き取り調査から定住ビルマ人の日常生活の特徴点を挙げた。統計からも日本に暮らすビルマ出身者は長期に定住しているケースが多いことが証明された。在留資格から考察す

¹²¹ 定住外国人の一般的な傾向については、田中宏 2013、梶田孝道・宮島喬編 2002『国際化する日本社会』東京大学出版会、庄司博史編著・国立民族学博物館編集 2004を参照。

る日本のビルマ出身者は、その半数近くが定住傾向にあり、東京への集住傾向が強く、ジェンダーバランスがとれているという三つの特徴がある。つまりビルマ出身者は東京で定住傾向にあるといえる。難民制度の推移からは、日本の難民受け入れは消極的であるが、ビルマ難民については積極的かつ意図的に選択している点を指摘した。定住ビルマ人の日常生活の特徴からは、政治活動が日常生活のなかで重要な位置を占めており、また将来的に日本で生活を継続するための準備を始めている点が指摘できる。本章の難民受け入れ制度の分析からは、日本がビルマ出身者を定住に向かわせた要因を確認できたが、次章ではビルマ側の要因を考察する。

第2章：多民族社会ビルマと少数民族

本章では、多民族によって構成されるビルマで少数民族がどのように扱われ、位置付けられてきたのか、そして、それが少数民族の越境にどのような影響を与えているのかを考察する。ビルマ政府の見解では、同国内に135の民族グループがいるとされている。同国における少数民族を取り巻く問題は、国内政治の中心課題として独立以降常に注目されてきた。日本に暮らすビルマ出身の少数民族は、2000年代中ごろ以降は自民族への差別的な処遇の改善を主張しているが、来日当初には明らかに政治活動から距離をおいていた。すでに述べたとおり、この行動は少数民族がビルマでおかれていた立場を如実に映し出している。

少数民族とバマーとの連帯に注目している本稿では、各民族の形成史や民族分類の正当性を検討するよりも、定住ビルマ人が日本で展開する政治活動の根拠としてすでに獲得しているエスニシティと、ビルマ国内におけるエスニシティのあり方への理解が重要である。そのためビルマにおける少数民族の位置づけを確認しておく必要がある。そこで、本章では独立交渉期以降のビルマ国内における少数民族のおかれた立場を考察する。

2-1 1947年パンロン協定と少数民族

独立ビルマで少数民族はどのように扱われ、位置付けられてきたのかという問いに答えるため、まず本節では独立の前年である1947年に締結されたパンロン（ピンロン）協定¹²²を中心にビルマ国内の政治的な動きを考察する。

現在のビルマは、7つの管区¹²³と7つの州から構成される。地理的には、南部のモッタマ湾から北部の中国およびインド国境にかけて7管区があり、その周りを囲むように東南部から左回りに、モン、カレン、カレンニー、シャン、カチン、チン、アラカンの各州が制定されている。各管区にはバマーだけでなく少数民族も暮らしている。また、各州にも州名と同じ名称の民族のみが居住しているわけではなく、複数の民族が混在している¹²⁴。

¹²² イギリス統治により分割されていた辺境地域を連邦国家として同時に独立させるため締結された協定。1947年2月にビルマ独立の主導者アウンサンがシャン州パンロン（ピンロン）で開催したパンロン会議にて調印された。

¹²³ 1974年憲法では管区（Division）とされていたが、2008年憲法で地方（Region）に変更された。日本定住ビルマ人を対象とした本稿の考察対象時期1988～2013年のほとんどの時期に管区であったことから本稿では管区と表現する。

¹²⁴ 田村克己1983「地域研究Ⅱ：東南アジア—ビルマにおける民族問題と国家統合」『金

独立ビルマの国家形成の基本を理解するには、植民地期に台頭したバマー・ナショナリズムについての理解が不可欠である。1886年にビルマを英領インド帝国の一州とした英国は、当時のコンバウン朝の支配地で、バマー、カレン、モン、アラカンなどが主に居住していた平野部を管区ビルマ (Administrative Burma) として直接統治し、シャン、カチン、チンなどが主に居住していた山岳地を辺境地域 (Scheduled Area) として、伝統的な統治制度を存続させ間接的に統治していた。この分割統治の結果、管区ビルマと辺境地域では大きく異なる統治制度と生活空間が形成された。管区ビルマでは、英国と比較的親和性が強かったクリスチャン・カレンの登用¹²⁵や大量のインド人の導入などの植民地政策が採られ、地域住民の生活のあり方に影響を及ぼした。実際には植民地政府におけるカレンの登用割合はそれほど高いものではなく、要職に就くインド高等文官: Indian Civil Service=ICS にバマーやヤカインはいたが、カレンはいなかったとの指摘もあるが、従来 of 伝統的な君主制の廃止と新たな議会制の導入、人頭税の徴収、港湾都市ヤンゴンのインフラ整備およびデルタ地帯の大規模な稲作プランテーション開拓など、新制度導入を含め、場合によってはかなり変容したのも事実である¹²⁶。

それに反し、辺境地域では、軍事要塞が建設され植民地支配の体制をなしてはいたが、基本的には各民族グループの伝統的な統治形態に沿った支配体制を継続させたことから、住民の生活が大きく変化することはなかった¹²⁷。管区ビルマは、当初はインドの一部として統治され、その後も直接、英国の管理下におかれた。その一連の動きのなかで、植民地主義への抵抗意識が住民の中に芽生え、バマーとしてのナショナリズムが高揚し、一刻も早い独立の欲求が生じた。また、逆にそれまでの生活が急変することなく、独自の政治体制を維持していた辺境地域では、英国の植民地政策に対する抵抗心が生まれる条件はそろっていなかったか、または、あったとしてもその程度は弱いものであった。この英国の分割統治がその後のビルマの民族問題に影響を与えた原因であるとの指摘は既になされている¹²⁸。

沢大学文学部論集：行動科学科篇 3』 pp. 45-56

¹²⁵ 具体的な数字として、教育行政分野の副視学官 73 名のうち 12 名、林業分野の最下級官職の現地人メンバーの 6 分の 1 がカレンであったとの記述がある (池田一人 2011 「カレンの歴史」『ミャンマー概説』めこん、pp. 245-247)。

¹²⁶ Charney, Michael W. 2009. “The colonial centre”, *A History of Modern Burma*. Cambridge University Press, pp. 18-45.

¹²⁷ 大きな変化はなかったが、植民地体制に組み込まれ、勢力均衡を伺いながらの生活を余儀なくされたのは紛れもない事実である。

¹²⁸ Smith, Martin. 1999. *Burma Insurgency and the Politics of Ethnicity (Revised and updated edition)*, The University Press Dhaka, White Lotus Bangkok and Zed Books

日本敗戦後にふたたび英領下におかれたビルマでは、戦前の分割統治がふたたび採られた。そのため、英国の直接的な統治が戻った管区ビルマでは、バマーのナショナリズムがさらに高揚した。それに対し辺境地域では、以前の伝統的な統治体制が戻り、実現はしなかったが少数民族を中心とした辺境州連邦の建設に拍車をかける英国側の提案がなされるなど、バマーのナショナリズム運動とは異なる動きがあった。

1945年から1948年にかけて、紆余曲折を経ながらもビルマと英国の間で独立交渉もたれた。約60年におよんだ植民地統治から解放されようとしていたビルマにとって、この時期は希望に満ちた輝かしい時代であったと捉えられる。しかし、一方では、独立交渉に向けて英国との間で行われた協議の場にバマー以外の民族代表が参加する機会は与えられず、少数民族としては自分たちの意見が十分に反映されていない独立交渉に対する不満が積もるといった結果になったのも事実である¹²⁹。ビルマ独立を主導したアウンサンたちは、管区ビルマと辺境地域の双方による協議を条件としたアウンサン・アトリー協定に沿い、1947年2月にシャン州のパンロンで会議を開催した。パンロン会議といわれるこの会議は、分割統治により異なる植民地経験をもつ管区ビルマおよび辺境地域の代表者が公式の場ではじめて出会った歴史的に重要な節目となっている。「われわれバマーが1チャットを受け取るならば、あなた方も同じく1チャットを受け取るでしょう」というアウンサンの演説の一節を、少数民族の反政府活動家が繰り返し引用するのは、独立当時のアウンサンが描いていた少数民族に対する平等志向を再度確認してほしいという辺境地域の人びとの願いがこめられているからである¹³⁰。

そもそも旧辺境地域の代表者たちは、バマーの主導下で新たに独立するという必要性を強く感じていなかった。そのため、連邦国家の一部として少数民族を組み込み独立す

Lts London・New York., Charney, Michael W. 2009, p. 37

¹²⁹ その不満の具体的な表れとして、シャンの土侯は、アウンサンがシャンの意向を代表しているのではない旨を記した電報を、直接英国側の交渉相手であるアトリー首相に送り、また辺境地域行政官もアウンサン一行が辺境地域を代表しているのではないと念を押す内容の電報を自国の政府宛に送ったことが挙げられる (Chao Tzang Yawngwe. 1987. *The Shan of Burma: Memoirs of a Shan Exile*. Institute of Southeast Asian Studies, p. 99., Tinker, Hugh. 1984. *Burma The Struggle for Independence 1944-1948: Documents from official and private sources Volume II*, ed. Her Majesty's Stationery Office, p. 218)。

¹³⁰ 根本敬 2003 『アウン・サン—封印された独立ビルマの夢—現代アジアの肖像(13)』 岩波書店、pp. 166-169。

るというイギリス側との交渉をふまえたアウンサンたちの提唱には同意せず、完全独立を望んでいた。それに対し、アウンサン側は、基本的には辺境地域の人びとの意向を尊重するべきであるとの考えをもっていたが、あくまでも連邦国家という体裁を整え、一つの国家としてともに独立するという考えが根底にあった。したがって、独立したいという辺境地域の少数民族代表の意向には同意せず、代替案として、シャンとカチンには州、チンには準州の地位を付与し、各州の自治権の保障を提示した。そのような経緯を経るなかで、辺境地域の少数民族代表者たちは、バマーと協力して独立国家として英国から自由を勝ち取ることが自民族の自由を得るための早道だと考えるようになった。そして、アウンサン側の提案を受け入れ、パンロン協定が締結された。管区ビルマ内の少数民族グループであるカレン、モン、アラカンの代表者は参加していないことから、厳密に言えば、この協定はすべての民族に平等な機会を付与したわけではない。しかしながら、その後のバマー中心の政治体制と比較すれば、複数の民族グループとの連邦国家の建設を真剣に考えていたアウンサンの動きは評価に値するとの捉え方が通説となっている。この会議の締めくくりとして、同年2月12日にパンロン協定が締結され、以来この日が「連邦記念日」とされている¹³¹。

条約締結から2ヶ月後の1947年4月に実施された制憲議会議員選挙(総選挙)では、反ファシスト人民自由連盟¹³²が勝利し、議長のアウンサンらは早速憲法草案の作成に着手した。同年5月19～23日に開催された憲法制定議会では、新生ビルマの国家建設のあり方について協議された。そこでアウンサンは、中央集権的な国家ではなく連邦制の国家にすべきであり、少数民族にも相応の権利を認めるべきであるとの見解を示していた¹³³。しかし、そのアウンサンはビルマの独立が目前にせまっていた同年7月19日に暗殺された。その後、ウー・ヌがアウンサンの後任として行政参事会議長を引き継ぎ、憲法制定を含む独立に向けての最終的な手続きをこなし、1947年9月に憲法が議会で承認された。

この1947年憲法について、少数民族側は、アウンサン暗殺後にウー・ヌの指示により憲法の書き換えがなされ、自分たちの権利が十分に擁護されていないと指摘する¹³⁴。

¹³¹ 日本でもこの日を記念して定住ビルマ人主催の式典が開催されている。

¹³² Anti-Fascist People's Freedom League。1944年8月に、ビルマ独立軍、ビルマ共産党、人民革命党の三団体が抗日闘争を目的として結成した組織。

¹³³ 根本敬 2003、pp.180-183。Silverstein, Josef. ed. 1993. *The Political Legacy of Aung San: Revised Edition*. Cornell Southeast Asia Program, p.158.

¹³⁴ Lian H. Sakhong. 2003. *In Search of Chin Identity: A Study in Religion, Politics*

その一例として、宗教の自由の取り扱いを確認したい。宗教信仰の自由については、制憲議会において、仏教を国教に規定しないなら独立は意味のないものだとするバマー政治家の意見に対し、アウンサンは、宗教は個人的な志向であり、国家は宗教問題に関して中立の立場であるべきだと主張し、憲法草案にその点を含めていた¹³⁵。ところが、アウンサン暗殺後にできあがった憲法では、「ビルマ連邦では大多数の市民が信仰する宗教として仏教は特別な地位にあるものとみなす (The State recognizes the special position of Buddhism as the faith professed by the great majority of the citizens of the Union¹³⁶.)」とされ、仏教を特別視することが明記されていた。この点について、アウンサンが暗殺された時点では、宗教の自由について協議中であったため最終的な文言は決まっておらず、結局は妥協案が採用されたとの記述がある¹³⁷。つまり、アウンサンの主張を尊重していたのであれば、一つの宗教だけを公然と特別視するような文言は挿入されなかったであろうが、実際にはアウンサン暗殺後に何らかの変更がなされたと考えるのが自然である。また別の例として、多様なエスニシティがどのように扱われていたかという観点から考察した場合、憲法制定顧問であったチャントウンが当時を振り返り「ビルマは、名目上は連邦制だがその実態は中央集権制であった¹³⁸」と断言している点に注目したい。ビルマの連邦制は、アメリカやスイスのそれとは異なり州議会が機能しておらず、また少数民族の分離権は明文化されていたが、それは政治上の要求を充たすというよりも、辺境地域のリーダーの疑念への対策であったという。この発言からは、辺境地域に暮らす人びととの平等な連邦国家建設というアウンサン側の意思を尊重するより、中央、すなわちバマー主導の政治を強調する方針が独立直後のビルマで採用されていた様に見える。これらの経緯から、自治権を願う旧辺境地域の住民が、パンロン協定締結のわずか半年後の1947年9月には自分たちを取り巻く環境が大きく変えられてしまったと捉えるようになった様子うかがえる。少数民族にとって独立ビルマの

and Ethnic Identity in Burma, Nordic Institute of Asian Studies Monograph Series, Np. 91, p. 216.

¹³⁵ Joint Action Committee (The Federal Constitution Drafting Committee, Supporting Committee for State Constitution, Women's League of Burma), 1948. *Seminar on Basic Principles for a Future Federal Constitution (Feb. 9-12, 2005)*, p. 34.

¹³⁶ Constituent Assembly of Burma. 1948. "RIGHTS RELATING TO RELIGION, 21(1)", *The Constitution of the Union of Burma*, pp. 4-5.

¹³⁷ Maung Maung. 1959. *Burma's Constitution*, The Hague Martinus Nijhoff, p. 98

¹³⁸ Tinker, Hugh. 1957. *Union of Burma: A Study of The First Years of Independence*, Oxford University Press, p. 30.

連邦制度のあり方はパンロン協定締結時に想定していたものとはかなり違ったものになってしまったのは確かである。

ところで、辺境地域に位置していたカレンニー、シャン、カチン、チンの各グループには連邦国家の一部として捉えられたという共通点があるが、それぞれの立場は微妙に異なる。まず、パンロン協定に調印したのは、シャン、カチン、チンのみであった。カレンニーは、土侯国として扱われ、英国の統治下にはなかったことから出席を拒否した。そして、発効された憲法では、シャン、カチン、カレンニー¹³⁹に州の地位が与えられ、そのうち、シャンとカレンニーには10年後の分離独立権が認められた。しかし、ミッチーナとバモーという二つの主要都市を州内にとどめたいという条件を提示したカチンには、その条件は認められたが、独立権は付与されなかった¹⁴⁰。また、同じ辺境地域にあったチンには、州の地位ではなく特別省の地位が付与された¹⁴¹。さらに、管区ビルマに位置していた、カレン、モン、アラカンの各民族は、独立を主導したバモーと同一線上に捉えられていたことから連邦国家への参加意思を問われることなく、ビルマ本州の一部に組み込まれた¹⁴²。カレンでは独立前から、モンとアラカンでは独立直後から、独立や自治権要求などを求める民族運動が展開された¹⁴³。結局、ビルマは1948年1月4日午前4時20分にビルマ連邦として独立した。初代首相にはウー・ヌが就任し、パンロン協定後に制定された1947年憲法によって、人民議会と民族議会からなる二院制国会が設置された。

独立交渉期から独立にかけてのわずか2年強の動きを概観しても、複雑多端なビルマである。ただし、独立を主導したアウンサンの暗殺が、その後の少数民族問題に何らかの影響を与えた側面は拭えないが、それだけが少数民族問題の要因となっているわけではない。そもそも、主要民族とされる民族においても、複数のサブグループが存在しており、それぞれが統合された一つの民族となっているわけではない。また、資源が豊富な民族州においては、資源配分をめぐる問題が同じ民族内でおきている。これらの問題は、仮に民族州が自治権を獲得しても、簡単に解決できるものではない。たとえば、文

¹³⁹ 1951年にカヤー州になった。

¹⁴⁰ Smith Martin 1999, p. 79

¹⁴¹ 1974年にチン州になった。

¹⁴² カレン州が正式に設立されたのは1954年、モン州とヤカイン州はそれぞれ1974年に設立された。

¹⁴³ 池田一人 2000「ビルマ独立期におけるカレン民族運動」『アジア・アフリカ言語文化研究』60, pp. 37-111。齋藤瑞枝 2000「1950年代におけるアラカン人仏教徒議員の新州設立要求」『東南アジア研究』37巻4号, pp. 535-555。Matthew J. Walton. 2008.

“Ethnicity, Conflict, and History in Burma: The Myths of Panglong”, *Asian Survey*, Vol. 48, pp. 889-910.

化継承に関連する政策をめぐる問題が起こりうることは想像に難くないし、地域に根ざした開発をめぐる対立などの新たな問題もますます深刻化している¹⁴⁴。とはいえ、独立ビルマの根底には植民地支配下で醸成されたバマーを中心とした国家形成の考え方があり、それがバマーの政治家や軍人、そして一般市民に広く共有されていたのに対し、少数民族側には、民族により程度の差はあるが、自分たちの将来について十分に協議する機会に恵まれず、ましてやバマーと信頼関係を築く十分な時間がないまま連邦国家として独立したビルマに組み込まれてしまったという経緯もある。そして、次節で確認するように、少数民族にとってその後の動きは、自分たちの意見が十分に反映されず、バマー中心の国家形成がなされていると捉えざるを得ないものであった。いずれにせよ、このような出発点における考え方の相違がビルマの民族問題を複雑なものにしてしまったのである。

2-2 独立ビルマと少数民族

1948年1月4日に主権国家として独立したビルマでは、元タキン党員のウー・ヌが初代首相に就任した。そして、同じく元タキン党員が中心であった与党パサパラが議会のほぼ7割を占めた。当時の東西冷戦構造下でウー・ヌは、対外的には中立を宣言していた。しかし、ビルマ国内では、資本主義が生み出した帝国主義への抵抗を核としたタキン党の思想を受け継ぎ、議会制民主主義に基づいた独自の「社会主義国家」の建設を試みた¹⁴⁵。独立ビルマの政治体制については、この1948年1月から1962年3月までを議会制民主主義期、1962～1988年をビルマ式社会主義期、1988～2011年を軍事政権期、そして、新たに2011年からは「民政」期と分類するのが一般的である。

まず、政治経済面にも多大な影響力をもつビルマ国軍に着目し、独立当時の構成を確認する。独立前のビルマには、1941年12月に編成され、翌1942年7月に解散させられたビルマ独立義勇軍 (Burma Independence Army: BIA) が存在した。日本占領下で編成されたビルマ防衛軍 (Burma Defence Army: BDA) は、1943年8月にはビルマ国民軍 (Burma National Army: BNA) に移行し、1945年5月にはビルマ愛国軍 (Patriotic Burmese Forces: PBF) に改称した。そして、1945年のキャンディー協定により、英領ビルマの植民地軍 (正規軍) とビルマ愛国軍という相反する二つの軍が統合された。そもそも植民地軍では、バマーではなく、インド人やカレン人が軍人として採用されてお

¹⁴⁴ 伊東利勝 2013 「ミャンマーと民族問題」 早稲田大学アジア研究機構『ワセダアジアレビュー』2013.No. 14、pp. 30-35

¹⁴⁵ 根本敬 2010 『抵抗と協力のはざまー近代ビルマ史のなかのイギリスと日本 戦争の経験を問う』岩波書店、p. 223-225

り、英国人、インド人、カレン人が将校を占めていた。そのため、バマールのナショナリストたちは、自分たちの軍をもちたいと熱望するようになり、日本軍との協力を通してビルマ独立軍がうみだされた。このような経緯をもつビルマ愛国軍と、少数民族が残っていた植民地軍を統合したのがビルマ国軍であった。

ビルマ国軍では、独立直後から、共産党とカレンという二つの反政府勢力への対応を迫られていた。共産党勢力への鎮圧は主に少数民族から成る小銃大隊が担っていたが、1948年5月になり、独立前には同士であったビルマ共産党幹部らに対してビルマ当局側から和解案が出された。この件は、それまで隊員を犠牲にしながらも共産党反乱を鎮圧していた少数民族部隊にとって寝耳に水であった。この時期は、バマール主導の政府に対する不信が高まり、ビルマ独立の前から自治を求めているカレンなどによる抵抗運動が活発化していたときでもあった。そのような状況にあって1948年12月には約80人のクリスチャン・カレンをビルマ国軍が虐殺する事件が起こった。それが決定的な出来事となり、カレン将校および兵士の多くが国軍を去り、本格的な反政府活動に入った。また、この事態をうけて、カレン勢力の鎮圧を命じられたカチン将校が自分の部下を引きつれて国軍を去るという大きな変化がみられた。

すでに「ラングーン政府」と揶揄されるほどに追い詰められた国軍は、残っていたカレンの将校および兵士を解職拘留するなどして軍を再編した。そして、ここにバマール中心のビルマ国軍の原型ができあがったのである¹⁴⁶。のちに長期政権を握ることになるネウウィンが、このときに国軍参謀長を引き継いだ。彼は当時地方に送られていた部隊を呼び寄せ、カレンの反政府活動が集中していたデルタ地帯に送り込むなどして、鎮圧を成功させた。また同時期、シャン州から侵入した国民党の残党軍がカレンの軍と共闘するようになった。この治安問題への対応を契機としてネウウィンは国軍の制度を整備し、1955年には士官学校を開設した。結果として、この時期には大幅な増兵がなされた¹⁴⁷。このようにして、ビルマ独立時の国軍は、その直後から1950年代にかけての政情により、バマールが主導する軍へとその姿を変えていった。

混乱する政局に加え、活発化した反政府勢力をおさえるには国軍の協力がなければ事態の收拾を図れないと判断した当時の首相ウー・ヌは、議会の承認を得たうえで、1958年10月に国軍の最高司令官であったネウウィンに一時的に政権を移譲するという方針をとった。軍主導の選挙管理内閣による政治は、治安の安定をもたらしたが、あらゆる

¹⁴⁶ Callahan Mary. 2003, *Making Enemies: War and State Building in Burma*, Cornell University, pp. 114-144.

¹⁴⁷ Ibid. pp. 145-171.

行政組織に軍人が送り込まれ、この時期に国軍が政治を担う基本的な体制が準備される結果となった¹⁴⁸。その後、1960年2月に総選挙が実施されるとウー・ヌは政権に戻ったが、ウー・ヌは仏教の国教化を推進するようになった。アウンサンの方針では宗教の自由が尊重されるはずであったが、敬虔な仏教徒であったウー・ヌによる仏教普及の動きはすでに1950年代からみられていた。それに対し、非仏教徒から強い反対があったにもかかわらず、彼は1961年8月には仏教を国教とする方針を打ち出したのである。特に、クリスチャンが多い旧辺境地域の住民にとってこのような一方的な押し付けは、パンロン協定で約束された連邦国家内での平等な権利を保障する方針の侵害だと認識された。仏教の国教化政策への動きは、単なる宗教統制への動きではなく独立時に付与された自治権を侵害するものであり、バマーによる独断的な中央集権化への動きの強化として捉えられ、危機感が募った。

このような一方的な政府の措置に反発した旧辺境地域の少数民族の間では、権利要求の機運がさらに高まった。それは抵抗を志す本格的な武装化か、または妥協を目指す協議の場の開催かという二つの動きに大別できる¹⁴⁹。シャン、カチン、チンの武装化の動きは前者の動きを象徴する。なぜならば、独立前後から武装したカレンやモンと異なり、旧辺境地域の少数民族は連邦制を一旦は受け入れたという経緯から、この時点まで明確な武装闘争の姿勢はみせていなかったのである。明確な姿勢をみせていなかったが、1950年代の中頃から1960年始めにかけてラングーン大学在学中のシャンやカチンの学生などが中心となり、セミナーを開催したり、出版物などによる伝統文化振興の活動が始まっていたのも事実である。また、場合によっては武装闘争の実現もやむを得ないとの考えから徐々に武装化の準備を進めていたという経緯もある¹⁵⁰。そのような状況下において、政府による一方的な仏教国教化という動きが武装化に拍車をかけたのである。

先に触れたとおり、シャン州では1949年10月に中華人民共和国が建国されてから中国国民党残党が州内に侵入し、村人から食糧を奪うなどの事件が起きるようになっていた。これに対しビルマ国軍は掃討作戦を展開し、1953年には国連に提訴するなどして対応していた。しかし、掃討作戦の名の下にシャン州の住民を強制的に動員するなどの暴行がおこり、一般住民にとってパンロン協定で保障された自治権が侵害されたと捉えられるようになっていた。その結果として、独立後10年目にあたる1957年を過ぎた時

¹⁴⁸ 大野徹 1971c 「ビルマ国軍史 (その3)」『東南アジア研究』8巻4号、pp. 534-565

¹⁴⁹ Chao-Tzang Yawng hwe and Lian H. Sakhong ed. 2003, *Federalism State Constitutions and Self-Determination in Burma [Report on State Constitutions Drafting Process]*, UNLD Press, pp. 73-74.

¹⁵⁰ Chao Tzang Yawng hwe. 1987, pp. 3-44.

点で、憲法で認められていた分離を望む声が高まるようになった。1958年にはシャン独立軍が結成され、1959年にシャン州で伝統的な政治体制から新しい行政区分へと移行されると改めて連邦国家の実現を求める声が高まっていた。カチンの武装化は1957年に当時ラングーン大学の学生であったゾウ兄弟によって開始され、1961年2月に軍が結成された¹⁵¹。さらに1958年になるとそれまで放置されていたチン州の設立を求める声が高まり、その後1964年にチンの武装化の動きがみられた¹⁵²。

少数民族のもう一つの選択は、1960年初めの連邦運動：Federal Movementである。初代ビルマ大統領であったシャンのサオ・シュエタイなど穏健派が中心となって、すべての民族の平等な権利を保障するために憲法修正の必要性などが話しあわれた。連邦国家の存続を前提とした、シャン州政府の公務員、政治家、議員らが憲法にそって穏便に問題の解決を図っていこうとする動きの第一歩である。1961年初めにはウー・ヌの仏教国教化に反対するため、シャンとカチンが中心となり、国家少数民族宗教同盟が設立された。この同盟には、クリスチャン、ムスリム、アニミズム以外に仏教徒も参加しており、異なる民族グループおよび宗教グループが協力して組織を結成したという点が特徴的である。また、1961年6月には、シャン州の州都タウンジーで、シャン、カレン、カチン、チンを含む226人の少数民族が参加した会議が開催されている¹⁵³。具体的な提案は、少数民族の主要居住地に与えられているのと同じように、バマールの主要居住地にも一つの「バマール州」を設置すべきだというものであった¹⁵⁴。

少数民族の立場からすれば連邦制を存続させるための「バマール州」の設置案であったが、少数民族の反政府活動に手をやいてきたネイウインからすれば、国家を崩壊させかねない動きとして警戒された。それに対し、当時政界に返り咲いていたウー・ヌは少数民族が予定していた連邦セミナーの開催を認めていた。ただし、ウー・ヌがこの件について発言する予定であった前日に、クーデターが起こったため彼がどのような内容を話そうとしていたのかは不明である。1962年3月2日早朝にネイウインはクーデターを

¹⁵¹ Smith Martin 1999, pp. 190-195

¹⁵² チンの武装化が1964年になったのは準備の都合などによる遅れが要因である。また、一般的に捉えられている1962年のクーデターがきっかけとなったのではなく、この時期の仏教の国教化への動きがきっかけであった (Chao-Tzang Yawngwe and Lian H. Sakhong ed. 2003, p. 74)。

¹⁵³ Chao Tzng Yawngwe. 1987, pp. 119

¹⁵⁴ この考えは、1961年2月のシャン州議会にて、憲法修正案としてだされていた (大野徹 1971c, pp. 548-551)。その後も、1990年のアウンサンスーチー解放後に少数民族勢力と協議を持った際にも話題にのぼり、また、在タイのビルマ出身の活動家に2011年時点でも共有されている。

決行した。少数民族の代表者が連邦問題を協議するためにラングーンを訪れていたときであった。記者会見で、クーデターを主導した一人のアウンジーは、その原因として「連邦制問題」を挙げ、当時シャン州を中心に要求が高まっていた連邦離脱権の行使は絶対に避けなければならないとの考えを示した。この一連の流れを受けて、クーデターの原因はシャンの分離要求であると語られることが少なくないが、連邦運動は分離要求のためのもではなく、アメリカのような連邦国家を実現するための働きかけであったという在外シャン人もいる¹⁵⁵。

クーデター2ヵ月後の1962年4月末にネィウインは、独自の政治志向を打ち出した「ビルマの社会主義への道」を発表した。そのなかで「民族問題」については、文化の違いを重視しつつも、団結すべきというアウンサンの言葉を引用し、全国民に新しい愛国心を育成することの重要性を訴えた¹⁵⁶。つまり、形骸化されていたとはいえ憲法で定められていた少数民族の権利を遵守するよりも、国家としての統一を重視するという立場を公言したのである。翌月には革命評議会を設置した。そして、1947年憲法の廃止、国会および州議会の解散、軍管区司令官を含む州務委員会の各州への設置など、中央集権的な制度を導入した。

1962年7月にはネィウインを議長とする政党、ビルマ社会主義計画党（Burma Socialist Programme Party: BSPP）を結成し、1964年にはBSPP以外の既存政党をすべて解党した。クーデター直後から着手された経済の国有化政策では、それまでビルマの経済を主導していた英国、インド、中国などの外国資本を追放し、農業部門を除くほとんどの産業の国有化を実施していった。ここで注目したいのは、この動きに伴って海外の文化財団や宣教師は追放され、ミッションスクールを含む私立学校はすべて国有化されてしまった点である。その結果として、教育現場ではビルマ語教育が徹底され、さらにその副作用として少数民族の言語教育が制限されていった。また、クリスチャンの多い旧辺境地域では、教会の焼き払い、その跡地への仏塔の建設、教会の建設の禁止、関係者の逮捕などが報告されており、自文化を教育する権利や信仰の自由が剥奪されていった¹⁵⁷。

ビルマ式社会主義とよばれるこの体制下では、植民地時代に芽生えたバマーのナショナリズムを根底とした国家の統一と経済のビルマ化が推進され、結果的にはバマーを中

¹⁵⁵ Chao Tzng Yawng hwe 1987, pp. 118.

¹⁵⁶ 根本敬 2003、pp. 180-185

¹⁵⁷ ベネディクト・ロジャース 2008『十字架を背負って ビルマ軍事政権によるキリスト教徒の活動制限・差別・迫害』カチン機構（日本）、pp. 21-42

心とした国家の形成が強化された¹⁵⁸。ここで注目したいのは、クーデターを決行した軍部だけでなく、植民地期に醸成されたバマールのナショナリズムに同調していた人びとが多かった、すなわちバマールは、ビルマ式社会主義体制の構築に概ね共感していたという点である。その根底には、ウー・ヌ政権への失望から国軍が政治を担うことへの一定の理解が示され、この体制が受け入れられたという側面がある¹⁵⁹。バマール中心の国家形成の考えは、国軍のみならずバマールの政治家や一般人にも共有されており、それが少数民族の訴えに同調するより、武力を用いて彼らの動きを鎮圧してきた国軍に対して一定の理解を示すことになったといえる。そのような体制下で、少数民族はバマール中心の社会に埋め込まれていったのである。

1963年4月、ネィウィン政権は、BSPPを通して反政府勢力に恩赦を呼び掛けた。その結果、シャンやカレンの一部が投降することになり、BSPPは引き続き和平交渉の呼びかけを行った。カレン、カチン、チン、モン、カレンニーなどが応じる姿勢を見せたものの、最終的にはただ一つのカレン反政府軍が応じただけであった¹⁶⁰。期待していたほどの成果が上がらなかったのを機に、ネィウィン政権は「四絶作戦（食料、資金、情報、新兵を絶つ作戦）」を展開し少数民族への攻撃を激化させた。この新しい作戦により、村が破壊され、移住を強要されるなど、一般住民にも被害が及んだ。また反政府勢力を支援していると疑われれば容赦なく攻撃されるなど、一般住民を巻き込む内戦となった地域もある¹⁶¹。なかには何の理由もなく撃たれる危険も報告されており、少数民族の人々にとっては単に自由が制限されただけでなく、生命にかかわる恐れに晒されるまでになった¹⁶²。この時期に一般住民への攻撃が強化された要因として、クーデターにより政権を奪取した国軍が、政治的な介入に正当性を与え、「疑わしき」住民を排除するという軍事作戦の名の下でなされたとの指摘がある¹⁶³。ビルマ国内での移動に関する統

¹⁵⁸ 桐生稔 1974「民政移管とビルマ経済の現状」『アジア経済』15(7)、pp. 96-101

¹⁵⁹ 桐生稔・西澤信善 1996『ミャンマー経済入門 開放市場への胎動』日本評論社、pp. 49-52。根本敬 2003、pp. 200-202。

¹⁶⁰ Steinberg David I. 1982, “Military Rule in Burma, 1962-1980”, *Burma: A Socialist Nation of Southeast Asia*, Westview Press, pp. 83.

¹⁶¹ 吉田敏弘 1998「生命の連なりを未来に一北ビルマから中国雲南省と北タイにかけての民族間関係と民族・国家間関係と民族内関係をめぐって一」『東南アジア研究』35巻4号、pp. 268-291

¹⁶² Smith Martin 1999, “The North-East Command and the Four Cuts”, *Burma Insurgency and the Politics of Ethnicity*, pp. 258-27.

¹⁶³ 中西嘉宏 2009『軍政ビルマの権力耕造 ネー・ウィン体制下の国家と軍隊 1962-1988』pp. 232-233

計がないため詳細は不明であるが、この時期以降、相当数の少数民族が、国内、可能な場合は国外に移動したと考えられる。そして、このような状態に対し、少数民族の武装組織はビルマ共産党とともに民族民主統一戦線を結成して共闘したが、1967年にビルマ共産党がシャン高原に本拠地を移してしまい、結局この連帯は崩壊してしまった。その後も一部に共闘の動きがみられたがうまくいかず、各反乱軍は国境地帯など奥地へ入り込みそれぞれが独自で活動が続けたが、効果は上がらず勢力は弱まる傾向にあった。

その後、新たに1974年憲法が施行され、軍政から民政への移管が図られた。1974年憲法では、それまで特別省であったチンと、独立直後から自治州を求めていたモンとアラカン（州名はラカイン）に州地位が付与されたが、既存の少数民族州に付与されていた離脱権および自治権は認められなくなった。また、政党はBSPPのみの一党制、議会は人民議会のみの一院制となるなど、独立時の憲法と比べて連邦制は後退した結果となった。教育や医療を受ける権利、宗教や表現の自由などの基本的な人権を認めているが、それは国家主権や国民統合を脅かさない範囲でなされなければならない（166条）、さもないとこれらの基本的な権利が制限されると規定されている（167条）¹⁶⁴。少なくとも制度上は認められていた少数民族の権利が、この時点で消滅してしまっただけでなく、国民統合を阻害する場合には権利をはく奪されることが規定されていまい、それまでの反政府勢力の訴えが無視された結果となった。

ネイウィンは、血と歴史的経験をともにする「諸民族からなるビルマ人ファミリー」理論を展開し、固有の文化を尊重するより、民族、文化、宗教などの同化政策を進めた¹⁶⁵。また、民族州における強制移住や強制労働が課せられるようになった。たとえば、1982年から84年にかけて、カチン州北部だけで23か所が無人地帯とされ、ビルマ軍が用意した自動車道路沿いの「戦略村」へ強制連行させられた¹⁶⁶。「戦略村」では95世帯、

¹⁶⁴ ビルマ連邦社会主義共和国 1974 年憲法 (Government of the Union of Burma (03 January 1974), “The Constitution of the Socialist Republic of the Union of Burma (The 1974 Constitution)”, *Online Burma/Myanmar Library*, <http://www.burmalibrary.org/docs07/1974Constitution.pdf>, 2013 年 11 月 21 日閲覧) を参照。

¹⁶⁵ マーティン・スミス著 高橋雄一郎訳 1997『世界人権問題叢書 20 ビルマの少数民族 開発、民主主義、そして人権』明石書店、p. 28

¹⁶⁶ ほかに、1985 年 3 月から 1 年間で 24 の村が廃村になり、348 世帯の 1878 人が強制移住強いられたか、または自主的に移住し難民となった。1987 年 5 月から 1 か月の間には、18 の村で 750 の民家が焼かれたうえ、男性 25 人、女性 14 人が虐殺されている (吉田敏浩 1995『森の回廊 ビルマ辺境民族解放区の一三〇〇日』NHK 出版)。

708人が、ビルマ軍の監視下で暮らし、架橋工事、駐屯地への物資運搬など強制労働をさせられていた。1985年には、人権団体の国際奴隷制反対組織（Anti-Slavery International：ASI）が、ビルマにおける少数民族への弾圧について国連に報告し注意を促している¹⁶⁷。また、被害当事者として、1987年には、カレン民族同盟代表団がヨーロッパを訪問し、ジュネーブの国連人権委員会役員やイギリス下院外務委員らとも面会し、その実情を訴えている。しかし、このような働きかけにもかかわらず、ネィウイン政権は、国際社会からの声に耳を傾けるよりも、バマー中心の国家形成を実現させるために少数民族の要求を押さえ込むという独自の国家運営方針を選択したため、少数民族にとっては厳しい日々が続いた。

1988年8月には、それまでのネィウイン体制への不満が噴出した形で、大規模な民主化要求デモが起こった¹⁶⁸。その翌月には軍の介入によりデモが鎮圧され、そこで成立した政権国家法秩序回復協議会（State Law and Order Restoration Council：SLORC）が当面の政治を担った¹⁶⁹。SLORCは、連邦崩壊の阻止、諸民族の分裂阻止、国家主権の確保という3つのスローガンを掲げた。このスローガンは、バマー側の視点からは違和感はないが、少数民族側にすれば引き続きバマー中心の国家形成を念頭に描かれたものと映った¹⁷⁰。後ほど具体例を述べるが、ここで注意しておきたいのは、このバマー中心の国家形成の考えは、当局だけでなく、反政府の立場にあった民主勢力側にも共通していたという点である。

1992年4月には、その後20年近く軍事政権を率いたタンシュエがSLORC議長に就任した。タンシュエは、これまでのバマー中心の国家のあり方を基本的に踏襲しており、たとえば、1993年2月の第46回ビルマ連邦の日の式典で少数民族についてふれた際に、「本質的にはすべての連邦の血族、連邦の精神で結ばれた共通の血統を基盤にしており」、ビルマを構成する諸民族が「太古の時代からミャンマー連邦に連帯して暮らしてきた」と

¹⁶⁷ マーティン・スミス著 高橋雄一郎訳1997

¹⁶⁸ 前年の1987年9月に流通していた紙幣の一部が突然使用禁止となった廃貨措置が採られた時期から、国民の不満が表面化したという見方（ベネディクト・ロジャーズ著 秋元由紀訳 根本敬解説2011『ビルマの独裁者タンシュエ 知られざる軍事政権の全貌』白水社、p. 96）、同じ年の1988年3月にラングーン工科大学の学生と地元有力者の息子の間起きた喧嘩への警察の対応を巡って起きたいざこざが発端という見方（田辺寿夫・根本敬2003『ビルマ軍事政権とアウンサンスーチー』角川書店、pp. 20-22）などがある。

¹⁶⁹ 1997年11月、SLORCは国家平和発展評議会（State Peace and Development Council：SPDC）に引き継がれた。

¹⁷⁰ 伊東利勝ほか2011、pp. 40-43

述べている¹⁷¹。これまでのバマー中心の国家形成を肯定するこの国家観に対し、少数民族は否定の声を上げている。しかしながら、この時期以降の軍事政権は、1994年10月までには13の、そして1997年7月までには17の少数民族の武装勢力と停戦協定を締結したことから民族問題解決に近づくかにみえたのも事実である。だが、結局は、停戦協定後に国軍の配備が増強され、1988年には19万人と推定されていた国軍兵力が、2006年には45万人規模にまで膨れ上がり、和平協定の締結にはいたらなかった¹⁷²。

ビルマでは、少数民族が伝承してきた文化が消滅させられ、日々の生活にも支障をきたしている。教育現場では、すべての授業がビルマ語で行われ、バマーの功績を讃える歴史は学ぶが、少数民族に関する内容には一切触れられず、子どもたちが学校で自民族の言語を使用することも禁じられている¹⁷³。そもそも、民族州では都市部から離れた地域には学校がない場合が多く、経済的余裕がない少数民族の子どもたちは学校に通えない現状や、初等教育を受ける機会に恵まれたとしても、高等教育機関が少ないことから、都市部への通学や下宿をさせるだけの経済力がある場合を除き、教育を継続できないという問題もある。固有の言語の使用制限、教育の機会や内容の偏りは、少数民族の雇用にも影響を与え、十分な教育を受けていても公務員として就職することはまれであり、仮に公務員として就職できたとしても昇格には見えない壁がある。国際人権団体の一つである地球の権利インターナショナル (Earth Rights International : ERI) は、当事者の証言をまとめた報告書のなかで、ビルマ当局による諸民族への弾圧を「制度化された差別」であると捉え、民族言語の使用の抑圧や伝統の儀式や舞踏の禁止、教育を受ける機会の制限などを批判している¹⁷⁴。報告書によれば、軍当局による違法な逮捕や暴力を用いての移動の強制や、強制労働や無償労働の命令など、住民に対する明らかな不法行為が民族州では公然と行われている。次章で定住ビルマ人の来日前の経歴を考察するが、この報告書と同様の経験をもつ少数民族は多い。

以上をまとめると、独立ビルマでは、議会制民主主義期、ビルマ式社会主義期、そして、軍事政権期と政治体制は異なるが、バマーを中心とした国家形成がなされてきたという共通点がある。そして、その背景には、少数民族の自由が制度的に制限され、不安

¹⁷¹ マーティン・スミス著 高橋雄一郎訳 1997、p. 29

¹⁷² 秋元由紀 2006 「国際的水力開発は何をもたらすのか」『月刊オルタ 特集タイとビルマ民主主義の行方』アジア太平洋資料センター、pp. 26-28

¹⁷³ 増田知子 2012 「ミャンマー軍政の教育政策」工藤年博編『ミャンマー政治の実像-軍政 23 年の功罪と新政権のゆくえ-』アジア経済研究所、pp. 235-269

¹⁷⁴ Jed Greer and Tyler Giannini. “Valued less than a milk tin: Discrimination Against Ethnic Minorities in Burma by the Ruling Military Regime”, *Earth Rights International-Homepage*, 2013 年 10 月 23 日閲覧

全な環境におかれてきたのと同時に、国家分断をもくろむ危険分子である少数民族を討伐するという当局側の大義名分が、植民地期以降のバマー・ナショナリズムに沿って、バマーから支持を得ていたという背景がある。独立を主導し、バマー中心主義の政治家や軍人による統治により、少数民族は言語や宗教といった特有の文化を維持できなくなった。また、住み慣れた地域における身の安全が脅かされ、これまで受け継がれてきた日常生活を送ることが困難になった。少数民族側が望んだ自治権を認めた連邦制は実現せず、バマーが権力を握る中央集権的な国家が形成され、国民として得るべき権利が少数民族には十分に保障されていないというのが、独立ビルマにおける少数民族がおかれた立場である。この権利には少数民族個人の人権、そして各民族集団の権利の双方が含まれる。つまり、独立ビルマではバマー中心の政治の結果として、バマーと少数民族との差別化が図られ、そこで厳しい状況に直面したのが少数民族であった。

2-3 越境する少数民族

軍事政権主導の経済政策の結果、1987年末には国連に後発開発途上国として認定されるにいたったビルマでは、各地でデモや暴動が起きるようになった。その不満が頂点に達し、1988年8月に学生や市民が民主化を要求するデモを起こした。このデモをきっかけに26年間にわたるネウウィン体制は終わりを告げた。そして、民主化デモ後にクーデターを起こした軍事政権は、同年10月にこれまでの社会主義から大きな方向転換となる市場経済主義への移行を宣言した。1990年代以降、軍事政権は経済改革を実施し、それまでほとんど鎖国状態であった市場を開放する政策を順次実行した。本節では、この間の動きが少数民族の越境および越境後にどのような影響を与えているのかを考察する。

前章で述べたように、来日するビルマ出身者が増加したのは1988年以降である。繰り返しになるが、88年直後にビルマから海外への出国が増加した直接の原因は、同年8月におきた民主化運動の参加者への弾圧から逃れるためであった。当時、ブローカーを通してパスポートおよびビザを準備するのが一般的な手続きで、渡航者が行き先を選択するのではなく、ブローカー次第で行き先が決まるという出国事情があったが、隣国のタイへ行くためのビザを得るのは容易であった。しかし、その後は自分が行きたい国を選ぶのではなく、ブローカーがビザを手配できる国が自分の行き先となるのが一般的な状況であった。その他の来日方法では、知りあいの日本人を保証人とし観光ビザで入国する手続きもとられた。正規のパスポートとビザを手配できなかった学生活動家のなかには、まずはビルマ・タイ国境付近に逃れ、そこからタイ側へ逃げ込んだという人もいる。これらについてはすでに先行研究で述べられているので、本節ではこれ以外の越境

について述べる。

ビルマ国内の移動および国境を越えた移動について、公式な統計がないためその詳細は不明であるが、1990年初頭からはタイへの出稼ぎ、2000年代以降はマレーシア、シンガポール、中東などへの出稼ぎがふえている¹⁷⁵。2008～09年の近隣の受け入れ諸国の統計からは、タイに約200～300万人、バングラデシュに約29万人、インドに7万人、マレーシアに2.5万人がいると推計されている。さらに、難民が約40万人いると推定されることから、これらを累計すると約280～380万人、すなわち約4900万人の人口の1割近くが海外に暮らしている計算となる¹⁷⁶。これは、国家が戦略的に移民を送り出しているフィリピンの移住者割合と変わらない。ただし、移民専門の政府機関として海外雇用庁があるフィリピンと違い、ビルマでは政策は存在するが、実態としては移住者自身およびブローカーが主体的に動いている傾向が強い。

経済改革によりそれまで公式には鎖国状態であった国境が開放され、モノだけでなく、ヒトの往来が急増した。1990年以降、軍事政権は積極的に海外への出稼ぎを奨励、1998年には「海外就労に関する国家平和発展評議会法」が制定され、シンガポール、マレーシア、韓国などと二国間協定を結びビルマから労働者を送り出すようになった。制度施行から約10年が経過した2009年の報告が興味深い¹⁷⁷。この間、タイとマレーシアへ向かうビルマ出身者が多かったが、少数民族（シャン、モン、カレン）はタイへ、そしてバマーはマレーシアに向かう傾向が強かった。さらに、この行き先の違いは法的手段の違いにも現れており、陸路で越境するタイへは合法だけでなく非合法な手段で入国し就労するが、空路で入国するマレーシアについては合法な手段を用いて出稼ぎする。関連データがないため詳細は不明であるが、そもそもタイにおけるビルマ出身の労働者といえば、国境を接するシャン、カレン、モンの各州出身者の比率が高い点が指摘されている¹⁷⁸。国境を接している少数民族にとって、たとえば小川をまたいで隣村に一時的に農

¹⁷⁵ 水野敦子 2009 「ミャンマー中部乾燥地域からの労働力流出と村落経済—ニャンウー県ジョーピンター村における調査報告—」 龍谷大学アフラシア平和研究センター『アフラシア研究』No. 9、pp. 1-22

¹⁷⁶ 山田美和 2012 「ミャンマー人移民の問題—越境する人的資源のゆくえ—」 アジア経済研究所『ミャンマー政治の実像—軍政23年間の功罪と新政権のゆくえ』アジア経済研究所

¹⁷⁷ Aung, Winston Set. 2009, “Illegal Heroes and Victimless Crimes: Informal Cross border Migration from Myanmar” Institute for Security and Development Policy, *Asia Paper*, pp. 5-56

¹⁷⁸ 水野敦子 2009、pp. 3-4。橋本（関）泰子 2007 「タイにおけるミャンマー人労働者のエスニシティとナショナルティ —モーン族の事例を中心に」 佐々木衛編著 2007、p. 141

作物の収穫に行くといった気軽さでビルマ領とタイ領を行き来しながら働き、それによって BSPP 期の生活をしのいでいた人びともいる。それが突然の制度設定により公式な出稼ぎをしなければならなくなったとしても、日々の生活を賄う必要があることには変わりはない。公式な手段を経るには認可された代理店を通して手数料を払い手続きをしなければならないが、それができない少数民族もいる。必然的に不法な手段、すなわち違法業者による不法なルートや個人的なネットワークを利用せざるを得なくなったのが、シャン、モン、カレンといった各少数民族州から越境する人々であった。

たとえば、独立ビルマにおけるシャン民族の越境状況がその一例である。すでに述べたようにビルマ東北部に位置するシャン州では、1950 年代以降に中国国民党の残党軍が越境し治安が悪化した。この時期をきっかけにタイ側に移り住んだ人たちのなかにはすでに 3 世がうまれた人もおり、人数は 100 名程度と少ないがタイの市民権が与えられている人もいる。それに続いて 1988 年のビルマ全土でおきた民主化デモを契機とした越境、さらに 1996 年にビルマ・タイ国境を拠点としていた麻薬王クンサーがビルマ政府側に投降したことをきっかけに、両国軍が一触即発の事態となり、危険回避のためタイ側へ越境する一般住民が増加した。このような国境を接したシャン州からタイ側への越境は、日本で一般的に考えられる海外渡航の概念とはかなり異なり、正規の在留資格を持たない「不法入国」が一般的な越境手段となる。このような「不法入国」および「不法滞在」のシャンがタイ国内で就労を可能にしたのは、1990 年代にブームとなったタイ人の中東などへの出稼ぎがその背景にあった。つまり、当時のタイ国内の労働力空洞化を補てんしたのが、シャンをはじめとするビルマからの越境者であった。職種の中心はタイ人労働者が避けるようになったいわゆる 3K の仕事であった。在留資格のない、オーバーステイ状態のシャンはタイの雇用主にとっても搾取や突然の解雇などが容易にできる都合のよい存在であったといえる。

タイにおけるビルマ出身者の生活はどうか。国民党軍の攻撃などを経験し、1983 年に越境した A さん¹⁷⁹は、タイでの生活がよいといえるかどうかは簡単に判断できないが、少なくともタイ国内ではビルマ国軍によって危害を加えられることはないという明らかな事実があると強調した。つまりそのために、ポーターや兵士にさせられたり、レイプされるなどの危険な目に遭うことはない。また、タイにはシャンのための難民キャンプはないが、自分たちは明らかに難民であると付け加えた。タイ政府の見解では、A さんたちは移住労働者だとみなされ、在タイのビルマ出身者はよい生活をしていると捉えられているが、外国人としてタイで生活していくことは厳しいという。タイの生活は

¹⁷⁹ 2012 年 2 月 27 日にタイのチェンマイにて聞き取り調査を実施した。

ビルマ国軍による危険はなくても、男女ともに人身売買の危険があり、性産業や労働搾取工場に売られるなどの危険と隣りあわせであり、また最低限の権利も守られない脆弱な立場で暮らさなければならない。実際のところ、難民、移住労働者、国内避難民などいかなる立場にあっても、多くのシャンの人びと、そしてビルマ出身者は無国籍の状態であり、そのほかにも「いろいろな問題がありすぎて簡単には解決できない」という。

別の事例として、ビルマ最北端のカチン州からの越境を考察してみたい。カチン州は、翡翠、金、チーク材、ウランなどの天然資源が豊富な地域である¹⁸⁰。天然資源に関する法律は1989年に制定された国有企業法があり、ここでは、チーク材、石油および天然ガス、ヒスイおよび宝石、鉱物資源などの産出と販売は国家の管理下におくことを規定している。1990年代中ごろ以降、日本、中国、韓国、インド、タイなどの政府や企業がこれらの地域に関心を示しているが、なかでもビルマ軍事政権は開発を率先して働きかけている。その表れとして、たとえば1994年にビルマ国軍との停戦協定を結ぶまでは、カチン独立組織（Kachin Independence Organization: KIO）・カチン独立軍（Kachin Independence Army: KIA）がカチン州の90%を統治しており、同州内に駐屯するビルマ国軍は13部隊のみであったが、現在では50部隊以上にまで増え開発を拡張している。それにも関わらずカチン州には高等教育を受ける学校や設備の整った病院はほとんどなく、道路も整備されていない。開発で得た資金の多くは、これらの公共事業には使用されず多くが軍事費に流用されているのである。そして、これらの開発の結果として自然は破壊され、住民は強制労働に駆り立てられるようになった。そのうえ、労働に必要な道具や材料をはじめとして、国軍兵士が食べるための家畜や食料などまで取り立てられてしまうということが頻発している。そのために、農作業など住民自身の生活の糧を得るための労働ができなくなることもしばしばある。1994年に締結された停戦協定は2011年に破たんし、それ以降はビルマ国軍による戦闘攻撃が続き、数万人規模の国内避難民および国際難民をうみだしている。生活の場を失った住民のなかには、強制的に労働力を搾取され続ける、標的とされる土地を離れる、または、アヘン取引や売春などの不法な行為に加わり生活に必要な収入を得るといった道しか残されていない人もいる。就労や教育を目的にヤンゴンやその他の都市部に移住したり、ヤンゴンを経由し海外へ出国するカチン人は後を絶たない。なかには海外に逃れるために徒歩で国境を越えるカチンもいるが、十分な安全が確保できない。出国準備には多額の借金をして仲介者に便宜を図ってもらわなければならないが、開発事業の結果として国境の町に性産業が

¹⁸⁰ カチン州以外の民族州にも天然資源が豊富な地域が多く、シャン州はルビー、チン州、モン州、カヤー州などは天然ガス、鉄鉱石、電力供給要所などで知られている。

発達し、カチン女性が騙され、性産業への従事など人身売買の被害者となっている¹⁸¹。ビルマ国内から近隣諸国への人身売買についてはビルマ政府も把握しており、2010年にビルマで開催された対策会議では、ビルマ側から少女たちが中国で結婚のために売買されている状態が続いていると報告している¹⁸²。

以上をまとめると、1988年以降もさまざまな要因によりビルマの少数民族が、安全で平和な暮らしを望み、国境を越えていることがわかる。制度的には、経済改革の流れのなかで1990年以降に海外への出稼ぎを推進する動きがビルマ国民の流出を後押し、合法または不法な出国が増加し、2000年代中ごろには全人口の約1割が海外移住したと見積もることができる。ただしこれらのすべての人が政権による経済発展の施策の枠組みにそって出国したわけではない。制度が設えられた結果、その制度の枠外にはみでる層がでてきたが、それが少数民族であった。シャンの例では、越境が制度化される以前から人びとは往来をしており、それは安全な生活を求め、また生きていくために必要な収入を得るのに不可欠な行為であった。そのような経験が制度化された後にも引き継がれている。タイとの外交関係などの要因により、タイ国内にはシャンのための難民キャンプはないが、シャンの中にも難民として支援されるべき人が多くいる。またカチンの例では、軍事政権が主導する開発事業の結果として、安全な生活が送れなくなった地元住民が住み慣れた土地を離れている状況が把握できた。さらに民族州では教育や就労の機会が限定的であることから、都市部へ移動する、またその後に海外へ出国するというケースもある。また国内避難民もまだ多く残っており、少数民族にとっては国内移動、国際移動ともに日常的に繰り返されているといえる。

2-4 国民和解への取り組み

多民族から構成されるビルマでは、少数民族をいかに「ビルマ化」させるかが中心的な政治課題の一つであった。BSPPは、国有化による「経済のビルマ人化」、そして、一党独裁体制による「政治のビルマ人化」を実施し、それが経済の疲弊を引き起こし、少

¹⁸¹ 田辺寿夫監修 マリップ・クンセン、熊切拓、マリップ・センブ編 2006『Driven Away 中国-ビルマ国境で起きているカチン民族女性の人身売買（日本語版）』在日カチン女性協会（KWAJ）

¹⁸² United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking: UNIAP, “Government of Myanmar strengthens its national plan to combat human trafficking”, *United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking Homepage*
http://www.no-trafficking.org/story_my_consultation.html, 2013年10月2日閲覧

少数民族だけでなくバマーを含むビルマ国内の人びとの生活を混乱させた¹⁸³。その不満が1988年の民主化要求デモを引き起こし、そのデモがふたたび国軍によるクーデターによって押さえ込まれ、民主的な政治体制から遠ざかってしまったのは、すでに述べたとおりである。その後比較的公正な選挙であったといわれる1990年の総選挙が実施されるが、選挙前には民主化勢力のリーダーであるアウンサンスーチーを自宅軟禁し、最大野党の国民民主連合（National League for Democracy: NLD）が圧勝した選挙の結果を反古にするなど、軍事政権の政権運営は民主化を求める人びとの期待を裏切るものであった。

ところで、この選挙結果には本稿とのかかわりにおいて重要な動きがある¹⁸⁴。485議席中397議席を獲得したNLDであったが、残りの88議席に目を向けるとビルマ国内の別の問題があぶり出されてくる。その問題とは、正しく本稿が注目しているバマーと少数民族との連帯にかかわり、この残り議席の8割以上を少数民族勢力が獲得しているのである。バマーが多い選挙区ではNLDがほとんどの議席を獲得しているが、少数民族が多い選挙区では民主化勢力ではなく、少数民族政党が議席をのぼした。つまり、両者は連帯し与党に抗っていたのではなく、競合関係にあったのである。ただし、両者の接点が無かったわけではない。1989年7月15日には少数民族政党の連合体である連邦民族民主連盟の代表者とアウンサンスーチーが会合をもち、その当時の民主化運動には少数民族の権利という観点が含まれておらず、両者の平等な権利なしには民主化は達成できない点が協議された¹⁸⁵。そして、それに対しNLD書記長のアウンサンスーチーは、この点について十分に認識しており、現状下でどのように行動に移していくのかについて協議すべきとの意見がだされた。しかし、この会合の直後にアウンサンスーチーはふたたび自宅軟禁されてしまい、彼女抜きでNLDではバマー中心の考え方が多勢であったため、民主化勢力の少数民族問題への考え方はその後後退してしまった¹⁸⁶。

その後、NLDを中心とした民主化の動き自体が押さえ込まれ、またNLDと軍事政権との対話についても進展はみられず、当然のことながら少数民族が政治の場で重視されることはなかった。この状況を映し出しているのが、1990年選挙に引き続き、民主化勢力と少数民族勢力との住み分けがみられた2010年選挙の結果である。NLDが参加しなかったこの選挙で民主化勢力の受け皿となったのは、NLDの方針に賛同できなかった元

¹⁸³ 伊東利勝ほか2011「ミャンマー的国民国家の枠組み」伊東利勝編『ミャンマー概説』めこん、pp. 43-48

¹⁸⁴ 伊野憲治1995。伊東2011、pp. 52-55。

¹⁸⁵ 伊野憲治2011、p. 48-52

¹⁸⁶ 同上、pp. 52-54

NLD 党員が結成した新党、国民民主勢力：National Democratic Force=NDF であった。NDF 全体の結果としては勝利したとはいえないが、ヤンゴン選挙区においては2～3割の得票率¹⁸⁷を得て連邦議会で善戦した¹⁸⁸。ただし、この結果は、少数民族の多い民族州では事情が異なっていた。政府翼賛組織：Union Solidarity and Development Association=USDP の勝利で終わったこの選挙にありながら、民族州では、連邦議会、地域・州議会ともに少数民族勢力が4割前後の議席を獲得したのである。この選挙結果からいえることは、民主化勢力はヤンゴン地区では強いが、民族州では少数民族勢力が圧倒的に強いということである。ビルマの政治の場では、軍事政権側と民主化勢力という対抗軸が存在するとともに、1990年選挙時と同様にバマーと少数民族との対抗軸が引き続き存在しているのである¹⁸⁹。

この選挙結果を受け、アウンサンスーチーも本格的に少数民族勢力を重視する姿勢をみせている。3度目の自宅軟禁から解放された直後の2010年11月に少数民族勢力と会合をもち、「第2のパンロン会議」開催の重要性をより一層強調するようになってきた。2011年7月28日にはテインセイン大統領と少数民族武装勢力に対して和平を求める公開書簡を出した。アウンサンスーチーへのインタビューをした定住ビルマ人の記録によれば、彼女は国軍の「第2のパンロン会議」への参加を希望している¹⁹⁰。日本およびタイで実施した筆者の聞き取り調査においても、「第2のパンロン会議」への期待が大きく、この動きを歓迎している声が多かった¹⁹¹。

経済制裁解除の条件として、政治犯の釈放と少数民族勢力との対話を欧米諸国から提示されたことがきっかけではあるが、変化は、民主化勢力だけでなく、新政権側にもみられるようになってきた。ただし、政府側は少数民族組織と個別に交渉していきたい意向があるが、少数民族側はこれまでの経験からその方法は受け入れられないという姿勢を打ち出している。その代わりに少数民族の武装組織連合体である United Nationalities Federation Council: UNFC (統一民族連邦評議会) が窓口として対応し、少数民族問題の包括的な解決を目指している。政府と少数民族勢力との対話はまだ機能

¹⁸⁷ 人民代表院 45 議席中 8 議席、民族代表院 12 議席中 4 議席を獲得。

¹⁸⁸ 工藤年博 2012 「2010年ミャンマー総選挙結果を読む」工藤利博編『ミャンマー政治の実像－軍政23年の功罪と新政権のゆくえ』アジア経済研究所、pp. 41-70

¹⁸⁹ 工藤 2012、p. 60

¹⁹⁰ 「アウンサンスーチーさんにインタビュー (2011年1月1日)」『平和の翼ジャーナル』<http://blogs.yahoo.co.jp/birumasamurai127/44522796.html>、2013年11月21日閲覧

¹⁹¹ 2011年2月20日に在日チン民族協会が主催した「63回目のチン族記念日」の配布資料にも賛成の立場が報告されている。

しているとはいえないが、独立以来の課題である中央集権的な国家形成を改善するために少数民族と対話を持つことを重視し、すべての民族の同意を得なければ民主的な連邦国家は形成できないとの立場を表明している。第4章で考察するように日本定住ビルマ人の間にエスニシティを超えた連帯が育まれるようになるが、それがビルマの政情改善に不可欠なものとして捉えられていることを端的に象徴しているといえる。独立から半世紀以上を経て、少数派を多数派に同化させるのではなく、相互の同意が重要であるとの考えがビルマ国内でも共有されてきたといえる。

2-5 まとめ

ビルマでは、少数民族がどのように扱われ、位置付けられてきたのか、また、越境にどのような影響を与えたのか。独立ビルマの準備期の特徴を一言でいえば、植民地支配下で醸成されたバマー中心の考え方が国家形成の主軸となってしまったということである。独立前には、バマーと少数民族との仲介を中心的に担っていたアウンサンが独立準備中に暗殺され、その後、少数民族の意見が反映されないままにバマー中心の国家形成に向けての準備が進められた。その間、少数民族とバマーは信頼関係を築くことができず、わだかまりを残したままビルマ連邦として独立に加わった。まず、このような出発点が、ビルマの民族間関係を複雑なものに残してしまった。ただし、最近になり、少数民族を交えた国家形成の重要性が共有されるようになってきている。

独立後にも継続して連邦制より中央集権的な国家形成が継続され、少数民族には国民としての権利が十分に保障されなかった。そして、独立を主導したバマー中心の考えを持つ政治家や軍人による統治により、さらに中央集権化が進み、少数民族は固有の文化を維持できないばかりか、安全な生活を送ることが困難になった。その結果としてBSPP期にはすでに強制的・自発的な移動が起きていた。つまり、バマー中心の政治の結果としてバマーと少数民族との差異化が図られ、国民同士の連帯はむろん構築されていない。

1988年以降、ビルマの少数民族の越境はますます増加する。その要因として、まず1990年以降の経済改革の流れのなかで海外出稼ぎが推進されたという制度面を挙げることができる。ただし本章の関心からは、制度の枠組みからはみでる層が少数民族であった点に着目し、シャンとカチンを具体例として考察した。シャン人の間では、制度化される以前から、安全な生活や生活の維持のために越境は不可欠な行為であった。それが制度化された後にも引き継がれた。またカチン州では、軍事政権が主導する開発事業の結果として、安全な生活が送れなくなった地元住民が住み慣れた土地を離れ越境するケース、さらに教育や就労の機会が民族州では限定的であるためにヤンゴンに移動後に海外へ出国するというケースがあった。これらのことから少数民族にとっては制度化さ

れる前から海外移動は日常的に行われていたといえる。

これまで日本定住ビルマ人の越境要因については、1988年の民主化運動への参加にともなう弾圧から逃れるためというのが定説であった。しかし、本章で考察したように、多様なエスニシティから構成されるビルマにはさまざまな経験を持つ人びとが暮らし、特にビルマ独立以降、周辺化されてきた結果として少数民族の越境が見受けられる。これは、来日後のビルマの少数民族の行動や葛藤などを理解するために不可欠な視点である。

第3章：来日前の経歴から考察するエスニシティ

少数民族がビルマという独立国家に組み込まれてすでに65年あまりが経過している。このことは、定住ビルマ人の来日前の生活に大きな影響を与えているが、序章で確認したように、この点に注目した先行研究はない。本章ではこの点を重視し、少数民族のエスニシティを来日前の経歴から考察する。具体的には少数民族のビルマ国内での居住地および国内移動などを含む定住ビルマ人の来日前の経歴に注目する。この経歴は、当事者のエスニシティのあり方を決定する重要な要素であり、日本定住ビルマ人の変容を解明する本稿では不可欠な考察である。本章では、少数民族の居住パターンごとにエスニシティの特徴をあげ、さらに、来日前の少数民族には「ビルマ人」という意識が希薄であった点を明らかにする。

3-1 来日前の経歴

ビルマには民族名のついた7つの州があるが、それぞれの州に単一の民族だけが居住しているわけではない。たとえば、カチン州にはカチンが4割弱、シャンとバマーが全体の3~4分の1を占め、モン州にはモンとバマーがそれぞれ4割弱、カレンが15%程度を占める¹⁹²。バマーが多いとされる中央平野部においても混住はみられ、特にヤンゴンではカレン、モン、アラカンをはじめとして、遠くはチン州やカチン州の出身者なども居住している。前章で考察したように、これらの少数民族州のなかには、戦闘状態が続いていたり、ビルマ国軍による焼き討ちなどを経験した地域もあり、住むところを失った少数民族もいる。そのような生活環境に対して、来日前にビルマ国内や国境で反政府活動にかかわっていた少数民族もいるが、実際は参加していない人の方が圧倒的に多い。本章で分析した22名のインフォーマントは日本で組織活動にかかわっているが、そのうち来日前に武装闘争にかかわっていたのは全体の1割強の3名のみであった。多くの少数民族にとって、反政府活動、なかでも武装組織へのかかわりは簡単に足を踏み入れる事のできない非日常的な行動である。何よりも人は生活を維持するために働き、家族を養わなくてはならない。それを放棄して活動に専念するには、働かなくても食べていける環境が不可欠である。また、権力者などの知りあいがいなければ、たとえば家族が危険な状態におかれても身の安全を確保できない。したがって、そのような伝手が無い一般庶民は、波風を立てないよう静かに暮らすしかない。在ヤンゴンのシャン民族X氏は、軍事政権下の少数民族は「見ざる、聞かざる、言わざる」を徹底して暮らすし

¹⁹² 伊東利勝 2011、pp. 21-22

かなかったと説明した¹⁹³。

本章のインフォーマントの多くは高い学歴を有する。ビルマの教育制度は、小学校が5年間、中学校4年間、高等学校2年間、そして大学は教育内容によって3～6年間となっている。小学校の最初の学年は0学年とされ、小学校の2年目になった時点で1学年となり、以後、4学年までが小学校、5～8学年が中学校、9～10学年が高等学校となる。ヤンゴンではみられないが、教育の整備がない地方では未就学児童がいるとの指摘がある¹⁹⁴。本章でも確認するが、民族州における教育環境は良好とはいえない。そのような中であって高校や大学に進学したというインフォーマントの経歴は、彼/彼女らが経済的に恵まれ、学業に専念できる環境にあったと判断できる。

独立ビルマの少数民族をとりまく課題は、「民政移管」後もさまざまな局面で問題を引き起こす可能性があることから、ビルマ当局も当事者も、第三者がこの問題にかかわることに対してはかなり敏感である。筆者は2013年2月にヤンゴンに形成されている少数民族コミュニティを複数箇所訪問し、軍事政権下における少数民族の生活の様子を聞き取ろうとした。しかし、先のシャンのインフォーマントの説明に代表されるように、具体的な方策については皆が一様に口を閉ざし、静観が最大の方策であったという曖昧な回答しか得られなかった。ヤンゴンの少数民族インフォーマントへの接触は、組織活動に参加している日本定住ビルマ人を通して紹介してもらい、筆者が当局側の人間ではない旨を事前に説明してもらっていたが、それでも少数民族の生活状況を聞き出すのは困難であった。「民政移管」においてもこのような環境にあるビルマでは、研究に有効なデータの収集が困難であり調査上の制約となっている。

日本においても、ビルマの少数民族問題に接する機会は限定されていたことから、研究者サイドの関心も相対的に低かったといえ、初期の先行研究ではほとんど触れられていない。また、本章で明らかにするように、2000年代中ごろまで、日本に暮らす多くのビルマ少数民族は不可視な状態を選択していたため、聞き取り調査や参与観察を実施するのが困難であった。さらに、在留資格がない状態の少数民族が多かったため、信頼関係が構築されていない研究者との関係においては、仮に聞き取り調査を実施しても、十分なデータを得られなかったといえる。つまり、ほとんどが難民認定手続きの途中であった時期には、仮に研究目的のインタビューを受けることになったとしても、提出書類と大きくぶれない内容しか話さなかったであろうと想像できる。特に、ビルマ国内で少数民族が直面している状況が、日本では知られていなかったこともあり、日本人に理

¹⁹³ 2013年2月22日実施のインタビューより。

¹⁹⁴ ヌヌウェイ 1998 「ミャンマーと日本における学校教育と教員養成課程に関する比較研究」『北海道大学教育学部紀要』第76号、pp. 119-147

解されていた民主化活動とのかかわりを強調した少数民族もいたのではないかと考えられる。そのため、必然的に少数民族の来日前の経歴について明らかにされないままであった。さらに少数民族は民族州での居住が基本であると捉えられており、あえて居住地について注意が払われていなかったという側面も、少数民族の来日前の経歴が詳細にされていない要因の一つである。

しかし、前章で確認したように、ビルマではマジョリティであるバマーとマイノリティである少数民族とでは、日々の生活で直面する問題が大きく異なる。そこには、バマーを中心とした国家形成の方針にそって、教育や就労など人間生活の根幹をなす場面で少数民族よりもバマーが優遇されるという差別が、構造的な問題として横たわっている。独立ビルマの根本的な課題であるこの点を把握しなければ定住ビルマ人の生活実態について正確につかむことはできない。これは、本稿だけでなく、将来の定住ビルマ人の意識や選択を左右する要因としても重要な論点で、定住ビルマ人の研究には不可欠な視点である。

本章で分析するデータは、2006年から2013年にかけて筆者が実施した聞き取り調査および参与観察で得たものである。聞き取り調査は、筆者の個人的なネットワークを利用し、東京在住のビルマ出身の少数民族22名から各自の経歴を聞き取った。ほとんどが積極的に政治活動にかかわっているが、なかには政治活動から距離をおいている人もいる。なお22名のうち2名が聞き取り調査時には難民申請中であったが、うち1名には2012年12月に在留許可がおりた。表7は調査対象者の属性（性別、年齢、来日年、居住地、学歴、調査実施日）を表している。

表7 ビルマ出身の少数民族調査対象者の属性

	性	年齢	来日年	居住地	学歴	調査実施日
A	男	60 後	1981	民族州	大学卒	2012. 08. 02
B	女	50 前	1987	民族州	高校卒	2012. 07. 02
C	男	60 前	1989	民族州→ヤンゴン	大学卒	2012. 06. 24
						2012. 07. 01
D	男	50 前	1991	民族州→ヤンゴン	大学卒	2013. 06. 14
E	女	50 前	1991	民族州→ヤンゴン	大学入学-停学	2012. 01. 20
F	男	50 前	1991	民族州→ヤンゴン	高校卒	2008. 11
G	男	40 前	1992	民族州	高校入学-デモ	2012. 08. 10

					参加	2012. 11. 02
H	男	50 前	1992	民族州→ヤンゴン	専校入学-閉鎖	2012. 06. 10
I	女	40 後	1992	民族州→ヤンゴン	大学卒	2006. 11-2007. 1
J	女	40 後	1993	民族州	高校卒	2009. 11. 15 2012. 06. 13
K	男	40 後	1994	ヤンゴン	大学入学-閉鎖	2012. 06. 03
L	女	40 前	1994	民族州→ヤンゴン	高校卒	2008. 11
M	男	40 後	1999	民族州	高校卒	2012. 06. 18 2012. 11. 18 2013. 05. 27
N	女	50 前	1999	民族州→ヤンゴン	大学卒	2009. 11. 16
O	女	40 後	1999	民族州→ヤンゴン	大学卒	2012. 06. 15
P	女	40 後	2001	民族州→ヤンゴン	大学卒	2012. 08. 10
Q	男	50 後	2001	民族州→ヤンゴン	大学卒	2012. 11. 12
R	男	50 前	2002	民族州→ヤンゴン	大学卒	2010. 08. 22 2010. 09. 03
S	男	40 後	2002	民族州	高校卒	2012. 11. 18
T	男	50 前	2007	民族州	高校卒	2012. 07. 02 2012. 08. 01
U	女	30 後	2008	ヤンゴン	大学卒	2012. 06. 25 2013. 05. 18
V	女	20 前	2008	民族州→ヤンゴン	専校卒	2012. 06. 30

T, U, V の 3 名は来日が 2007 または 2008 年で、2013 年時点での滞在年数が 5~6 年であるが、政治活動に積極的に参加しており、長期的な滞在を視野に入れ定住傾向にあると判断したため本章での分析対象とした。聞き取り調査の際には、当事者にとって来日前の印象深い経験を把握するために、非構造化インタビューの手法を用い、来日前の生活はどうだったのかとだけ問いかけた。ただし、話の途中で場所や時期など事実確認が必要な箇所については詳細を述べてもらった。分析対象者 22 名の属性であるが、まず性別は男性が 12 名で女性が 10 名である。年齢¹⁹⁵は 20 歳代前半から 60 歳代後半までと

¹⁹⁵ 2012 年 12 月 31 日現在の年齢で、数字は年代を、前後は前半または後半を表す。た

幅広い。20歳代と30歳代が1名ずつ、40歳代前半は2名、40歳代後半は7名、50歳代前半は8名、50歳代後半は1名、60歳代は2名である。来日年は1988年以前の来日は2名、1988年のデモ後から1994年までの来日が9名、1999～2002年にかけては7名、そして2003年以降に3名となっている。1988年のデモ直後だけでなく、1990年代以降にも来日する少数民族がいたことが確認できる。本章で分析対象の中心となるのは1989年から2000年代前半にかけて来日した、現在40歳代後半から50歳代前半の少数民族の男女である。この対象者の属性は、第1章で確認した定住傾向にあるビルマ人の属性とほぼ一致している。

この22名の来日前の居住パターンは3つに分類できる。第1グループは民族州生まれで後にヤンゴンに転入、第2グループはヤンゴン出身、第3グループは民族州出身（または少数民族集住地の出身。以下も同様）である。第1グループの対象者は13名で、そのうち5名は学齢期に家族の都合でヤンゴンに転入、残りの8名は当事者自身の理由でヤンゴンに引っ越した。第2グループの対象者は2名である。第3グループの対象者は7名で、そのうち反政府軍で活動した経験のある3名は別に分析した。

これら3つのグループについて、来日前の経歴がエスニシティのあり方とどのようにかかわっているのかを考察した結果、第1グループの民族州生まれでヤンゴン転入者には「再認識するエスニシティ」、第2グループのヤンゴン出身者には「獲得したエスニシティ」、第3グループの民族州出身者には「活性化したエスニシティ」がそれぞれの特徴として浮かび上がった。以下ではこの3つのエスニシティの特徴について事例を確認しながら分析したうえで、少数民族には来日前に「ビルマ人」という意識が形成されていなかった点を考察する。

3-2 再認識するエスニシティ：民族州生まれヤンゴン居住の少数民族

本節では、民族州で生まれその後にヤンゴンに転入した経歴を持つ13名に共通する「再認識するエスニシティ」を考察する。この13名のうち5名は学齢期に家族の都合でヤンゴンに転入した経験をした。残り8名は当事者の進学や民族州における危険を回避するためにヤンゴンに転入した¹⁹⁶。まずは家族の都合でヤンゴンに引っ越した5名の経歴から考察する。

Cさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

たとえば「40前」は40歳代前半を表している。

¹⁹⁶ 大学進学3名、専門学校進学1名、予備校1名、高等学校1名、そして2名が安全な場所を確保するために、それぞれヤンゴンに転入した。

Eさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

Hさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

Oさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

Rさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

家族の都合でヤンゴンに転入した5名の証言からは、ヤンゴンやその他の地域の学校における少数民族のおかれた立場がうかがえる。つまり、〇〇民族である当事者は、いじめや差別を通して、バマーのクラスメイトとの違いを認識している。EさんとOさんは差別やいじめを直接経験している。それに対してEさんはチン民族である自分の権利を主張したいと考えるようになり、シャン民族のOさんはクラスメイトから差別されないように優秀な成績をおさめるために努力した。Cさんの場合はアラカン民族である自分が差別やいじめの対象にならないように、クラスでは目立たないように学校生活を送った。それと同時に自分以外の少数民族居住地に出向く機会があり、そこで暮らす少数民族が置かれた立場の厳しさを目の当たりにしたことを印象的に受けとめている。またRさんは直接いじめや差別を経験したわけではないが、チン民族は少数民族であるために差別される存在であると認識している。そのうえで、小学校入学と同時にバマーと日常的に接し、バマー相手にも卑屈にならない気持ちを育んだということを自身の誇りとしている。

この4名に共通するのは、いずれもが同級生のバマーに対して〇〇民族である自分を対比させ、なぜこのような目にあうのかという理不尽さを問わなければならなかったという経験である。この経験は、ヤンゴンなどバマー中心の社会環境が生み出す民族差別の実情を反映している。それは同時に、当事者がヤンゴンでの生活を通して自分は〇〇民族であるという認識をもつということでもある。つまり、民族州を離れヤンゴンに転入した経験により、〇〇民族である自分を脱ぎ捨てるのではなく、学校生活のなかで〇〇民族というエスニシティを再認識しているのである。この経験こそが、民族州からヤンゴンに引っ越した経験をもつ少数民族のエスニシティを「再認識するエスニシティ」と定義付けた所以である。そして、そこには「ビルマ人」としての意識がみられず、〇〇民族であることが生活のすべてをしめている状況がうかがえる。次に大学進学などの理由によりヤンゴンに転入した8名の経験を確認する。

Dさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

Fさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

Iさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

Lさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

Nさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

Pさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

Qさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

Vさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

家族の都合ではなく大学進学など個人の選択として民族州からヤンゴンに転入した8名の経歴を確認した。まずこの8名に共通する経験は、民族州で少数民族がおかれた環境に対する不満や怒り、そして恐怖心などを抱えて暮らしていた点、そしてヤンゴン転入後にはその民族州での経験が反映された行動、たとえば諸活動への参加や安全な場所の確保などが確認できる。Dさん、Nさん、Qさん、Vさんは何れも民族州における生活に対して不満があった。Dさんは自分の言語が学べない環境や自分たちの民族が州のトップに立てない環境などに不満をもっていた。NさんとVさんは年月を経てもインフラが整備されない民族州の生活環境に不便を感じていた。さらにNさんは民族州におけるビルマ語世界の拡大を懸念している。またQさんは生活の不便という表現はなかったが、民族州での暮らしが極度の貧困状態であったことを強調した¹⁹⁷。

Fさん、Iさん、Lさん、Pさんの民族州における経験は恐怖心に満ちていた。恐怖心を持った相手は、Fさん、Iさん、Lさんが当局、Pさんはバマーという民族グループであった。これは前章で述べたように、独立前に辺境地域とされていた地域における少数

¹⁹⁷ たとえば、ヤンゴンまで行くのに4日間列車に隠れて移動した、ヤンゴンではお金がないので衣類はシャツ1枚とロンジー1枚のみで昼間の仕事を終えて夜間学校に通う前にそのシャツを洗濯して着回さなければならなかったなど、日常生活の話からQさんのヤンゴンでおかれた経済的な困難状態がうかがえた。

民族とビルマ管区におかれていた少数民族とでは、同じ少数民族でありながらも異なる経験をしているからである。しかし、辺境地域かビルマ管区かという分類ではなく、少数民族の居住パターンと日常生活の経験の違いがエスニシティの形成過程に差を与えるという点に焦点をあてている本章では、何れもが民族州での暮らしには恐怖心を抱えていたという点に注目したい。つまり、何れの場合も民族州においては住民が怯えながら生活を送るといった異常な状況が存在していたのである。本章ではこの点を重視し、両者を同じカテゴリーに分類して考察する。

個別の経験に目を向けると、Fさんは幼少期に当局に狙われ大けがを負ったという記憶、Iさんも同様に幼少期以降常に当局から監視されるという経験があり、それらが恐怖心を生み出している。Lさんは幼少期ではないが、高校卒業後まもない時期に当局による突然の家宅捜索にあい、その怖い思いから逃れるためにヤンゴンに転入した。Pさんもまた日常生活においてバマーが怖い存在であると聞いて育ったことで恐怖を覚えるようになった。当然のことであるが、これらの来日前の経歴は民族州居住者の経験や思いと重なる。さらに、これらの経験を通して自分が「ビルマ人」であるとの認識をもつとは考えにくいのはいうまでもない。

以下では、民族州を離れてヤンゴンに居住した経験を考察する。Dさん、Iさん、Vさんはヤンゴン転入後に自民族に関連する活動にかかわった経験をもつ。また来日後も積極的に諸活動にかかわっている。Dさんは来日前の不満がきっかけとなり文化活動を始めとする地下活動にかかわるようになった。そして1988年の民主化要求デモ以後に仲間が捕まってもその活動は続けており、Dさんにとって地下活動を通してモン民族であることを認識していることがうかがえる。Iさんは反政府活動家と近い関係にあることからヤンゴンにおいても活動を手伝うようになった。Vさんは直接的な働きかけではないが、チン民族のおかれた立場について学ぶという経験を通して、民族州におけるこれまでの不満や恐怖の原因を理解した。そのうえで同州の子どもたちへの教育支援活動などを実施した。何れのケースもヤンゴン転入後に、〇〇民族との関係を断ち切るのではなく、新たに活動を開始したり、自分たちがおかれた立場への理解を深めることでそれぞれの民族を再認識している状況がよみとれる。

Fさん、Lさんは民族州で経験した恐怖から逃れるためヤンゴンに引っ越した。Fさんはすでに述べたとおり民族組織の活動を断ったという点から、一旦は自分を相対化し、カチンというエスニシティから切り離したとみえるかもしれない。しかし、これは民族州におかれた少数民族の厳しさを浮き彫りにしているだけで、Fさんがカチンであることを切り離したわけではない。Fさんには何かをしたいという気持ちはあったが、反政府活動にかかわると当局からの嫌がらせが加えられるのは目に見えており、結婚し家庭

をもったという状態では積極的な行動をとることができなかつたのである。そのような経験をふまえ、信頼できるヤンゴンの祖父母宅で安全な生活環境を手に入れた。Lさんの経験もFさんと共通する。Lさんの場合は民族州で反政府の活動を支援したことがきっかけで、当局の怖さを経験し、その後にヤンゴン入りしている。Lさんも当局の突然の家宅捜索という経験がなければ、ふたたび活動を手伝っていたかもしれない。Pさんの場合、ヤンゴン転入は進学のためであったが、そのヤンゴン滞在時期に88デモが起きた。しかし、これまでの経験から、恐怖心が強過ぎて、カレンである自分が公の場で抗議活動に参加することは到底できなかつたという。この場合も、〇〇民族であるがゆえに具体的な行動にいたらなかつたケースである。これら3名には、当局またはバマーという民族グループに対する恐怖が共通する。その恐怖を抱え、ヤンゴンでは避難生活や88デモを避けるという経験をした3名は、改めて自分がおかれた立場、つまりビルマ国内における少数民族の理不尽な環境を認識する。エスニシティが再認識されると捉えた由縁である。そして、同時にここで注目しておきたいのは、やはり「ビルマ人」という認識が形成されていないということである。

本節では13名の経歴を考察したが、何れもが民族州を離れヤンゴンに転入しても、自分は〇〇民族であるという事実に向きあう経験をし、その結果としてエスニシティを再認識している。つまり、当事者にとって民族州で育まれたエスニシティは、別の地域やヤンゴンでの居住を経験しても、消し去ったり別の何かに変容できるものではなく、改めて認識するものなのである。これは学齢期であっても、成人してからであっても同様である。学齢期にはクラスでのいじめや差別を経験し、学齢期以降に社会にでてやはり差別は続くのである。自分が〇〇民族であるためにヤンゴンに避難しなければならないという経験から、自分の民族について再認識せざるを得ないというケースもある。ビルマの少数民族にとって、安全な暮らしやよりよい暮らしを得るため、民族州を離れ、ヤンゴンなどの都市部へ移動するという経験は、決して特別なことではないことが浮き彫りになった。この国内移動という経験も、ビルマ社会の構造から生み出され少数民族の立場を反映したものである。したがって、個人の経験に差はあっても、〇〇民族であることがこれらの経験をうみだす点は共通している。その結果として、「再認識するエスニシティ」が生まれ、そして、そこには先の4名と同様に「ビルマ人」という認識がみられないのはある意味当然である。

3-3 獲得したエスニシティ：ヤンゴン出身の少数民族

本節では、ヤンゴン出身の少数民族の経歴に注目し、その経歴が「獲得したエスニシティ」を生み出している点を考察する。先行研究におけるビルマの少数民族は、民族州

で居住していることが暗黙の了解となっている可能性が高い点をすでに指摘したが、ヤンゴンに居住する少数民族の存在も見逃せない。以下で検討するように、ヤンゴン出身の少数民族にとっても〇〇民族である自分を意識する機会があり、さまざまな経験を通してエスニシティが獲得されている。

Kさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

Uさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

KさんおよびUさんの最大の特徴は、民族州で暮らした経験はないにもかかわらず自らを〇〇民族と認識している点である。この2名は、それぞれ父親および祖父が、少数民族としての不平等や差別的な待遇を受けたことに対して不満があり、それが日々の会話や行動を通して伝えられていた。そして、ヤンゴンでの日常生活を通して家族のエスニシティを受け継ぎ、また学校や社会における差別や違いを経験することによってエスニシティを獲得したのである。つまり、民族州に居住はしていないが、自分は間違いなく〇〇民族であるとの認識が常に備わっていたといえる。この2名は、冠婚葬祭などの節目には民族州に居住する親戚を訪問したり、長期休暇に言語習得を目的に民族州に滞在することはあるが、民族州の生活を体感した経験が圧倒的に少なく、現地の状況が把握しきれていない点が先の「再認識するエスニシティ」のグループとは異なる。しかし、民族州の生活は自分からほど遠く、その実態が掴みきれていないにも関わらず、〇〇民族だという理由でヤンゴン生活では不利益を被るという当事者や家族の経験が事実としてある。この2名の経験を左右するのは、国家の直接的な弾圧や抑圧ではなく、ヤンゴンの日常生活における個々の家庭環境であり、その家庭環境を作り出した社会環境にある。そして、そこに見いだせるエスニシティは、自分の家族の話や自分自身の経験を通して獲得した、カレン民族であり、モン民族であるというエスニシティであり、そこには「ビルマ人」という認識は希薄である。

来日前の居住地に関する統計がないため正確な人数を把握することはできないが、日本にはヤンゴン出身の少数民族がたくさんいると、支援者および定住ビルマ人自身から聞いたことがある。しかし、聞き取り調査の対象者のなかでヤンゴン出身の少数民族は、先の2つのグループと比べて格段に少なかった。その理由として、本章のインフォーマントの多くが何れかの組織に所属し活動に関っている人を対象としている点が指摘できる。そのため、このグループの考察は、来日後に民族組織の活動に積極的に関与しているリーダー格の人から得たデータを基にしたという偏りがある。定住ビルマ人の組織

活動については次章で詳細に述べるが、少数民族の場合はほとんどが民族組織のメンバーである。民族組織では、当該民族州における諸問題への対応やそこに居住する住民への支援などを主な活動にしているが、それらの活動に対して、土地勘のないヤンゴン出身者はその実情が理解できないという状況がうまれる可能性が高い。つまり、日本で形成された民族組織は、ヤンゴン出身者が積極的な行動を取りにくい環境になっていると考えられる。ヤンゴン出身者にとっては、同じ民族であると理解していても、馴染みのない土地や人びとへの想像力には限界があるのは当然で、特に、ビルマ語しかできない場合にはこの傾向が強くなり、疎外感がうまれるのは明白である。したがって、KさんやUさんのように「獲得したエスニシティ」がうまく機能すれば来日後の民族の活動に活かされるが、そうでない場合には日本における少数民族の活動の場に馴染まないということになる。また、組織運営には、それぞれの民族に特有の考え、たとえばジェンダー規範などが作用しており、ヤンゴン出身者にとっては馴染みがなかったり、違和感を覚えるものとなる可能性もある。民族州出身とヤンゴン出身との間で習慣や考え方が大きく異なり、それをヤンゴン出身者がうまく咀嚼できない場合には、組織から徐々に遠ざかることになるのは必然である。

この動きを促す別の要因として、日本における在留資格の問題がある。すでに述べたように日本で外国人が生活するには在留資格を得る必要がある。そして、多くの定住ビルマ人は難民認定制度を利用して、この在留資格を取得したという経緯がある。取り締まりの強化にともない、それまでビルマ国内の家族への当局による嫌がらせなどの懸念から政治活動には参加せず、また超過滞在であったため、ひっそりと暮らしていた少数民族もこの手続きをとる必要に迫られた。次章でも述べるが、その際に個々の定住ビルマ人が手続きなどに関する相談をしたのが、同胞が運営する組織であった。ヤンゴン出身の少数民族は、自分とつながりのある民族組織に参加するようになった。ところが、在留資格を得ると活動に参加しなくなる人も少なくない複数のインフォーマントから聞いた。支援者の指摘にも、在留資格が下りれば姿を消す同胞を皮肉る言葉「チャッピーウ : ဇျီပျီဝ်」が紹介されている¹⁹⁸。ただし、これは少数民族に限らず定住ビルマ人全体にいえる傾向で、民主化組織に参加していたバマーが、在留資格を得ると活動に参加しなくなることもある。ヤンゴン出身者の「チャッピーウ」が民族州出身者より多いのかという点については検証できていないが、定住ビルマ人の傾向として、在留資格取得後に組織活動から距離をおく人が出てきていることは確かであり、この傾向から類推すれば、筆者がヤンゴン出身の少数民族へのインタビューを実施できなかった要因の

¹⁹⁸ ビルマ出身者の最近の傾向として指摘されている（田辺寿夫 2010、p. 128）。

1つと考えることができる。

ただし、組織参加をしていないからといって、ヤンゴン出身の少数民族が〇〇民族であることから距離をおこうとしているわけではない。今回の2名のインフォーマントは、日本で積極的に政治活動をしていることから、エスニシティを強調している側面もあるが、それ以外の人も、伝統行事や宗教行事があればその会場に足を運び、〇〇民族のために寄付を集めるとなれば積極的に協力している。事実、民族的な行事にはたくさんの人が集まっており、組織活動をしていなくても「獲得したエスニシティ」を有するヤンゴン出身の少数民族がいると捉えてよいだろう。さらに、本稿では検証できなかったが、〇〇民族よりも「ビルマ人」という意識が強い人や、〇〇民族と「ビルマ人」を使い分けている人などもあるのではないかと考えられる。ヤンゴン出身の少数民族の意識が将来的にどう変容していくのかは不明である。この先、日本で生きていくための方策として、たとえば「ビルマ人」であることを強調して生きていくというシナリオも十分にありうる。この点については第5章で考察する。

本節では2名からの聞き取りにすぎないが、ヤンゴン出身の少数民族のエスニシティの特徴を考察した。諸事情により民族組織の活動に参加しないヤンゴン出身の少数民族が多いなかで、積極的に参加しているこの2名のエスニシティは、来日前のさまざまな経験を通して獲得されたものである。この「獲得したエスニシティ」が、例え日本の民族組織が多く、ヤンゴン出身の少数民族にとって居心地のよくない空間であっても、KさんとUさん2名の積極的な参加を促しているのである。

3-4 活性化したエスニシティ：民族州出身の少数民族

本節では、民族州出身の少数民族の経歴に注目し、その経歴が「活性化したエスニシティ」を生み出している点を考察する。反政府軍に入隊した経験をもつ3名と、この経験のない4名とでは、それぞれの経験の違いから、エスニシティを獲得する経緯にも違いがあるため両者を分けて考察する。ただし、いずれの経験からも「活性化したエスニシティ」が生みだされている。

前章で述べたように、独立ビルマでは、独立前後のから継続する国家形成のあり方、なかでもバマーを中心とした政治経済体制の確立、そして1988年以降の軍事政権による開発政策の強化などが要因となり、少数民族への抑圧や差別が日常化している。そして、それに対して武装化および協議の場を持つことによって、自分たちの意志を貫こうとする人がでてきた点についても述べた。本節で分析した3名もこの動きのなかで反政府軍に入隊し武装闘争という形で抵抗した人びとである。残念ながら連邦セミナーに参加した人にインタビューする機会はなかった。残りの4名は逆に民族闘争の動きから距

離をおこうとしていた人たちである¹⁹⁹。このように両者の経歴は異なるが、何れの民族州出身者からも、自分は〇〇民族であることと向きあわざるを得ない結果として、「活性化したエスニシティ」が形成されている。まずは、民族州出身者のうち、武装組織とは直接かかわりを持っていなかった4名の経歴を考察する。

Bさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

Gさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

Jさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

Tさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

来日するまで民族州で居住していた4名の経歴からは、程度の差はあるが、ビルマの民族州で少数民族がおかれた構造的な問題がうかがえる。具体的には、強制移住、自民族固有の言語伝承の制限、無法な逮捕や拘留など、ビルマ軍事政権が少数民族の人権を一切無視し、自分たちの意のままに取り扱ってきた状況である。これは、ビルマ軍事政権が少数民族をいかに弾圧してきたのかという観点から描かれている先行研究や報告書の内容と一致する²⁰⁰。そして、これらの扱いに対する一般住民の抵抗運動は、後に述べる武装化の動き以外はほとんどなかったという点も確認できる。あったとしても、言語の普及やデモ参加者への食事の差し入れという、一般的な日本人の感覚からすれば抵抗運動ともいえないささやかな動きがみられるだけである。しかしながら、その程度の行動に対しても拘束や事情聴取という手段がとられるという証言からは、ビルマ当局の少数民族に対する対応の厳しさがうかがえる。

Jさんは、当時はビルマ国内で自分たちがおかれた立場がわからず、来日後に参画している抗議活動で異議を申し立てる手段を考えなかったと述べている。そのた

¹⁹⁹ 武装闘争を支持している一般住民もいるが、多くは反政府武装グループによる虐待に憤りを感じている。なぜなら、どの反政府武装グループも、資金、新兵補充、情報、食料などを地元住民に依存していながら、ビルマ国軍ほどひどくはないものの、反政府武装グループによる人権侵害もおきているからである（トム・クレーマー2012「ミャンマーの少数民族紛争」工藤利博編『ミャンマー政治の実像－軍政23年の功罪と新政権のゆくえ』アジア経済研究所、pp. 151-152）。

²⁰⁰ Smith Martin 1999, ベネディクト・ロジャーズ著 秋元由紀訳 根本敬解説 2011 など。

め、少数民族である自分たちに対するビルマ当局の扱いが理不尽だと思っても静観するしかなかった。このように、民族州では抗議の意を表す行動は一般的ではなく、例え怒りがあったとしても、恐怖心が先にたち、結局は我慢せざるを得ないという不満と恐怖が入り交じった気持ちで生活していた状況がうかがえる。すでに述べたように、反政府活動に実際に参加する少数民族は少数で、多くは、抑圧され差別される経歴が積み重なり、とにかく目立たないように、そして当局に目をつけられないよう注意を払う生活が日常化していた。それが、結果的には、次章で述べるように来日後の少数民族を政治から遠ざける要因となった。それと同時に、民族州という場所に生まれてしまった運命からは逃れられない、つまり、自分たちは〇〇民族であるために理不尽な目に遭い、それを受け入れなければならないという環境が、居住地は異なっても民族州に暮らす4名の〇〇民族であるというエスニシティを活性化したのである。

また、BさんとGさんが述べているように、民族州においてもビルマ語世界が拡大している。この点に注目すると、ビルマ語世界の拡大と並行して、民族州においても少数民族のエスニシティよりもバマーのエスニシティが広がっているのではないかと想像できる。しかし、ビルマの少数民族には、ビルマ語世界に同化されるのではなく、それに抵抗して自分たちの言語を維持する、つまり自文化を維持しようとする動きの方が勝っていた。あえて政治活動や武装闘争という手段をとらなくても、自分たちは〇〇民族であり、そのために政府から抑圧されているのだという経験を乗り越えることによって、民族州における〇〇民族であるというエスニシティが、獲得された。つまり、日常生活のなかで、これらの経験を通して「活性化したエスニシティ」が醸成されていったのである。この4名にもやはり「ビルマ人」という認識は確認できない。これまで考察してきた少数民族と同様に、〇〇民族というエスニシティを意識している反面、「ビルマ人」であるという意識は形成される契機はほぼ皆無である。以下では、上記4名と同じく民族州生まれであるが、反政府活動軍への参加という異なる経歴をもつ3名を分析する。

Aさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

Mさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

Sさん：個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

民族州で生まれ、反政府活動軍に参加した経歴をもつこの3名の最大の特徴は、国軍が政治に深く関与してきたビルマにおける少数民族のおかれた立場を端的に表してい

る点である。民族州における社会的な構図は先の4名と共通するが、それをそのままやり過ごすのではなく、主体的に抵抗運動に関与したのがこの3名である。この点を促進した要因として、生まれ育った地域が反政府軍の拠点で戦闘が日常的であったというMさんの経験がまず挙げられる。このような経験があったので、適齢期になれば容易に武器をもち抵抗運動に参加できるようになった。また、Aさんのように民族言語の普及などの民族活動にすでにかかわっていた経験があれば、わずかなきっかけで反政治活動にかかわるといふ流れもみいだせる。さらに、家族や親戚などが反政府活動に関与していたという点も重要である。なぜなら、反政府活動とのかかわりを少しでも疑われると、当局から家族や親族に嫌がらせなどがあるため、周囲の人から十分な理解を得なければ、このような活動を継続することは困難となるからである。または、家族や親族がヤンゴンやマンダレーといった都市部や隣国のタイなど国外に居住し、安全が確保できていれば、反政府軍への参加は可能である。反政府軍での活動は危険をとまなう厳しいものではあるが、このような条件が揃えば、自分の意志を貫き〇〇民族のために戦うことにより、充実感が見出せるのも事実である。そして、そこには活性化したエスニシティが育まれるのである。

たとえ、自分の生まれ育った場所が戦闘地となり荒れ果ててしまい、全く愛着がもたなくなってしまうという状況に陥ったとしても、〇〇民族であるという意識は維持される。実際、この3名は、来日後も積極的かつ継続的に政治活動に携わっている。それは、活性化されたエスニシティがありながらも、諸事情により抵抗運動を自発的または突発的に断ち切って出国しなければならなかったという経歴に起因する。つまり、活動の途中でその土地を離れたために何かをやり残した気持ちが強く、また残してきた仲間や厳しい生活を送っている一般住民への罪悪感など複雑な気持ちが根底にあり、それが来日後にも政治活動を継続させているのである。その経験を支えているのが活性化された〇〇民族としての意識である。〇〇民族として生まれたという運命を受け入れ、そのために戦わなければならないという「活性化したエスニシティ」がその根底にある。そして、その裏返しとして、「ビルマ人」としての意識が形成されていないことは何よりも明らかである。

ここで紹介した7名に共通するのは、自分たちが〇〇民族であり、その自分たちの居場所は民族州にあるという帰属意識である。そこには、「ビルマ人」という意識がほぼ皆無であるのは当然のことである。民族州の暮らし自体は、監視や抑圧にさらされ、戦闘地域になるなど決して快適なものではなく、ときには命の危険をとまなう場合もある。しかし、各自の帰属意識に注目すると、そこには、〇〇民族であるというエスニシティが活性化される要因がみいだせる。それは、具体的な民族運動に参画していなくても、

民族州で居住している少数民族に共通するエスニシティである。自分は〇〇民族であるためにビルマ政府から抑圧されるが、同時に、その自分の居場所は同胞がいる民族州であるという帰属意識が基本となり、民族州出身の7名の「活性化したエスニシティ」をうみだしているのである。

3-5 まとめ

本章では、少数民族がビルマという独立国家に組み込まれ、日常生活に大きな影響を与えているという点を重視し、定住ビルマ人の来日前の経歴を考察した。そして少数民族のエスニシティの形成を3つの居住パターンごとに考察したうえで、来日前の少数民族には「ビルマ人」という意識は希薄であったという点を明らかにした。

まず多民族で構成されるビルマ社会において、その多様性の一つとして居住パターンに注目した。民族州生まれのヤンゴン居住者には「再認識するエスニシティ」、ヤンゴン出身者には「獲得したエスニシティ」そして民族州出身者には「活性化したエスニシティ」が生み出されている。そして定住ビルマ人の来日前の経歴は多様であるが、居住パターンは異なっている、それぞれに〇〇民族というエスニシティが共通して生み出されている点を明らかにした。

本章で考察した22名のうち、出身の民族州から日本へ来たのは7名であり、ほかは、民族州からヤンゴンを経て来日した13名、およびヤンゴン出身の2名である。ただし民族州から日本へ来た7名のうち、Aさんは大学へ通うため一時的にヤンゴンに滞在、Jさんは元の居住地が焼き討ちにあったため出身の民族州内の別の地域に居住する親戚宅への移動、Sさんは戦禍を逃れるため出身民族州内を複数回移動、Tさんは家族で軟禁状態におかれたのちに母方の実家近くへの移動を経験している。この点を考慮すると、22名中17名が国内移住の経験者である。親または祖父母世代が国内移住を経験したヤンゴン出身者の2名を加えると、国内移住者は実に19名にのぼる。理由はさまざまであるが、ビルマという枠組みのなかでの移住は、少数民族にとって例外的な現象ではなくなっている。また、基本的にはビルマ語の世界となっている公教育は少数民族にも浸透している。ヤンゴンやヤンゴン近郊で高等教育を受けた少数民族は16名にのぼる²⁰¹。バマーをはじめとする多様な民族出身の学生が集まる場となっている高等教育の場を経験した少数民族の数は決して少なくない。ビルマ語の浸透が家庭にも及んでいる例、さらにはビルマの公務員の経験を本人ないし親が有している例も複数あり、ビルマ

²⁰¹ うち10名は大学を卒業、1名は専門学校、2名は高校卒業を終了した。残り3名は在学中に1988年デモが起きたため大学が閉鎖、またはデモに参加したために停学処分となった。

という枠組みに少数民族が包摂された結果とみることができる。

しかし、このことは、少数民族が自らをビルマという国家の成員である「ビルマ人」であるという自覚を広げる方向には作用していない。そもそも、少数民族の国内移住が増大しているのは、聞き取り調査の結果が示しているように、民族州が少数民族にとって安全な生活空間ではなくなっているためである。つまり、このような経験こそが、民族州において少数民族のエスニシティを「活性化」させているのである。そして、安全な生活空間を求め、また、よりよい教育を望んでヤンゴンに出た人たちも、さまざまな民族差別を体験することによって、エスニシティを「再認識」している。そして、ヤンゴン出身者であっても、自分は少数民族であると改めて自覚することによって、エスニシティを「獲得」せざるをえない状況が存在していることを、インタビューは如実に示している。そして、これらの経験からは、共通の意識としての「ビルマ人」という意識が醸成される契機はきわめて乏しい。つまり、来日前のビルマの少数民族は〇〇民族というエスニシティを有しているが、そこには「ビルマ人」という意識はほとんど形成されていないのである。

しかし、日本ではこのような見方はなされておらず、少数民族もバマーも「ビルマ出身者＝ビルマ人」として十把一絡げに捉えられている。そのために、日本では自明のものとしてとされているこの捉え方と、当事者である少数民族の意識の間には齟齬がある。つまり、自己を〇〇民族であると捉えているビルマ出身の少数民族には、「ビルマ人」という意識はほとんどないにもかかわらず、来日後に日本側からは「ビルマ出身者＝ビルマ人」と捉えられていたのである。次章では、この意識が来日後にはどのように変化したかを考察する。

第4章：日本定住ビルマ人の組織活動

本章では、日本に定住するビルマ出身者が主導する組織活動の変遷を考察する。活発な組織活動は日本に定住するビルマ出身者の特徴の一つである。本章ではこれまで詳細には触れられていなかった少数民族組織にも注目し、1988年から2013年にかけて東京を拠点に活動した定住ビルマ人組織の活動の変遷をたどりながらその特徴を明らかにする。その後で、以下の二つの問いに答える。まず、ビルマの少数民族の意識はどのように変化していったのかという点を明らかにする。その際に第2章で確認したビルマ国内の少数民族をとりまく政治動向と、前章で確認したビルマの少数民族のエスニシティのあり方と「ビルマ人」としての自覚が希薄であるという点に留意する。次に、日本社会は定住ビルマ人をどのように捉えていったのかという点を明らかにする。その際には、定住ビルマ人が日本に滞在するために不可欠な在留資格に注目し、それが与えた影響に留意しながら考察する。以上の分析には、2006年から2013年にかけて筆者が実施した聞き取り調査および参与観察で得たデータ、関係者所蔵の関連資料、法務省入国管理局の統計を利用した。聞き取り調査は、筆者の個人ネットワークを直接または間接的に利用し、各組織の設立者、現・元代表、広報担当者、関係者などを対象に、1回につき2～5時間程度を費やした。

4-1 定住ビルマ人の組織

序章で検討したように、定住ビルマ人の組織活動について、民主化を目的とした組織が複数の研究で取り上げられているが、少数民族の組織についてはほとんど取り上げられていない。あるとすれば、2003年に少数民族組織の連合体が結成されたという点が述べられている程度である。しかし、第2章で述べたビルマの少数民族をとりまく諸問題ゆえ、日本にも多様なエスニシティをもつビルマ出身者が居住し、さまざまな機能を有する組織が複数存在している。それにもかかわらず従来の研究で少数民族組織が取り上げられなかった要因は、ビルマと日本の双方にある。まず、ビルマ側の要因として、日本で政治活動をすることによって将来帰国ができなくなったり、国内に残っている家族が危険な目に遭う可能性があるため、自分たちの活動が日本のビルマ大使館関係者に知られることを恐れていたという点を指摘できる。そのため、以下で検討するように、少数民族の組織化の初期段階では、活動が消極的なものとなり、主な活動はビルマ国内および国境の同胞への支援活動に限定されていた。もちろん当時の少数民族は在外の少数民族からの支援が必須であった。事実、筆者が聞き取り調査をしたほとんどの少数民族組織が、設立から現在まで金銭または物資の支援を継続している。これらの要因が結

果的に、日本社会におけるビルマの少数民族の存在を不可視化させ、その生活実態がほとんどわからないという状況をうみだした。

日本側の要因は外国人に共通する在留資格問題と関係する。日本では 2000 年代中ごろに超過滞在者を取り締まるキャンペーンが実施され、約 20 万人いた超過滞在者が 5 年間で約 11 万人までに減少した。それまで有効な在留資格がないまま日本で実質的に定住していたビルマ出身者は少なくなく、このキャンペーンが定住ビルマ人に与えた影響は大きい。ただし、それは定住ビルマ人だけの話ではない。この間の日本では超過滞在者の存在を把握している当局が、それを承知のうえで取り締まることはほとんどない状況があった。さらに、もう少し我慢すれば本国に戻れると多くの定住ビルマ人が熱望していた側面もある。つまり、超過滞在の状態ではあるが、折りをみて直ぐにでもビルマに戻ろうと考えていた人は少なくない。その人たちが、日本での生活を継続するために、外部との接触は必要最低限に抑え、たとえば、職場と子どもの通う学校で接する日本人とだけ接触するにとどめるようになり、日本社会で目立つ存在になる政治活動とは必然的に無縁になったのである。しかし、その後、超過滞在者の取り締まりが強化された 2000 年代中ごろからは、少数民族組織も積極的な活動を展開するようになった。それは、前章で少し述べたが、当面の帰国を断念し、難民認定制度を利用して有効な在留資格を得たからである。本章では、1988 年から 2013 年にかけて、これらの動きを含む定住ビルマ人組織の設立経緯および活動状況の特徴をつかみ、5 つの時期に区分し考察した。

離合集散を繰り返していると揶揄される定住ビルマ人組織の正確な数を把握することは困難である。定住ビルマ人は東京に集住しているが、そのほかにも、関東各地、中部地方などにも定住しており、地域によっては、活発な組織活動を展開している。組織をどのように定義するかにもよるが、会則を作り年次総会を必ず開催する組織がある一方で、必要なときに電話でお互いの都合を確認して集まるという個人的なネットワークの延長のような組織もある。当事者や支援者もその正確な数がかみきれていないが、2012 年末には 50～70 以上が存在するという見解が多い。定住ビルマ人組織にはさまざまな機能があるが、活動目的別に分類すると「政党組織」「民主化組織」「少数民族組織」「女性組織」「宗教組織」「メディア組織（図書室を含む）」「労働組合」「その他」となる。組織運営のパターンとしては「独立組織」「国内/国境/海外組織の日本支部」「日本人との協力組織」、そして、それらをまとめた「連帯組織」がある。本章では東京を拠点とした「政党組織」「民主化組織」「少数民族組織」「女性組織」からあわせて 36 組織を分析対象とし、組織の設立者、連合体の結成者元代表者、現代表者、広報担当など、できるだけ長期に組織にかかわり、その組織を客観的に捉えられる立場にある人をイン

フォーメントとして選択した。表 8 は、聞き取り調査を実施した組織の一覧表である。なお一覧表の「14 民主ビルマ学生同盟」については、関係者への聞き取り調査は実施できず、この組織の受け皿となった連合体組織の結成者の聞き取り調査にてデータを収集した。

表 8 定住ビルマ人調査対象組織一覧

	組織名：英語およびビルマ語	略称	組織名：日本語
1	All Burma Federation of Student Unions (Foreign Affairs Committee) ဗမာနိုင်ငံလုံးဆိုင်ရာ ကျောင်းသားသမဂ္ဂများ အဖွဲ့ချုပ် (နိုင်ငံခြားရေးရာကော်မတီ)	ABFSU (FAC)	全ビルマ学生連盟 (外交委員会)
2	Arakan League for Democracy (Exile) Japan ရခိုင်အမျိုးသားဒီမိုကရေစီအဖွဲ့ (ဂျပန်)	ALD (Ex) Japan	アラカン民主連盟 (亡命) 日本
3	Arakan Social Association Japan ရခိုင် လူမှုရေး အဖွဲ့ချုပ်	ASAJ	在日アラカン人協会
4	Assistance Association for Political Prisoners (Burma) နိုင်ငံရေးအကျဉ်းသားများကူညီစောင့်ရှောက်ရေးအသင်း	AAPP	政治囚支援協会 (ビルマ) 日本代表
5	Association of United Nationalities in Japan ညီညွတ်သော တိုင်းရင်းသားများ အဖွဲ့အစည်း (ဂျပန်)	AUN	在日ビルマ連邦少数民族協議会
6	Burma Democratic Action Group မြန်မာ့ဒီမိုကရေစီရေးလှုပ်ရှားသူများအဖွဲ့	BDA Group	ビルマ民主化行動グループ
7	Burma Office Japan ဗမာ့ရေးရာရုံး (ဂျပန်)	BOJ	日本ビルマ事務所
8	Burma Youth Volunteer Association မြန်မာ့လူငယ်စေတနာ့ဝန်ထမ်းအဖွဲ့	BYVA	ビルマ青年ボランティア協会
9	Burmese Association in Japan မြန်မာနိုင်ငံသားများအသင်း (ဂျပန်)	BAIJ	在日ビルマ人協会
10	Burmese Women's Union Japan Branch မြန်မာ့အမျိုးသမီးသမဂ္ဂ	BWU-JB	ビルマ女性連盟-日本支部
11	Chin National Community, Japan ချင်းတိုင်းရင်းများအဖွဲ့အစည်း (ဂျပန်)	CNC-JP	在日チン民族協会
12	Chin Women's Organization, Japan ချင်းအမျိုးသမီးအဖွဲ့	CWO-JP	在日チン女性機構

13	Democracy for Kachin National (Japan) ကချင်အမျိုးသားဒီမိုကရေစီအဖွဲ့ (ဂျပန်)	DKN-JP	在日カチン民主化 運動
14	Democratic Burmese Student's Organization ဒီမိုကရေစီပမာကျောင်းသားများအဖွဲ့	DBSO	民主ビルマ学生同 盟
15	Democratic Federation of Burma (Japan) ဒီမိုကရေစီမဟာမိတ်များအဖွဲ့ (ဂျပန်)	DFB-JP	ビルマ民主連合 (日 本)
16	Democratic Party for a New Society-Japan Branch လူ့ဘောင်သစ် ဒီမိုကရက်တစ် ပါတီ (ဂျပန်ဌာနခွဲ)	DPNS-JPB	新社会建設民主党- 日本支部
17	Election Boycott Committee ၂၀၁၀ ရွေးကောက်ပွဲ ဆန့်ကျင်ရေး ကော်မတီ (ဂျပန်)	EBC	2010 年選挙ボイコ ット委員会 (日本)
18	Federation Workers Union of Burmese Citizen မြန်မာနိုင်ငံသား အလုပ်သမားသမဂ္ဂ အဖွဲ့ချုပ် (ဂျပန်ပြည်)	FWUBC	在日ビルマ市民労 働組合
19	Hotel and Restaurant Workers' Union of Burma မြန်မာနိုင်ငံ ဟော်တယ်နှင့်စားသောက်ဆိုင် အလုပ်သမားများ သမဂ္ဂ	HRWUB	ホテル&レストラン 労働組合
20	Joint Action Committee of Burmese Community in Japan ဂျပန်နိုင်ငံရောက်မြန်မာနိုင်ငံသားအဖွဲ့ အစည်းများပူးပေါင်းဆောင်ရွက်ရေးကော်မတီ	JAC	在日ビルマ人共同 行動実行委員会
21	Kachin Literature and Culture Organization ကချင် စာပေ နှင့် ယဉ်ကျေးမှုအသင်း	JLH-JP ²⁰²	カチン文学&文化 機構
22	Kachin National Organization, Japan ကချင်အမျိုးသားအစည်းအရုံး (ဂျပန်)	KNO-JP	在日カチン民族機 構
23	Karen Literature and Cultural Organization ကရင်စာပေနှင့်ယဉ်ကျေးမှုအဖွဲ့ချုပ်	KLCO	カレン文学&文化 機構
24	Karen National League, Japan ကရင်အမျိုးသားအဖွဲ့ချုပ် (ဂျပန်)	KNL-JP	在日カレン民族連 盟
25	Karen National Union, Japan ကရင်အမျိုးသားများအစည်းအရုံး (ဂျပန်)	KNU-JP	在日カレン民族同 盟
26	League for Democracy in Burma မြန်မာ့ဒီမိုကရေစီအဖွဲ့ချုပ်	LDB	ビルマ民主化同盟

²⁰² カチンの中心グループであるジンポー語表記 Jinghpaw Wunpawng Laili Laika the Htunghking Hpung の略称を使用している。

27	National Democratic Front (Burma), Representative for Japan အမျိုးသားဒီမိုကရေစီတပ်ပေါင်းစု (ဂျပန်ဌာနေကိုယ်စားလှယ်)	NDF-Rep-JP	民族民主戦線 (ビルマ) 日本代表
28	National League for Democracy (Liberated Area) Japan Branch အမျိုးသားဒီမိုကရေစီအဖွဲ့ချုပ် (လွတ်မြောက်နယ်မြေ) ဂျပန်ဌာနခွဲ	NLD (LA) JB	国民民主連盟 (解放地区) 日本支部
29	Network for Democracy in Burma မြန်မာ့ဒီမိုကရေစီကွန်ယက်	NDB	ビルマ民主化ネットワーク
30	Overseas Karen Organization, Japan ပင်လယ်ရပ်ခြားကရင်တိုင်းရင်းသားအဖွဲ့အစည်း	OKOJ	海外カレン機構 (日本)
31	Palaung National Society, Japan ပလောင်အမျိုးသားများအဖွဲ့ (ဂျပန်)	PNS-JP	在日パラウン民族社会
32	Pan Kachin Organization, Tokyo Japan ပန် ကချင် အသင်း တိုကျို ဂျပန်	PKDS	汎カチン協会-日本東京支部
33	Punyakari Mon National Society ပုညကာရီမွန်အမျိုးသားများအဖွဲ့ (ဂျပန်)	PMNS-JP	ポニヤガリモン民族社会 (日本)
34	Shan National for Democracy Japan ရှမ်းအမျိုးသားဒီမိုကရေစီအဖွဲ့ (ဂျပန်)	SND	シャン民族民主連盟日本支部
35	Shan Social Cultural Association ရှမ်းလူမျိုးများလူမှုရေးနှင့် ယဉ်ကျေးမှုအဖွဲ့	SSCA	シャン社会文化協会
36	Shan State Nationalities for Democracy Japan ရှမ်းပြည်နယ်တိုင်းရင်းသားဒီမိုကရေစီအဖွဲ့	SSND	シャン州民族民主連盟日本支部

4-2 定住ビルマ人の組織活動の変遷 (第1期～第5期)

本節では、定住ビルマ人の組織変遷を5期に分け、それぞれの時期について設立経緯および活動を確認し、その特徴を述べる。組織活動については、政治活動、「非政治」活動、他組織との連帯という観点から考察する。政治活動とは、本国ビルマにおける政治的な課題の改善を目的とした行動を指す。具体的には、日本のビルマ大使館を窓口とする本国政府への直接の働きかけのほか、日本政府や日本社会、また国際社会などに向けた、ロビーイング、アドボカシー、デモなどの手段を用いた意思表示、当事者の活動への協力要請なども含める。情報発信や勧告書の提出、関係者を招聘しての会議開催な

ども含む。「非政治」活動とは、上記以外の活動のうち、同胞を対象とした日本での相互扶助、ビルマ国内や国境地帯に在住する同胞への支援、同胞や関係者間での情報交換や勉強会の開催などを指す。宗教活動、労働組合など日本における日常生活の向上のための働きかけ、文化継承活動も含む。他組織との連帯には、複数の組織が集まって新たに組織を結成する動き、各組織が個別の活動を継続しつつ必要に応じてともに行動する動きも含む。それぞれの組織名を【】でくくり、インフォーマントの組織における立場および在留資格の取得状況を（）内に記した。

第1期（1988～1994年）：民主化組織と少数民族「非政治」組織の黎明期

日本定住ビルマ人の来日要因の一つは、1988年にビルマ全土に広まった民主化要求デモである。そのデモの直後には、その当時日本で暮らしていたビルマ出身者が行動をおこし、以下に紹介する「在日ビルマ人協会：Burmese Association in Japan＝BAIJ」を結成した。

【在日ビルマ人協会：Burmese Association in Japan＝BAIJ（設立者：在留資格あり）】
個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

やがて、実際にビルマで88デモに参加した人びとが来日するようになり、彼/彼女らを中心として、「ビルマ青年ボランティア協会：Burma Youth Volunteer Association＝BYVA」、「民主ビルマ学生同盟：Democratic Burmese Student's Organization＝DBSO」²⁰³などが組織された。これらの組織の主要なメンバーはバマーであった。1990年5月にビルマ民主化国際ネットワークがたちあがり²⁰⁴、1992年5月には第2回ビルマ民主化国際会議が開催された²⁰⁵。この間の一連の動きから、この時期を定住ビルマ人の組織活動の黎明期と捉えるのは誤りではないが、これらの活動の中に少数民族とのかかわりを見出すことはできない。1990年代中ごろのBAIJの基本的なスタンスとして、軍事政権と民主化勢力との対話を支持していると当時の会長が述べている。この基本姿勢は、少数民族勢力を含む三者対話が、ビルマ政治の問題解決の出発点として捉えられている現在とは根本的に異なり、少数民族が抱える問題が十分に認識されていなかったことを

²⁰³ ティンケッ（DBSO代表）・田辺寿夫訳1997「民主ビルマ学生連盟（DBSO）のあゆみ」ビルマ市民フォーラム『Burmaフォーラムニュース』No.2、pp.8-9

²⁰⁴ 早稲田大学アジア太平洋研究センター編2003、pp.211-213

²⁰⁵ 早稲田大学アジア太平洋研究センター編2003、pp.225-227。ただし、この動きは在外ビルマ出身者の中でもエリート層が中心となっており、定住ビルマ人との協力関係の構築にはいたらなかった。この点について、上智大学の根本敬教授にご教示いただいた。

示している。

これら一連の動きから、この時期が日本定住ビルマ人の組織活動の始まりと捉えることは誤りではないが不十分である。なぜなら、この時期には民主化組織だけでなく、既に複数の少数民族組織が設立されていたからである。何れもが、国内や国境の同胞への支援、日本に暮らしている同胞との相互扶助など、「非政治」活動に徹し、政治活動とは無縁な組織であった。当初から、政治活動を目的としていた民主化組織とはこの点で異なるが、この時期の日本で、目的を同じくする同胞が集い、組織的な活動を開始していた点は同じである。以下に紹介するすべての少数民族「非政治」組織が、政治活動にふみきることができなくなった最大の要因は、自分や国内の家族に対するビルマ当局による何らかの弾圧などを危惧していたからである。ただし、なかには、政治的な目的を持ちながらも、家族や自分への危害を恐れて、文化的、社会的な活動に徹していたという組織もある。このように、少数民族組織には、これまでに明らかにされていなかった組織の設立や運営にまつわる背景が隠されている。先行研究で取り上げられていなかった少数民族組織であるが、民主化組織と同様に、この時期が少数民族「非政治」組織の黎明期であったことは注目に値する。以下では、少数民族の「非政治」組織の動きを考察する。

【シャン民族文化協会：Shan Social Cultural Association=SSCA（設立者：来日時より在留資格あり）】

個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

【カチン文学&文化機構：Kachin Literature and Culture Organization（設立者：在留資格情報なし）】

個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

【ポンニャガリモン民族社会：Punnyakari Mon National Society, Japan=PMNS-JP（前代表者：2011年難民申請、2012年「人道配慮」）】

個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

【在日アラカン社会協会：Arakan Social Association Japan=ASAJ（関係者：在留資格情報なし）】

個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

このように、黎明期の少数民族組織の最大の特徴は、政治とは無関係な組織を設立した点で、何れの組織にも共通している。具体的には、まず政治とは無関係な組織名を意図的に選択し、その立場を明確にしている点が指摘できる。そして、実際の活動も外部と接触する必要のない「非政治」活動に徹していた。さらに、ほかの少数民族組織との連帯を意識的に避け、たとえば、宗教施設等で見かけて挨拶をすることはあっても、政治的な話は意図的に避けていた。このような背景は、同時期に設立された政治活動を目的とした民主化組織とは明らかに異なる。これらの特徴を強調するため、本章では少数民族「非政治」組織と表現した。このような少数民族「非政治」組織の設立は、当事者の政治参加がいかに困難であったかを説明する。つまり、この時期の少数民族は、日本にいても自分たちが常にビルマ当局の監視下にあると考え、政治活動を自粛し、前章で確認したエスニシティを基本とした〇〇民族として、当局にいらまれないように生活を送っていたのである。ビルマ国内の政治が、定住先の日本においても、〇〇民族の行動を規定し、政治にかかわることを躊躇させていたのである。せつかく新たな生活を求めて来日したにもかかわらず、少数民族の意識は来日前から継続しており、この時点では変化はみられなかった。

このような特徴は、日本の在留資格とも関連する。この時期の日本の在留管理について、超過滞在であっても大きな問題にはならなかったと複数の定住ビルマ人が述べているように、現在と比較して大変緩いものであった。必要書類さえ準備できれば来日が可能であり、来日後にはひっそりと暮らしていれば在留資格の有効期限を超過しても滞在することが可能であった。のちに問題となる在留目的や国籍などを問われることはほとんどなかった。その結果、少数民族の身体は日本に移動しているが、当事者のなかで自己を規定するものは来日前と何ら変化はなかったのである。〇〇民族として、引き続きビルマ中央政府の目を窺いながら日本で生活していたので、当事者のアイデンティティには変容が認められない。つまり少数民族のなかには「ビルマ人」という意識は希薄なままである。

このような事情により、少数民族は「非政治」活動に徹していた結果、日本社会からすれば不可視な存在であり、結果として、この先行研究では少数民族組織がとりあげられなかったのである。少数民族組織が存在していなかったわけではなく、「非政治」活動をしていたために日本社会のなかでは見えない存在になっていたのである。ここでは、のちに構築されるほかの少数民族や民主化組織との連帯の萌芽はまったくみられない。以上をまとめれば、1988～1994年は、民主化組織と少数民族「非政治」組織の黎明期であったといえる。

第 2 期（1995～1999 年）民主化・少数民族「非政治」組織支部の設立期

この時期には、国境および海外に拠点をもつビルマの民主化組織、そして、少数民族「非政治」組織の支部が日本で設立された。在外ビルマ出身者の組織の中心的な存在ともいえる国民民主連盟解放地域：National League for Democracy Liberated Area = NLD-LA の日本支部設立は、日本におけるビルマ民主化運動を底上げした。まずは設立経緯を確認する。

【国民民主連盟解放地域日本支部：National League for Democracy Liberated Area Japan Branch =NLD-LA-JB（前代表者：1999 年難民申請、2000 年難民認定）】

個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

このように、当初の NLD-LA-JB の活動は、ビルマ大使館前のデモ抗議が主なものであったが、ビルマ国内で進まない状況改善に対して、日本社会や国際社会への働きかけなども徐々に取り入れるようになった。民主化組織のみで、さらに 1 度限りではあるが、この時点ですでに複数の組織が協力し、声明を発表している。このような明確な政治活動が NLD-LA-JB の特徴的である。また、この時期には、ほかに 2 つの海外拠点組織の日本支部が設立された。ビルマ・タイ国境に本部がある女性組織と、アメリカに本部がある少数民族カチンが運営する NGO 組織である。

【ビルマ女性連盟日本支部：Burmese Women's Union, Japan Branch=BWU-JB（設立者：来日時より在留資格あり）】

個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

【汎カチン発展協議会日本：Pan Kachin Development Society-Japan=PKDS（関係者：2007 年 2 度目の来日後に申請、認定）】

個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

この時期に設立されたこれら 3 組織は、国境または海外に拠点をおく組織の日本支部である。そのうちバマーが主導する 2 つの民主化組織は、何れもがビルマ・タイ国境に本部を持ち、それぞれが「非政治」と政治の両活動を必要に応じてこなし、他組織との連帯は限定的であったという共通点がある。何れもが国境において中心的な存在の民主化組織であることから、独自の活動の展開が可能であり、それが日本でもこの時期の民主化組織の活発化につながった。

同時期に少数民族が形成したのは、海外に移住した同胞が設立した政治活動を目的としない「非政治」組織の日本支部である。先の黎明期と同様に、政治活動をしないことが原則となっており、活発な政治活動を体系的に展開し始めた民主化組織との違いが浮かび上がる。さらに、2つの民主化組織は2013年現在も存在し、それぞれ主催の行事も執り行う主導的な組織であるのに対し、PKDSはビルマ国内の中央政府側との政治対立により、活動の主目的である学校運営ができなくなり、組織自体が自然消滅してしまったという明確な違いがある。「非政治」組織であっても、中央政府側が疎ましく思えば弾圧されてしまうというビルマの少数民族のおかれた立場が読み取れる。

定住ビルマ人の組織変遷の流れからみれば、この時期は、国境や海外に本部をもつ組織の支部が設立され、日本における在外ビルマ出身者の組織的連帯の萌芽として捉えることができる。ただし、ここでそれぞれの組織をつないでいるのは、世界に離散している同胞の間での連帯である。民主化活動をしているのはバマーであり、政治を目的としない活動をしているのは〇〇民族である。この時期には、のちに考察する少数民族組織の連帯や、民主化組織と少数民族組織との連帯の萌芽はみられない。

この時期も在留資格は大きな問題にはなっていなかった。したがって日本社会との積極的な接触もみられず、定住ビルマ人は、日本社会から不可視な存在であった。この状態は、少数民族当事者の意識にも大きな変化がないことを意味する。つまり、少数民族は来日前と同様に〇〇民族として自己を捉え、「ビルマ人」という意識は備えていないままである。

第3期（2000～2002年）民主化組織の相互連帯期

この時期は二つの民主化組織の連合体が結成されという大きな動きがあった。まず2000年に、在日ビルマ人協会を含む4つの民主化組織の連合体が結成された。続いて、2001年には日本の労働組合の支援を得て、ビルマ民主化を推進する連合体が結成された。

【ビルマ民主化同盟：League for Democracy in Burma=LDB（設立者：1997年難民申請、1998年認定）】

個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

【ビルマ日本事務所：Burma Office Japan=BOJ（事務局長：1993年難民認定）】

個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

この時期に2つの民主化組織の連合体が結成されたことは、定住ビルマ人の組織活動がさらに発展した過程と捉えることができる。何れの連合体も、1988年の反政府デモから10年以上が経過しても一向に改善されないビルマの政情に対し、積極的な働きかけを目的とした連合体組織であった。特に2000年に結成された連合体は、それまでは個々に活動していた当事者主導の民主化組織が、協議を重ね、連合体を結成したという点で注目に値する。ただし、バマーの間では連帯が進んだが、少数民族組織はこれらの動きに含まれていない。

民主化組織の変化に対して、この時点では少数民族組織の目立つ動きはなかった。しかしながら、この連合体結成に付随して、わずかであるが、少数民族の間でも興味深い動きがみられた。少数民族組織全般の動きとしては、この時期においても「非政治」活動から脱却していないと捉えるのが妥当である。ただし、民主化組織の連帯が見られたこの時期の動きとして注目しておきたいことがある。それは、2001年に設立された連合体の中に、1つの政治活動を目的とした少数民族組織の日本代表窓口が構成組織として参加したという事実である。ビルマ・タイ国境に本部を持つ組織と来日前から協力関係にあった元民族軍兵士が、日本代表として活動に参加したという小規模なものであったが、すべての少数民族組織が相変わらず「非政治」活動に終始していたこの時期に、ロビーなど政治活動に積極的な連合体に参加し、活動を開始したことは、その後の少数民族組織の活発化を予兆する動きとして大いに意義がある。少し先取りすればのちの少数民族組織の相互連携やその後の活動に貢献しているのが、この少数民族組織の代表者であり、この時期に開始した政治活動で構築したネットワークを大いに利用しているのも事実である。以下では、連合体にはじめて参加した少数民族組織の設立経緯と活動を確認する。

【民族民主戦線（日本支部）：National Democratic Front (Burma) , Representative for Japan=NDF-Rep-JP（設立者：2000年難民申請、2004年「人道配慮」）】

個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

この時期の特徴は、民主化組織の連帯という新たな動きが確認できたことである。それぞれの活動の中心は、LDBが国境や国内で行う教育支援などで、BOJがロビーなどの政治活動であるが、LDBはBOJにも加盟していたので、必要に応じて政治活動にも参加し、連帯の重要性も十分に認識していた。BOJは日本の労働組合である連合が母体となった連合体であり、日本人を含む組織も加盟しているために、厳密に言えば本章で分析対象としているビルマ出身者主体の組織ではない。しかし、ビルマ出身者が事務局長を

担当している上に、7つの加盟組織のうち6組織が当事者主体の組織であったことから考察対象に加えた。BOJにはまた、政治活動を目的とした日本ではじめての少数民族組織（窓口）NDF-Rep-JPが加盟した。BOJという民主化運動を目的とする連合体が結成されたことをきっかけに、政治活動を目的としたはじめての少数民族組織が設立されたのである。NDF設立者は、のちの少数民族組織の相互連帯や民主化組織との連帯を積極的にすすめたが、その活動の出発点がここにあったと確認できる。

ただし、この時期のほかの少数民族組織には変化はなく、引き続き「非政治」活動から脱却できていない。ビルマ国内では政府が複数の反政府軍との間で停戦協定を締結しはじめた時期であったが、その過程や協定締結後にも安全が確保できないケースも少なくなかった。そのような状況をうけ、日本にとどまる少数民族はまだ政治活動にふみきれなかった。2002年の88デモの様子について、「平日にもかかわらずビルマ人たちが100人も集まった」との表現がある²⁰⁶。この100人の中に少数民族がまったくいないとは断言はできないが、NDF-Rep-JP設立者が述べているように、少数民族がデモに参加するようになったのは2003年5月以降であり、2002年8月のこのデモに参加したのはほとんどが民主化組織のバマーであったと考えられる。定住ビルマ人の政治活動の象徴はビルマ大使館前の抗議デモである。そのデモに少数民族が参加していなかったのは、この時点でも彼/彼女らの日本の生活には大きな変化はなかった、つまり当事者の意識に変化を促す要因はなかったということである。その結果として、国内外の同胞とのつながりが少数民族の生活のほとんどをしめ、〇〇民族という枠から脱しておらず、引き続き「ビルマ人」としての意識は備わっていないままである。

この時期は在留資格についてまだ大きな問題にはなっていないが、若干の申請者増加が確認できる。たとえば、2000年の難民申請者は23名、2001年23名、2002年38名となっている。しかし、数百名が申請するようになった2003年以降とは事情がかなり異なるのも事実である。したがって、わずかな支援者などをのぞき、政府やメディアが定住ビルマ人や難民制度を問題視することもなく、また一般の日本人がビルマ難民の存在を知る由もなかった。それが大きく変容するのが次節で説明する2003年以降である。次節では少数民族組織の活発化についてふれる。

第4期（2003年）少数民族組織の設立と相互連帯期

2003年には少数民族の組織活動が大きく変容した。2003年夏以降の短期間に複数の少数民族組織が設立され、その流れで同年の年末には少数民族組織の連合体が結成され

²⁰⁶ ビルマ市民フォーラム2002『アリンヤウン』第22号、p.26

た。1年間であるが日本定住ビルマ人の組織活動の活性化を象徴する年であることから一つの期間として扱う。少数民族各組織の設立と相互連帯について、それぞれ詳細を述べながら確認する。

(1) 少数民族組織の設立

現在も政治活動を継続している少数民族組織の多くがこの時期に形成された。この時期の大きな出来事は、ビルマ北部のザガイン管区ディペーインで民主化運動のリーダー、アウンサンスーチーが襲撃され、ふたたび自宅軟禁されてしまったことである。2003年5月、地方遊説中だった一行を狙ったこの暴動事件は、多くの死傷者をだし、定住ビルマ人を震撼させた。反政府の立場を公然と表明しているアウンサンスーチーおよびNLDの関係者が逮捕、拘束されたことに対する定住ビルマ人の衝撃は大きく、この時点まで、公的な場で政治的な見解を述べることを躊躇していた少数民族もさすがに黙っていられなくなった。その結果、民主化組織の関係者だけでなく、それまで「非政治」活動に終始していた少数民族の中にも、大使館前のデモに参加する人がでてきたのである。

それまで静観していた少数民族が積極的な政治活動に参加するようになったという大きな変化とともに、そのデモの場で、複数の少数民族が出会った点にも大きな意義があった。すでに触れたが、多くの定住ビルマ人は、在留期間の期限が過ぎたままであっても、もう少し日本に止まれば徐々に政情が安定し、やがて帰国できるだろうと考えていた。しかし、ディペーイン事件が起き、自国の政情改善が当面は望めないとの思いを強くするようになった。互いに話をするようになった少数民族たちは、ビルマに帰るという選択が非現実的であるとの認識を強め、このまましばらくは日本に止まり、少数民族のための組織を作り、協力して政治活動をやっていこうという話になったのである。ただし、ビルマ国内に残してきた家族への攻撃の可能性は残っているため、すべての少数民族が何の心配も無く政治活動にかかわるようになったわけではない。ビルマに残した家族への危害の可能性が低い人から、これまで距離を置いていた政治活動への協力を開始するようになった。そして、当面の目標として掲げた少数民族の連合体を結成するため、各民族が組織を設立した。また、この流れとは別に、海外拠点の少数民族組織が1990年代後半より日本支部の組織化の準備を始めており、ちょうどこの時期に本部の認可を得て設立にいたった組織もある。これらの条件が重なり、この時期、一気に少数民族組織が設立された。

【アラカン民主連盟（亡命グループ日本）Arakan League for Democracy-Exile Japan
=ALD-EJ（設立者：2003年難民申請、2005年認定）】

個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

【在日カチン民族民主化運動 Democracy for Kachin National, Japan=DKN-JP（設立者：2000年難民申請、2005年認定）】

個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

【シャン民族民主連盟日本支部：Shan National for Democracy (Japan) =SND（設立者：2003年難民申請、2008年認定）】

個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

【カレン民族同盟（日本）：Karen National Union, Japan=KNU-JP（設立者：2005年難民申請、2008年「人道配慮」）】

個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

この時期、新設されたのは少数民族組織だけではない。ディペーイン事件をきっかけに民主化組織も新たに結成された。

【ビルマ民主アクショングループ：Burma Democratic Action=BDA-Group（代表者：1996年難民申請、1999年認定）】

個人情報保護の観点から問題があるため公表できない。

すでに述べたように、この時期まで少数民族の多くは日本で本格的な政治活動を展開していなかった。しかし、2003年には世界中に離散していたビルマ出身者を震撼させ、軍事政権に対する怒りを新たにさせたディペーイン事件が起きた。それがきっかけとなり、定住ビルマ人を取り巻く状況も大きく変化した。大使館前の抗議デモに少数民族も参加するようになった。そして、そこで顔見知りになった少数民族の間で、相互に協力して連合体を結成するという新たな目標が掲げられた。この目標ができたことで、「非政治」活動だけではなく、政治活動に積極的に参加し、皆で力をあわせて民主化の要求もやっていく必要があると各少数民族が強く認識するようになった。これを具体化したのが、この時期に設立された複数の少数民族組織であった。新たな目的である連合体結成の準備に向けて、少数民族が政治活動を目的とした各民族の組織を設立したという点で、この時期は定住ビルマ人の組織活動の分岐点であったと捉えることができる。この時期に設立された少数民族組織は、国内の少数民族政党の日本支部、国境に拠点を持つ

反政府活動の日本支部、そして日本独自の政治組織と、その組織形態は異なるが、すべてが明らかに政治活動を目的としており、それを明確に表した組織名を冠している。

同時期に設立された民主化組織もまた、この時期のビルマ情勢を受けて設立された。すでに既存の組織で活動していた BDA-GROUP の設立者は、政治活動の未経験者でも気軽に参加できる組織が必要だとの思いから設立を実現させた。2000 年に結成された民主化組織の連合体 LDB は同胞への教育支援を重視しているが、この時期に設立された民主化組織 BDA-GROUP は情報発信、デモ、ロビーなどを重視している。共通するのは何れもが連帯を重視している点である。これら二つの民主化組織は、のちに言及する少数民族組織と民主化組織との連合体結成を実現させる中心的な役割を果たした。

(2) 少数民族組織の相互連帯

すでに何度も登場したのが、2003 年 12 月に結成された少数民族組織の連合体、在日ビルマ連邦少数民族協議会：Association of United Nationalities in Japan=AUN である。少数民族への平等な権利を認めた連邦国家の樹立を目的に結成された。この時期以降の日本では、少数民族組織の連合体が結成され、その後には紆余曲折を経ながらも、次節で述べるように民主化組織とも連合体を結成し、協力関係を構築している。その出発点であるこの時期は、日本定住ビルマ人の連帯の原点であり、定住ビルマ人にとって大きな意味を持つ。

【在日ビルマ連邦少数民族協議会：Association of United Nationalities in Japan=AUN】

設立経緯：2003 年 12 月結成。政治活動を目的とした少数民族組織の連合体である。2003 年 5 月にビルマ国内で起きたディペーイン事件を受け、少数民族の中にもビルマ大使館前のデモに集まる人が出てきた。それまでは「非政治」活動をしていた人がほとんどで、お互い初対面の人が多かった。このときのデモ参加をつうじて、少数民族の間で交流が始まり、少数民族の連合体結成を実現しようとの意見に多くが賛同した。構成メンバーである 9 つの少数民族組織²⁰⁷の設立者たちは、デモが一段落した同年の秋口か

²⁰⁷ 設立メンバーは、在日カチン民主化運動、カレン民族連盟（日本）、チン民族協会、パラウン民族協会（日本）、ポンニャガリモン民族協会（日本）、ラカイン民族コミュニティ（現在のアラカン民主連盟（亡命グループ日本））、シャン民族民主連盟日本支部、在日ナガ民族協会、在日ラフ民族協会の計 9 組織である。在日ナガ民族協会および在日ラフ民族協会関係者への聞き取り調査は実現しなかった。

ら12月にかけて、個人宅や喫茶店などで複数回集まり、ときには夜中まで組織のあり方や組織名などを協議しAUN結成が実現した。AUNの設立趣旨には「ビルマ国民」「少数民族」という用語が使用され、日本の支援者や政府と連帯するのと同様に「ビルマ民主化のために活動している在日のビルマ人組織と協調・協力するために、在日少数民族を代表する協議会が必要」であるためAUNを設立すると明示されている²⁰⁸。連合体の運営は紆余曲折を経ながらも継続しており、2000年代後半になると次節で述べるように民主化組織と連合体を結成し協力関係を構築している。

活動状況：設立当初はNDF-Rep-JP設立者の個人宅を事務所として使用し、パソコンやプリンターなど、事務所機能に必要なものを集めるところから始めた。そして「ビルマ少数民族」として抗議デモを重ね、ロビーやアドボカシーなどの政治活動を展開するようになった。それまではNLD(LA)JBが主催していたビルマの独立を記念する連邦記念日の式典を主催するようになった。国境や国内で緊急支援が必要な少数民族がいれば、何民族ということには関係なく相互に協力し、民族軍への食糧支援なども必要であれば行う。またビルマ国内の民族州の状況を共有するのも大切な活動である。場所によっては簡単に移動のできないビルマ国内においては、ほかの少数民族がおかれた状況を把握していない場合が多く、お互いがおかれた環境について学ぶ機会を提供している。さらに、同じ民族であっても、ヤンゴンやそのほかの都市部出身者の多くは、民族州の詳細な事情を知らない。また、民族独自の言語が話せない若い世代も多い。これらの状況改善のためにも、まずはお互いの状況把握が必要であり、AUNはその機能も担っている。

この年の特徴は、個々の〇〇民族のための活動に加えて「ビルマ少数民族」のための活動が始まったことである。それまでNDF-Rep-JPを除いてすべての少数民族組織が政治活動を避けていたが、政治活動を目的とした複数の組織が設立され、さらにその連合体が結成された点が注目に値する。少数民族の各組織と連合体は相互協力の関係にある。具体的には、各組織では、政治活動に加えて、文化的、社会的な活動も行っており、そこで得られた情報をくみあげ、支援が必要な場合にはAUNの会議で協議してもらう。AUNでは、各組織がそれぞれの民族の問題を協力して協議するという方針のもとに連帯し、デモやロビーを中心とした政治活動を実践している。これらの対外的な活動以外に、各民族が抱える問題を共有するのも重要な活動の一つである。ビルマでは民族的な差別とは無縁のバマーはもちろんのこと、都市部で生活する少数民族の多くは、民族州に暮ら

²⁰⁸ 在日ビルマ連邦少数民族協議会(AUN-Japan)2004年4月18日第1回大会配布資料。

す諸民族への弾圧の実情を知らないでいる。仮に知ったとしても、ビルマ国内では地下活動や反政府軍に参加するなどの危険と隣りあわせの活動しかできないのが実情であった。しかし、日本で AUN が結成された結果、自民族やほかの少数民族を取り巻く環境の厳しさを学び、それに対して具体的な活動を実施することができるようになった。このように、「ビルマ少数民族」の間で構築された協力体制が連合体結成の大きな成果である。

この連帯はまた、日本側からみてもビルマにおける少数民族問題への理解を深める結果となった。1988 年や 2007 年の大規模なデモやアウンサンスーチーの動向など、話題性の高いニュースであれば、日本のメディアも取り上げるが、少数民族を取り巻くニュースを取り上げることはほとんどない。ビルマ国内では、少数民族にかかわる問題は政治の中心課題であるが、日本ではほとんど認識されていなかった。ところが AUN は、これまで注目されていなかった「ビルマ少数民族」問題を具体的に説明しうる存在となり、日本でも認識が深まっていった。

ただしこの時期は、日本社会からすれば定住ビルマ人は相変わらず不可視な存在であった。ディペーイン事件がきっかけとなり、ビルマ大使館前で抗議デモに参加する人は増加したが、それでもまだ一部の人の間でみられた動きであった。さらにこの事件の影響を受け、難民申請者が 100 名を超したが、同年に難民認定されたのはわずか 5 名であり、日本社会におけるビルマ難民が大きく受け入れられた時期とは言い難い。難民認定者は、2000 年には 15 名、2001 年には 12 名と、何れも低い数字であったが、この時期の日本の難民受け入れはまだ狭き門であり、ビルマ難民が広く認識されるまでにはいたっていないと判断できる。

第 5 期（2004～2013 年）少数民族組織と民主化組織との連帯形成期

この時期には、少数民族組織と民主化組織との連帯がみられるようになった。この時期の前半、2004 年から 2008 年にかけて、日本では国内の非正規滞在外国人への取り締まりが強化された。この動きは、2003 年のディペーイン事件に引き続き、機会があれば帰国したいとの思いから在留資格の期限が過ぎても滞在していたビルマ出身者に、帰国か滞在を継続するかの大きな決断を促した。在留外国人として登録するビルマ出身者は常に増加していたが、2004 年、2005 年に限って 150～200 名程度減少している。2003 年以降に来日したビルマ出身者は増加していることから、この登録者の減少は、取り締まりの結果、ある程度まとまった数のビルマ出身者が帰国を選択した可能性が高いとよめる。いわゆる労働ビザを発給していない日本では、滞在の継続を希望したビルマ出身者にとって、得られる在留資格の選択肢は多くはなかった。具体的には、難民制度の利

用、当局に正規化を要求、日本人との結婚などがその選択肢として挙げられるが、もっとも現実的な方法は難民認定制度の利用であった。必然的にこの時期の難民申請者数は急増し、2004年138名、2005年212名、2006年626名、2007年500名、2008年979名が申請の手続きをとった。そして、これらの難民申請者がその手続きの過程で相談したのが、同胞によって運営されていた組織であった。少数民族はAUNまたはそれぞれの民族組織に、バマーは民主化組織に相談し、難民申請の手続きをとった。この難民申請の手続きと同時に、それまでは距離をおいていたデモ行進などの政治活動に積極的にも参加するようになった定住ビルマ人は多い。この時期のビルマ大使館前の抗議デモに多数のビルマ出身者が参加するようになったのにはこのような背景がある。

ところで、上記の超過滞在者取り締まりキャンペーン中に、定住ビルマ人の連帯を強化する動きがビルマ国内でも起きた。いっこうに改善しない経済状況のなかで、燃料代の大幅な引き上げを断行したビルマ政府に対する抗議として、2007年8月より僧侶を中心としたデモが決行されたのである。そして、その動きがやや沈静化した2008年4月には、大型サイクロンがビルマ南部を襲撃し、甚大な被害をもたらしたにもかかわらず、軍事政権は一切の援助活動を実施しないという愚行をみせた。ちょうどその時期に予定していた憲法案の国民投票を強行するための行動であったが、国民の安全を顧みない軍事政権の実態が露呈したのである。これらの動きに連動し、日本でも定住ビルマ人が連日抗議行動を行った。そのなかで、少数民族組織と民主化組織の連合体が結成され、共同行動が継続的に実施された。連合体には最大31団体が参加しており、ピーク時には毎週日曜日に会議が開催されていた。引き続き2010年には、反政府勢力リーダーのアウンサンスーチーを軟禁下におき、軍人が総数の4分の1の議席を確保すると保障されるといった、いわば茶番めいた総選挙がビルマで実施された。そのような出来事が起きた時期に日本で定住ビルマ人の連帯がさらに深まったのである。

【在日ビルマ人共同行動実行委員会：Joint Action Committee=JAC】

設立経緯：2007年8月の僧侶を中心としたデモが直接のきっかけとなり、同年8月26日に結成された。参加組織は最大31組織（民主化組織6、少数民族組織14、女性組織1、労働組合4、その他6）で、定住ビルマ人組織で最大の連合体である。この連合体結成への動きは2000年代の中ごろからあった。ビルマでは、88デモの学生リーダーであるミンコーナインが2004年11月に釈放された。それをきっかけとして、引き続きすべての政治囚釈放を求める機運が高まり、署名集めを始めとした“White Campaign”が2006年10月に始まった。これらの動きに対応し、日本定住ビルマ人の間でも何かやろうとの話がでていた。その時期と前後して、日本定住ビルマ人の少数民族組織と民主

化組織の代表者間で、今後は連帯し、共同行動を展開しようとの声が高まっていた。当時、日本政府へのロビー活動は、アクセスできる者だけが個別に実施し、窓口が一本化されていなかった。効率よくロビー活動をするために、ビルマ出身者組織がまとまるべきだという意見に多くが賛同した。そして、2007年の僧侶を中心としたデモ後に5名の代表者が中心となり、まずは、18の組織が参加した連合体を結成した。

活動状況：連合体の事務局は構えていない。結成当初には毎週日曜日に定例会議を開催した。各組織の代表者が必ず参加し、具体的な共同行動の内容について協議した。2008年には、5月のサイクロン被害への支援とそれに対するビルマ軍事政権の対応への抗議、8月には88学生デモの20周年記念などを連合体として主催した。しかし、2010年11月のビルマ総選挙への対応を巡り同年8月29日にJACは分裂してしまった。選挙のボイコットに賛同した18組織が2010年選挙ボイコット委員会 Election Boycott Campaign：EBCを結成した。ただし、EBCは選挙後、次に言及するNDBに移行した。

【ビルマ民主化ネットワーク日本：Network for Democracy in Burma＝NDB】

設立経緯：JACから分裂しEBCへと移行した組織が、2010年の総選挙後の同年12月19日に組織した連合体である。組織名は、総選挙直後に3度目の自宅軟禁から解放されたアウンサンスーチーの発した言葉によっている。これからは世界中のビルマ国民間のネットワークを深めようという趣旨のスピーチであったが、それを受けて定住ビルマ人が相談し、組織名にネットワークを含めた。

活動状況：JACと同様に、定期的な会議、各種記念日の抗議デモやロビー活動を行っている。ただし、2011年の秋以降、ビルマ国内の政情は大きく変化しており、NDBとしてはその状況をビルマ情勢改善の一步と捉えている。そのため、その政情変化がおきる前と比較すれば、抗議活動のトーンは弱くなっている。しかし、ビルマ北部のカチン州やシャン州におけるビルマ軍の戦闘攻撃は止まず、また政治囚が相変わらず解放されないなど、問題は残っており、これらに対する抗議活動を継続している。また、海外からビルマ関係の活動家が来日した場合に、特定の民族だけで対応するのではなく、複数の組織が協力しながら対応している。対外向けにイベントの案内などを出す際には、NDBという組織名ではなく「在日ビルマ人」という表現を積極的に使用している。

この時期になると、さらに連帯が進み、日本ではじめてのビルマ出身者による少数民族組織と民主化組織の連合体が結成された。その結果、少数民族当事者の意識に変容がみられた。黎明期の少数民族「非政治」組織は、諸事情により国内外の同胞を対象とした「非政治」活動しかできなかった。そのため当事者の意識は来日前の〇〇民族のまま

で、「ビルマ人」や「ビルマ少数民族」という意識は希薄であった。ところが、2003年にビルマ国内でアウンサンスーチー襲撃事件が起き、それを受けて日本では少数民族の連合体が結成されるという大きな動きがあった。個々の民族グループは小規模ゆえに相互協力が不可欠であるとの考えが共有されたのである。当事者が、まずは「ビルマ少数民族」として行動していくことが重要であると捉えるようになったのである。その結果として、少数民族の中に〇〇民族としての意識に加えて、「ビルマ少数民族」という意識が頭をもたげてきたのがこの第4期である。その後、この少数民族組織の連合体が民主化組織と連合体を結成するというふたたび大きな動きがあった。この時期に結成された二つの連合体の日本語名称は、「在日ビルマ人共同行動」および「ビルマ民主化ネットワーク日本」である。そして、これらの組織活動を通して、「ビルマ少数民族」は「在日ビルマ人」として活動する機会を得たのである。それぞれの少数民族組織は小規模であるために、「在日ビルマ人」として日本社会にアピールしたいという当事者の意志がこの動きを活発化させた。つまり、この第5期には、〇〇民族、「ビルマ少数民族」という意識に加えて、それまで馴染みのなかった「在日ビルマ人」として政治活動をすることの重要性が認識され、実際の行動にも反映されたのである。

しかし、このような変化を受けて、少数民族側には何らかの葛藤はなかったのかという疑問がわく。筆者は聞き取り調査の際に、それまでの経緯を考慮するとバマーと連帯するという行動はかなり難しいことだったのではないかと複数の少数民族組織のリーダーに聞いてみた。リーダーたちの共通した意見は、ビルマ国内の少数民族差別は軍事情政権がやっていることで、一般のバマーに対する個人的な恨みはないというものであった。また、イギリス植民地下の分断統治や独立後の政治のあり方が原因で、現在のビルマが混乱しているのだと捉えている人もいた。そして、日本にいる自分たちにとって重要なのは、ビルマ国内にいる同胞たちの生活環境を少しでもよくすることであり、バマーと協力してそれが実現するなら、積極的にやっていきたいという意見が大半であった。さらに、このようなリーダーの考えは、多くのメンバーにも共有されているという。ただし、このような前向きな意見とは別に、これまでの経験は簡単に消せるものではないが、そのような気持ちを公表しても誰も得することがないという意見もあった。それぞれの個人的な経験を蒸し返すよりも、せつかく結成したバマーとの連合体のなかで協力する方が国内の同胞のためになるという考えが共通意見として見受けられた。日本政府や社会に対して、「在日ビルマ人」としてまとまって自分たちの主張を訴えていきたいとの考えがその根底にはある。そのような考えもあって、〇〇民族としての活動に加え、AUNでは「ビルマ少数民族」としての活動、そしてJAC/NDBでは「在日ビルマ人」としての活動に参加するようになったのである。2010年総選挙をめぐる考え方の違いから

組織活動は一時的に分裂したが、選挙後の抗議活動や記念式典の開催などは、「ビルマ少数民族」として、または「在日ビルマ人」として協力している。これらの動きから明らかなのは、四半世紀を経て、定住ビルマ人の間にエスニシティを超えた連帯が育まれているということである。

特に 2000 年代中ごろは、超過滞在する外国人にとって厳しい時期であった。取り締まりキャンペーンが首都圏を中心に集中的に実施され、JR 山手線や主要な地下鉄の駅改札には、多くの警官が配置された。外国人風という見た目の判断で証明書の提示を求められ、携帯していないとわかるとその場で警察署に連行され、超過滞在だとわかると入国管理局の施設に収容されるようになっていた。その多くが超過滞在の状態であった定住ビルマ人は、日々の出勤を含め、外出することに恐怖を感じるようになっていた。ディペーイン事件のこともあり、すぐにでも帰国したいとのわずかな望みを諦め、当面は日本で生活していく決意をした定住ビルマ人には有効な在留資格を得る必要がでてきた。そして、第 1 章で確認したように、多くの定住ビルマ人がこの時期に難民申請の手続きをとるようになり、それに呼応して、それまで距離をおいていた政治活動に参加する少数民族が急増したのである。

日本の難民受け入れ政策は消極的だといわれているが、2000 年代中ごろ以降は、従来の 1 桁台とは比較にならない人数のビルマ出身者に庇護を与えるようになった。すでに第 1 章で述べたように、日本政府はビルマ軍事政権と友好関係を維持しつつも、ASEAN の方針であるビルマの人権問題への懸念にも対応し、アジア域内での存在感をアピールしたいという意向がその根底にある。その結果、日本社会からは不可視な存在であったビルマ出身者が、さまざまな機会をつうじて認識されるようになってきた。まず、この時期のビルマ国内でおきたさまざまな出来事がきっかけで、定住ビルマ人および、ビルマという国への注目が高まった。それを証明する動きを探すことは難しいことではない。たとえば、休眠状態であったビルマの民主化を支援する国会議員の会合が開催され、関連省庁などが日本国内のビルマ出身者活動家と ODA のあり方について協議の場を積極的に設けるなど、目に見えて日本側からの働きかけが増加した。また、テレビや新聞などでの報道が増え、大学や自治体主催の講演に招聘されるビルマ出身者も増えた。2010 年には、「少しずつではあるが、日本でも少数民族難民のことが知られるようになってきた」と当事者の言葉が紹介されている²⁰⁹。つまり、この時期を通して、ビルマ出身の難民の存在が日本社会のなかで認識されるようになっていったのである。

²⁰⁹ 三竹直哉 2010b、pp. 49-50

4-3 まとめ

本章では、まず日本に定住するビルマ出身者の組織活動の変遷を5期に分けて考察した。それぞれの時期の特徴は、第1期（1988～1994年）：民主化組織と少数民族「非政治」組織の黎明期、第2期（1995～1999年）民主化・少数民族「非政治」組織支部の設立期、第3期（2000～2002年）民主化組織の相互連帯期、第4期（2003年）少数民族組織の設立と相互連帯期、そして第5期（2004～2013年）民主化組織と少数民族組織の連帯形成期である。

以上の変遷の特徴から、二つの問いに答えた。まず、少数民族の意識はどのように変化したのかという問いである。初期から2003年までの少数民族は、来日前から引き続き〇〇民族として生活することが自明であった。来日していたが、ビルマ国内の家族への危害を恐れ、また日本の在留資格が有効でないことから、政治活動とは距離をおいていたのである。ただし、相互扶助および文化活動などを目的とした組織が存在し、ここでは、国内や国境の同胞や日本で暮らす同胞を対象とした支援活動、そして、言語の教授や民族イベントなどが開催されていた。宗教施設などで、ほかの少数民族と接する機会があっても、お互いに必要以上に自分たちのことは話さない、相手にも詮索しないという暗黙の了解があった。また、イベント会場などでバマーと接する機会があっても話をしないなど、〇〇民族の世界で暮らしていたのがこの時期の少数民族であった。

それが大きく変化したのが2003年以降である。まず2003年には、家族への危険の心配が少ない少数民族の人たちが中心となって、政治活動を目的とした組織を設立し、連合体を結成した。ただし、結成直後には参加を希望する少数民族は少なかった。しかし、2004年から始まった超過滞在者の取り締まりキャンペーンにより、施設に收容される同胞が増えてくると、ビルマ国内の家族と相談のうえ、難民申請の手続きをとる少数民族が増加した。難民申請の際、多くの少数民族が2003年に結成された少数民族連合体AUNに相談した。そして、申請後には在留資格がない状態でも原則的には收容される心配はないために、抗議デモなどの政治活動に参加するようになった。まずは、「ビルマ少数民族」であることを、2000年代後半以降に、少数民族と民主化組織の連合体が結成されると、「在日ビルマ人」であることも主張するようになった。少数民族の自己認識の根底にある〇〇民族としての意識が消滅したわけではないが、それでも自分たちは、「ビルマ少数民族」であり、また「在日ビルマ人」であるということを根拠に、積極的な政治運動を展開するようになった。この一連の動きを通して、〇〇民族の当事者たちは意図せずとも「ビルマ少数民族」であり、また「在日ビルマ人」でもあるという、自己認識に重層性をもつようになっていったのである。これは、少数民族の来日当初では想像できないことであり、当時と比較すると大きな変容があった。この点が正しく本稿

で注目している定住ビルマ人の変容である。

二つ目の問いは、日本社会はビルマの少数民族をどのように捉えていたのかという点である。すでに確認したように、初期の少数民族は自分たちを来日前と同様に〇〇民族であると捉え、ビルマ当局の目を気にしていたため、日本社会との接触を意識的に避けていた。つまり、日本社会からすれば不可視な存在であったのである。この時期のニューカマーといえば、デカセギ目的とされる日系南米人や、フィリピンやタイ出身の性産業従事者や日本人の配偶者などがその問題または話題の中心であり、日本定住ビルマ人の存在はけっして大きなものではなかった。しかし、その環境が変容したのが2003年以降である。この時期以降、少数民族組織の政治活動への積極的な参加が考察されるが、その変容には、超過滞在者の取り締まりの強化とその対策としての定住ビルマ人の難民申請件数の増加、そして庇護を受けるビルマ出身者の急増という要因がある。取り締まりキャンペーンの結果として、日本社会にはこれまで気がつかなかった数十万人規模の超過滞在外国人が存在するとの認識が広まった。そしてそのうち、ビルマ出身者については、南アジアや中国出身者とは異なる扱いがなされるようになった。奇しくもこの時期に、2007年の僧侶を中心としたデモやそのデモの模様を撮影していた日本人ジャーナリストの殺害、2008年の大型サイクロンの際のビルマ軍事政権の不誠実な対応など、日本人の注目を集める出来事がビルマで起こった。そして、ビルマ軍事政権の人権侵害の実情などに関する報道が急増し、日本社会もそれに注目するようになった。その結果、日本に超過滞在しているビルマ出身者については、簡単に追い返すわけにはいかない存在であると認識されるようになった。そうしたことによって、第1章で考察したように日本政府はビルマ出身者に対して庇護を与えるようになり、定住ビルマ人は日本社会のなかでの難民としての存在感を示すにいたったのである。

それと同時に、定住ビルマ人は、徐々に、難民、移住労働者、無国籍者などを支援する組織と協力関係を構築して、日本社会でその存在をさらにアピールしていった。労働組合を除く定住ビルマ人組織は移住者の市民権を積極的に要求してきたわけではない。ビルマの状況改善のため可能な範囲で活動、そして相互扶助を展開してきただけである。それが結果としては、当初の不可視な存在から、ビルマ出身者といえば難民であると日本社会に受け入れられるようになったのである。このような経緯で、定住ビルマ人は不可視な存在から難民として日本社会に受け入れられるようになった。本章の結果をまとめると以下の表9となる。

表9 定住ビルマ人の組織変遷と少数民族の意識

	期間	組織変遷の特徴	少数民族の意識	日本社会
1	1988～1994年	民主化組織と少数民族「非政治」組織の黎明期	〇〇民族	—
2	1995～1999年	海外拠点の民主化・少数民族「非政治」組織支部の設立	〇〇民族	—
3	2000～2002年	民主化組織の相互連帯	〇〇民族	—
4	2003年	少数民族組織の急増と相互連帯	〇〇民族/ビルマ少数民族	—
	2004～2013年	民主化組織と少数民族組織との連帯形成	〇〇民族/ビルマ少数民族/在日ビルマ人	難民

四半世紀を経てもビルマ情勢は改善せず、なかには戦闘の激化やそれによる一般住民の避難生活の長期化など、状況が悪化している地域もある。諸事情により来日したビルマ出身者の多くは、状況が改善すればすぐにでも本国に戻るつもりであった。しかし、結果的に滞在は長期化してしまった。そのような厳しい環境で、少数民族組織と民主化組織が折りあいをつけて歩み寄った結果が相互の連帯である。両者の中心課題は、前者が少数民族への平等な権利の要求、そして後者が民主化の要求と異なるが、何れもが市民を主体とした社会の実現を要求している。数の論理に左右される現行の民主制度の中に少数民族の意見をどう取り入れるかなど、具体的な運用面では多数派と少数派という立場の違いから合意が難しい論点もあるが、これらの問題をお互いが理解したうえで、定住ビルマ人は連帯を実現させている。

少数民族組織と民主化組織との連帯はまた、単に両者が連帯したという以上の意義も持っている。両組織の中心メンバーに注目すれば前者が「ビルマ少数民族」、後者がバマーである。すなわちこの連帯は、「ビルマ少数民族」とバマーとの連携である。つまり、これはエスニシティを超えた連帯なのである。エスニシティを超えた連帯が定住ビルマ人の間で育まれているのである。第2章で述べたとおり、ビルマでは、少数派の諸民族と多数派のバマーをいかに連携させ、連邦国家を構築するのかが、常に政治の中心課題であった。この「ビルマ少数民族」とバマーとのエスニシティを超えた連帯こそが、ビルマの政情を安定させる重要な動きなのである。その意味で、日本で四半世紀のときを経て構築されたエスニシティを超えた連帯は、研究上の新たな発見であるとともに、ビルマ問題の解決への糸口となりうる点からも大きな意義をもつ。

第5章 日本定住ビルマ人の選択

本章では、2011年のビルマ「民政移管」後の日本定住ビルマ人の選択を考察する。ここまで、本稿では定住ビルマ人の意識の変容を解明するために、第3章で少数民族の来日前のエスニシティのあり方を分析し、第4章で来日後の組織活動の変遷からエスニシティを超えた連帯が育まれた経緯を明らかにしてきた。本章では当事者の選択という観点から、そのエスニシティを超えた連帯が日本で持つ意味をさらに探究する。まず、「民政移管」以降のビルマ情勢から在外のビルマ出身者への影響を考察する。次に、定住ビルマ人の日本における在留資格に関する統計、そして定住ビルマ人を対象に実施されたアンケート調査の結果を分析し、帰国しない選択をしている人が多い点を明らかにする。そのうえで、最近の組織活動などを参考に定住ビルマ人の将来に関する考察を行い、最終的に日本で「ビルマ人」として生きるという選択をする定住ビルマ人が多いことを明らかにする。

5-1 ビルマの「民政移管」

ビルマは「民政移管」したとされている。それに先立ち、2010年11月には総選挙が実施され、その直後には民主化運動の象徴で、のべ15年2か月にわたり軟禁されていたアウンサンスーチーが解放された。2011年3月には、軍事独裁者タンシュエの部下であったテインセインが大統領に就任した。内容は公表されていないが、この直後にはアウンサンスーチーとテインセインの直接対話ももたれた。2012年1月には、1988年のデモに参加した学生や亡命メディア関係者をはじめとする数百人規模の政治囚が解放された。2012年4月の補欠選挙ではアウンサンスーチーが当選し、晴れて国会議員となった。国会では、改革を象徴するさまざまな経済法案が出され、「民政移管」が具体化したとされている。その結果、ビルマはアジアに残された最後の投資先として、日本を含む欧米諸国などから注目を浴びるようになった。経済制裁も緩和され、投資に向けた準備が進んでいる²¹⁰。規制緩和の影響はビルマ国内の教育面にも現れている。一部のエリート層だけに限られるという点に批判はあるものの、私立学校が認可されることになり、ビルマにおける教育水準の底上げが期待されている²¹¹。

しかし、これら一連の改革は、国軍を中心とした国家体制を再構築しているだけだと

²¹⁰ 『日本経済新聞』2012年9月1日、夕刊「インフラ投資 官民で拡大」

²¹¹ 増田知子 2012、pp. 235-264

いう見方もある。たとえば、国軍が国民を監視する体制は依然として維持されている。ヤンゴン以外の地域の公衆衛生は最低の状態におかれたままで、まったく「変化していない」部分もある²¹²。さらに、人の動きという観点からこの間のビルマを考察すると、既存の問題が取り残されているだけでなく、新たな問題も発生している。たとえば、「民政移管」したはずのビルマから新たな避難民が流出している。2011年6月には、資源が豊富な北部のカチン州でカチン独立軍とビルマ国軍との戦闘が勃発し、2013年5月現在も収束していない。その結果、数万人規模の避難民が中国側に脱出した²¹³。カチン勢力とビルマ中央政府との停戦協定は17年間維持されていたが、この地域のダム建設地をめぐり、カチン独立軍とビルマ軍の衝突が勃発した²¹⁴。

また2012年6月には、仏教徒とイスラム教徒が混在する西部のアラカン州で暴動が起きた。これをきっかけに、数万人規模の避難民がバングラデシュ側に脱出した。上座部仏教徒が多数を占めるビルマでは、イスラム教徒やキリスト教徒は差別的な扱いを受けることがあり、アラカン州における仏教徒とイスラム教徒との相互不信が、「民政移管」後に表面化したのである²¹⁵。そのほかにも、2013年3月にはメイティエラで仏教徒とイスラム教徒の衝突が起き、2013年3月末ごろにはシャン州でビルマ軍による攻撃が起きるなど、さまざまな問題が新たな避難民を生み出している。

新たな難民を生み出していることに加え、地域によっては非軍事化や地雷撤去が進んでおらず、避難民の帰国もままならない状況が続いている²¹⁶。タイ国境には主にカレン民族が暮らす9カ所の難民キャンプがあるが、これらのキャンプで避難生活を送る12万人以上の難民には、この先いつ帰国できるのか、帰る場所はあるのか、そのままキャンプで一生を送るのか、未だに将来の見通しが立たない。第三国定住プログラムにより欧米諸国に転出する難民もいるが、難民キャンプを解消する抜本的な方策にはなっていない。2013年6～7月にタイ国境で最大規模のメラキャンプで実施された調査では、安

²¹² 根本敬 2013 「いま、ビルマの民主化をどう考えるか？」アジア太平洋資料センター『月刊オルタ 特集タイとビルマ 民主主義の行方』2006年12月号、pp. 2-3

²¹³ 箱田徹 2012 「最近のビルマ情勢に浮かぶ複数の「フロンティア」」ヒューライツ大阪『国際人権ひろば』No. 105、pp. 12-13

²¹⁴ 秋元由紀/ビルマ情報ネットワーク「〈ミャンマー〉北部で戦闘続く 中国利権が関与 (2011年7月4日)」『アジアプレス・ネットワークホームページ』
<http://www.asiapress.org/apn/archives/2011/07/04102744.php>、2013年5月20日閲覧

²¹⁵ モートゥザー2013 「ミャンマーが抱えるロヒンギャ問題」広島市立大学広島平和研究所『Hiroshima Research News』Vol. 15 No. 3、p. 6。

²¹⁶ 秋元由紀 2012 「ビルマ—新政府発足と民主化の行方」特定非営利活動法人 APLA『ハーリーナ』vol. 02. no. 17、p. 9

全が保障できない点などを理由に、第三国への転出またはタイ側に止まることを希望する者が約9割に上った²¹⁷。

また、タイをはじめとする東南アジア諸国を中心に諸外国に暮らす在外ビルマ出身者は、総人口の約1割にあたる300～500万人と見積られるが、「民政移管」後も多くは帰国できないままになっている。なぜなら、在外ビルマ出身者がビルマに戻っても、その労働力を受け入れる体制がまだ育っていないからである。そのうえ、ビルマ国内に残された家族を支えるため在外ビルマ出身者からの送金は、「民政移管」後も必要とされている。2012年4月にタイを訪問したビルマ政府関係者は、ビルマ国内の労働市場拡大にはまだ時間がかかるため、海外送金に頼らなければならず、在外のビルマ労働者の権利擁護が重要であると述べている²¹⁸。これまで、ビルマ政府にはこのような姿勢はなかったが、この「変化」の背景には、帰国せずに移住労働者として外貨を稼ぎ、送金する生活を継続して欲しいとの意図があるようだ。

自宅軟禁解放後、アウンサンスーチーが国境を越えてまず向かった先が、最大のビルマ出身の労働者を抱えるタイであった。隣国と友好的な外交関係を構築するという目的はもちろんあるが、この訪問のもう一つの目的は在タイのビルマ出身者を激励することであった。つまりビルマの与野党関係者がともに、在外ビルマ出身者には今しばらく当該地に残って外貨稼ぎをする役割を担ってほしいとの意思表示をしているのである。さらにこの志向を裏付けるのが、2012年5月にビルマ国内で開催された経済成長戦略会議での協議内容である。そこでは在外同胞が中国やベトナムの経済改革後に与えた影響を肯定的に捉えており、今後のビルマの発展のために、在外ビルマ出身者の帰国を奨励すべきとの案が検討された²¹⁹。2013年9月現在、具体的な動きには現れていないが、帰国に際して在外ビルマ出身者に期待されているのが経済的な貢献であることは間違いない。

新たな難民を生み出す戦闘や暴動がおき、またそれが静まったとしても直ぐには帰還できないなど、人の動きという観点からビルマの「民政移管」を評価すると、未だ道半ばである。ビルマの「民政移管」は始まったばかりであり、今後さらなる進化を遂げて

²¹⁷ Saw Yan Naing/The Irrawaddy, “Most Burmese Refugees in Thailand Don’t Want Return: Survey”, 2013/10/01, *Irrawaddy-Homepage*, <http://www.irrawaddy.org/refugees/burmese-refugees-thailand-dont-want-return-survey.html>, 2013年10月2日閲覧

²¹⁸ 山田美和 2012 「アウンサンスーチーのマハーチャイ訪問が意味すること—ミャンマーの発展と移民労働者問題—」『アジア研ワールド・トレンド』No. 203、pp. 36-40

²¹⁹ 「成長戦略会議華僑と越僑がそれぞれの出身国に与えた影響を協議」The People’s Age, 2012年1-94号

いくための準備段階にある。数百万におよぶ在外ビルマ出身者を受け入れる労働市場は今のところビルマ国内にはなく、その代りに引き続き海外送金が必要であると公に認識されているのである。日本定住ビルマ人は状況が改善されればいつでも帰国したいと望んでいるが、現在のビルマの状況では帰国を選択できない。つまり、「民政移管」後の実情に照らしあわせても、定住ビルマ人の滞在はさらに長期化する可能性が高まる。

「民政移管」後の日本定住ビルマ人の動きをここで確認したい。まず、注目したいのは「民政移管」後も日本ではエスニシティを超えた連帯が維持されているという点である。すでに述べたように、ビルマでは「民政移管」以降も国軍による民族州への砲撃や宗教対立による治安の悪化がみられる。このような現状に対して定住ビルマ人は抗議行動を展開している。カチン州で起きているビルマ国軍による戦闘行為については、カチンだけでなく、「在日ビルマ人」が共同で2013年1月に抗議行動を行っている。その際にカチン州の問題に加えて、ビルマ国内で不当に逮捕されている政治囚の解放も要求している。カチンで起きている攻撃への対処を最優先課題としつつ、長期に放置されている課題も取り上げ、参加者すべてにとって意味のある集まりとなっている。「エスニシティを超えた連帯」が構築される前であれば、カチンだけが単独で抗議活動をしていた可能性が高い。または、カチンが日本で外向きの政治活動に消極的であった2000年代中ごろまでであれば、抗議活動自体が行われなかった可能性が高い。その他にも2013年3月のビルマ人権の日や5月のディペーイン虐殺事件に対する抗議行動などを「在日ビルマ人」として主催し、民主化組織と少数民族組織が連帯して活動を展開している。これらの活動も、エスニシティを超えた連帯が構築された2000年代後半以降に見られる新しい動きの延長線上にある。

また、この連帯を象徴するのが2013年4月に来日した民主化運動のリーダー、アウンサンスーチーを迎えるにあたって定住ビルマ人がとった行動である。来日が決定すると、アウンサンスーチーの関係者が中心となって、民主化組織と少数民族組織の代表たちが実行委員会を組織した。事前に打ちあわせ会議を複数回開催して訪日の準備を整え、滞在中には大規模な講演会の運営などにあたった。これが1990年代であれば、NLD(LA)JB関係者やバマーだけでこれらの役割を担っていた可能性が高い。NLD(LA)JBには少数民族の党员もいるが、初期の幹部には少数民族に対して差別的な扱いをする人もいたようである。したがって、今回のようなイベントがその当時にあれば、少数民族が執行部の一員として準備に携わるといふことにはならなかった可能性が高い。これを実現させたのは、前章で述べたとおり四半世紀にわたる活動を通して構築された民主化組織と少数民族組織との連帯である。特に、来日前には〇〇民族というエスニシティを有していた少数民族が、今回の協力を通して「ビルマ少数民族/在日ビルマ人」という

認識を再確認させたのは間違いない。

ただし、この一連の動きの中にカチンの活動家は参加していない。この行動のみに注目すれば、第4章で議論した「エスニシティを超えた連帯」が、早くも崩壊しているのではないかと捉えられるかもしれない。しかし、この行動は、昨今のカチンの情勢に対するアウンサンスーチーの姿勢への不満を表明したものであり、「在日ビルマ人」として連帯して行動することを否定しようとしたものではない。このカチン活動家の行動は、世界各国に暮らす同胞の活動家に共通しており²²⁰、アウンサンスーチー訪問時のイベントへの参加ボイコットは日本だけで見られた動きではない²²¹。既に述べたように、カチン州は戦闘状態にあり、数万人規模の国内避難民および国境を超える難民を生み出している。それに対しアウンサンスーチーは、静観、またはその戦闘にともなう住民への人権侵害が存在していないと捉えていると見られかねない態度をとっている。その彼女の態度に対し、在外のカチン活動家は非難の声を強めており、日本訪問の際のカチン活動家の参加ボイコットは、その流れをくむものである。彼女の訪日後、カチン活動家に実情を確かめたが、日本で構築されている連帯については重視しているが、この件に関しては、カチン民族としての態度を表明する必要があったと説明された²²²。他方、政治活動に積極的にかかわっていないカチンのなかには、東京で開催された交流会に参加した人がいるのも事実である。また、カチン活動家が参加しなかったことに対して、ある少数民族リーダーは、カチン州が戦闘状態にあり、アウンサンスーチーがそれを静観している現状では、ボイコットという「抗議」行動にでるのも仕方のないことだと捉えている²²³。つまり、アウンサンスーチー訪日時の交流会へのカチンの不参加が、定住ビルマ人の間で構築されているエスニシティを超えた連帯を崩壊させるような動きに直結するとは考えにくい。

5-2 統計からみる定住ビルマ人の選択

移住者が、移住先での暮らしを継続するか、出身地に戻るか、または第三国に移るのか、そして、どの時点でこれらの行動を実行するのかという選択には、さまざまな要因がある。特に、出身国との公的なつながりを断って移住先で生活をしている難民の場合、

²²⁰ 2012年9月26日付けのアウンサンスーチー宛の公開文書には、日本を始め、タイ、インド、マレーシア、シンガポール、そのほか欧米諸国に拠点を持つ23のカチン組織が署名している。

²²¹ たとえば、アメリカでは「連邦議会ゴールドメダル」授賞式への招待をボイコットしている。

²²² 2013年10月、カチン活動家への聞き取り調査

²²³ 2013年5月、少数民族活動家への聞き取り調査

その選択はより複雑である。たとえば、アメリカに暮らすベトナム難民は、ベトナム政府からの帰国奨励に対して、帰国後の安全に不安をもち、当初は帰国しない選択をしていた。しかしその後、自分たちの目で見届けようということで一時帰国をする人は増大したが、生活の拠点はアメリカにおいたままの人が多い²²⁴。日本定住ビルマ人の場合はどうなのか。前節で述べたように2011年3月に「民政移管」したビルマであるが、今なお新たな難民が生まれている。また、帰国者を受け入れる労働市場が発達しておらず、今しばらくは海外送金が不可欠であると政府も認めている。この間の日本のメディア報道では、帰国したいが、簡単には帰国できない複雑な立場の定住ビルマ人が紹介されている²²⁵。以下では、日本における在留資格のなかでも「永住者」資格と、日本国籍の取得の状況から定住ビルマ人の今後の日本滞在の可能性を考察する。

「永住者」資格とは、第1章で述べたとおり、日本に在留するための資格の一種である。滞在10年が経過し、経済的に自立しているなど生活基盤を日本にもつ外国人が申請できる在留資格で、定住外国人にとってもっとも安定した在留資格といえる²²⁶。一方、日本国籍を取得するということは、新たに日本の戸籍が作られ、公的に「日本人」になることを意味する。選挙権や被選挙権など日本人と同じ権利を享受でき、外国人としての身分は変わらない「永住者」資格を取得することとは、全く意味が異なる。日本国籍の取得について、かつての宗主国の国民になるという特別な意味をもつ在日韓国・朝鮮人には、さまざまな捉え方があると序章で確認したが、それらのケースとは異なり、ニューカマーが日本国籍を取得するとすれば、それは安定的な生活のための方策といえる。たとえば、日本に定住するベトナム難民は、日本国籍取得の理由について、「子どものため」「将来の生活のため」「差別されないため」、そして何よりも「自由に海外旅行できるから」など実利面を重視する傾向にある²²⁷。もし、定住ビルマ人が日本国籍を取得するとすれば、これに近いものとなるであろう。「永住者」資格は最低10年の滞在期間が要件であるのに対し、日本国籍は滞在5年が経過し、諸要件を満たせば申請できる。

²²⁴ 古屋博子 2009『アメリカのベトナム人 祖国との絆とベトナム政府の政策転換』明石書店

²²⁵ 『毎日新聞』2013年5月20日夕刊「揺れる思い：在日ミャンマー人／上 帰国後再入国に壁」。『NHK ONLINE』2013年4月15日「おはよう日本特集まるごと スー・チー氏 来日 在日ミャンマー人 祖国への思い」
<http://www.nhk.or.jp/ohayou/marugoto/2013/04/0415.html> (2013年5月20日閲覧)

²²⁶ 「永住者」資格には、旧植民地出身者に付与されている「特別永住者」資格と日本への永住を望む外国人が手続きを経て取得する「永住者」資格があるが、本稿では後者を指している。

²²⁷ 川上郁夫 2005、pp. 191-193

ただし、「永住者」資格と比べて、日本国籍取得には要求される書類の種類が多く、審査にも時間がかかるとされる。「永住者」資格および日本国籍取得の審査基準はいずれも明文化されておらず、法務大臣の裁量に任されている。

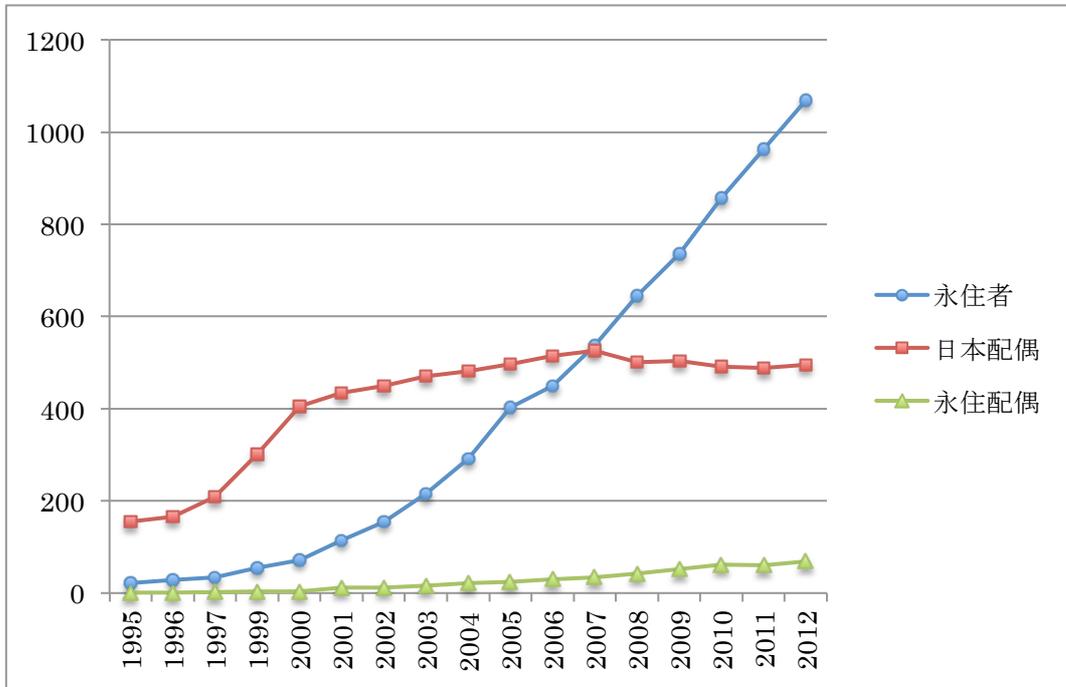
子どもがいるインフォーマントへの聞き取り調査の際には、「永住者」資格および日本国籍がよく話題になった。しかし、両者の存在を認識していても、その違いを正確に把握している人は少なく、逆に筆者に対して、両者の違いや、メリット・デメリットについて尋ねられる場合が複数回あった。家族をビルマ本国に残しているインフォーマントからも、仮に帰国できても生活再建への不安が強い様子が伝わってきた。なかでも現実的な問題として、帰国するよりも日本滞在を継続し家族に仕送りをする生活を続けなければ、子どもの養育費などが捻出できなくなる可能性が高いと判断し、現在取得している「定住者」資格よりもさらに安定した地位を得たいと望む声があった。

ただし、何れの場合も、具体的にどうしたいのか、つまり国籍はそのままで「永住者」資格を得たいのか、新たに日本国籍を得たいのかという点について明確な意思表示をした人は少なく、この点についてどうすればよいのかと尋ねられることが多かった。ところが、なかには知りあいの同胞のほとんどすべてが日本国籍の取得を望み、その準備段階、または、すでに手続き中であるというインフォーマントがいた。ビルマの少数民族にとって、ビルマの国民であることによって得られる権利は限定的であり、ビルマ政府が自分たちを守ってくれるわけではないという理由から、可能であれば日本国籍を取得したいと考える同胞がいると説明してくれた。定住が長期化し、2世が生まれている少数民族の家族にとっては、可能であれば日本国籍を取得したいという気持ちになるのは当然のことかもしれない。どの程度の定住ビルマ人がこれらの手続きを進めているのかを実数で把握することはできないが、一部の定住ビルマ人にみられるこの新しい動きは注目に値する。

図4は、1995～2012年の「永住者」、「永住者の配偶者」、「日本人の配偶者等」の取得状況の推移を表している。全体としては増加傾向にあり、とくに「永住者」が急増し、「永住者の配偶者」は漸増している。「日本人の配偶者等」は2000年代以降には明らかな変化はない。

図4 ビルマ出身者の「永住者」等の取得数の推移

単位：人



出典：図1と同じ

「永住者」資格は法務省入国管理局へ申請し、審査を経て認められれば付与される。この資格が付与されると、就学や就労などの面で滞在中の活動に制限がなくなる。この点は「定住者」資格と同じであるが、「定住者」資格との最大の違いは在留期間の制限がなくなることである。「定住者」資格の場合には1年または3年ごとに法務省入国管理局に出向き、手数料を払い、更新の手続きを取らなければならないが、「永住者」資格が付与されれば、この手続きは必要なくなる。また、既に述べたように「定住者」資格では受け付けてもらえない金融機関での融資が受け付けられるなどのメリットがある。第1章で確認したように、2011年の統計では定住傾向を示す在留資格を有する定住ビルマ人が全体の半数以上を占める。そのうち「永住者」に焦点を当てると、「永住者」1,068名、「永住者の配偶者等」68名となる。この数に日本永住が原則となる「日本人の配偶者等」495名を加えると登録ビルマ出身者全体の18.8%にあたる1,631名となり、定住傾向にあるビルマ出身者の半数近くが「永住者」資格を持っていることになる。

なかでも、「永住者」の増加は顕著で、特に2005年から2012年の「永住者」数は、平均して毎年約100名増加している。「永住者」資格取得者の変更前の在留資格は公表

されないため、正確な数字は不明であるが、前節で述べたように、難民認定制度を利用し、有効な在留資格を得た人が「永住者」資格に変更したケースがある程度含まれると推測できる。家族を形成し、2世が生まれている定住ビルマ人の場合に「永住者」資格を取得する割合が高いことは容易に想像できる。人数は少ないが「永住者」の増加に並行して「永住者の配偶者等」も増加傾向にある。

「日本人の配偶者等」は1990年代後半に増加し、2000年代に入っても微増したが、2007年をピークに停滞している。なお、「日本人の配偶者等」を確認する際に注意しなければならないのは、この「日本人」の中に日本国籍を取得した元外国籍住民も含まれる点である。定住ビルマ人の日本国籍取得は、のちほど詳細に分析するが、こちらも人数は少ないが増加傾向にある。それに、書類上は日本国籍とビルマ国籍との国際結婚であるが、実際は同胞間の結婚であるケースが一部含まれていることも憶測できるが、詳細な情報は公開されていないため確認できない。いずれにしても、定住ビルマ人が日本でもっとも安定した在留資格を取得するケースが年々増加している。

次に日本国籍の取得状況を確認する(表10)。日本国籍の取得者数は、元の国籍が「韓国・朝鮮」および「中国」の場合のみ実数が把握でき、それ以外は「その他」として一括されている。そのため、ビルマおよびインドシナ出身者について個別に問いあわせて人数を確認した²²⁸。業務担当者の感覚としては、ビルマ、ベトナム、ラオス、カンボジア出身者で日本国籍を取得している人のうち、難民認定を受けている人と、受けていない人はおおよそ半々くらいとのことであった。また、実際の運用がどうなっているのかは不明であるが、非合法的な経路で入国していても、諸事情を加味して許可する場合もこれまでにあったという。

²²⁸ 2013年3月25日、定住ビルマ人に関する情報を入手したい旨を法務省あてに申し入れたところ、2013年4月4日に民事局民事第一課国籍一係より返答があった。電話口で最近の傾向を簡単に説明してもらい、2002～2012年にかけての国籍取得者数をEメールで送ってもらった。昨今の申請および許可の傾向などを聞き取るため面会を申し込んだが、国籍別の統計をとっていないため正確なデータが提示できないこと、事務が煩雑であるため対応できないことを理由に却下された。現在のところ、必要ないと考えているため詳細な統計をとっていないとの説明であった。

表 10 ビルマ・インドシナ出身者の日本国籍取得者数 単位：人

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	合計
総数 ²²⁹	1,133	1,183	1,135	1,230	1,394	1,484	1,756	1,588	1,444	1,443	13,790
ビルマ	31	25	31	38	16	36	36	32	23	42	310
ベトナム	167	192	112	125	162	179	138	192	132	86	1,485
ラオス	30	8	8	15	13	17	26	25	19	21	182
カンボジア	50	54	61	48	18	43	70	45	39	26	454

出典：法務省民事局 2013 年 4 月 4 日付け資料

2003 年から 2012 年にかけて、ビルマ出身の日本国籍取得者は、合計 310 名、年平均 31 名、となっている。「永住者」資格と比較すると人数は少ないが、そもそも「韓国・朝鮮」および「中国」以外の取得者数が、年平均 1,379 名にとどまっており、日本国籍を取得する外国人が多いとはいえない。そのような状況のなかで、二桁台とはいえ、安定的に取得者がいる定住ビルマ人の傾向は注目に値する。定住ビルマ人の滞在の長期化が予想できるので、日本国籍を取得するビルマ出身者が増加する可能性は高く、その動きが既に見え始めている点については先に述べたとおりである。

この予想の裏付けとなるのがインドシナ難民の動向である。インドシナ難民は 1979 年前後から来日するようになり、定住歴が長い人では既に 30 年を超えている。1992 年に実施されたインドシナ難民へのアンケート調査²³⁰では、回答者 384 名のうち 74.7% にあたる 287 名が今後も日本に住みたいと答えている。この希望者のうち、50%は日本国籍の取得を希望し、35%は「永住者」資格の取得を希望し、20%はすでに日本国籍または「永住者」資格を取得している²³¹。さらに、日本国籍と「永住者」資格の取得手続きの簡素化、日本出生児童への日本国籍付与を希望する声が多かったと報告されている。表 10 で確認できるように、いずれの国の出身者も増減を繰り返しているが、近年も一定数が日本国籍を取得している。年平均を算出すると、ベトナム 149 名、ラオス 18 名、カンボジア 45 名が日本国籍を取得しており、2 世の就職の際の差別や 3 世の誕生をき

²²⁹ 元の国籍が韓国・朝鮮と中国以外の日本国籍取得者数（「法務省：帰化許可申請者数等の推移」http://www.moj.go.jp/MINJI/toukei_t_minj03.html）。

²³⁰ 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 1993 『インドシナ難民の定住状況調査報告』

²³¹ 回答項目が、「帰化希望」「帰化済」「永住権希望」「永住権取得済」「今のままでよい」「不明・非該当」となっており、一部回答が重複するため、合計が 100%を超えている。

っかけとした動きが現れているといえる。定住の経緯は異なるが、難民として日本に定住しているという共通点があるインドシナ難民の日本国籍取得の傾向は、定住ビルマ人の将来を考察する際の参考になる。

以上のことから、定住ビルマ人は、かつてインドシナ難民が望んでいたのと同様に長期的な滞在を望み、そのために安定的な法的地位を望んでいるといえる。つまり、日本定住ビルマ人は「永住者」資格または日本国籍を取得すれば、安定的な法的地位を獲得できる可能性があると理解しているのである。特筆すべきは、すでに近年の「永住者」資格の取得者数が年間約 100 名のペースで増加しており、日本国籍の取得においても、毎年一定数を維持しているという実績と、2013 年時点である程度まとまった数の定住ビルマ人が積極的に準備を進めているという現状である。いずれについても申請状況は把握できないが、すでに急増している「永住者」資格の取得者は、ここしばらくかなりのペースで増加することになるだろう。また、国籍取得を取り巻く変化が明確に読み取れる数字も公表されていないが、現段階では、情報や資源が不足していたり、諸条件が整っている場合でも書類の取り寄せなどに手間取っているといった予備軍も含め、今後も取得手続きをとる人が増加するのは間違いない。

また、「永住者」資格と日本国籍の取得によってどのような権利や義務が生じるのかなどについて情報が不足していたり、仮に情報を収集していたとしても、申請に必要な書類を準備するにはかなりの労力と資金を要すると判断している定住ビルマ人は、今のところ具体的な行動にはでていない。長時間の勤務、週末の政治活動、育児などに時間を取られる定住ビルマ人にとって、申請の準備に必要な時間を作るのがまず一苦勞であり、そのうえ、非合法な手段で出国した定住ビルマ人にとって、本国から書類を取り寄せる際に知恵を絞らなければならない、書類の準備をするだけでも容易ではない。書類の準備という点では、難民申請手続きを経て在留資格を得た定住ビルマ人が、また最初から煩雑な手続きを経なければならないと考え、今しばらくは現状維持でよいとの判断が働いている点も指摘できる。しかし、その一方で、「特定活動」や「定住者」資格では次回更新時に却下されるかもしれないという不安を抱えている定住ビルマ人も多く、それを回避するために、より安定した「永住者」資格を望んでいるのは事実であり、いずれにしても、定住ビルマ人がさらなる在住の長期化に備え、準備をしていることは間違いない。

5-3 アンケート結果からみる定住ビルマ人の選択

2001 年に設立されたビルマ市民労働組合 (Federation of Workers' Union of the Burmese Citizens, Japan、以下、FWUBC) は、日本の労働組合の支援を受けながら、定

住ビルマ人が主導している労働組合である。その FWUBC ではメンバーを対象に帰国に関するアンケート調査を 2012 年から 2013 年にかけて 2 度実施した²³²。1 回目と 2 回目とは対象者およびアンケート方法が異なるが、何れもビルマ「民政移管」後に日本定住ビルマ人を対象としたアンケートである。本節の目的である定住ビルマ人の将来的な選択を把握するのに有効なので、この 2 回分のアンケート調査結果を分析する。

第 1 回目のアンケート調査は、2012 年 2～3 月に実施され、その結果が 2012 年 4 月の FWUBC 年次総会で報告された。筆者が入手できたのは、帰国を望むか望まないかという問いに対する答えとその理由であった。FWUBC では毎月第 4 日曜日に定例会議を開催しており、この調査は主にその会議の際に読み上げた質問に対して挙手をするという方法により実施された。それ以外には、電話、Eメール、スカイプの何れかの通信手段を利用したものもある。回答者数は 148 名で、日本定住ビルマ人の約 4%に相当し、全員が 10 年以上日本に滞在している FWUBC のメンバーである。あいにく本稿で重視しているエスニシティについては詳細が不明であるが、回答者にはバマーが多いものの、アラカン民族を除くすべての主要民族グループが含まれていたという。これらの点を考慮すると、本アンケートの回答は定住ビルマ人の一般的な傾向を表しているといえよう。対象者は以下の 6 グループに分類されていた（表 11）。

表 11 FWUBC 第 1 回目アンケート対象者の属性

単位：人

	調査対象グループ	人数
(1)	40 歳以上の独身女性	8
(2)	40 歳以下の独身女性	16
(3)	40 歳以上の独身男性	21
(4)	40 歳以下の独身男性	26
(5)	既婚で子どもあり	65
(6)	既婚で子どもなし	12
	合計	148

最大グループは (5)「既婚で子どもあり」の 65 名で全体の約 44%を占め、以下、(4)

²³² 2011 年のビルマ「民政移管」後にどの程度の定住ビルマ人が帰国を望んでいるのかを把握することを目的に実施された。

「40歳以下の独身男性」26名、(3)「40歳以上の独身男性」21名、(2)「40歳以下の独身女性」16名、(6)「既婚で子どもなし」12名、(1)「40歳以上の独身女性」8名の順となっている。第1章で考察した定住ビルマ人の中心層である40～50歳代の既婚者と重なる層が本アンケートの対象者となっている。

調査結果では、148名のうち約92%にあたる136名が、仮にビルマが完全に民主化しても帰国を望まないと答えており、その理由がグループごとに集計されている。(1)、(3)、(5)、(6)の4グループでは、自分はすでに年齢を重ねており、日本に家族がいるために、ビルマに戻って一から生活を始めることがかなり困難だと考えている。そのうち(5)の意見として、ビルマに帰国すると子どもたちの教育が中途半端になってしまうことへの懸念がある。属性による意見の違いを詳細に検討することはできないが、子どもの教育を懸念する以外にはこれら4つのグループの間には大きな違いはないといえる。40歳以下の独身の男女グループである(2)と(4)には、年齢を理由に帰国しないと回答は当然ながらみられない。

それ以外の理由としてすべてのグループに共通しているのは、現在ビルマで起きている「変化」は表面的なもので、軍事政権期から引き続いて軍人が国家を運営している現況では、経済状況や生活基準が短期間に変化するとは思えないという回答である。また特に理由は述べずに、日本の暮らしを継続したいとの答えも多かった。逆に帰国を望むと答えた12名の意見として、帰国は今すぐではなく将来的な話である点を強調しており、ほとんどすべての回答者が可能なら短期の帰省を実現させたいと願っている。ビルマ「民政移管」後も、9割以上が帰らないという選択をしているという結果は、定住ビルマ人の将来動向を予測するためにも重要なデータになる。以上の結果について2回目のアンケート結果とともにのちほど考察する。

つぎに、2回目のアンケート結果を分析したい。このアンケートの対象者は1回目と同様にFWUBCメンバーで、対象者数は50名であった。第1回目のアンケートのちょうど1年後の2013年の2月17日に実施された。こちらもFWUBCのメンバーを対象に定例会議の際に実施された。前回と同様に本稿で重視しているエスニシティについて詳細は不明であるが、第1回目と同様に複数の民族が回答者に含まれていた点を考慮して定住ビルマ人の一般的な傾向とみなす。

1回目と異なり2回目の調査ではサーベイシートを作成し、それに質問および複数の回答を用意し、該当する項目に印を付ける方式となっている²³³。質問項目は、「性別」、「年齢層」、「滞在年数」、「在留資格」、「婚姻状況」、「家族数」、「年金」、「健康保険」、

²³³ 添付資料を参照。

「就労状況」、「希望滞在年」の計 10 項目である。対象者の属性は以下のとおりである（表 12）。

表 12 FWUBC 第 2 回目アンケート対象者の属性

単位：人

性別	男性 31、女性 19
年齢層	20～25 歳 6、25～30 歳 5、31～35 歳 11、36～40 歳 7、41～45 歳 7、 46～50 歳 4、51～55 歳 6、56～60 歳 3、61～65 歳 1
滞在年数	5 年未満 21、5～10 年 12、11～15 年 6、16～20 年 6、21～25 年 5
婚姻状況	既婚 25、未婚 21、死別 1、離婚 3

50 名のうち男性は 31 名、女性は 19 名で、年齢層は、20 歳から 65 歳までが 5 歳ごとに区切られている。もっとも多いのは 31～35 歳のカテゴリで、全体の約 2 割にあたる 11 名である。続いて 36～40 歳と 41～45 歳のカテゴリがそれぞれ 7 名となり、この 3 カテゴリで全体の半数を占めている。滞在年数は、5 年未満から最長 25 年までが 5 年ごとに区切られている。もっとも多いのは 5 年未満で 21 名である。続いて 5～10 年の滞在が 12 名で、これら二つをあわせると約 67%に上る。次に婚姻状況と家族数であるが、婚姻状況は既婚者が 25 名でちょうど半数を占め、次いで未婚が 21 名となっている。家族数は、単身が半数近くの 22 名であり、2 名が 13 名、3 名が 8 名と続いている。ここまでをまとめると、アンケート調査対象者の中心層は、36～40 歳にかけての男性で、滞在歴が 10 年未満となっている。第 1 章で考察した定住ビルマ人の中心層よりは、滞在年数が短く若い世代が本アンケートの対象者の中心となっている。アンケートの結果は以下のとおりである（表 13）

表 13 FWUBC 第 2 回目アンケートの結果

単位：人

質問項目	回答項目
在留資格	永住 2、仮滞在 14、仮放免 8、定住 12、特定活動 14
家族数	1 名 22、2 名 13、3 名 8、4 名 2、5 名 4、6 名 1
年金	あり 6、なし 46
健康保険	国保 26、社保 6、あり 1、なし 17
就労状況	よい 4、普通 36、悪い 8、無職 1、無回答 1
希望滞在年	1～5 年 7、5～10 年 4、11～15 年 2、終生 37

以下では、在留資格、希望滞在年、年金および健康保険の加入状況、就労状況を個別に分析する。まず在留資格であるが、ここでは「永住者」、「定住者」、「特定活動」、「仮滞在」、「仮放免」の5つのカテゴリーが提示されている。「永住者」資格を除き、すべてが日本の難民認定制度への申請の結果として付与される在留資格であるが、50名のうち48名がこの何れかの資格を保有している。なかでも仮滞在と特定活動が14名ずつでもっとも多く、この二つで半数を超えている。前者は難民申請中、後者は難民とは認められなかったが在留を許可された状態を表す。いずれにしても、日本で長期的に滞在するために必要な在留資格を取得しているか、または取得を望み手続き中であることがわかる。また「永住者」資格の2名も資格を変更する前には、難民認定制度を利用し、「定住者」資格を得たのちに「永住者」に切り替えた可能性が高い。今回のFWUBCのアンケートでは、この「永住者」資格を取得したのはわずか2名であったが、既に述べたとおり、これは日本滞在を長期的なものに見越しての動きであり、今後も増加する可能性が高い。

健康保険への加入は全体の66%となっている。健康保険加入者のうち、約8割の26名が国民健康保険、約2割の6名が社会保険、残り1名も詳細は不明だが保険に加入している。この加入状況は、ほとんどが非正規雇用のFWUBCのメンバーが、日本での生活に最低限必要なものとして高い医療費をカバーする健康保険の加入を優先している結果と捉えることができる。難民申請者は就労が認められておらず、収入がないことから毎月の保険料を捻出するのが困難であるが、認定または在留が許可されれば就労可能となる。運がよければ雇用先の社会保険に加入することができるし、社会保険への加入はかなわなくても、定期的な収入を得ることにより、国民健康保険への加入が可能になる。特に、子どもがいる場合は、病気やけがなどにより医療機関を利用せざるを得ない状況が増え、健康保険は不可欠だと考えるため積極的に加入する。多くの定住ビルマ人が非正規雇用されていることから国民健康保険への加入が一般的であるが、FWUBCメンバーの約2割は社会保険に加入しており、非正規雇用であっても雇用状態は安定的であると評価できる。詳細が不明な1名については国保、社保のいずれでもなく、外国籍住民を対象に互助制度を設けている医療機関の保険に加入している可能性が高い²³⁴。

次に、年金加入者であるが、こちらは全体の12%となっている。先の健康保険には7

²³⁴ 神奈川県勤労者医療生活協同組合港町診療所。組合員になり毎月2000円の保険料を払えば医療費の3割負担で受診できる。

割弱が加入しているのに比べ年金加入率はかなり低い。2010年度の外国籍住民全体の年金加入率は85.3%、未加入者率は14.7%であり²³⁵、それと比較してメンバーの年金への加入率は低い。加入率が低い要因としては、ビルマの状況がよくなればすぐ帰国したいと常に願いながらその機会を待っていたが、結局、状況は改善せず滞在だけが長期化してしまったという多くの定住ビルマ人に共通する経験が挙げられる。またビルマではまだ整備されていない年金制度の存在自体を知らなかったビルマ出身者も少なくない。たとえその情報を得ていたとしても、多くが20～30歳代で来日した定住ビルマ人にとって、具体的な将来の計画を立てることは簡単ではなく、ましてや老後に日本で暮らしている自分の姿を想像することはできず、年金に加入しないままに今日にいたっているのも納得のいく話である。

就労状況については、「よい」、「普通」、「悪い」、「無職」の何れかを選択する方式になっている。結果は、「普通」がもっとも多く72%、次いで「悪い」が16%、「よい」が8%、「無職」2%と続く。「よい」と「普通」をあわせると約8割になり、下層サービス業に集中している東南アジア出身者の就労状況²³⁶のなかでは、定住ビルマ人は耐えうる労働環境にあるとみてよい。感覚的な意見が反映された調査結果ではあるが、就労状況が今後も日本に暮らしたいとの考えをもつようになる大きな要因になっている。つまり、特に優れた雇用条件ではないが、何とか暮らせるだけの収入があり、現在の就労状況を継続することが堪え難いものではないためビルマに帰らない選択ができるのである。

滞在希望年でもっとも多かったのは、「生涯」を日本で暮らしたいと答えた人で、全体の約4分の3にあたる37名にのぼった。次に多いのは「1～5年」の7名、続いて「5～10年」の4名、「11～15年」の2名であった。このアンケート調査が実施された2013年2月はビルマの「民政移管」から2年近くが経過しており、既に帰国した仲間からの消息が話題になった時期である。その状況においても、なお4分の3相当のメンバーが帰国を望まず、生涯を日本で暮らしたいと回答している点は注目に値する。ただし、この帰国を望まない定住ビルマ人の割合は、1回目のアンケートの約92%から、2回目では約75%に減少している。1回目のアンケートの回答者の中心層が40～50代であったのに対して、2回目ではそれよりも若い単身者層がたくさん含まれている。日本生まれの子どもがいる確立の高い40～50歳代より、単身で滞在している若年層が帰国を希望

²³⁵ 厚生労働省「平成22年公的年金加入状況等調査 結果の概要」『厚生労働省ホームページ』http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/pdf/141-2_kekkagaiyo.pdf、2013年5月7日閲覧

²³⁶ 大曲由紀子ほか2011「在日外国人の仕事-2000年国勢調査データの分析から-」『茨城大学地域総合研究所年報』No44、pp.27-42

する傾向が強いのは当然であるが、この調査からは、若年層の独身者であっても将来的に日本で暮らしたいと考えている人が多いことがわかる。このような考えをもつ定住ビルマ人が、今後の長期的な滞在を視野に入れ、難民制度を利用し、安定した法的資格を入手している。そして、これらの選択を可能にしているのが就労状況への一定程度の評価、および社会保障の利用である。以上のことから 2013 年のアンケート結果をまとめると、2012 年のアンケート調査と同様に定住ビルマ人は帰国しないという選択をしていると結論付けることができる。

次に、上記二つのアンケート結果を生み出す要因を、前節のビルマ情勢を参考にしながら考察する。まず、指摘できるのはビルマ側の要因である。既に確認したとおり、ビルマの「民政移管」後にも難民が流出し、安全な生活が確保できない可能性が高いなど、定住ビルマ人が望んでいる安全で平和な環境がまだ整っていない。民族州出身者のなかには、住む家を失っている人や、家族や親戚が国境の難民キャンプや欧米諸国などへ離散してしまっている人がいる。確認はできていないが、「民政移管」後にも出身地域が攻撃された人もいるかもしれない。このように文字通り帰る家がないという現実的な問題が要因となり、定住ビルマ人は帰国できないのである。

また、労働市場の未発達、そして在外ビルマ出身者からの送金が現在も必要とされている点も重要である。つまり、自分たちを受け入れる労働市場が現在のビルマにはなく、また、送金を止めるとビルマ国内に残された家族の生活がすぐに厳しいものになることから、帰国しない選択をせざるを得ないのである。「民政移管」後のビルマでは、海外投資を推進するための環境は整備されつつあるが、それが定住ビルマ人を含む一般市民に十分な雇用機会を生み出すまでには至っていない。すでに 40～50 歳代になった定住ビルマ人は、帰国しても、これまで日本で築いてきた暮らし、すなわち質素ながらも何とか維持しうる生活と同等のものを得られる保障はないと判断しているのである。

また、日本側の要因もある。二つのアンケートにおいて日本の暮らしを継続したいとの回答が多数あり、すでに人生の半分以上を日本で暮らした定住ビルマ人にとって、日本は少なくとも生活基盤を築く場として受け入れられているといえる。これは、ビルマにおける日常生活と比べ、安全で言論の自由が保障されている日本の生活環境に、長期にわたり何とか暮らしを営むことができたという実績が加味され、総合的に判断された結果である。公共の場で定住ビルマ人への聞き取り調査を実施した際に、自由に自分の経歴や活動内容について語ることのできる日本の環境に価値を見出している人は多く、この自由は本国ビルマでは想像もできないとの意見を複数回耳にした。ただし、難民申請中であつたり、在留資格を得ていても、政治活動にかかわっていないビルマ出身者が集う場においては、発言内容に注意し、周囲を窺い、声を潜めるという場にも複数回遭

遇した。何れにせよ、来日前には常時監視下におかれていた多くの定住ビルマ人にとって、在留資格の問題がクリアできていれば安心して暮らせる場として日本が受け入れられているのは間違いない。

さらに、生活の基盤となる就労状況が何とか耐えうるものであり、病気や怪我に備えた健康保険制度も利用できるなど、最低限の社会保障を得ているという現在の生活環境を定住ビルマ人が受け入れられている結果ともいえる²³⁷。また、すでに学齢期に達している日本生まれの2世の存在も無視できない。1回目のアンケートでは、教育が中途半端になるために帰国したくないという選択がなされているが、そこには日本の教育内容や制度に慣れている定住ビルマ人2世の教育を途中で断念させたくないという親心がうかがえる。ビルマ語を習得している定住ビルマ人2世は少なく、日本語しかできない2世を伴って帰国することになれば、まず言語面で大きなハンディを追うのは目に見えている。これは、特に学齢期の子どもをもつ定住ビルマ人家族にとっては、ビルマ本国の政治経済状況がどうかというよりも、帰国しない選択の決定的要因となっている。

5-4 定住ビルマ人の将来に関する考察

日本で生きていくという定住ビルマ人の選択をふまえ、本節では少数民族の将来について、第3章および第4章で考察した「〇〇民族」、「ビルマ少数民族」、「在日ビルマ人」というそれぞれの意識について可能なシナリオを考察する。具体的なシナリオとは、来日前にそれぞれの少数民族が有していた「〇〇民族」への逆戻り、そして来日後の2003年以降に徐々に育まれた「ビルマ少数民族」の強調、さらにその後構築されたエスニシティを超えた連帯を通して育まれた「在日ビルマ人」として生きていくというシナリオである。

まずは、「〇〇民族」への逆戻りというシナリオである。前章では、定住ビルマ人にエスニシティを超えた連帯が生まれ、それと同時に「ビルマ少数民族/在日ビルマ人」という新たな認識が芽生えてきている点を考察したが、このシナリオは、その新たな認識よりも、少数民族が来日前から2000年代中ごろまで抱えていた〇〇民族という意識が再度擡げてくるというものである。しかし、複数の少数民族組織のリーダーが、〇〇民族だけで政治活動をしなくてもうまくいかない点を強調していた点を反芻すれば、四半世

²³⁷ ただし、突然の解雇や未払い、住宅の貸し渋りなどの差別的な経験をしたり、2000年代には超過滞在者への取り締まりが厳しくなり、施設に収容された定住ビルマ人は少なくない。また2011年以降には新制度導入により外国人への管理が強化されるなど、外国人に対する日本の法制度や社会のあり方が、以前に比べてよくなったというわけではなく、当事者が満足しているというわけではない。

紀を経て獲得してきた活動方針を簡単に覆すというシナリオの可能性はかなり低い。

仮に、このシナリオが現実のものとなるとすれば、民族グループによってその可能性の程度が異なる点に留意したい。たとえば、現在のカチンをその一例と捉えることができる。つまり、この先もカチンへの集中的な攻撃が継続し、その間にほかの定住ビルマ人の関心が薄れてしまい、カチンだけが問題を抱える状態になれば、そのことに対してカチンの不満が募り、単独で活動を展開するという可能性がなくはない。この動きを補強しうるのは、まずは、在外同胞および日本定住ビルマ人の動き、そして、カチンだけを対象とした支援、特に、政治経済的に何らかの影響力をもつ勢力による支援である。そうなれば、日本で育まれたエスニシティを超えた連帯がゆらぐ可能性もでてくるかもしれない。

ただし、これは現実的ではない。まず、在外同胞の動きで確認しておきたいのは、民族ごとに政府交渉を進めるのではなく、少数民族としてまとまって交渉を進める方針が少数民族の活動家の間で了承されている点である。筆者は、海外で非公開に開催された少数民族リーダーの会議の場に居合わせたことがあるが、リーダーたちは口を揃えてこの点を強調していた。また、日本定住の少数民族の中にも、ビルマ政府による現在の攻撃対象はたまたまカチンであるが、明日は我が身だとの危機感がある。つまり、すでにこれはカチン民族だけの問題ではなく、ビルマ全体の問題であると捉えているのだ。これはカチンだけでなく、どの少数民族グループにも起こりうるシナリオであり、全体の問題として協力すべき案件で、連帯して解決していくべき課題だとの認識である。逆にカチンの立場からすれば、仮にカチンだけを支援する部外者が現れたとしても、自分たちだけが公然とその支援を受けるという行動は慎むであろうと想定できる。したがって、現在のカチン、または将来的に特定の民族グループが単独行動をとったり、定住ビルマ人との関係を断ち切るというシナリオの可能性は低い。

次は、2000年代の日本定住ビルマ人を取り巻く変化に伴って生まれてきた「ビルマ少数民族」という認識を強調していくというシナリオである。たとえば、日本社会や国際社会に少数民族が抱える問題だけを訴えたいという場合には、「ビルマ少数民族」であることを強調し、アピールしていく方策を採るかもしれない。しかし、このシナリオは「〇〇民族」であることを強調するというシナリオと同様に可能性は低く、実際にはバマーとの連帯がそのまま維持されると考えた方が現実的である。繰り返しになるが、当事者が連帯することの重要性への認識が作用すると考えるのが自然である。

先の「〇〇民族」強調のシナリオと同様に、ビルマ当局による複数の少数民族への砲撃が長期化し、たとえば、少数民族としての焦りやいら立ちがバマーと共有できなくなると、「ビルマ少数民族」としての働きかけを望む声が出てくるかもしれない。しかし、

それによって得られる一時的な利益より、日本定住のバマーとの信頼関係を失うという損失を回避したいという判断が少数民族には働くであろう。また、こちらも先の「〇〇民族」のシナリオと同様に、部外者から少数民族だけを対象とした支援などを持ちかけられた際には、現在構築されているエスニシティを超えた連帯が揺らぐ可能性があるが、「〇〇民族」の強調の可能性が低いと同様の理由、すなわち定住ビルマ人が連帯を重視していることから、このシナリオが現実のものとなる可能性はかなり低い。

最後は、「在日ビルマ人」として生きていくというシナリオである。四半世紀の経験を通してエスニシティを超えた連帯を構築してきたビルマの少数民族とバマーが、この先も「在日ビルマ人」として連帯の意義を理解し、それを継続するというシナリオである。これまでの考察を振り返れば、このシナリオの実現の可能性がもっとも高い。たとえば、民族州で起きている問題や少数民族のみにかかわる問題を定住ビルマ人各自がビルマ全体の問題と捉え、「在日ビルマ人」として対応していくというシナリオが想定できる。実際に、「民政移管」後も定住ビルマ人はこの方向で組織活動を継続しており、すでに「在日ビルマ人」として活動を展開していると捉えることも可能である。この四半世紀の活動を通して少数民族活動家およびバマーの双方とも、お互いに連帯することの重要性を認識している。長期的に見た場合、仮にビルマにおける諸問題がすべて解決したとしても、日本における連帯は継続すると思われる。政治活動の必要性がなくなったとしても、ビルマ出身である点を共有し、緩やかな連帯を継続し、それぞれが「在日ビルマ人」として生きていくというシナリオがもっとも現実的である。

以上、定住ビルマ人の将来的な自己認識の捉え方について可能なシナリオを考察した。「〇〇民族」への逆戻りと「ビルマ少数民族」を強調するシナリオは可能性が低く、「在日ビルマ人」として生きていくシナリオの可能性が高いとまとめることができる。実現の可能性が高い「在日ビルマ人」は、エスニシティを超えた連帯が生み出した意義という観点から注目に値する。この「在日ビルマ人」という認識は、ビルマ出身者が日本に定住したことによって生まれたものであり、定住ビルマ人は今後も日本滞在を継続する可能性が高く、重視すべき結果である。そして、これを第4章の定住ビルマ人の組織変遷を考察する際に参考にした日系アメリカ人になぞらえれば、半世紀後には「ビルマ系日本人」という新たな意識がうまれている可能性も否定できない。

とはいえ、仮に「ビルマ系日本人」を名乗っても、各自の認識は未知数だが、序章で確認したように、日本社会側からの「名づけ」と、当事者自らの「名乗り」が相互に影響しながら、徐々に「ビルマ系日本人」が確立されていくであろうと想像できる。「日系アメリカ人」を例にとれば、まずは、受け入れ国アメリカによる「ジャップ」という「名づけ」があり、〇〇県人という意識をもっていた一世による「日系」という「名乗

り」がみられた。そして、二世が経験した戦時下の強制収容と戦後アメリカにおける移民集団の積極的な受け入れなどが契機となり、徐々に「日系アメリカ人」という意識が定着していった²³⁸。これを「ビルマ系日本人」に当てはめれば、まず、受け入れ国日本によるビルマ出身者への「ビルマ人」という「名づけ」があり、〇〇民族という意識しか持ち合わせていなかったビルマ出身の少数民族が、組織活動の連帯を通して「ビルマ人」としての「名乗り」をみせた。たとえば、「ビルマ人」というアイデンティティを維持しながら、生活基盤を日本にしているという現実的な観点に基づき「日本人」であるという意識を定着させていくこともありうる²³⁹。言い換えれば、これもまた「歴史的状況の変化に対応して常に更新されていく、人々のよりよい生き方の追求の過程²⁴⁰」の一環として捉えることができるのである。今後は、誰が、どのような立場で、何を契機として「ビルマ系日本人」と名乗るのか、そして、どのような特徴を持つ人が「ビルマ系日本人」と意識するのかなどを、ある程度まとまった期間について考察していく作業が必要である。

5-5 まとめ

本章では、ビルマの「民政移管」の現状をふまえたうえで、「永住者」資格および国籍の取得に関する統計と定住ビルマ人当事者が実施した二つのアンケート調査の結果を分析し、日本定住ビルマ人の選択を考察した。その結果、定住ビルマ人はビルマに帰国するよりも日本定住の継続を希望していることが明らかになった。前節ではそれをもとに日本定住ビルマ人の意識の変容について可能なシナリオを提示した。

「永住者」資格および日本国籍の取得状況の統計からは、日本定住ビルマ人の「永住者資格」取得者数が急増しており、また、日本国籍取得者数はわずかであるが、その数を維持している点を分析した。この傾向から、定住ビルマ人が将来的にも日本定住を望み、より安定した法的地位を得ていこうとしている点も指摘した。その要因として、在外ビルマ出身者にとって、本国ビルマの「民政移管」はまだ始まったばかりであり、帰国を促す条件が整っていないものと映っている点を指摘した。次に、定住ビルマ人を対

²³⁸ 南川文里 2007

²³⁹ ただしその際には、従来の日本社会に特徴的であった同化傾向の強い政策および異質な者への差別的な社会規範を改めるべきであり、その意味においても、まずは在日コリアンが抱える新旧の問題の解決が不可欠である。この点を解決させない限り、いくらニューカマー、たとえば日本定住ビルマ人が、「ビルマ系日本人」と名乗り、その意識をもつようになったとしても、日本の進んでいる道は間違っていると国際社会が判断するのは当然のことである。

²⁴⁰ 古田元夫 1995、p. 5

象に実施されたアンケート調査の結果から、ビルマに帰国したのちの生活を再建することがかなり困難であると判断し、その反面、日本では、四半世紀の間に居場所を確保しており、決して満足できるものではないが生活に安定性がある点を指摘した。その結果として、定住ビルマ人が帰国しない選択をしているのである。これらをふまえ、定住ビルマ人の意識の変容について、第3章および第4章の分析結果を元に、可能なシナリオを考察した。具体的なシナリオとして、「〇〇民族」への逆戻り、「ビルマ少数民族」の強調、「在日ビルマ人」として生きていくというものである。「〇〇民族」への逆戻り、および「ビルマ少数民族」の強調は実現の可能性は低く、逆に、四半世紀の体験を通して、エスニシティを超えた連帯の重要性を自覚している定住ビルマ人は「在日ビルマ人」として生きていく可能性が高く、将来的には「ビルマ系日本人」が生まれる可能性もあると指摘した。

第6章 結論

本稿では、日本定住ビルマ人の意識の変容を解明することを目的に、これまで明らかにされていなかった少数民族の来日前の経歴および来日後の組織活動に着目し、バマーとの間に育まれているエスニシティを超えた連帯を考察してきた。具体的には以下の3つの問い、定住ビルマ人を生み出す要因は何か、来日前後で定住ビルマ人の何が、どのように、なぜ変化したのか、四半世紀を超えた定住ビルマ人は日本で何を選択したのかを考察した。そして、この3つの問いを通して、定住ビルマ人の意識の変容、具体的には少数民族とバマーのエスニシティを超えた連帯を明らかにした。本章では、これまでに考察した定住ビルマ人の変容から、ビルマおよび日本の状況との関連で、それぞれの意義を明らかにする。まず序章で示した3つの問いについて、それぞれ明らかになったことを再確認し、その後結論を出す。

6-1 3つの問いへの答え

第1の問いは日本定住ビルマ人を生み出す背景を明らかにすることであった。この点については第1章と第2章で、日本とビルマ双方から来日を生み出す要因を考察し、さらに定住を長期化させる要因を明らかにした。特に、ビルマの少数民族を取り巻く歴史的かつ潜在的な状況を重視することにより、ビルマ社会で少数民族が置かれた環境、来日後の当事者の組織活動のあり方も解明した。そのうち、第1章では日本の状況を考察した。まず、在留資格統計からビルマ出身者が東京で定住傾向にある点を指摘し、次に、難民制度統計からビルマ出身者を積極的に受け入れる制度のあり方がビルマ出身者を定住に向かわせた点を指摘した。定住ビルマ人の日常生活においては、政治活動が重要視され、また、定住を継続させるための準備をしている点を考察した。

第2章では、ビルマ国内で少数民族がおかれている立場を時系列に追い、ビルマ出身者が越境する要因を考察した。特に、独立ビルマの特徴として、植民地支配下で醸成されたバマーを中心とした考え方が、その後の国家形成の主軸となり、ビルマの民族問題を複雑なものにしてしまったことを確認した。この点をふまえたうえで、本稿のテーマである国境を越えた移動を生み出す要因について、以下の3点に注目した。まずは、独立準備期から、中央集権的な国家形成の考え方があり、少数民族は国民として得るべき権利が十分に保障されない状況におかれていた点である。次に、独立後もバマー中心の考えを持つ政治家や軍人による統治によって、中央集権化が進み、少数民族は特有の文化を維持できないばかりか、安全な生活を送ることが厳しくなり、BSPP期にはすでに強制的ないし自発的な移動が起きていた点を指摘した。3点目は、バマー中心の政治の

結果として、バマーと少数民族の格差が広がり、国民同士の連帯を弱めてしまったことである。これらをふまえたうえで、1990年以降の改革開放の流れで海外への出稼ぎが制度化される前から、少数民族の間では国境を越えた移動が日常的に行われていた点を明らかにした。この考察結果は、定住ビルマ人の越境要因、つまり、1988年の民主化運動の参加者が当局からの弾圧を逃れるために来日したという要因のみを重視する先行研究の「常識」をくつがえすものである。

第2の問いは、日本定住ビルマ人の来日前後の変化を明らかにすることであった。この点について、少数民族の来日前の経歴および来日後の組織活動の変遷から、エスニシティのあり方の変容を第3章と第4章で考察した。そのうち第3章では、来日前の少数民族の居住パターンを3つに分類し、それぞれのエスニシティの特徴を考察した。具体的には、民族州生まれヤンゴン居住者の「再認識するエスニシティ」、ヤンゴン出身者の「獲得したエスニシティ」、民族州居住者の「活性化したエスニシティ」を考察した。まず、民族州生まれでのちにヤンゴンに居住するようになった少数民族は、ヤンゴンの学校や職場などで差別的な経験に遭遇するが、その経験を通して自分たちはやはり〇〇民族であると改めて認識するようになる点を明らかにした。この点をふまえて「再認識するエスニシティ」とした。次に、ヤンゴン出身者に注目した。聞き取り調査を実施できたヤンゴン出身者は2名であったが、この2名には民族州での居住経験はないが、ヤンゴンの日常生活のなかで常に〇〇民族であることを意識させられたという点が共通していた。当事者や家族は、〇〇民族であるために差別的な扱いを受け、その経験を通して生まれる意識により、ヤンゴン居住者には「獲得したエスニシティ」が醸成されている。民族州居住の少数民族の経験では、ビルマ語世界の広がりの確認できる一方で、日常生活の厳しさを通して〇〇民族であるという意識がめばえている。この〇〇民族という意識を「活性化したエスニシティ」とした。独立以降のビルマでは、ビルマ語世界の広がりに加えて、民族州からヤンゴンやほかの都市部に移動することが例外的な経験とはいえ、少数民族はビルマという枠組みに包摂されているといえる。しかし、そのような経験を通して、〇〇民族というエスニシティが「再認識」され、「獲得」され、そして「活性化」されている。これを裏返せば、ビルマの少数民族には「ビルマ人」であるという意識が希薄であるということになる。

そして、この〇〇民族というエスニシティが来日後、いかに変化したのかを考察したのが第4章である。この章では、1988年から2013年にかけての四半世紀にわたる定住ビルマ出身者の組織活動を5つの時期に区分し各時期の特徴を考察した。第1期(1988～1994年)は民主化組織と少数民族「非政治」組織の黎明期、第2期(1995～1999年)は民主化・少数民族「非政治」組織支部の設立期、第3期(2000～2002年)は民主化

組織の相互連帯期、第4期（2003年）は少数民族組織の設立と相互連帯期、そして第5期（2004～2013年）は民主化組織と少数民族組織の連帯形成期である。この変遷に伴って定住ビルマ人の意識が変容している点を指摘した。第1期から第3期までの少数民族は、来日前の意識と同様に、〇〇民族として自己を捉えていた。それが、第4期になり「ビルマ少数民族」という新たな意識をもつようになった。第5期になると「在日ビルマ人」という意識も新たに共有するようになっていった。つまり、当事者は来日後しばらくの間は、来日前から有していた〇〇民族というエスニシティを引き続き有していたが、それが四半世紀を経てそれまでの〇〇民族だけで完結していた生活世界から一歩進み、「ビルマ少数民族」および「在日ビルマ人」として政治運動を展開するようになったのである。その姿を具体的に表したのが、エスニシティを超えた連帯である。この一連の動きは、日本社会からみれば、当初の不可視な存在から、難民として日本社会に受け入れられるようになっていったという大きな変化と捉えられる。

そして、第3の問いは、日本定住ビルマ人の将来的な選択を考察することであった。この点は第5章で扱った。定住ビルマ人を対象にしたアンケート調査結果から、多くの人がビルマに帰るよりも日本で生きていくことを選択している点を明らかにした。そのうえで、定住ビルマ人の将来的な意識の変容について、日本とビルマの政情から受ける影響を考察した。さらに、日本社会とのかかわりについて、シナリオの現実性を考察した。それぞれのシナリオは、「〇〇民族」への逆戻り、「ビルマ少数民族」の強調、「在日ビルマ人」として生きるという3つである。そして、日本定住ビルマ人当事者が、日本で四半世紀を経て構築してきたエスニシティを超えた連帯の重要性を認識していることから、今後も「在日ビルマ人」として生きていく可能性が高いと指摘した。

3つの問いを考察していく過程で研究上の限界点も浮上した。ビルマでは、「民政移管」後も少数民族にかかわる問題が継続している。特に、西部のアラカン州を中心に居住するロヒンギャに対して、ビルマ政府は「バングラデシュからの不法移民で、ロヒンギャという少数民族は存在しない」との見解を表明している。そのためロヒンギャへの迫害が激しく、人権問題として国連の勧告も受けているが、状況は改善されていない。それに加えて、反政府の立場に立つ人を含む多くの国民までが、このビルマ政府の立場を支持しており、ビルマにおけるロヒンギャを取り巻く環境を複雑なものにしている。これは、日本定住ビルマ人のロヒンギャに対する一般的な態度にも反映されているが、本稿では、この点を考察できなかった。その理由は、序章で述べたとおり、ビルマの少数民族は、ビルマ国民であると認識されている少数民族とそうでない少数民族とに分類されていることから、それぞれの抱える問題が異なり、本稿では前者を研究対象としたためである。また、東京に生活拠点があるビルマ出身者を研究対象としたため、主に群

馬県に生活拠点を持つとされるロヒンギャを調査できなかったという理由もある。定住ビルマ人研究と位置づけるなら、深刻な問題を抱えているロヒンギャを研究対象に含めるべきではないかとの異議があるかもしれない。確かに、送り出し側であるビルマでは、バングラデシュからの移民と捉えられ、受け入れ側の日本では「ビルマ出身者＝ビルマ人」と捉えられていることから、ロヒンギャに対する両者の視点には大きな隔たりがある。この点を含めて、日本における協力関係や連帯の有無について調査し、諸要因を分析できれば、学術的に貢献しうるのは確かである。しかしながら、本稿では、法的には同じビルマ国民でありながら、ビルマ国内では異なる立場におかれている少数民族とバマーとの間で、来日後にどのように変容が生じているのかに焦点を当てたため、割愛せざるを得なかった。

研究対象者の選別は、定住外国人研究につきまとう難題の一つである。たとえば、現代の在日コリアン研究に脱北者を含むのか否か、また、特定の団地に集住するベトナム出身者を対象とした研究をインドシナ難民研究とくくることができるのかなど、線引きをめぐる問題は常に存在し、すべての対象者を一つの論文で取り上げるのは不可能という研究遂行上の現実がある。この点をふまえれば、本稿が研究対象者を特に偏って選別しているとはいえない。それよりも、これまでまとめて議論された定住ビルマ人について、同じビルマ国民であっても、おかれた立場が異なる少数民族とバマーとに分類したことで、一步踏み込んだ、広がりのある議論を展開できた点を強調したい。本稿に、ロヒンギャを研究対象として含んでいないのは以上の理由による。

本稿で明らかにしたとおり、ビルマ国籍を有する少数民族と多数派のバマーとの間には来日後にエスニシティを超えた連帯が構築されているが、現在のところ、その連帯にはロヒンギャは入っていない。しかし、このことからビルマ出身者はビルマ国内のロヒンギャへの差別的扱いに同調し、日本で構築された連帯自体が偏ったものであると結論付けてしまうのは時期尚早である。なぜなら、筆者がこれまで日本およびタイで実施した聞き取り調査では、ロヒンギャへの迫害の実情を憂慮し、彼/彼女らのおかれた立場の不当さを認識している人が少なからずいたからである。なかには同胞の前でいうのは憚られるがと前置きをしたうえで、ロヒンギャが抱える問題を解説してくれたインフォーマントもいた。そのインフォーマントによれば、ビルマ国内で一般のバマーが得られる権利は、軍関係者と比較すると限定的であるが、仮に一般のバマーを100%とすると、国民と認められている少数民族が得られる権利は20～30%程度であり、それがロヒンギャの場合には5%にも満たない、または状況によってはマイナスとなっているのが、独立以降のビルマの全体像であるという。そして、このような環境では、お互いの立場に理解を示す気持ちの余裕はなく、少ない権利であっても、それに満足して、より差別的

な扱いを受けているロヒンギャをスケープゴートにしているとの見解は説得力がある。このような現状では、全体を底上げしないと問題解決につながらないのは明らかで、ビルマにおけるこれまでの政治のあり方が誤っていたことを証明していると指摘された。また、別のインフォーマントは、「来日前にロヒンギャが暮らす地域を訪問する機会があり、そこで目にした差別的な扱いに衝撃を受けた。ほかのビルマ出身者がロヒンギャを排除するのは、このような光景をみる機会がまったくないためである」と説明してくれた。このように、ロヒンギャを取り巻く状況について冷静に分析する目を持ち、ロヒンギャが直面しているさまざまな苦悩を理解し、何とかその状況を緩和できないかと考えているビルマ出身者も存在するのである。問題は、そのような考えを同胞たちと共有できない環境である。

客観的にみれば、ロヒンギャが抱える「法律上の無国籍者」問題と、それ以外のビルマ出身者が抱える「事実上の無国籍者」問題は、ビルマ国内の文脈では根本的な違いがあるが、日本定住ビルマ人としての共通点も多い。つまり、日本で定住していても、無国籍者の場合は、自分の存在を公的に証明する根拠がなく、十分な社会保障が得られない。そのうえ当事者のアイデンティティ形成にかかわる問題と日常生活における根本的な問題が複雑にからみあい、当事者にとってマイナス面が多くなる。したがって、主体的に無国籍状態を選択したい人を除けば、無国籍状態は解消されるべきであるが、日本では無国籍問題は本格的に論じられていない。わずかに国際法の観点から、国際条約の一つである「無国籍条約」への加入や、難民認定と並行して「無国籍認定」の制定が提言されているという程度である。つまり、当事者はもとより、日本政府や世論を巻き込む動きはまだないのである。これは、当事者にとって問題解決のための直接的な働きかけが難しいという否定的な側面を表しているが、一方で、将来的には無国籍状態にある当事者間での協力関係構築の可能性も否定できない。

6-2 エスニシティを超えた連帯の意義

以下では、本稿の結論として、日本定住ビルマ人によって構築されたエスニシティを超えた連帯の意義を述べたい。まず、この連帯に注目するのは、特に定住先の日本で四半世紀のときを経て連帯が構築されていること、すなわち定住ビルマ人の四半世紀におよぶ日本滞在の総括としての変容であると位置付けられるからである。そして、連帯を通して定住ビルマ人の意識が変容したことは、本国ビルマにおいても、日本においても重要な意義が見出せる。その内容については本稿で明らかにしたように、来日前には〇〇民族として自己を捉え、「ビルマ人」という意識は希薄であった少数民族が、四半世紀を経て「ビルマ少数民族」、および「在日ビルマ人」という新たな意識を自発的に芽

生えさせてきている点にうかがえる。この変化を促したのが少数民族組織と民主化組織の連帯である。そして、両組織のメンバー構成に注目すれば、単に両者が連帯したという以上の意義がある。つまり、前者は、元は〇〇民族であった「ビルマ少数民族」、後者はバマーという民族的な観点からみると、「ビルマ少数民族」とバマーの連帯が実現していると捉えることができる。

これを本国ビルマの状況に当てはめると、独立以来の中心課題でありながら、実現できていない少数民族とバマーの連帯を、日本定住ビルマ人が体現しているという点に大きな意義が見出せる。すでに確認したように、ビルマ国内ではバマーと少数民族に対する当局の扱いには差があり、両者の経験も異なる。聞き取り調査で明らかになったように、少数民族はその違いや差別的な扱いに対し不満を抱えており、その不満は、当局だけでなく場合によってはバマー全体に向けられることもある。「民政移管」後も本国ビルマでは都市部ヤンゴンの一部が比較的発展したのに対し、民族州ではインフラをはじめとして、医療や教育など日常生活に直結した分野が未整備のままとなっている。さらに、場所によっては、戦闘が未だに継続している地域もあり、開発の遅れがいたるところで確認できる。このように、両者の生活水準の差は歴然としており、それがビルマ国内の少数民族とバマーの連帯を阻んでいるのは明らかである。

このような格差がもたらす両者の関係は、日本においても 2000 年代中ごろまで維持され、場合によっては強化されていた。しかし、2000 年代中ごろ以降にそれが大きく変容した。そこで両者は対立よりも協力を選び、その結果が本稿で考察したエスニシティを超えた連帯である。この「ビルマ少数民族」とバマーの連帯こそが、ビルマ国内の政情を安定させる重要な鍵になり得るのである。その意味で、日本で四半世紀のときを経て構築された連帯は、研究上の新たな発見であるとともに、ビルマ問題の解決への糸口となりうる点からも大きな意義をもつ。

このエスニシティを超えた連帯は、日本における外国人のあり方、さらには日本人のあり方を問う契機としても意義深い。前章では、定住ビルマ人の将来的なシナリオを考察したが、定住ビルマ人は今後「在日ビルマ人」として生きていく可能性が高いため、より長期的に捉えると「ビルマ系日本人」という意識がうまれてくる可能性もあり得る。つまり、エスニシティを超えた連帯が日本で持つ意義とは、定住ビルマ人が「在日ビルマ人」として生きていくという新たな現象であり、「ビルマ系日本人」という新しい意識が生まれてくる可能性であると捉えることができる。

この新しい動きを重視するのは、それが、定住ビルマ人による四半世紀の組織活動によって生みだされたものであり、そこに日本社会とのかかわりが内在しているからである。来日直後に自己を「ビルマ人」と意識していたのはバマーだけで、少数民族は各自

を〇〇民族と捉え、「ビルマ人」という意識が希薄であった点についてはすでに繰り返し述べた。しかし、日本では、バマーであれ、少数民族であれ、「ビルマ出身者＝ビルマ人」として捉えていたために、当事者と受け入れ社会との間に齟齬が生じていた。それが、四半世紀の日本滞在を経て、エスニシティを超えた連帯が構築されるようになった。そして、少数民族の意識に目を向けると、〇〇民族からまずは「ビルマ少数民族」へと変容し、さらに「在日ビルマ人」という新しい意識をもつようになったのである。言い換えれば、日本においてビルマの少数民族の意識が変容した結果、受け入れ社会である日本側の認識と重なってきたのである。これは、日本における定住ビルマ人による積極的な組織活動がなければならなかった意識である。

このように、エスニシティを超えた連帯を通して、意識が変容した定住ビルマ人は、この先も日本での暮らしを望んでいる。それを顕著に表しているのが、昨今の「永住者」資格の取得者の急増であり、日本国籍取得者数の現状維持である。現在のところは「永住者」資格の取得者が多いが、インドシナ難民の例にあったように、2世、3世と世代が進むにつれて日本国籍の取得者が増加する可能性が高くなる。この傾向をたどっていくと、今後の定住ビルマ人の生き方として、少なくとも法制度上は「日本人」として生きていく「ビルマ人」が増加する可能性が高い。そして、この傾向にそって当事者の意識の変容に注目すると、「在日ビルマ人」として生きることの延長線上で、「日本人」という意識が追加されることが想像できる。ここで改めて、今後の定住ビルマ人が自己を捉える際に規定するであろう「ビルマ系日本人」という意識につなげて、四半世紀を経て変容した意識を重視している理由が明らかになる²⁴¹。

ただし、実際問題として、日本という受け入れ社会において「ビルマ人」であることを保ちつつ「日本人」になることが可能なのかという課題が残る。たとえば、日本は「外国人住民の帰化率が低い唯一の国」という見方がある²⁴²。これは、欧州7カ国における外国人住民の世代の幅に注目し、5カ国では2世、2カ国では3世で止まっているのに対し、日本では韓国・朝鮮籍の在日コリアンがすでに4世にわたって日本で暮らしているにもかかわらず日本国籍の取得率が3割程度に止まっていることを根拠としている。日本における在日コリアンは、旧宗主国である日本の国民になることへの反発や葛藤という意識が強く働くという特殊性があるため、単純に欧州の例とは比較できない。しかしながら、日本で最大の国籍取得グループが韓国および朝鮮籍の人びとであり、その在

²⁴¹ ちなみに日本に定住する「ベトナム難民」を「ベトナム系住民」と捉えた研究はあるが、「ベトナム系日本人」とは捉えられていない（川上郁雄 2005、p. 54-58）。

²⁴² エリン・エラン・チャン著 阿部温子訳 2012『在日外国人と市民権 移民編入の政治学』明石書店、pp. 71-76

日コリアンの取得率が全体の約3割という統計結果は、日本における日本国籍取得が進んでいないことを証明している。

とはいえ、そのような傾向も、国籍取得に対する考え方を確認した際に指摘したように、昨今の在日コリアンの考えが従来とは異なり、多様化しているのも事実である。それに伴って、在日コリアンの近年の傾向として、日本への同化という旧来の認識ではなく、「子どものため」や「権利のため」などの理由で、日本国籍を取得している点は注目に値する²⁴³。つまり、国籍取得は現在のところ積極的にはなされていないが、その一方で、取得する側の意識に変化がでてきているのである。見方を変えれば、日本においてもこのような意識の変化を持つことができる事例として捉えることができる。

日本国籍を取得した在日コリアンの意識では、自分自身を日本人と捉えている人が53.0%、日本人でもあり韓国人でもあるという二重のアイデンティティを意識している人が28.3%に上るとの統計がある²⁴⁴。すなわち、日本国籍を取得する在日コリアンの約8割が日本人という意識をもっていることになる。さらに、この意識は日本国籍を取得したのちに強くなる傾向が指摘されている²⁴⁵。それと同時に、約3割は二重のアイデンティティを意識しているという指摘は、新しく作られる「日本人」の実態として、また将来的な日本人像として示唆的である。

この傾向を定住ビルマ人の例に当てはめれば、「ビルマ人」であることを維持しつつ、「日本人」という意識をもつことも可能であると評価できる。前章で例にあげたベトナム難民は、日本国籍を取得して「日本人」になってもコミュニティ内ではベトナム名で生活し、旧来の在日コリアンと違って自民族をないがしろにしたと特別視されることもない²⁴⁶。日本社会におけるベトナム難民のおかれた立場は、在日コリアンのそれよりも、定住ビルマ人により近い。このベトナム難民の複合的なアイデンティティのあり方は、先の在日コリアンの事例とともに、新たな日本人像として示唆的である。両者の例から導き出せるのは、国籍取得という法制度を利用して「日本人」になることに加えて、当事者の既存の意識を維持しながら「日本人」になることが、不可能なわけではないということである。したがって、日本定住ビルマ人が日本国籍を取得した場合も、一方で〇〇民族や「ビルマ少数民族」、「在日ビルマ人」としての複合的な意識を維持しつつ、「日本人」でもあるという、複数のアイデンティティを備えた人が特殊な事例ではなくなる

²⁴³ 韓国生まれ2名および日本生まれ112名を対象とした調査結果を参照(佐々木てる 2006 『日本の国籍制度とコリア系日本人』明石書店、pp. 93-98)。

²⁴⁴ 対象者113名中60名が日本人と認識している。

²⁴⁵ 佐々木てる 2006、pp. 100-103

²⁴⁶ 川上郁雄 2005、p. 191-193

日も遠くはないだろう。

この複数のアイデンティティを形成する要因として、第3章で考察した来日前のエスニシティのあり方に注目すると、まず、ヤンゴン出身の「獲得したエスニシティ」タイプは、来日前のエスニシティを維持したり、来日後に獲得した「少数民族/在日ビルマ人」という意識にこだわりを持つよりも、「日本人」である意識をより強く備えていく可能性が高い。そのため、ほかのカテゴリーの人よりもいち早く「日本人」として生きていく生活スタイルを確立すると予測できる。たとえば、第4章で取り上げたチャップヤウのように徐々に活動に参加しなくなった定住ビルマ人にとっては、「日本人」として生きていく選択が自然なものと捉えられているのではないだろうか。組織から距離をおくようになった定住ビルマ人への聞き取り調査の実施が困難であったのは、この傾向が既に進行していることを証明しているのかもしれない。そして、このタイプの対極に位置しているのは、来日前に「活性化したエスニシティ」を通して〇〇民族であることを意識していた民族州出身者である。その特徴は、今後も「少数民族/在日ビルマ人」という意識を維持しつつも、〇〇民族としてのエスニシティが強く残る可能性が高く、逆に「日本人」という意識を持つには時間がかかると想像できる。それは、ベトナム難民の日本国籍取得の理由として指摘されていた「方便」として日本国籍を取得するという感覚に近いものとなるだろう。つまり、仮に法制度上は日本人になったとしても、生まれ育った民族州での体験を消し去ることは不可能であり、それが「活性化したエスニシティ」の維持を補強させる要因となりうるのである。最後の民族州出身でヤンゴンに移動した少数民族には「再認識するエスニシティ」が醸成されていたが、このタイプは先の2つのタイプの間位置し、〇〇民族/少数民族/在日ビルマ人としての意識と「日本人」という意識をうまく共存させたアイデンティティをうみだす可能性が高いと想像できる。もちろん、個人的な経験や考え方により、上記以外の意識の持ち方があり得るのは常識的に考えても、当然のことである。

いずれにせよ、定住の長期化がさらに進むと、複数のアイデンティティを兼ね備えた「ビルマ系日本人」が増加する確率は高い。ここでは、すでに4、5世が誕生している在日コリアンと同様に、民族的な誇りは大切にすが、それよりも「日本社会において、どのようなアイデンティティを確立していくのか²⁴⁷」が重要な課題となってくるだろう。その際に、本稿で考察した、日本定住ビルマ人の四半世紀におよぶ日本滞在の結果としての意識の変容が参考になる。現在の日本では、例え、法制度上は日本人であっても、諸外国出身者はあくまでも外国人と扱われるのが一般的である。しかし、定住ビルマ人

²⁴⁷ 佐々木てる 2009、p. 251

のなかには、来日前のエスニシティだけでなく、来日後に得た「ビルマ少数民族」や「在日ビルマ人」という新たな認識、さらには「日本人」という受け入れ社会に即した認識を含む複合的なアイデンティティを共有させながら、生きていこうとする人がいる。

ここでは、日本人側の「常識」がふたたび問われている。つまり、本稿で考察したとおり、「ビルマ出身者＝ビルマ人」と捉えられていたが、なかには、「ビルマ人」という意識が希薄な人がいた。逆に、四半世紀も日本に滞在しているビルマ出身者のなかには、ビルマよりも受け入れ社会である日本をより強く意識するようになっている人もいる可能性がある。日本定住ビルマ人の四半世紀におよぶ日本滞在の意義は、この点も含めて誰が日本人なのかという根本的な問題に対して、日本人のもつ「常識」が当てはまらなくなってきたことを暗示している。この点に関する詳細な考察は今後の研究課題としたい。

参考文献

論文・書籍

- 青柳まちこ編・監訳 2003『「エスニック」とは何か エスニシティ基本論文選』新泉社
- アジア経済研究所 2008『アジ研ワールド・トレンド第 155 号 特集ミャンマー軍政の 20 年』アジア経済出版会
- 池田一人 2000「ビルマ独立期におけるカレン民族運動」東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所『アジア・アフリカ言語文化研究』60、pp. 37-111
- 同 2008「カレンの 20 年、民族の 1 世紀」アジア経済研究所『アジ研ワールド・トレンド』2008 年 8 月号 第 155 号、pp. 18-21
- 同 2011「カレンの歴史」伊東利勝編『ミャンマー概説』めこん、pp. 245-269
- 石田智恵 2009「1990 年入管法改正を経た〈日系人〉カテゴリーの動態—名づけと名乗りの交錯を通して—」立命館大学大学院先端総合学術研究科『Core Ethics』Vol. 5、pp. 1-10
- 移住労働者と連帯する全国ネットワーク 2012『M ネット 特集 在日ビルマ難民の現在・過去・未来』No. 150
- 市野川容孝・小森陽一 2007『思考のフロンティア 難民』岩波書店
- 市川政雄 1998「難民トラウマと精神的ストレス—在日ビルマ人難民申請者の場合」日本民主法律家協会『法と民主主義』No333、pp. 52-57
- 伊東利勝編 2011『ミャンマー概説』めこん
- 伊東利勝・吉田敏浩・伊野憲治・工藤年博・丸山市郎 2011「ミャンマー的国民国家の枠組み—政治」伊東利勝編『ミャンマー概説』めこん、pp. 15-86
- 伊野憲治 1992「[資料]1990 年ミャンマー総選挙の結果」『アジア・アフリカ言語文化研究所通信』75 号、pp. 14-41
- 同 1995「ミャンマー民主化運動と少数民族問題」『思想』850、pp. 114-138
- 同 2011「ミャンマー的国民国家の枠組み—政治」『ミャンマー概説』めこん、pp. 40-56
- 内堀基光 1998「民族論メモランダム」田辺繁治編『人類学的認識の冒険—イデオロギーとプラクティス』同文館、pp. 27-43
- エリン・エラン・チャン著 阿部温子訳 2012『在日外国人と市民権 移民編入の政治学』明石書店
- 大野徹 1970a「ビルマ国軍史(その 1)」京都大学『東南アジア研究』8 巻 2 号、pp. 218-251
- 同 1970b「ビルマ国軍史(その 2)」京都大学『東南アジア研究』8 巻 3 号、pp. 347-377

- 同 1971c 「ビルマ国軍史（その3）」京都大学『東南アジア研究』8巻4号、pp. 534-565
- 大曲由紀子・高谷幸・鍛冶致・稲葉奈々子・樋口直人 2011 「在日外国人の仕事—2000年国勢調査データの分析から—」『茨城大学地域総合研究所年報』No44、pp. 27-42
- S. カースルズ/M. J. ミラー著 関根雅美/関根薫監訳 2011 『国際移民の時代[第4版]』名古屋大学出版会
- 梶田孝道 1994 『外国人労働者と日本』日本放送出版協会
- 同 2002 「西欧の移民・難民政策が抱えるジレンマ『正規化もできず、強制退去もできず』」『国際問題』No. 513、日本国際問題研究所、pp. 31-45
- 梶田孝道編 2005 『新・国際社会学』名古屋大学出版会
- 梶田孝道・宮島喬編 2002 『国際化する日本社会』東京大学出版会
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人編 2005 『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会
- 梶村美紀 2007 『在日カチン人コミュニティ—日本における難民支援の実証的研究—』早稲田大学大学院アジア太平洋研究科提出修士論文
- 同 2010 「ビルマ難民の滞日経験—カチン難民申請者の視点を中心として」東南アジア学会事務局『東南アジア学会会報』第93号、pp. 16-17
- 川上郁夫 2005 『越境する家族—在日ベトナム系住民の生活世界』明石書店
- 北原淳 2007 「タイにおける外国人労働者の流入とその制度的条件」佐々木衛編著『越境する移動とコミュニティの再構築』東方書店、pp. 105-121
- 同 2011 『タイにおける外国人労働者の移動・労働・生活』課題番号 19510264 2007年度-2010年度科学研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書
- 北原淳・タンタン・アウン 2010 「ミャンマー（ビルマ）のディアスポラ—国境地帯のカレン族の事例」神戸大学社会学研究会『社会学雑誌』27/28、pp. 66-82
- 桐生稔 1974 「民政移管とビルマ経済の現状」アジア経済研究所『アジア経済』15(7)、pp. 96-101
- 桐生稔・西澤信善 1996 『ミャンマー経済入門 開放市場への胎動』日本評論社
- 工藤利博編 2012 『ミャンマー政治の実像—軍政23年の功罪と新政権のゆくえ』日本貿易振興機構アジア経済研究所
- 久保忠行 2010 『難民キャンプの人類学—タイ・ビルマ国境のカレン系難民の難民性—』神戸大学大学院総合人間科学研究科提出博士論文
- 久保忠行・岩佐光広 2011 「制度批判で見えなくなること—日本の難民の第三国定住をめぐる—」高知大学人文学部国際社会コミュニケーション学科『国際社会文化研究』Vol. 12、pp. 53-82
- 倉真一 1998 「国際移民の多様性とエスニックな連帯—日本におけるビルマ出身者を事

- 例に一」『年報筑波社会学』第10号、pp. 58-94
- 倉田良樹・津崎克彦・西野文子 2002 『ベトナム人定住者の就労と生活に関する実態調査』文部科学省科学研究費補助金・特定領域研究B「世代間利害調整に関する研究」内「少子化および外国人労働をめぐる経済的理論的・計量的研究」グループによるディスカッションペーパー
- 近藤敦 2001 『[新版] 外国人参政権と国籍』明石書店
- 齋藤瑞枝 2000 「1950年代におけるアラカン人仏教徒議員の新州設立要求」『東南アジア研究』37巻4号、pp. 535-555
- 財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部 1993 『インドシナ難民の定住状況調査報告』
- 同 2004 『難民申請者の住環境に関する状況調査』
- 財団法人入管協会 2003～2012 『在留外国人統計 平成15年～24年版』入管協会
- 佐久間平善 1993 『ビルマ（ミャンマー）現代政治史 増補版』勁草書房
- 佐々木てる 2006 『日本の国籍制度とコリア系日本人』明石書店
- 島村玄 1997 「祖国の自由化・民主化を求める在日ビルマ人たちの思想と行動」政界出版社『政界』19(2)、pp. 68-71
- シュエバ・田辺寿夫 2008 『負けるな！在日ビルマ人』梨の木舎
- 庄司智孝 2009 「多元的関係の追求」恒川潤編『中国の台頭：東南アジアと日本の対応（国際共同研究シリーズ）』防衛省防衛研究所、pp. 155-182
- 庄司博史編著 国立民族学博物館編集 2004 『多みんぞくニホン—在日外国人のくらし—』財団法人千里文化財団
- 白井美由紀 2007 『日本国籍をとりますか？ 国家・国籍・民族と在日コリアン』新幹社
- 青土社 2002 『現代思想 特集 難民とは誰か』Vol. 30-13
- 同 2007 『現代思想 特集 隣の外国人—異郷に生きる』Vol. 35-7
- 徐京植 2002 「「半難民」から見えてくるもの」『現代思想』第30巻第13号、pp. 64-66
- 高谷紀夫 2008 『ビルマの民族表象』法蔵館
- 高村三郎・毛利卓 1984 『国境貿易—東南アジア陰の経済—』弘文堂
- 武島良成 2007 「日本占領期のビルマにおける『ビルマ化』政策」『京都教育大学紀要 No. 110』京都教育大学、pp. 31-4
- 田中宏 2013 『在日外国人 第三版 —法の壁、心の溝』岩波書店
- 田辺寿夫 1997 『ビルマ「発展」のなかの人びと』岩波書店
- 同 2010 「ビルマ出身者ディアスポラはいま 在日ビルマ人の思想と行動」駒井洋監修

- 『東南・南アジアのディアスポラ』明石書店、pp. 112-135
- 田辺寿夫・根本敬 2003 『ビルマ軍事政権とアウンサンスーチー』角川書店
- 同 2012 『アウンサンスーチー ー変化するビルマの現状と課題』角川書店
- 田村克己 1983 「地域研究Ⅱ：東南アジアービルマにおける民族問題と国家統合」金沢大学文学部『金沢大学文学部論集：行動科学科篇』3、pp. 45-56
- トム・クレーマー「ミャンマーの少数民族紛争」工藤利博編『ミャンマー政治の実像ー軍政 23 年の功罪と新政権のゆくえ』日本貿易振興機構アジア経済研究所、2012、pp. 1339-166
- トーマス・ハンマー著 近藤敦監訳 1999 『永住市民（デニズン）と国民国家ー一定住外国人の政治参加』明石書店
- 土井たか子編 1984 『「国籍」を考える』時事通信社
- 戸田佳子 2001 『日本のベトナム人コミュニティ ー世の時代、そして今』暁印書館
- 外村大 2013 「安定成長期日本の外国人労働者ーグローバルゼーション下の移動の胎動」『アジア太平洋討究』No. 20、早稲田大学アジア太平洋研究センター、pp. 277-291
- 中西嘉宏 2009 『軍政ビルマの権力耕造 ーネー・ウィン体制下の国家と軍隊 1962-1988』京都大学学術出版会
- 難民問題研究フォーラム編 2001 『難民と人権 ー新世紀の視座』現代人文社
- 同 2002 『日本の難民認定手続き ー改善への提言』現代人文社
- 西澤信善 2000 『神戸大学経済学叢書 ーミャンマーの経済改革と開放政策 ー軍政 10 年の総括』勁草書房
- 西野史子・倉田良樹 2002 『日本に定住するベトナム系住民の就労状況』文部科学省科学研究費補助金・特定領域研究 B 「世代間利害調整に関する研究」内「少子化および外国人労働をめぐる経済的理論的・計量的研究」グループによるディスカッションペーパー
- 入管問題調査会編 1996 『密室の人権侵害 ー入国管理局収容施設の実態』現代人文社
- ヌヌウェイ 1998 「ミャンマーと日本における学校教育と教員養成課程に関する比較研究」『北海道大学教育学部紀要』第 76 号、北海道大学、pp. 119-147
- 根津清 1994 『難民認定 ーミヤミヤウィンが語ったー五〇〇日』ダイヤモンド社
- 根本敬 2002 「ビルマの独立ー日本占領期からウー・ヌ時代まで」池端雪浦ほか編『東南アジア史第 8 巻』岩波書店、pp. 173-202
- 同 2003 『アウン・サンー封印された独立ビルマの夢 ー現代アジアの肖像(13)』岩波書店
- 同 2004 「ビルマ・アラカン州におけるロヒンギャー問題に関する予備的考察」荒井悦

- 代編『東部南アジア地域の地域関係研究会中間成果報告』アジア経済研究所、
pp. 191-208
- 同 2010『抵抗と協力のはざま—近代ビルマ史のなかのイギリスと日本 戦争の経験を問う』岩波書店
- 同 2013「いま、ビルマの民主化をどう考えるか？」アジア太平洋資料センター『オルタ』MAY 2013、pp. 2-3
- 箱田徹 2012「最近のビルマ情勢に浮かぶ複数の「フロンティア」」ヒューライツ大阪『国際人権ひろば』105号、pp. 12-13
- 橋本（関）泰子 2007「タイにおけるミャンマー人労働者のエスニシティとナショナルイデオロギー—モーン族の事例を中心に」佐々木衛編著『越境する移動とコミュニティの再構築』東方書店、pp. 139-155
- 早尾貴紀 2008『ユダヤとイスラエルのあいだ 民族／国民のアポリア』青土社、pp. 28-34
- 人見泰弘 2007「ビルマ系難民の政治組織の形成と展開」北海道社会学会『現代社会学研究』20、pp. 1-18
- 同 2008「滞日ビルマ系移民の移住過程をめぐって」『アジア遊学』No. 117、pp. 107-113
- 福田佳彦 2001「ドイツの国籍法改正と二重国籍問題」神奈川大学経営学部『国際経営論集』pp. 175-201
- 淵上英二 1995「偽日系人を生み出す社会」『日系人証明：南米移民、日本への出稼ぎの構図』新評論、pp. 49-54
- プリーチャ・クウィンパン著、田村隆悟訳 2005「タイへの国境を越える移動—ビルマ、ラオス、カンボジアからの労働移民に対する政策とその実践—」神戸大学社会学研究会編『社会雑誌』22号、pp. 22-35
- 古田元夫 1991『ベトナム人共産主義者の民族政策史—革命の中のエスニシティ—』大月書店
- 同 1994「アクチュアリティー：「難民」報道の落とし穴」小林康夫・船曳建夫編『知の技法』東京大学出版会、184-195
- 同 1995『ベトナムの世界史 中華世界から東南アジア世界へ』東京大学出版会
- 古屋博子 2009『アメリカのベトナム人 祖国との絆とベトナム政府の政策転換』明石書店
- ベネディクト・ロジャース著 東京YWCA国際語学ボランティアグループ訳 2008『十字架を背負って ビルマ軍事政権によるキリスト教徒の活動制限・差別・迫害』カチン機構（日本）
- ベネディクト・ロジャース著 秋元由紀訳 根本敬解説 2011『ビルマの独裁者タンシ

- ユエ 知られざる軍事政権の全貌』白水社
- 法務省入国管理局編 1964『在留外国人統計』大蔵省印刷局、pp. 2-5
- 法務省入局管理局 2006『難民条約加入 25 周年記念企画 難民認定行政—25 年間の軌跡—』法務省入国管理局
- 本間浩 1990『難民問題とは何か』岩波新書
- マーティン・スミス著 高橋雄一郎訳 1997『世界人権問題叢書 20 ビルマの少数民族 開発、民主主義、そして人権』明石書店
- マイグレーション研究会 2012『エスニシティを問いなおす 理論と変容』関西学院大学出版会
- 増田知子 2012「ミャンマー軍政の教育政策」工藤年博編『ミャンマー政治の実像—軍政 23 年の功罪と新政権のゆくえ—』アジア経済研究所、pp. 235-269
- 水野敦子 2009「ミャンマー中部乾燥地域からの労働力流出と村落経済—ニャンウー県 ジョーピンター村における調査報告—」龍谷大学アフラシア平和研究センター『アフラシア研究』No. 9、pp. 1-22
- 三竹直哉 2010a「民主化支援策としての難民政策～在日ビルマ人難民の政治キャピタル形成(1)」『駒澤法学』10-1、pp. 106-79
- 同 2010b「民主化支援策としての難民政策～在日ビルマ人難民の政治キャピタル形成(2・完)」『駒澤法学』10-2、pp. 47-66
- 南川文里 2007『日系アメリカ人の歴史社会学：エスニシティ、人種、ナショナリズム』彩流社
- 同 2012「エスニシティ概念の現代的位相」マイグレーション研究会『エスニシティを問いなおす 理論と変容』関西学院大学出版会、pp. 18-22
- 武者小路公秀監修 浜邦彦・早尾貴紀編 2008『ディアスポラと社会変容』国際書院
- モートゥザー 2013「ミャンマーが抱えるロヒンギャ問題」広島市立大学広島平和研究所『Hiroshima Research News』Vol. 15 No. 3 広島市立大学広島平和研究所、p. 6
- 山田美和 2012「アウンサンスーチーのマハーチャイ訪問が意味すること—ミャンマーの発展と移民労働者問題—」アジア経済研究所『アジ研ワールド・トレンド』No. 203、pp. 36-40
- 山本理絵 2012「難民認定における申請者の手続的権利保障—行政手続段階を中心に—」『立命館法政論集』第 10 号、pp. 1-38
- 吉田敏浩 1995『森の回廊 ビルマ边境民族解放区の一三〇〇日』NHK 出版
- 吉田敏弘 1998「生命の連なりを未来に—北ビルマから中国雲南省と北タイにかけての民族間関係と民族・国家間関係と民族内関係をめぐって—」『東南アジア研究』35

卷4号、p.268-291

ロビン・コーエン著 駒井洋・角谷多佳子訳 2001『グローバル・ディアスポラ』明石書店

早稲田大学アジア太平洋研究センター2003「戦後日本・東南アジア関係史総合年表」編集委員会編『南方軍政関係史料 26 戦後日本・東南アジア関係史総合年表』龍溪書舎

早稲田大学アジア研究機構2013『ワセダアジアレビュー 特集ミャンマーを考える』No.14 めこん

Apichai W. Shipper, 2001. *Associative Activism: Organizing Support for Foreign Workers in Contemporary Japan*, Ph. d Dissertation, Massachusetts Institute of Technology.

Apichai W. Shipper, 2006. “Foreigners and Civil Society in Japan” . *Pacific Affairs*. Summer Vol.79, No.2. pp.269-289.

Aung, Winston Set. 2009, “Illegal Heroes and Victimless Crimes: Informal Cross border Migration from Myanmar” Institute for Security and Development Policy, *Asia Paper*, pp.5-56.

Banki, Susan. 2006. “The Triad of Transnationalism, Legal Recognition, and Local Community: Shaping Political Space for the Burmese Refugees in Japan” . *Refuge*. 23:2 (Winter). pp.36-46.

Brees, Inge, 2009. “Burmese Refugee Transnationalism: What Is the Effect? ” , *Journal of Current Southeast Asian Affairs*. 28-2. pp.23-46.

Callahan Mary, 2003. *Making Enemies: War and State Building in Burma*, Cornell University.

Caroline B. Brettell and James F. Holifield. ed. 2000. *Migration Theory Talking Across Disciplines*, London: Routledge.

Chao Tzng Yawngwe, 1987. *The Shan of Burma: Memoirs of a Shan Exile*, Institute of Southeast Asian Studies.

Chao Tzang Yawngwe and Lian H. Sakhong. ed. 2003. *Federalism State Constitutions and Self-Determination in Burma [Report on State Constitutions Drafting Process]*, UNLD Press.

Charney Michael W., 2009. *A History of Modern Burma*, Cambridge University Press.
Constituent Assembly of Burma, 1948. *The Constitution of the Union of Burma*, Rangoon, Supdt. Govt. Printing and Stationery, Burma.

Joint Action Committee (The Federal Constitution Drafting Committee, Supporting Committee for State Constitution, Women’s League of Burma, “Seminar on Basic Principles for a Future Federal Constitution (Feb. 9–12, 2005) p.34: အနာဂတ်ဖက်ဒရယ်ပြည်ထောင်စု ဖွဲ့စည်းမှုဆိုင်ရာ အခြေခံမူများ ချမှတ်ရေး နှီးနှောဖလှယ်ပွဲမှတ်တမ်း၊ ၂၀၀၅ ဖေဖော်ဝါရီ ၉ ရက် မှ ၁၂ ရက် နှီးနှောဖလှယ်ပွဲကျင်းပရေးကော်မတီမှ ထုတ်ဝေသည်။ ၄၅။

Kuntz Egon F., 1981. “Exile and Resettlement: Refugee Theory” , *International Migration Review* 15 (1), pp. 42–51

Lian H. Sakhong, 2003. *In Search of Chin Identity: A Study in Religion, Politics and Ethnic Identity in Burma*, Nordic Institute of Asian Studies Monograph Series, Np. 91.

Matthew J. Walton, 2008. “Ethnicity, Conflict, and History in Burma: The Myths of Panglong” , *Asian Survey*, Vol. 48. pp. 889–910.

Maung Maung. 1959. *Burma’s Constitution*, The Hague Martinus Nijhoff

Seekins Donald M., 2007. *Burma and Japan Since 1940 from ‘Co-prosperity’ to ‘Quiet Dialogue’* , NIAS Press.

Silverstein Josef, 1980. “The Constitution of 1947” , *Burmese Politics: The Dilemma of National Unity*, Rutgers University Press. pp. 185–205.

Silverstein Josef ed, 1993. *The Political Legacy of Aung San: Revised Edition*, Cornell Southeast Asia Program.

Smith Martin, 1999. *Burma Insurgency and the Politics of Ethnicity (Revised and updated edition)*, The University Press Dhaka, White Lotus Bangkok and Zed Books Lts London • New York.

Steinberg David I., 1982. “Military Rule in Burma, 1962–1980” , *Burma: A Socialist Nation of Southeast Asia*, Westview Press. pp. 73–93.

Than Than Aung, 2007. “Myanmar Migrant Society in Bangkok Metropolis and Neighboring Region” , 佐々木衛編著『越境する移動とコミュニティの再構築』東方書店、pp. 157–172

Tinker Hugh, 1957. *Union of Burma: A Study of the First Years of Independence*, Oxford University Press.

Tinker Hugh, ed. 1984. *Burma The Struggle for Independence 1944–1948: Documents from official and private sources Volume II From General Strike to Independence 31 August 1946 to 4 January 1948*, London Her Majesty’s Stationery

Office.

定住ビルマ人組織関連資料

ကချင်အမျိုးသားဒီမိုကရေစီသမဂ္ဂ (ဂျပန်) ၏ဖွဲ့စည်းအုပ်ချုပ်ပုံအခြေခံဥပဒေများ : 在日カチン民族
民主化運動、規約、2005年5月

ကချင်အမျိုးသားအစည်းအရုံး (ဂျပန်) : 在日カチン民族機構 (日本)、規約、2009年12月
ဂျပန်နိုင်ငံရှိ မြန်မာနိုင်ငံသားများ၏ ပူးပေါင်းဆောင်ရွက်ရေးကော်မတီ : 在日ビルマ人共同行動実行
委員会参加組織一覧表

ညီညွတ်သောတိုင်းရင်းသားများအဖွဲ့ အစည်း (ဂျပန်) စတင်ပေါ်ပေါက်လာသည့် နောက်ခံဖြစ်စဉ်
အမှတ် (၁) : 在日ビルマ連邦少数民族協議会規約、2009年9月12日

ပုညကာရီ မွန်အမျိုးသားများ အဖွဲ့ (ဂျပန်) : ポンニヤカリモン民族社会 (日本) 規約、2010
လူ့ဘောင်သစ်ဒီမိုကရက်တစ်ပါတီ ဌာနချုပ် : 新社会建設のための民主党日本支部再結成、
2006年3月15日

ဦးဟန်ညောင်ဝေ နှင့် Victor Biak Lian တို့၏ ဂျပန်နိုင်ငံခရီးစဉ်နှင့်ပတ်သက်သော သဘောထား
ထုတ်ပြန်ကြေညာချက်။ မြန်မာ့ဒီမိုကရေစီအဖွဲ့ချုပ် : ビルマ民主化同盟、ウー・ハン・ニヤ
ウン・ウェイとヴィクター・ビアッ・リアンの訪日に関する声明、2010年10月8
日

ဦးဟန်ညောင်ဝေ နှင့် ဦးဗစ်တာဗျတ်လျန်း တို့၏ ဂျပန်နိုင်ငံခရီးစဉ်နှင့်ပတ်သက်သော
သဘောထားထုတ်ပြန်ကြေညာချက်။ ၁၀ ရက် အောက်တိုဘာလ ၂၀၁၀ ပြည့်နှစ် တိုကျို။
ဂျပန် : ウー・ハン・ニヤウン・ウェイとウー・ヴィクター・ビアッ・リアンの訪日
に関する声明 : 2010年10月10日、東京

海外カレン機構 (日本) : 規約草稿日本語版、2006年8月18日

在日カレン民族連盟 : カレン民族連盟 (KNL) の誕生-KNL の政治目標、性格、信念につ
いて

同 : 第58回カレン民族記念日祝典プログラム「ビルマにおけるカレン教育史」「カレン
人の文字」2006年

在日チン民族協会 : 2005-06年度の中央運営委員会委員発表 (2005年11月20日、東京
大井町キュリアン・ホールにて行われた CNC-JP 選挙記録)

在日ビルマ人共同実行委員会 : 国連事務総長宛要請書およびメンバーリスト、2008年7
月18日

在日ビルマ連邦少数民族協議会 : 結成に関する正式な告知、2004年4月5日

シャン州民族民主連盟日本支部 : シャン民族民主連盟 (Shan National for Democracy)
日本支部を解散してシャン州民族民主連盟 (Shan State Nationality for Democracy)

日本支部を再結成したことの報告、2007年11月3日

同：目的（思想・意向）

Karen National League, Japan: KNL-JP, EC member for 2006 and 2008

Karen National Union, Japan: The Stance of Karen National Union, Japan

National Democratic Front: The 30th Anniversary of NDF day Celebration, 1976-2006
(Burma)

OKO(Japan), KNU(Japan), KNL(Japan):第62回カレン殉職者の日式典、2012年8月12日

その他資料

赤津陽治 2004「ビルマ・ディペーイン事件の証言者たち」『マスコミ市民』2004年9月、pp. 76-79

アジア経済研究所 2006『アジア動向年鑑 2006年版』アジア経済出版会

アジア太平洋資料センター編 2006『月刊オルタ 特集タイとビルマの民主主義の行方』
2006年12月号、アジア太平洋資料センター

秋元由紀 2006「国際的水力開発は何をもたらすのか」『月刊オルタ 特集タイとビルマ民主主義の行方』アジア太平洋資料センター、pp. 26-28

同 2012「ビルマ—新政府発足と民主化の行方」特定非営利活動法人 APLA『ハリーナ』
vol. 02. no. 17、p. 9

光文社 1996『週刊宝石』1月25日号「主権の侵害だ！ミャンマー政府が日本国内で税金20億円を集めている」pp. 48-51

田辺寿夫監修 マリップ・クンセン 熊切拓 マリップ・センブ編 2006『Driven Away
中国-ビルマ国境で起きているカチン民族女性の人身売買（日本語版）』在日カチン
女性協会（KWAJ）

新村出編 2006『広辞苑第五版』岩波書店

『日本経済新聞』2012年9月1日夕刊「インフラ投資 官民で拡大」

ティンケッ（DBSO代表）・田辺寿夫訳 1997「民主ビルマ学生連盟（DBSO）のあゆみ」ビルマ市民フォーラム『Burma フォーラムニュース』No. 2、pp. 8-9

ビルマ市民フォーラム 2000『アリンヤウン 特集—キンマウンラさん一家、在留資格をめぐる動き』特別号

同 2002『アリンヤウン』第22号

ビルマ日本事務所『ビルマジャーナル』Vol. 4 No. 1

『毎日新聞』2013年5月20日夕刊「揺れる思い：在日ミャンマー人／上 帰国後再入

国に壁」

『毎日新聞』2013年5月21日夕刊「揺れる思い：在日ミャンマー人／中 祖国に未納税 129万円」

『労働者人民日報』1965年3月8日「カチン武装組織の責任者」 လုပ်သားပြည်သူ့ နေ့စဉ် (၃၊ ၈၊ ၆၅) ကချင်သောင်းကျန်းထိပ်သီး

Constitution of the Union of Burma, Constituent Assembly of Burma, Rangoon, Supdt., Govt. Printing and Stationery, Burma, 1948.

Constitution of the Republic of the Union of Myanmar (2008) : ပြည်ထောင်စုသမ္မတမြန်မာနိုင်ငံတော် ဖွဲ့စည်းပုံအခြေခံဥပဒေ (၂၀၀၈ခုနှစ်), Printing & Publishing Enterprise, Ministry of Information, Union of Myanmar (October, 2009 (5,000) Copies)

Joint Action Committee (The Federal Constitutin Drafting Committee, Supporting Committee for State Constitution, Women' s League of Burma, “Seminar on Basic Principles for a Future Federal Constitution (Feb. 9-12, 2005)”

The Constitution of the Socialist Republic of the Union of Burma, 1974, Published by the Ministry of Information, translation of the Constitution into English being done by the Burma Socialist Programme Party, Printed by Printing and Publishing Corporation Rangoon

The People' s Age, 2012年1-94号「成長戦略会議にて華僑と越僑がそれぞれの出身国に与えた影響について協議」 ၂၀၁၂၊ ကြာသပတေးနေ့၊ အတွဲ ၂၊ အမှတ် ၉၄ ပြည်ပရောက်မြန်မာနိုင်ငံသားများအမိန့်ငံသို့ပြန်လာနိုင်ရန်စီးပွားရေးလုပ်ငန်းနှင့်အလုပ်အကိုင် အခွင့်အလမ်းများဖန်တီးပေးရန်လိုအပ်

ပြည်ထောင်စုမြန်မာနိုင်ငံ ၏ ဖွဲ့စည်းအုပ်ချုပ်ပုံအခြေခံဥပဒေ, The Constitution of the Unon of Burma (Constituent Assembly, Sep. 24th, 1947)

URL

秋元由紀/ビルマ情報ネットワーク「〈ミャンマー〉北部で戦闘続く 中国利権が関与 (2011年7月4日)」『アジアプレス・ネットワークホームページ』 <http://www.asiapress.org/apn/archives/2011/07/04102744.php>、2013年5月20日閲覧

NPO 法人無国籍ネットワーク「無国籍者 Q&A」『NPO 法人無国籍ネットワークホームページ』 <http://www.stateless-network.com/know/qanda.html>、2013年11月17日閲覧

おはよう日本特集まるごと「スー・チー氏来日 在日ミャンマー人祖国への思い (2013年 4 月 15 日) 『 NHK ONLINE 』
<http://www.nhk.or.jp/ohayou/marugoto/2013/04/0415.html>、2013年5月20日閲覧

外務省「難民問題と日本一国内における難民の受け入れ」『外務省ホームページ』
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/nanmin/main3.html>、2013年11月17日閲覧

小泉総理大臣「日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的経済連携の枠組み (仮訳)」
『 外 務 省 ホ ー ム ペ ー ジ 』
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/asean+3_03/eco_renkei.html、2013年11月21日閲覧

厚生労働省「平成22年公的年金加入状況等調査 結果の概要」『厚生労働省ホームページ』
http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/pdf/141-2_kekkagaiyo.pdf、2013年5月7日閲覧

国連難民高等弁務官事務所「2008年底護申請者と難民」『国連高等弁務官事務所ホームページ』
http://unhcr.or.jp/ref_unhcr/higo/index.html、2013年11月10日閲覧

同上「数字で見る難民情勢(2012年)」『国連難民高等弁務官事務所ホームページ』
http://www.unhcr.or.jp/ref_unhcr/statistics/index.html、2013年11月17日閲覧

在日コリアン弁護士協会 (Lawyers' Association of ZAINICHI Korean: LAZAK) 「活動日誌」
『 LAZAK 在日コリアン弁護士協会ホームページ』
<http://www.lazak.jp/report.html>、2013年9月24日閲覧

在日ビルマ人難民申請弁護団「難民認定数等比較-ビルマ出身者」『JLNR 全国難民弁護団連絡会 (Japan Lawyers Network for Refugees) ホームページ』
http://www.jlnr.jp/statements/2013/JLNR_statement_201304_jp_annex2.pdf、
2013年8月28日閲覧

ビルマ河川ネットワーク・カレンニー開発調査グループ「日本はブルーチャウン水力発電所に関連した人権侵害を調査するべき—新たな援助を検討する前に (2011年11月4日)」
『 メ コ ン ・ ウ オ ッ チ ホ ー ム ペ ー ジ 』
http://www.mekongwatch.org/resource/news/20111104_01.html、2013年11月24日閲覧

ビルマ情報ネットワーク「ミャンマー政府が日本国内で20億円徴税活動 (1996年1月25日)」
『 ビ ル マ 情 報 ネ ッ ト ワ ー ク ホ ー ム ペ ー ジ 』

<http://www.burmainfo.org/article/article.php?mode=1&articleid=435>、2013年11月12日閲覧

ビルマ連邦社会主義共和国 1974 年憲法 (Government of the Union of Burma (03 January 1974), “The Constitution of the Socialist Reppublic of the Union of Burma (The 1974 Constitution)”, *Online Burma/Myanmar Library*, <http://www.burmalibrary.org/docs07/1974Constitution.pdf>、2013年11月21日閲覧

平和の翼ジャーナル「アウンサンスーチーさんにインタビュー (2011年1月1日)」『平和の翼ジャーナルホームページ』
<http://blogs.yahoo.co.jp/birumasamurai127/44522796.html>、2013年11月21日閲覧

ベネディクト・ロジャース「1988年から20年～ビルマ国民を裏切る日本の政策」『日刊ベリタ』<http://www.nikkanberita.com/read.cgi?id=200808111453041>、2013年11月10日閲覧

法務省入国管理局「我が国における難民庇護の状況等」『法務省ホームページ』
<http://www.moj.go.jp/content/000109006.pdf>、2013年9月30日閲覧

同「平成24年末現在における在留外国人数について (速報値)」『法務省ホームページ』
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00030.html、2013年10月16日閲覧

同「2012年末在留外国人統計 (旧登録外国人統計) 統計表」より「国籍・地域別 在留資格 (在留目的) 別 在留外国人/総在留外国人」「国籍・地域別 年齢・男女別 在留外国人/総在留外国人」「都道府県別 国籍・地域別 在留外国人」『法務省ホームページ』
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001111233>、2013年10月29日閲覧

Government of the Union of Burma (03 January 1974), “The Constitution of the Socialist Reppublic of the Union of Burma (The 1974 Constitution)”, *Online Burma/Myanmar Library Homepage*, <http://www.burmalibrary.org/docs07/1974Constitution.pdf>、2013年11月21日閲覧

Khin Kyaw Han, MP-NLD, Yenangyaung (2), “1990 Multi-Party Democracy General Elections (Feb. 1st, 2003)”, *The Public's Library and Digital Archive-Homepage*, http://www.ibiblio.org/obl/docs/1990_elections.htm, 2013年10月23日閲覧

Saw Yan Naing/The Irrawaddy, “Most Burmese Refugees in Thailand Don’ t Want Return: Survey (2013/10/01)” , *Irrawaddy-Homepage*, <http://www.irrawaddy.org/refugees/burmese-refugees-thailand-dont-want-return-survey.html>, 2013 月 10 月 2 日閱覽

United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking: UNIAP, “Government of Myanmar strengthens its national plan to combat human trafficking” , *United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking -Homepage* http://www.no-trafficking.org/story_my_consultation.html, 2013 月 10 月 2 日閱覽

Working People’ s Daily (Saturday, 16 Oct., 1982), “Burma Citizenship Law” , *The Public’ s Library and Digital Archive-Homepage*, <http://www.ibiblio.org/obl/docs/Citizenship%20Law.htm>, 2013 年 11 月 10 日閱覽

添付資料

FWUBC が 2013 年 2 月 17 日に実施した調査の質問用紙

FWUBC ၏ စစ်တမ်းကောက်ယူခြင်း။

ရက်စွဲ။ ၁၇ရက်၊ဖေဖော်ဝါရီလ၊၂၀၁၃ တိုကျို၊ဂျပန်။

1. လိင်။ SEX

2. ကျား မ Male Female

3. အသက်။ Age

Under 20, 20 -25, 25-30, 30-35, 35-40, 40-45, 45- 50, 50-55, 55-60, 60-65 over 65

၂၀အောက် ၂၀-၂၅ ၂၅-၃၀ ၃၀-၃၅ ၃၅-၄၀ ၄၀-၄၅ ၄၅-၅၀ ၅၀-၅၅ ၅၅-၆၀ ၆၀-၆၅ ၆၅နှင့်အထက်

4. ဂျပန်နိုင်ငံတွင်နေထိုင်ပြီးကာလ။ (How many years did you already lived in Japan.)

Under5, 5-10, 10-15, 15-20, 20-25, over 25

၅နှစ်အောက် ၅-၁၀ ၁၀-၁၅ ၁၅-၂၀ ၂၀-၂၅ ၂၅နှင့်အထက်

5. ဝီဇာ အဆင့်အတန်း။ What is your Visa status

Permanent resident, Long-term resident, designated activities,

အမြဲနေထိုင်ခွင့် (အဲဂျူး) အရှည်သဖြင့်နေထိုင်ခွင့် (သဲဂျူး) ကန့်သတ်ချက်ဖြင့် နေထိုင်ခွင့်. (ခပ်ဆူးဒိုး) Provisional Stay, Provisional Release

ယာယီနေထိုင်ခွင့်(ခါလီထိုင်းရိုင်) ယာယီအချုပ်ကင်းလွတ်ခွင့် (ခါလီပိုးမေ)

6. အိမ်ထောင်ရေးအခြေအနေ။ Marital Status

Single, Married, Divorced, Widow

အိမ်ထောင် မရှိ။ အိမ်ထောင်ရှိ အိမ်ထောင်ကွဲ အိမ်ထောင်ဘက်ကွယ်လွန်။

7. မိသားစုဝင်ဦးရေ။ Family members

Single, Couple, Couple + Kids +1, +2, +3, +4, +5, +6

တကိုယ်ရေတကာရ လင်မယာနှစ်ဦး +ကလေး ၁ +၂ +၃ +၄ +၅ +၆

8. ဂျပန်နိုင်ငံတွင် နောက်ထပ် နေထိုင်လိုသည့်ကာလ How many years do you want to live more in Japan

1-5, 5-10, 10-15, 15-20, 20-25, 25-35, 35-45 Permanently.

၁-၅နှစ် ၅-၁၀ ၁၀-၁၅ ၁၅-၂၀ ၂၀-၂၅ ၂၅-၃၅ ၃၅-၄၅ အမြဲထာဝရ

9. နှင်ကင်း။ ပင်စင် Do you join the Pension plan

Yes, No

ရှိ မရှိသေး

10. ဟုတ်ကင်းအမျိုးအစား။ Other insurance

Shakia (Universal), Coccumin (National), None

ရှိကိုင်း ကော့ကူမင်း မရှိသေး

11. အလုပ်အကိုင်အခြေနေ။ Your Job

Good fair bad

ကောင်း သင့် ညံ့